

平成24年第2回さつま町議会定例会会期日程

月	日	曜	日	程	備	考
3.	2	金	本会議（招集日） ・開会 ・会議録署名議員の指名 ・会期の決定 ・諸般の報告 ・行政報告 ・議案上程（施政方針） ・一部議案審議 ・報告 ・特別委員会審査報告 ・陳情			
	3	土	休 会			
	4	日	休 会			
	5	月	休 会			
	6	火	休 会			
	7	水	休 会			
	8	木	本会議（2日目） ・一般質問（7人）			
	9	金	本会議（3日目） ・一般質問（2人） ・総括質疑 常任委員会			
	10	土	休 会			
	11	日	休 会			
	12	月	常任委員会			
	13	火	常任委員会			
	14	水	常任委員会		議会全員協議会	
	15	木	休 会			
	16	金	休 会			
	17	土	休 会			
	18	日	休 会			
	19	月	休 会			
	20	火	休 会			
	21	水	休 会			
	22	木	休 会			
	23	金	常任委員会、議会運営委員会		議会全員協議会	

月	日	曜	日	程	備	考
	24	土	休	会		
	25	日	休	会		
	26	月	休	会		
	27	火	本会議（最終日）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 常任委員長審査報告 ・ 議案審議 ・ 追加議案審議 ・ 陳情 ・ 発議 ・ 報告 ・ 継続審査、調査 ・ 閉会 		

平成24年第2回さつま町議会定例会審議結果

開会 平成24年3月 2日

閉会 平成24年3月27日

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
議案3	さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について	24.03.02	24.03.27	原案可決	総務
4	さつま町地域公共交通対策維持確保基金条例の制定について	〃	〃	〃	〃
5	さつま町職員定数条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
6	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
7	さつま町公民館条例の一部改正について	〃	〃	〃	文教厚生
8	さつま町介護保険条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
9	さつま町紫尾山ふれあいの森条例の一部改正について	〃	〃	〃	建設経済
10	さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
11	さつま町県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
12	さつま町営住宅等条例の一部改正について	〃	〃	〃	〃
13	さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について	〃	〃	〃	総務
14	平成24年度さつま町一般会計予算	〃	〃	〃	3 常任
15	平成24年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	文教厚生
16	平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	〃	〃	〃	〃
17	平成24年度さつま町介護保険事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
18	平成24年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃
19	平成24年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	〃	〃	〃	〃

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
20	平成24年度さつま町水道事業会計予算	24.03.02	24.03.27	原案可決	建設経済
21	平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算	〃	〃	〃	〃
22	町道路線の廃止又は認定について	〃	24.03.02	可決	—
23	土地改良事業の計画変更について	〃	24.03.27	〃	建設経済
24	さつま町まちづくり振興基金条例の制定について	24.03.27	〃	原案可決	—
25	さつま町公共施設整備基金条例の制定について	〃	〃	〃	—
26	さつま町手数料徴収条例の一部改正について	〃	〃	〃	—
27	23年度さつま町一般会計補正予算（第11号）	〃	〃	〃	—
28	平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	—
29	平成23年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	—
30	平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）	〃	〃	〃	—
31	平成23年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）	〃	〃	〃	—
32	平成23年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）	〃	〃	〃	—
33	さつま町教育委員会委員の任命について	〃	〃	同意	—
陳情1	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書	24.03.02	〃	採択	建設経済
陳情2	国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める陳情書	〃	〃	採択	総務
H23 陳情1	悪臭防止対策に関する陳情書	23.06.07	継続審査		文教厚生
発議1	国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書（案）の提出について	24.03.27	24.03.27	原案可決	—
発議2	「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）の提出について	〃	〃	〃	—

議案番号	件名	上程日	議決日	議決結果	付託委員会
発議 3	さつま町議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定について	24. 03. 27	24. 03. 27	原案可決	—
発議 4	さつま町議会議員定数条例の一部改正について	〃	〃	〃	—
報告 2	平成24年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について	24. 03. 02	〃	報告済	—
行財政改革対策調査特別委員会報告の件		〃	24. 03. 02	〃	
議員派遣の件		24. 03. 27	24. 03. 27	決定	
閉会中の継続審査・調査について		〃	〃	〃	

平成24年第2回さつま町議会定例会会議録

目 次

○3月2日（第1日）

会議を開催した年月日及び場所	1
出欠席議員氏名	1
出席事務局職員	1
出席説明員氏名	1
本日の会議に付した事件	2
開 会	3
開 議	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	3
議案第 3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について	5
（提案理由説明）	
議案第 4号 さつま町地域公共交通対策維持確保基金条例の制定について	5
（提案理由説明）	
議案第 5号 さつま町職員定数条例の一部改正について	5
（提案理由説明）	
議案第 6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	5
（提案理由説明）	
議案第 7号 さつま町公民館条例の一部改正について	5
（提案理由説明）	
議案第 8号 さつま町介護保険条例の一部改正について	5
（提案理由説明）	
議案第 9号 さつま町紫尾山ふれあいの森条例の一部改正について	5
（提案理由説明）	
議案第10号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について	5
（提案理由説明）	
議案第11号 さつま町県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について	5
（提案理由説明）	
議案第12号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	5
（提案理由説明）	
議案第13号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について	5
（提案理由説明）	
議案第14号 平成24年度さつま町一般会計予算	5
（提案理由説明）	

議案第15号 平成24年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算 (提案理由説明)	5
議案第16号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算 (提案理由説明)	5
議案第17号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計予算 (提案理由説明)	5
議案第18号 平成24年度さつま町介護サービス事業特別会計予算 (提案理由説明)	5
議案第19号 平成24年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算 (提案理由説明)	5
議案第20号 平成24年度さつま町水道事業会計予算 (提案理由説明)	5
議案第21号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算 (提案理由説明)	5
議案第22号 町道路線の廃止又は認定について (提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	19
議案第23号 土地改良事業の計画変更について (提案理由説明)	20
報告第2号 平成24年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について (内容説明)	21
行財政改革対策調査特別委員会報告の件 (報告)	21
陳情について	25
散 会	25
○3月8日(第2日)	
一般質問表	27
会議を開催した年月日及び場所	30
出欠席議員氏名	30
出席事務局職員	30
出席説明員氏名	30
本日の会議に付した事件	31
開 議	32
一 般 質 問	32
平田 昇議員	32
補助金交付について	
地域産業の振興について	
議会発言について	
新改 秀作議員	37
公有財産の利活用について	
宮之城屋内温泉プールの附帯施設整備について	

特産品の販売促進について	
川口 憲男議員	4 6
町営住宅の管理体制について	
教職員住宅の管理について	
内田 芳博議員	5 5
情報の提供について	
庁舎建設について	
柏木 幸平議員	6 4
男女共同参画社会の推進について	
森山 大議員	7 1
高齢化社会に対する施策について	
平八重 光輝議員	7 7
柔道の必修化について	
中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金について	
延 会	8 6

○3月9日（第3日）

一般質問表	8 9
会議を開催した年月日及び場所	9 0
出欠席議員氏名	9 0
出席事務局職員	9 0
出席説明員氏名	9 0
本日の会議に付した事件	9 1
議案付託表	9 2
開 議	9 5
一 般 質 問	9 5
岩元 涼一議員	9 5
川内原発の総合評価について	
再生可能エネルギーの活用推進について	
米丸 文武議員	1 0 4
有害鳥獣対策について	
議案第 3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について	1 1 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 4号 さつま町地域公共交通対策維持確保基金条例の制定について	1 1 4
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 5号 さつま町職員定数条例の一部改正について	1 1 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	1 1 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 7号 さつま町公民館条例の一部改正について	1 1 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 8号 さつま町介護保険条例の一部改正について	1 1 5

(総括質疑・委員会付託)	
議案第 9 号 さつま町紫尾山ふれあいの森条例の一部改正について	1 1 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 1 0 号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について	1 1 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 1 1 号 さつま町県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について	1 1 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 1 2 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について	1 1 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 1 3 号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について	1 1 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 2 3 号 土地改良事業の計画変更について	1 1 5
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 1 4 号 平成 2 4 年度さつま町一般会計予算	1 1 6
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 1 5 号 平成 2 4 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	1 3 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 1 6 号 平成 2 4 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	1 3 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 1 7 号 平成 2 4 年度さつま町介護保険事業特別会計予算	1 3 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 1 8 号 平成 2 4 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	1 3 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 1 9 号 平成 2 4 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	1 3 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 2 0 号 平成 2 4 年度さつま町水道事業会計予算	1 3 8
(総括質疑・委員会付託)	
議案第 2 1 号 平成 2 4 年度さつま町簡易水道事業会計予算	1 3 8
(総括質疑・委員会付託)	
散 会	1 3 8

○3月27日(第4日)

会議を開催した年月日及び場所	1 4 1
出欠席議員氏名	1 4 1
出席事務局職員	1 4 1
出席説明員氏名	1 4 1
本日の会議に付した事件	1 4 2
開 議	1 4 4
議案第 3 号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について	1 4 4
(委員長報告・質疑・討論・採決)	

議案第 4号	さつま町地域公共交通対策維持確保基金条例の制定について	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 5号	さつま町職員定数条例の一部改正について	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 6号	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 7号	さつま町公民館条例の一部改正について	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 8号	さつま町介護保険条例の一部改正について	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第 9号	さつま町紫尾山ふれあいの森条例の一部改正について	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第10号	さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第11号	さつま町県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第12号	さつま町営住宅等条例の一部改正について	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第13号	さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第14号	平成24年度さつま町一般会計予算	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第15号	平成24年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第16号	平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第17号	平成24年度さつま町介護保険事業特別会計予算	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第18号	平成24年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第19号	平成24年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第20号	平成24年度さつま町水道事業会計予算	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第21号	平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第23号	土地改良事業の計画変更について	144
	(委員長報告・質疑・討論・採決)	
議案第24号	さつま町まちづくり振興基金条例の制定について	158
	(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	

議案第 25 号 さつま町公共施設整備基金条例の制定について ……………	158
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 26 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について ……………	158
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 27 号 平成 23 年度さつま町一般会計補正予算 (第 11 号) ……………	168
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 28 号 平成 23 年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) ……………	168
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 29 号 平成 23 年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) ……	168
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 30 号 平成 23 年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) ……	168
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 31 号 平成 23 年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 2 号) ……………	168
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 32 号 平成 23 年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) ……………	168
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
議案第 33 号 さつま町教育委員会委員の任命について ……………	176
(提案理由説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
陳情第 2 号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める陳情書 ……………	177
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
陳情第 1 号 「協同労働の協同組合法 (仮称)」の速やかな制定を求める意見書に 関する陳情書 ……………	178
(委員長報告・質疑・討論・採決)	
発議第 1 号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書(案)の提出につい て ……………	180
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
発議第 2 号 「協同労働の協同組合法 (仮称)」の速やかな制定を求める意見書 (案) の提出について ……………	181
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
発議第 3 号 さつま町議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定について ……	182
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
発議第 4 号 さつま町議会議員定数条例の一部改正について ……………	182
(趣旨説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決)	
報告第 2 号 平成 24 年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算につい て ……………	183
(質疑)	
議員派遣の件 ……………	185
(決定)	
閉会中の継続審査・調査について ……………	185

(決定)		
閉	会	185

平成24年第2回さつま町議会定例会

第 1 日

平成24年3月2日

平成24年第2回さつま町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 平成24年3月2日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番	森山大	議員	2番	東哲雄	議員
3番	麥田博稔	議員	4番	米丸文武	議員
5番	川口憲男	議員	6番	新改秀作	議員
7番	平八重光輝	議員	8番	平田昇	議員
9番	舟倉武則	議員	10番	岩元涼一	議員
11番	内之倉成功	議員	12番	柏木幸平	議員
13番	楠木園洋一	議員	14番	内田芳博	議員
15番	桑園憲一	議員	16番	市來修	議員
17番	新改幸一	議員	18番	木下敬子	議員
19番	木下賢治	議員	20番	中尾正男	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	王子野建男君	議事係長	中間博巳君
議事係主幹	松山明浩君	議事係主任	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教育長	東修一君
副町長	和気純治君	教委総務課長	山口正展君
企画課長	湯下吉郎君	社会教育課長	岩元義治君
健康増進課長	村山茂樹君	建設課長	三浦広幸君
介護保険課長	中村慎一君	耕地林業課長	山口良一君
環境課長	貴島晃人君	水道課長	脇黒丸猛君
総務課長	紺屋一幸君	企業誘致対策室長	湯下吉郎君
財政課長	下市真義君		
消防長	高木卓朗君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告
- 第 5 議案第 3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 6 議案第 4号 さつま町地域公共交通対策維持確保基金条例の制定について
- 第 7 議案第 5号 さつま町職員定数条例の一部改正について
- 第 8 議案第 6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 9 議案第 7号 さつま町公民館条例の一部改正について
- 第10 議案第 8号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第11 議案第 9号 さつま町紫尾山ふれあいの森条例の一部改正について
- 第12 議案第10号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第13 議案第11号 さつま町県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について
- 第14 議案第12号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第15 議案第13号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
- 第16 議案第14号 平成24年度さつま町一般会計予算
- 第17 議案第15号 平成24年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第18 議案第16号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第19 議案第17号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第20 議案第18号 平成24年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
- 第21 議案第19号 平成24年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第22 議案第20号 平成24年度さつま町水道事業会計予算
- 第23 議案第21号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算
- 第24 議案第22号 町道路線の廃止又は認定について
- 第25 議案第23号 土地改良事業の計画変更について
- 第26 報告第 2号 平成24年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について
- 第27 行財政改革対策調査特別委員会報告の件
- 第28 陳情について

△開 会 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成24年第2回さつま町議会定例会を開会します。

農業委員会会長及び教育委員会委員長から本定例会に欠席する旨、届け出がありましたので、お知らせします。

△開 議

○議長（中尾 正男議員）

これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してある議事日程のとおりであります。

△日程第1「会議録署名議員の指名」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「会議録署名議員」の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、11番、内之倉成功議員及び12番、柏木幸平議員を指名します。

△日程第2「会期の決定」

○議長（中尾 正男議員）

日程第2「会期の決定」の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの26日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、会期は、本日から3月27日までの26日間に決定しました。

△日程第3「諸般の報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第3「諸般の報告」を行います。

一般的なことについては、印刷してお配りしてありますので口頭報告は省略しますが、次の件について補足して説明します。

鹿児島県町村議会議長会の第63回定期総会が平成24年2月14日鹿児島市において、開催されました。総会では、副会長、理事及び幹事の補充選任報告を初め、会務報告及び平成22年度決算、並びに平成24年度事業計画予算等が原案どおり承認決定されました。また、真の分権型社会実現の推進や災害に強いまちづくりを推進すべく、8項目の決議に加え、TPP交渉に参加しないことを求める特別議決もあわせて行われたところであります。

次に、監査委員から例月出納検査並びに財政援助団体等の監査結果報告がありましたので、印刷してお配りしてあります。また、さつま町教育委員会から事務事業及び教育委員会活動自主点検評価結果等の報告がありましたので、お配りしてあります。御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

△日程第4「行政報告」

○議長（中尾 正男議員）

日程第4「行政報告」を行います。
町長の報告を許します。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

おはようございます。町長報告につきましては、印刷してお配りしてあるところではありますが、1月13日の国土交通省九州地方整備局への各種道路等に関する要望、2月6日及び7日の大阪市、並びに京都市でのトップセールス、並びに2月19日前田国土交通大臣の川内川河川激特事業の現場視察について、補足して説明をいたします。

まず、1月13日に行いました国土交通省九州地方整備局への各種要望についてであります。ここでは、南九州西回り自動車道整備促進期成会と同自動車道の整備促進に関する県議会議員連盟と合同で早期整備促進について要望を行ったところであります。

また、当要望会にあわせまして、私が会長を務めております二つの期成会を代表いたしまして、地域高規格道路（北薩横断道路）の整備促進と未整備区間の整備区間への昇格、並びに一般国道328号の整備促進について、九州地方整備局長、同副局長、道路部長及び企画調整官に対しまして、直接お会いをいたしまして、要望を行ったところであります。

また、河川部長及び用地部長につきましては、河川激特事業や鶴田ダムの再開発事業について、引き続き事業の推進と当激特事業の予定箇所すべてにおいて用地交渉のめどがついたことに対しまして御礼を申し上げるとともに、次の出水期までには一定の高さまでの築堤工事等を進めて、流域住民の安全安心の確保もお願いをいたしてきたところでございます。

次に、2月6日から7日及び9日に行いましたトップセールスについてであります。これは京都、並びに大阪青果市場におきまして、JA北さつまの永福組合長とともに、近年本町の農産物の大半が京阪神地区に出荷をされ、「薩摩のさつま」ブランドとして定着をしつつある中で、今回はトマト、イチゴ、キンカンを主体に試食宣伝とあわせた販売促進活動を行ったものであります。

市場関係者からは、町が産地づくりをやっていただき、JAが品質保証をするなど、行政とJAが一体となって推進していくことが最も市場へのアピール性が高いということでございまして、他の品目と抱き合せた販売とか、キャラクターを活用した販売戦略の必要性など意見交換を行ったところでございます。

また、当市場としましては、今後もさつまの農産物を積極的に取り扱っていきたいというようなことで、どんどん生産をして京阪神地区に出荷してほしいとのことでございました。

本町におきましても、農業従事者の高齢化が進行する中でありますが、農家所得の向上を図るには、商品性の高い作物を生産することはもちろんのこと、一定の品質と量を求め、継続して販売をしていくことが重要でありますことから、本町で生産されます農産物の有利販売を促進するため、これまで以上に、JA、生産者と連携して、「薩摩のさつま」ブランドを推進してまいりたいと思っております。

なお、7日から8日はB&Gの全国サミットのほか、東京、神奈川、栃木にあります企業3社の訪問活動を行いまして、9日は東京池袋の百貨店で首都圏の皆様方に対しまして、本町の観光、特産品のPR及びトップセールスを行ったところでございます。

ここでピックアップと申しますか、明るいトピックニュースをお知らせをいたします。このトップセールスのときにも、県の特産品協会の池田事務局長ともお話をする機会がございましたけれども、かねてから、本町の特産品のPRについては、いろんな機会に行っておるところでござ

ざいますが、ことしの1月、シンガポールで、鹿児島県の特産品協会主催により県産品の商談会が開催をされまして、伊藤知事もトップセールスに行かれたところでございます。

この商談会後におきまして、さつま町の薩摩西郷梅のシソ漬でございますが、サンプルを送ったり、価格交渉等を行ってきておりましたけれども、シンガポール航空のファーストクラスの朝食に使用するということが正式に決定をいたしましたところでございまして、この決定については、県の特産品協会から連絡をいただいたところでございます。

まだ、具体的に使用時期とか、使用量等については、詳細は判っておりませんが、判り次第、関係者の皆さんと対応をしてみたいと思っております。

最後に、2月19日、町民大会の日でありましたが、前田国土交通大臣が関水管理・国土保全局長と中嶋九州地方整備局長とともに、本町の川内川河川激特事業の虎居築堤、推込分水路及び鶴田ダムの再開発事業の現場視察に見えられましたので、ちょうど町民大会の日でございましたけれども、お見えになるということで対応をいたしましたところでございます。

激特事業による流域住民の安全安心が確保されつつあるということと、そういったことに対する、その御礼と、残された事業の早期完成、そしてまたダムの再開発事業の今後の計画的な推進もあわせてお願いをいたしましたところでございます。以上で行政報告を終わります。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これで行政報告を終わります。

△日程第5「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」、日程第6「議案第4号 さつま町地域公共交通対策維持確保基金条例の制定について」、日程第7「議案第5号 さつま町職員定数条例の一部改正について」、日程第8「議案第6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第9「議案第7号 さつま町公民館条例の一部改正について」、日程第10「議案第8号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第11「議案第9号 さつま町紫尾山ふれあいの森条例の一部改正について」、日程第12「議案第10号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」、日程第13「議案第11号 さつま町県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について」、日程第14「議案第12号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第15「議案第13号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」、日程第16「議案第14号 平成24年度さつま町一般会計予算」、日程第17「議案第15号 平成24年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第18「議案第16号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第19「議案第17号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第20「議案

第18号 平成24年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第21「議案第19号 平成24年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第22「議案第20号 平成24年度さつま町水道事業会計予算」、日程第23「議案第21号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（中尾 正男議員）

次に、日程第5「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」から日程第23「議案第21号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算」まで、以上の議案19件を一括して議題とします。

各議案について、町長の提案理由並びに平成24年度の施政方針の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

平成24年3月議会定例会の開会に当たりまして、私の町政運営についての基本的な考え方を明らかにいたしますとともに、平成24年度予算を初めとする諸議案について、その概要を御説明申し上げます。

昨年誕生した野田内閣は、「日本再生の基本戦略」を閣議決定され、「危機の克服とフロンティアへの挑戦」として東日本大震災の復興を初めとする新成長戦略の実行加速・強化とあわせ、新たなフロンティアに向けた取り組みなど、4項目の基本的な考え方を示され、さらに社会保障の機能の強化、安定的財源確保を目指し、「社会保障と税の一体改革」など12項目にわたる基本方針を定められたところであります。

また、国の予算においては、「行政刷新・新しい公共等の推進」、「国民の安全・安心の確保」、「地域主権改革・地域活性化の推進」など、7項目にわたる政策を着実に推進することとしながらも、前年度をわずかながら下回る予算規模となっております。

一方、今日の地方公共団体を取り巻く環境は、人口減少社会の到来や高齢社会の進展、厳しさを増す財政事情、さらに昨年成立した地域主権改革に係る一括法により、国の権限や財源を精査しながら、地方への大胆な権限移譲が進められることとなったところであります。これにより自らの判断に基づき行財政運営を行うため、より一層の行政手腕が問われる時代を迎えることとなり、私自身のリーダーシップはもとより、全職員の英知を結集し、確固たる意思をもって次代を切り開いてまいりたいと考えております。

本年度は町長としての任期最後の1年であるとともに、町政のかじ取り役としての使命を締めくくる年となりますことから、就任以来、町政推進の指針として進めてまいりました三つの姿勢、戦略宣言として掲げました四つの政策の柱につきまして、個々の事業の評価を踏まえ、その成果を確かなものにするために志を高くして全力を傾注してまいり所存であります。

合併後の懸案でありました役場庁舎につきましては、これまで基本コンセプトをお示ししながら町民ワークショップ等により、さまざまな御意見をいただき、基本設計、実施設計を実施したところであります。

国内外で多発する自然災害等に対する危機管理拠点施設でもありますことから、平成24年度において現庁舎の一部取り壊しを行い、本体工事に着手し、平成26年度の完成をめどに推進し、さらなる行政サービスの向上に努力してまいり所存であります。

河川激特事業につきましては、平成24年度で各事業計画区域における工事がすべて完了することに伴い、来年早々には災害からの復興と未来への飛躍を願い、国、県や被災地域住民を交え

て「災害復興祭」をとり行ってまいりたいと考えております。また、鶴田ダム再開発事業につきましては、各関係機関と連携を密にしながら工事の促進を図り、安全安心のまちづくりをさらに進めてまいります。

町内の交通対策として取り組んでまいりました公共交通体制の整備につきましては、昨年11月の先行実施地区に引き続き、本年4月からコミュニティバス、乗合タクシーの実証運行を全町的に実施し、新たな「地域公共交通元年」と位置づけたいと考えております。

このように、安全で安心な生活環境基盤を整えつつも、一方では、グローバル化の進展による地域間競争がますます激しさを増してきており、我が町の「貴重な地域資源の活用」や「人づくり」をキーワードに、さらなる町の活性化へ向け、継続した取り組みが必要であると考えております。そこで、今年度選考いたしましたイメージキャラクター・ロゴマーク等を活用して、町の強みや魅力を町内外に積極的にアピールする戦略的な情報発信事業に取り組み、本町が「人・物・金・情報」の活発な交流拠点となるよう努力してまいります。

それでは、本年度の主な事務事業の推進方策につきまして御説明申し上げます。

第1に「豊かな地域資源を核とした活力ある産業のまち」であります。

農業・農村の役割は、生命の源である「食」の生産を営み、水、緑、環境の保全等の多面的機能を有しています。しかしながら、国内では農業従事者の減少や高齢化、農業生産額や農業所得の低下、耕作放棄地の増加などが進み、一方では、環太平洋パートナーシップ協定参加に向けた関係国との協議が開始されるなど、動向によっては産業としての持続が危ぶまれています。

このような内外を取り巻く危機的な状況を打破し、農業・農村を再生するとともに、農業者が明るい展望を持てるような環境をつくり上げていくためには、これまで以上に効果的な施策を展開していくことが求められています。このため、まず、農業・農村環境の維持保全においては、これまでの「中山間地域等直接支払制度」における各集落協定の目標達成や「農地・水保全管理支払交付金」への取り組みの支援を強化してまいります。

また、鳥獣被害の深刻化する中で、電気さく設置助成事業による被害防止・農地保全に努めるとともに、被害防止総合対策交付金の活用や捕獲の担い手育成のため、狩猟登録者対策もあわせて推進し、鳥獣害対策を強化してまいります。

水田・畑地農業対策については、「農業者戸別所得補償制度」の活用促進を図り、作業効率の向上、付加価値を高め、農家の所得向上に努めてまいります。

梅については、昨年度に組織再編されました「薩摩西郷梅生産組合」と連携を図り、生産安定対策や二次加工、販売への取り組みを支援してまいります。

ナシ・キンカン・カボチャ・里芋など、地域特産品については、6次産業化を推進し、農家所得向上に努めるとともに、農畜産物の有利販売のため、JA北さつまと連携したトップセールスにも努め、「薩摩のさつま」ブランド確立を推進してまいります。

茶については、防霜ファン設置等による生産安定対策を推進するとともに、さつま町茶生産協会と連携した「お茶と急須セット」の贈呈などの取り組みによりまして、リーフ茶の消費拡大にも努めてまいります。

畜産振興についてであります。畜産は本町農業の基幹作目であり、特に肉用牛は全国でも高い評価を受けています。近年、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生が見受けられますことから、畜舎等周辺の衛生管理の徹底など、かねてからの防疫対策の指導に努めてまいります。

肉用牛振興対策については、優良雌牛の保留導入や肥育素牛導入に対する町単独補助制度をさらに充実し、経営の維持・拡大を図るとともに、多頭飼育農家を対象とした畜産基盤再編総合整備事業により、飼料生産基盤や農業用施設等の整備を促進してまいります。

また、本年度は「第10回全国和牛能力共進会」が長崎県において開催されますことから、「さつま牛」のブランド確立を図るため、関係機関・団体と一体となって、大会出場に向けた取り組みを進めてまいります。

次に、農業・農村集落の活性化と維持につながる担い手の確保と育成につきましては、JA及び県とのワンフロア体制の機能を最大に生かし、国の新しい制度「各地域の人と農地の問題解決に向けた施策」の推進を加えた「さつま町の農業を考えるプロジェクト」を展開いたします。

これは各地区における「地区の農業を考える会」の組織化と実践及び「地域農業マスタープラン」の作成、それに対して県が主導し関係機関団体で組織する「さつま町の農業を考える会」の活動支援を行うものであります。

マスタープランは、既存の地区活性化計画を充実し、目標達成を図る設計図として作成し、効果が得られるよう取り組んでまいります。また、集落営農につきましては、引き続き発展的な活動に取り組む集落を特定し、課題把握と解決のための具体的な取り組みを進め、目標達成を図ってまいります。

農業基盤の整備であります。本年度は、県営中山間地域総合整備事業により、柏原地区及び宮之城地区におきまして、「圃場整備地区の補完工」、「農道・集落道整備」、「用排水施設整備」及び「イノシシ・シカ害防護さく整備」を実施してまいります。

また、県営事業として、新たに農村災害対策整備事業と農道保全対策事業を実施するほか、団体営ため池整備事業として、平川下地区のため池整備を引き続き実施し、年度内完成を目指してまいります。

次に、林業関係であります。コンクリート社会から木の社会への変革の取り組みとしまして、国が策定した「森林・林業再生プラン」に基づき、本年度も引き続き集約的な森林施業の推進や、効率的な林道等路網整備の促進に努めてまいります。また、国産タケノコの需要拡大や、豊富な竹資源を生かした竹材の生産・活用促進や「さつまたけのこ」を初めとしたタケノコ生産の拡大など、引き続き竹の産地づくりを進めてまいります。

次に、商工業振興につきましては、長引く地域経済の停滞を解消し、消費拡大を進め、町内商業の活性化を図るため、プレミアム付商品券を発行いたします。また、虎居商店街のアーケード撤去に伴い、街路灯の整備を行い、安全安心なまちづくりと商店街のイメージアップを図ってまいります。

雇用対策では、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用し、平成24年度合わせて3事業で述べ7名の雇用機会の創出を目指してまいります。あわせて、昨年12月に設立いたしました「さつま町雇用創造推進協議会」において、求職者を対象とした人材育成メニューや各種スキルアップ研修等を実施し、町内失業者の解消に努めてまいります。

次に、観光についてであります。交流人口200万人の観光交流を目標にした「さつま町観光振興基本計画」の具現化に向けて、さらに各関係機関との連携を図りながら、さつま町の個性あふれる観光をPRし、交流機会の拡大に努めてまいります。

具体的には、地域イベントとの連携、誘客を図る「特得パスポート」の発行や宮之城鉄道記念館の交通観光物産の拠点としての充実、あわせてイメージキャラクター・ロゴマークを活用した観光案内板の設置やシャツの販売など、観光協会と一体となって取り組んでまいります。また、地元食材を活用した新たな商品開発やイベント開催、広報宣伝などにも努めてまいります。

コンベンションタウンの推進につきましては、コンベンションタウンさつま推進協議会を核として、合宿の町「さつま町」をPRするとともに、施設、宿泊、食事、特産品等、広く紹介できるガイドブックを作成し、誘客活動と情報発信に努めてまいります。

次に、企業誘致対策であります。企業を取り巻く現状は、ドル・ユーロに対する急激な円高や東日本大震災、タイの洪水の影響など、依然として厳しい環境におかれています。このような中、一昨年、企業立地促進制度の拡充を行いました結果、平成22年度、並びに23年度において、あわせて6社との立地協定を締結できたことは、地域経済の活性化や、若者の雇用促進が図られ、大変ありがたいこととあります。

企業の誘致環境は一段と厳しい状況であります。既存企業の工場増設や設備投資などによる雇用の増加も有効な手段でありますことから、企業訪問を積極的に行い、情報を入手し、企業ニーズに対応したタイムリーできめ細かいサービスとアフターフォローに努めてまいります。

次に、定住促進対策であります。分譲住宅の販売については、町の助成策等をPRし、トップセールスやチラシ折り込み、住宅メーカーの訪問など、販売促進活動を活発化し、早期の処分と定住対策に努めてまいります。また、工業団地など、造成原価の高騰対策としましての町資金運用についても、引き続き実施してまいります。

第2に「思いやりと温かさが育む地域福祉創造のまち」であります。

保健・医療の充実につきましては、町民が健康でいきいきと安心した生活を送るための大きな要件である医療保険制度の安定的な運用のため、国民皆保険の受け皿であります国民健康保険事業及び後期高齢者医療保険制度の円滑な運営と財政基盤の確立に努めてまいります。

本町の健康づくりの基本計画であります「健康さつま21」につきましては、目標達成に向けて「栄養・食生活」など、七つの領域にわたり、町民一人一人が主体的に取り組む健康づくりを効果的に推進するための各種健康相談、訪問指導、各種の健診及びがん検診等を実施してまいります。

特に、死亡原因の1位であります。がんの予防・早期発見のため、肺がんのハイリスク者を対象に、薩摩郡医師会と連携し、肺がんCT検査を実施してまいります。なお、「健康さつま21」については、本年度、現計画の評価と見直しを行うとともに、新たな計画策定を行ってまいります。

また、本年度は「健康さつまポイント事業」を実施をいたしまして、特定健診、人間ドック、各種スポーツ大会、あるいは、ふれあいサロン等への参加など、町民の自主的な活動にポイントを付与し、抽選による褒賞をすることにより、特定健診の受診率向上と町民自らの健康づくりを推進してまいります。

次に、「子どもを育てるならさつま町で」のマニフェストに基づき実施しておりますヒブワクチン、肺炎球菌、子宮頸がんなどの任意予防接種助成、及び昨年度から実施しております「このとり支援事業」を本年度も継続して実施し、不妊治療費の助成を行い、少子化対策に努めてまいります。また、元気な赤ちゃんを出産していただくために、本年度から新たに、妊婦の歯科無料健診を実施してまいります。

次に、高齢者福祉であります。本町の高齢化率は35%台を推移しながら、町民の3人に一人が65歳以上という超高齢化社会が続いております。その中で、ひとり暮らしや高齢夫婦の世帯人口が5,000人を超えていることから、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、福祉サービス等の情報提供に努めるとともに、災害時要援護者制度の登録推進や公民会福祉無線の整備、見守り体制を主体としたネットワークづくりの支援の強化など、住民の協働による地域福祉社会の構築に向けて、取り組みを進めてまいります。

また、地域における「助け合い」、共助に結びつく組織づくりのため、地区または公民会を単位とした「福祉部」の設置をさらに推進するとともに、昨年度策定しました第5期高齢者福祉計画をもとに、「思いやりと温かさが育む地域福祉創造のまちづくり」を目指してまいります。

次に、児童福祉についてであります。次世代を担う子供たちを社会全体で支えることを目的に子ども手当が創設されてから、3年目を迎えようとしております。子育てに対する経済的な負担感は大きく、町におきましても引き続き、すこやか子育て支援手当や多子世帯を含めた保育料の軽減措置を実施し、子どもたちが健やかに成長できる環境と経済的負担の軽減に努めてまいります。

次に、障害者福祉についてであります。障害者自立支援法の施行から7年目を迎え、一昨年の政権交代以降、国では、自立支援法にかわる「障がい者総合福祉法」の整備が進められております。障害者福祉の制度や状況が変化していく中で、第3期障害者福祉計画に基づき、各種の福祉サービスを通じて適切な支援を行い、障害者福祉の充実に努めてまいります。

また、近年増加しつつある発達障害の支援策が懸案の課題となっておりますが、関係機関との協議の結果、昨年度から初めて本町内での療育が実現いたしましたので、さらなる充実を目指してまいります。可能性を秘めた子供一人一人の発達を見極めまして、個別的・集団的に必要な療育を行い、個々の成長・発達を促すことで就学の場へつなげてまいりたいと思っております。

次に、人権同和対策であります。同和問題を初めとする、あらゆる人権問題を全町民的課題としてとらえ、「さつま町人権擁護に関する条例」、「さつま町人権教育推進計画」に基づき、あらゆる機会を利用して、人権教育並びに啓発を積極的に行い、差別のない明るいまちづくりの実現に努めてまいります。

第3に「教育と文化の薫る生涯学習推進のまち」であります。

教育の推進につきましては、「さつま町教育振興基本計画」の基本理念であります「時代の変化に主体的に対応できる人間性豊かでたくましい人材の育成」、「さつま町の教育的な伝統や風土を生かした活力ある教育活動の推進」を基本としながら、各施策の具現化と推進に努めてまいります。

社会教育についてであります。新たに「学校応援団活動推進事業」を実施してまいります。これは、地域社会の中で長年培われてきた教育力や連帯感が低下してきたと言われる今日、学校や地域住民等が連携し、地域社会全体で教育に取り組む体制づくりを目的としております。具体的には、それぞれ得意な技術や知識を持つ皆さんが、人材バンクとして「学校応援団」を組織し、ボランティア活動として学校を応援するものであります。

学校の教育活動に地域の大人がかかわることで、地域にとっては生涯学習として学びを生かす場、子どもたちにとっては、多くの体験・経験やコミュニケーション能力及び規範意識の向上、学校にとっては、郷土学習の充実した教育活動を行えるなど、大きな効果が期待できるものと考えております。

読書活動については、ブックスタートの実施や蔵書の充実など、読書環境の整備を進めるとともに、「こども図書館～えほんの森～」の利用を促進し、読書による親子のふれあい、幼少のころから読書に親しむ活動を通じた心豊かな子ども育成に努めてまいります。

また、豊かな人生を送るための生涯学習の充実や年間を通じた子供たちの「ふるさと体験塾」の実施、青少年を社会教育で育むための「さつまの日」の推進など、引き続き未来を担う郷土愛を持った青少年の健全育成に努めてまいります。

社会体育については、各種大会の開催を通じた町民や地域間の親睦交流はもとより、「運動と健康づくり」という観点を踏まえ、関係課による連携した取り組みを進めてまいります。

次に、学校教育についてであります。新学習指導要領が平成23年度に小学校で、平成24年度に中学校で完全実施されることに伴い、基礎学力の一層の定着や豊かな人間性を育む道徳教育の充実に取り組みますとともに、気力・体力の向上などを図りながら、「たくましく志の

高い児童生徒」の育成に努めてまいります。

また、私のマニフェストの趣旨を生かした各校の特色ある教育活動を積極的に推進し、学校の活性化を図りますとともに、子供たちの悩みに寄り添う教育相談事業の充実、教職員の授業力アップ及び子供の学力向上に資する事業等の推進を図り、地域や保護者に信頼される学校づくりを進めてまいります。

公立幼稚園については、教育内容の充実を図り、保護者の子育て支援に資するよう一層充実した取り組みを進めてまいります。

昨今問題となっております校舎等の耐震化につきましては、本町の耐震化率は93%で、残りの7%につきましては、計画的に改修を進めてまいります。また、既存施設の営繕等にも努めながら、児童生徒が安全で安心して学べる教育環境の整備に努めてまいります。

学校再編につきましては、引き続き「学校適正化基本計画」策定について、地域の意見や議会特別委員会の検討状況等も十分踏まえて、総合的に調整してまいります。

学校給食は、成長期にある児童生徒の心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた安心な食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、「食」や「食生活」、「食文化」に関する指導を効果的に進めるための重要な教材でもあります。このため、学校給食を「生きた教材」として活用した食育の推進・充実を図ってまいります。

また、「地産地消」を進めていくため、関係機関と連携しながら、学校給食における地場産物活用の一層の推進を図るとともに、学校給食センターの統廃合についても、「学校適正化計画」を見極め、具体的な方策等を検討してまいります。

次に、文化の振興であります。青少年が優れた芸術鑑賞や美術展などへ参加・体験できる機会を拡充するとともに、文化協会を初め、各文化団体と連携して、だれもが芸術文化を感受できる環境づくりに努めてまいります。

本町自慢の「吹奏楽」につきましては、吹奏楽セミナーの実施や優れた楽団の鑑賞機会を設けるとともに、各学校や一般の活動を積極的に支援し、充実を図ってまいります。

先人の貴重な遺産である歴史資料や文化財については、引き続き、保存・活用を図っていくとともに、合併後のさつま町としての町史編さん、民話集等の編集に向けての資料収集を新たに進めてまいります。

第4に「自然と調和した便利で快適なまち」であります。

道路は、豊かな地域社会に活力ある町民生活を支える根幹となるものであります。地域振興策と投資効果などを十分考慮しながら、計画的な道路整備に努めるとともに、地域高規格道路「北薩横断道路」の早期開通と「広瀬道路」から「泊野道路」間の調査区間へ早期格上げに向けて、関係機関と連携を図りながら、引き続き努力してまいります。

町営住宅につきましては、さつま町公営住宅等長寿命化計画実施スケジュールに基づき、山崎団地建てかえの業務委託を行い、また安全で快適な住まいを長期にわたって確保するため、修繕、改善、建てかえなどの公営住宅等の活用手法を定め、良好な住環境の整備に努めてまいります。

次に、消防業務についてであります。住民に対する防火思想の一層の普及に努めるとともに、引き続き住宅用火災警報器の設置促進を図り、火災予防対策の強化に取り組んでまいります。

救急業務につきましては、年々増加する救急搬送の実態を踏まえ、住民に対する救急車の適正利用の啓発とともに、救命率の向上を図るため、応急手当の普及を推進し、救急隊員のさらなる資質の向上に努めてまいります。また、消防施設及び資機材等の整備を進めるとともに、関係機関や消防災害支援隊との連携を強化し、地域防災力の充実強化に努めてまいります。

福島第一原子力発電所の事故を受け、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲が半径30キ

ロメートル圏まで拡大される見込みであることから、国・県の検討状況を踏まえた上で「さつま町地域防災計画」の見直しを進めることといたします。なお、突発的な災害に備えるため、消防機関との連携を一層深めるとともに、自主防災組織の育成・強化に取り組み、安全安心なまちづくりに努めてまいります。

また、大規模な災害が発生いたしますと近隣市町からの応援が期待できない事態も予想されることから、友好交流協定を締結しております青森県鶴田町・中種子町との間で、大規模災害時における物的・人的支援を行う災害時応援協定を締結することにいたしております。

交通安全対策では、高齢者の交通事故防止を最重要課題として位置づけるとともに、さつま警察署管内における人身事故の発生件数2けた化に向け、引き続き、警察署、交通安全協会等関係機関と連携した町民総ぐるみの交通安全運動を展開してまいります。

第5に「人々の生活視点から創る環境美化のまち」であります。

最近、地球規模での気候の変動が顕著になってきておりますが、この原因の大きなものがCO₂などの温室効果ガスの増加によるものと言われており、国や県においては、温暖化防止のために種々の施策がとられているところであります。

また、本年7月から再生可能エネルギー特別措置法も施行されることとなり、町としまして、できる限りの環境保全対策を講ずる必要があることから、地球温暖化防止の一助として太陽光発電システム設置について、設置費用の一部助成を行い、一般家庭での設置を促進してまいります。

昨年度より実施してきました環境保全推進事業については、本年度も継続し、不法投棄のパトロールや不法投棄物の回収を行うとともに、継続的な悪臭の発生については、悪臭防止法に基づき、関係機関と連携し適切な指導を行うことにより、地域の環境保全を図ってまいります。

町内のごみについては、ここ2年ほど微増の傾向にあることから、紙製容器包装の回収を進めるとともに、乾電池のリサイクルを実施することにより、ごみ減量化を進めてまいります。また、ごみ処理については、本年4月からプラットホームの作業を民間へ委託し、経費の節減に努めてまいります。

景観行政については、景観計画素案に基づく各種審議会の意見聴取を初め、町民への説明会・公聴会等を行いながら計画の承認をいただくとともに、景観推進事業の具体的な活動実践項目を検討してまいります。

計画前の実践事業としまして、新たに「危険廃屋解体撤去に係る助成制度」を創設いたします。管理不十分な空き家は、防災上の問題や災害時の隣家への悪影響等が懸念されますことから、解体撤去を促し、町内の景観や住環境の改善を図ってまいります。

第6に「住民と行政が協働するまち」であります。

安定的な行財政運営を図るため、第2次さつま町行政改革大綱に基づく行財政改革の着実な取り組みを進めてまいります。公共施設の管理運営のあり方や将来的な組織機構のあり方について検討を進め、職員の定員管理とあわせ、地域主権一括法による分権社会に対応できる人材育成等をより一層推進するとともに、行政評価システムの構築を進め、事務事業の簡素化、効率化を図ってまいります。

地域コミュニティの活性化については、「まちづくりは地域から」を基本に、各区公民館で策定されました「地域づくり活性化計画書」に基づく、課題解決や活性化並びに元気再生の取り組みを支援するとともに、町民参加型の共生協働まちづくり推進委員会（仮称）を設置をいたしまして、共生協働のまちづくり推進基本方針を定めてまいります。

また、本年度は、さらに、よりよい、まちづくりを進めるために、広報広聴活動の一環として、町外から移り住んでいただいている方々による「まちづくりフォーラム」を開催し、本町の特徴

や魅力、課題等の御意見を引き出し、だれもが住みたくなる、訪れたくなるまちづくりの施策展開へ役立ててまいりたいと思っております。

交流事業については、昨年、青森県鶴田町の道の駅「鶴の里あるじゃ」の10周年記念事業で特産品の出品を機に、物産の相互交流とねぶたの運行による文化交流を行いました。引き続き、民間交流を主体とした人的交流や経済交流を行ってまいります。

次に、平成24年度予算編成の概要について申し上げます。

平成24年度の地方財政への対応に当たりましては、通常収支分と東日本大震災分を区分して整理することとし、通常収支分については、財政運営戦略に基づいて定める中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）に沿って、社会保障関係経費の自然増や地域経済の基盤強化などに対応する財源を含め、地方の安定的な財政運営に必要となる地方の一般財源総額を平成23年度地方財政計画と実質的に同水準となるよう地方交付税などの確保が図られたところであります。

これまで本町財政の健全化に向けて、第2次行財政改革推進計画に基づきまして、計画的に、また着実に行財政改革を進めてまいりました結果、ここ数年、人件費・公債費においては、対前年2億円以上の縮減が図られ、実質公債費比率においては、地方債許可基準を下回るなど、合併当初の財政指標と比較しますと、実質公債費比率、経常収支比率とも大幅に好転してきております。

一方、庁舎建設に向けた基金の積み増しをしながら、財政調整基金においても積み増しを行い、将来に向けた安定的財政運営のための財源確保に努めているところであります。

このような状況を踏まえながら、私にとりまして、3度目の当初予算編成であるとともに、1期目の仕上げとなる予算編成であり、総合振興計画の重点プロジェクトを基本としながら、町政マニフェストに掲げております4本柱の戦略プロジェクトを中心に年間予算として編成をいたしました。

なお、庁舎建設事業の建築工事費等については、ただいま実施設計中であり、補正予算対応となりますことから、平成24年度さつま町一般会計予算の総額は125億8,600万円で、昨年度に比較いたしまして、1.6%、2億円の減額となったところであります。

社会保障関係経費の自然増などの増要因がある中で、ほぼ公債費の削減分が減額となった形ではありますが、平成23年度、国の3次補正・4次補正に関連いたしまして、平成23年度へ前倒しして取り組む事業（繰り越して24年度で実施をいたすもの）、これらを考慮いたしますと、一定の積極的な面も確保できたと思うところでございます。

歳出予算の性質別内訳につきましては、義務的経費が73億5,577万8,000円で、4.1%、3億1,329万7,000円の減、主な要因としては、公債費・人件費等の減であります。投資的経費が12億7,759万2,000円で、3.8%、4,642万1,000円の増、主な要因としましては、道路整備事業費等の増であり、物件費など、その他の経費が39億5,263万円で、1.7%、6,687万6,000円の増となっております。

歳入面におきましては、主な増減といたしまして、町税4.3%、7,767万3,000円の増、地方交付税については、2.3%、1億3,543万7,000円の減、また繰入金については13.5%、4,498万4,000円の増となっております。また、町債については、2.5%、2,890万円の減といたしたところであります。

このようなことから、歳入の財源割合は、町税や繰入金などの自主財源が32億8,702万8,000円で、全体の26.1%、地方交付税や国・県支出金、町債などの依存財源が92億9,897万2,000円で、73.9%となっております。町税の増と地方交付税の減により、

若干、自主財源比率が好転したかに見えますが、まだまだ依存財源の体質にあるところであり
ます。

財政運営を取り巻く環境は、東日本大震災や原発事故からの復興、「社会保障・税の一体改
革」などの多くの課題に直面しており、先行き不透明な状況に置かれておりますが、引き続き、
行財政改革を推進し財政の健全化と持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

国民の生命と健康を支える医療制度は、年金制度と並ぶ社会保障の基盤であります。近年、
急速な少子高齢化、低迷する経済状況、医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻
く環境は大きく変化しています。さらに、後期高齢者医療制度の見直しなど、医療制度改革が進
められてきています。

このような中、本年度の予算総額は33億7,011万9,000円で、前年度の当初予算と比
較して、2億404万1,000円、6.4%の増となり、この主な要因は、保険給付費等の増に
よるものであります。

「特定健康診査」につきましては、これまでと同様に本年度も実施してまいりますが、さらな
る受診率アップの方策として、報奨金制度を新設するなど、受診率65%達成に向けて努力を続
けてまいります。

また、人間ドック受診助成事業については、PETドックや、その他の人間ドックを積極的に
実施し、生活習慣病等の早期発見・早期治療を行うことで、医療費の縮減を図ってまいります。

本町の国保医療費は、一人当たりの医療費が依然として高い傾向にあり、このままでは、国保
財政を圧迫し、保険税にはね返ることにもなりますので、今後におきましても、国保財政安定を
図るための収納向上対策はもちろんのこと、健康づくりや健康診断受診率向上を推進するととも
に、高医療市町村からの脱却を目指した医療費適正化の取り組みを実施してまいります。

次に、後期高齢者医療特別会計予算についてであります。

「後期高齢者医療制度」は、県内全市町村が参加する「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」が
運営を行っておりますが、市町村業務とされている届け出等の受付事務、保険料の普通徴収業務
などの適正処理を円滑に進め、事業運営に努めてまいります。

本年度の「後期高齢者医療特別会計」の予算総額は、3億1,408万7,000円で、前年度
当初予算と比較して、1,305万7,000円、4.34%の増となり、この主な要因は広域連
合納付金の増によるものであります。

次に、介護保険事業特別会計予算であります。

今年度からの第5期介護保険事業計画の1年目であります。第5期におきましては、報酬改定、
一部制度改正もなされておりますが、入所待ちが続く待機者対策としまして、入所施設枠の確保
をする、あるいはまた、在宅認定者に対するサービスを確保することといたしました。第4期計
画につきましては、実質費用が不足した反省を踏まえまして、第5期における保険料の基準額を
5,400円としました。

保険事業費が増加する中で、保険料としては大幅な改定になっておりますが、将来に負担を残
さないよう、必要最低限の改定となったと考えております。また、第5期においては、戦後の団
塊世代が65歳以上となってまいります。認定高齢者の平均が84歳、人口構成の高年齢化が進
み、認定者数も増加し、介護サービス給付費も増加をしてきている状況にあります。

このため、平成24年度の予算総額を29億5,673万6,000円とし、前年度対比1億
1,851万円、4.2%増といたしました。

主には、介護サービス給付費の伸びを加味し、計画に基づいたサービス給付に努めるとともに、

地域包括支援センターの機能充実と関係機関との連携を深め、介護予防事業、認知症対策、在宅家族介護者の支援、介護支援ボランティア制度など、高齢者の社会参加を図りながら、安心して暮らせる地域づくり、地域包括ケアの体制づくりに努めてまいります。

次に、介護サービス事業特別会計予算についてであります。

本年度の予算総額は2,389万2,000円とし、前年度対比36万7,000円、1.5%の減となっております。要支援1・2の介護認定者に、状態の改善や重度化予防等にかかるケアマネジメントを実施するものです。適切な介護予防サービスの利用を支援してまいります。

次に、農業集落排水事業特別会計予算であります。

本年度の予算総額は4,300万3,000円で、前年度の当初予算と、ほぼ同じ規模となっております。加入戸数については微増しておりますが、今後におきましては、大きく伸びる要因はないところであります。しかしながら、農村環境の水質改善を図り、農業の振興に資することは大変重要なことでもありますので、今後とも加入促進に努めてまいります。

次に、企業会計の「水道事業」についてであります。

町民の日常生活に不可欠な水道水を安全・安心で持続的に供給するため、施設の適切な維持管理や配水管の整備・改良などを計画的に行うとともに、公営企業としての健全な事業経営及び町民サービスの一層の向上に努めてまいります。

水道事業会計予算についてであります。本年度の業務予定量を、給水戸数4,667件、総給水量106万6,764立方メートルを予定し、予算額を収益勘定で収入総額1億4,788万6,000円、支出総額1億3,784万5,000円と定めております。

また、資本勘定においては、収入総額647万8,000円、支出総額5,609万2,000円と定め、不足する額4,961万4,000円につきましては、当年度分損益勘定留保資金などで補てんすることとしており、激特事業に係る宮都大橋の配水管本設工事の整備等を実施してまいります。

次に、簡易水道事業特別会計の予算であります。本年度の業務量は給水戸数5,605件、総給水量123万8,550立方メートルを予定し、予算額を収益勘定で収入総額2億4,108万5,000円、支出総額2億3,542万6,000円と定めております。

資本勘定においては、収入総額8,064万9,000円、支出総額1億7,150万4,000円と定め、不足する額9,085万5,000円は、当年度分損益勘定留保資金などで補てんすることとしており、県道薩摩祁答院線及び町道佐志中央線配水管布設工事等を継続して実施してまいります。

以上、平成24年度の町政運営と各会計の予算の概要を申し述べさせていただきました。

自治体を取り巻く環境は極めて厳しい状況にあり、地域主権改革が一層推進される中、本町により安定的自立の確立と未来を切り開き、共生協働社会のもとで町政の着実な推進を図るため、全力を傾注し努力してまいりたい決意であります。

議会を初め町民の皆様方のお一層の御理解と御支援をお願い申し上げ、施政方針と予算の概要についての説明とさせていただきます。

続きまして、各議案の提案理由を説明申し上げます。

まず、「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」であります。これにつきましては、依然として厳しい本町の雇用、経済情勢を考慮しまして、公約に基づきまして、平成24年4月以降も引き続き、町長を20%、副町長を5%、教育長を3%、それぞれ給料月額を減じるため、本条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第4号 さつま町地域公共交通対策維持確保基金条例の制定について」でありま

す。これは、本町が行う地域公共交通に関する各種事業の財源を長期にわたって、安定的に確保しようとするもので、新たに、さつま町地域公共交通対策維持確保基金条例を制定しようとするものであります。

次に、「議案第5号 さつま町職員定数条例の一部改正について」であります。これは、さつま町定員管理計画に基づき、今まで定めておりました合併当時の職員定数から今回354人まで減とするものでありまして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。これは教育委員会委員、農業委員会委員及び監査委員に係る報酬月額を適正な額に改めるとともに、スポーツ基本法の制定に伴い、体育指導委員の名称をスポーツ推進委員に改めるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第7号 さつま町公民館条例の一部改正について」であります。これは地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律により、社会教育法の一部が改正されたことに伴いまして、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第8号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。これは第5期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険料の額をそれぞれ改定することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第9号 さつま町紫尾山ふれあいの森条例の一部改正について」であります。これは、さつま町紫尾山きららの里キャンプ場について、指定管理者からの指定管理の解除申し入れに基づきまして、同施設の指定管理を解除し、直営管理とすることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第10号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」であります。これは道路法施行令の一部改正に伴い、道路占用料の額を適正な額に改めることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第11号 さつま町県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について」であります。これは、県単急傾斜地崩壊対策事業分担金について、受益者の分担金の額を改定することに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第12号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。これは、議案第7号と同様に、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律によりまして、公営住宅法の一部が改正されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

次に、「議案第13号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」であります。これはさつま町消防団の再編計画に基づきまして、町消防団員の定数を452人とするため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いを申し上げます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね10時40分とします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時40分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。
引き続き各課長の説明を求めます。

○総務課長（紺屋 一幸君）

それでは、「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○企画課長（湯下 吉郎君）

議案集の4ページをお開きください。「議案第4号 さつま町地域公共交通対策維持確保基金条例の制定について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

続きまして、「議案第5号 さつま町職員定数条例の一部改正について」説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、「議案第6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○社会教育課長（岩元 義治君）

それでは、「議案第7号 さつま町公民館条例の一部改正について」内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第8号 さつま町介護保険条例の一部改正について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○耕地林業課長（山口 良一君）

「議案第9号 さつま町紫尾山ふれあいの森条例の一部改正について」内容の説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、「議案第10号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、「議案第11号 さつま町県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について」の内容を説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、議案第12号でございます。「議案第12号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」内容を御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○消防長（高木 卓朗君）

続きまして、「議案第13号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」内容を御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○財政課長（下市 真義君）

それでは、引き続きまして、「議案第14号 平成24年度さつま町一般会計予算」について、御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○健康増進課長（村山 茂樹君）

それでは、「議案第15号 平成24年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」について、御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね午後1時5分とします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時04分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

課長の説明を続けます。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

「議案第16号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」について、御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○介護保険課長（中村 慎一君）

それでは、「議案第17号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計予算」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

次に、「議案第18号 平成24年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」につきまして、内容の御説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○環境課長（貴島 晃人君）

それでは、「議案第19号 平成24年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」について、御説明いたします。

[以下議案説明により省略]

○水道課長（脇黒丸 猛君）

それでは、「議案第20号 平成24年度さつま町水道事業会計予算」について、内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

続きまして、「議案第21号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算」につきまして、内容を説明申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

ただいま議題となっています各議案に対する審議は、3月12日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第24「議案第22号 町道路線の廃止又は認定について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第24「議案第22号 町道路線の廃止又は認定について」を議題とします。
提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

「議案第22号 町道路線の廃止又は認定について」であります。

これは、道路台帳整備及び道路改良等に伴う路線の廃止及び認定をしようとするものであります。道路法第8条第1項及び第10条第1項の規定により、町道路線の廃止及び認定をしようとするため、同法第8条第2項及び第10条第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。内容につきましては、建設課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

[町長 日高 政勝君降壇]

○建設課長（三浦 広幸君）

それでは、「議案第22号 町道路線の廃止又は認定について」内容の説明を申し上げます。

[以下議案説明により省略]

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

この町道の認定の基準について、ちょっとお伺いしたいんですが、この認定路線、一応、2の50番ですけども、鶴田地区の島廻線、2.1メートルなんです。認定の基準は下にありますように、3メートル以上となっているわけですけども。

最初は2.9メートル、廃止路線はですね。今度新しくされるのは2.1メートルになっているんですが、何か改良して本当なら3メートルとかなるはずなんですけれども。合併のときに、いろいろ町道にしても、旧町で、その町道認定の規格が違ったのかもしれないけれども、今の認定基準に照らし合わせると3メートルないということになります。その辺の事情をちょっと説明をお願いいたします。

○建設課長（三浦 広幸君）

今、麥田議員から質問がありましたとおり、認定路線が2メートル10というのがあります。これは告示第86の1号で、さつま町道路線の認定基準により、町道路線の認定規格として幅員3メートル以上とすると、これが合併時に告示第86の1号で告示されております。

御質問の件につきましては、確かに町道路線の認定規格として、幅員3メートル以上となっております。町道路線の認定基準が告示される以前に町道であったものを、引き続き、いろんな理由がありまして、町道路線として管理しております。

これは町道の交付税対象路線の幅員、さつま町では3メートルとなっていますけど、交付税対象路線の幅員が1.5メートル以上を対象としたため、合併前、あるいは町道認定基準が定められていない時期に町道として認定されていたものと思われ、その後、なかなか廃止というわけも

いかず、基準を定めた後も引き続き管理をしているものであります。

今後につきましては、議員の御指摘のとおり、現状に沿った基準に見直しを検討してまいりたいということで、総務課とも協議をしてみたいと考えております。以上です。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案はこれを可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第22号 町道路線の廃止又は認定について」は可決されました。

△日程第25「議案第23号 土地改良事業の計画変更について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第25「議案第23号 土地改良事業の計画変更について」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第23号 土地改良事業の計画変更について」であります。

これは、団体営ため池等整備事業において、工事内容に変更が生じたことに伴い、工期の延長が必要となったことから、今回、同事業の計画を変更しようとするものであります。土地改良法第96条の3第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、耕地林業課長に説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○耕地林業課長（山口 良一君）

それでは、「議案第23号 土地改良事業の計画変更について」内容の御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

資料が漏れていたようですので、後で配付していただくよう要請しておきます。

ただいま議題となっております議案第23号に対する審議は、3月12日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第26「報告第2号 平成24年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第26「報告第2号 平成24年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」を議題といたします。内容の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「報告第2号 平成24年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」、公有地の拡大の推進に関する法律第18条第2項の規定に基づき、提出がありましたので、地方自治法第234条の3第2項の規定に基づき、別冊のとおり提出するものであります。

内容につきましては、企業誘致対策室長に説明させますので、よろしく願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

それでは「報告第2号 平成24年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」内容の説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ただいまの報告第2号に対する質疑は、3月27日の本会議で行いますので、当日まで審議を中止しておきます。

△日程第27「行財政改革対策調査特別委員会報告の件」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第27「行財政改革対策調査特別委員会報告の件」を議題とします。

行財政改革対策調査特別委員会委員長から、中間報告をしたいとの申し出があります。

お諮りします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思いを。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、行財政改革対策調査特別委員会の中間報告を受けることに決定しました。行財政改革対策調査特別委員会委員長の発言を許します。

〔平八重光輝議員登壇〕

○行財政改革対策調査特別委員長（平八重光輝議員）

行財政改革対策調査特別委員会のこれまでの調査及び審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会は、平成21年6月議会定例会において、行財政運営の健全化、並びに、これらにかかわる行政改革の推進等の取り組みについて調査・研究するため設置され、6月17日に第1回目の会議を開催して以来、15回の委員会を開催しました。このたび、当委員会審査とその結果として、ここに中間報告を行うものであります。

まず、本町行政改革に関する調査及び審査の経過についてであります。

初めに、持続可能な財政基盤の確立についてであります。財政指数目標については、合併当初、実質公債費比率は地方債の許可基準である18%を超えておりましたが、平成17年度に策定されました公債費負担適正化計画の推進により、平成22年度決算において、初めて18%を下回るなど、改善されてきました。ほかの健全化判断比率につきましても、基準値を上回ることなく、ポイントも改善されてきております。さらに地方債残高も削減され、経常収支比率の改善等も図られるなど、確実に財政計画の取り組みが推進されているとのことであります。

次に、定員管理の適正化についてであります。第1次行政改革大綱に基づく定員適正化計画が平成18年2月に策定され推進されてきました。平成17年度から平成26年度までの10年間に職員数を125人削減し、300名の定員とすることを目標にし、平成22年度当初までの前期5年間で目標を一人下回る64人の削減がなされたとのことであります。

平成22年度からの5年間の計画については、定年退職者の予想、国からの権限移譲や、福祉分野、社会保障等の事務事業の増加等が予想されること、急激な職員削減により、住民サービスの低下を招くおそれがあること、新規採用職員の抑制により職員構成に著しい不均衡が生じていること、技術職員等の確保が困難になること等が予想されることから、5年間で36名を削減し325名の定員とすることを目標にした定員管理計画が策定されております。

この計画に対し委員から、定数だけでなく、人件費総額の抑制を含めた計画について検討しなかったかとただしましたところ、人件費総額の抑制について、定数の削減計画と連動させるのもなかなか難しいが、職員組合との交渉の中でも定員管理計画、人件費の問題等について協議を進めてきている。今後についても、職務給の見直しや職階級の見直しも含めて人件費総額の減額を図る方向で職員組合とも交渉していきたいとの説明であります。

次に、職員の人事評価制度についてであります。この検討状況についてただしましたところ、町長からも、なるべく早い時期での導入を指示されているが、この導入については、職員への研修を徹底し、共通理解を図った中で試行しながら本格実施という形でないといけないと思っている。なるべく早い段階で導入したいと考えているとの説明であります。

次に、公共施設等の整理統合についてであります。公の施設の管理のあり方に関する検討委員会、作業部会を設置し、それぞれ施設ごとに現地調査や、ヒアリングを行い、検討を進めているとのことであります。具体的には、公の施設として維持していく施設、あるいは普通財産へ移行し民間への譲渡あるいは貸付等、普通財産として一般的な管理を行う施設への方向づけを検討しているとのことであります。

これに対し委員から、施設を有効に活用するため、できるだけ早い段階で、施設利用者や関係者等の意見集約をした上で検討を進めてほしいとの意見が出されました。

次に、新庁舎建設に関する調査及び審査の経過についてであります。

庁舎建設基本構想についてであります。背景として、現在の本庁舎は築50年ほど経過し、老朽化が進み、また県北西部地震の被害も内在するため、危機管理下での防災拠点施設として、住民の安全安心にかかわる庁舎機能を確保する必要があるということ。分散した組織を効率的に集約して、組織の一元化が可能なフロアを確保すること。有効な財源活用による自主財源の負担軽減を図るとのことであります。

基本計画については、現在の本庁舎敷地内に建設するもので、新庁舎の規模としては、延べ床面積が5,250平方メートル、本工事費の概算事業費見込みが17億円ほどとのことであります。新庁舎の完成については、平成26年度を予定し、その時点での職員数325名、20課52係を想定した計画とのことであります。

財源内訳については、総事業費20億円を想定した場合、鹿児島県合併特例交付金1億

9,300万円、合併特例債7億5,000万円、役場庁舎建設基金10億5,700万円とのことであります。

また、当委員会では、新庁舎建設の取り組みについて参考とするべく、佐賀県白石町を調査しました。白石町は平成17年1月1日に、3町（白石町、福富町、有明町）が合併し誕生した町で、人口は2万5,000人ほどで、本町と同程度の規模の町であります。

新庁舎については、合併協議時点において、旧白石町に建設されることは承認されていましたが、二つの支所を廃止し本庁方式とすることに、やはり反対があったとのことであります。そのため、当初計画よりも2年ほど完成までの期間が遅くなったとのことであります。

建設費については、委託業務等も含めて20億8,766万2,000円で、財源については、県の合併特例交付金2億4,840万円、庁舎建設基金繰入金12億860万5,000円、地域活性化基金繰入金1,200万円、合併特例債5億2,610万円、一般財源9,255万7,000円となっております。

執務室については、1階、2階とも中央の通路部分を広くとっており、コミュニケーションラウンジを設け、お客様との対話等もこちらで行っているとのことであります。

庁舎の電力等についてはオール電化となっており、ソーラーパネルも設置してあります。ソーラーパネルの発電量は快晴時に17.5キロワットアワーで、おおよそ1階執務室の蛍光灯使用電力量を賄うとのことであります。また、夜間電力を使い、夏期においては氷蓄熱、冬期は温水蓄熱により庁舎内を循環させることで、冷暖房費の経費軽減を図っているとのことであります。

白石町の庁舎は、建設費を必要最小限に抑えるとともに、環境にも配慮した庁舎を建設されており、今後本町の新庁舎建設に当たり、参考となる意義深い調査になったと考えております。

また、新庁舎建設の基本設計に向け、住民ワークショップが3回開催されましたが、これに当特別委員会を代表し、私と東哲雄副委員長が参加しました。この検討についても、所管事務調査において、各委員の所見や特別委員会内での意見も参考にしながら、町議会議員としての意見を述べさせていただいたところであります。

最後に、議会改革に関する調査及び審査の経過についてであります。

議員定数については、前期の議会においても定数削減が実施されたところではありますが、改選後の議会においても、財政状況等を踏まえながら定員削減を視野に入れた中で検討・調整するべきであると、行財政改革対策調査特別委員会において、最終報告がなされたところであります。

これを受け、今期の特別委員会でも、これまでも積極的に検討を進めてまいりましたが、今回次期選挙の議員定数及び議員報酬額について、当特別委員会としての意見を集約し意思決定を行いましたので、ここに報告するものであります。

具体的な調査に当たっては、県内市町村や類似団体の議員定数及び議員報酬の調査検討とあわせて、町内20地区で開催する議会報告会での意見聴取や、さらに参考人制度を活用し、町内各種団体等の代表から議会議員定数及び議員報酬について意見聴取を行い、この結果を踏まえ、当委員会における意見集約を行うこととしたところであります。

平成24年1月11日に第1回参考人会議を開催し、参考人としてお願いしました11名の方々に本町議会の状況、県内の市町村、全国の類似団体の議会の状況や、議会報告会で住民より出された意見等について説明を行ったところであります。

また、1月19日に開催しました第2回参考人会議において、参考人からそれぞれ意見を聴取したところであります。議員定数についての参考人の意見は、財政状況を考慮すべきとの考え方や、類似団体の削減状況などを考慮し、定数削減の意見が多数でありました。一方で、現状のままでも決して多くないのではないかとの意見も出されました。

具体的な適正数としては、12人から20人の範囲内の意見が出されました。16人の意見が多数でありましたが、人口減に伴っての定数削減は問題であるので、1回定めたら、少なくとも、2ないし3期は維持することも必要ではないかとの意見も出されました。また、少数精鋭で徹底した議論をしてほしいとの意見も出されております。

定数は20人のままでよいという意見では、町内には20地区あり、住民の意見を集約するためには、やはり20人必要なのではないかとの意見でありました。また、1番少ない定数12名を求める意見は、行財政改革の遂行のためには大幅な削減が必要ではないかとの意見でありました。

議員の適正報酬額については、定数削減と関連した考え方から、増額、減額、据え置きを求める意見がそれぞれ出されました。

具体的には、県内の人口が類似した自治体よりも低い月額であることや、議員一人当たりの所掌範囲が広いことなどから、定数を削減するのであれば、人口類似団体と同額程度までの増額を求める意見や、町の財政状況を考慮し、据え置きを求めるものでありましたが、いずれも報酬に見合った活動をしてほしいとの意見がつけ加えられました。

また、据え置きを求める意見の中には、現在報酬カットをされているが、財政も改善されつつあり、その目的が達成されたと思うので終了してもよいのではないかとの意見がありました。そのほかに、月平均20日間の活動で1日8,000円とし、月額16万円の報酬ではどうかという意見も出されました。そのほか、議会に関する意見として、住民から身近に感じる議会になってほしいという意見や政策提言ができる議会になってほしいといった意見が出されました。

平成24年2月22日、第15回の委員会において審議を行い、次期選挙の議員定数及び議員報酬額について、委員会としての意思決定を行ったところであります。

まず、次期選挙以降の議員定数についてであります。16人を適当とする意見としては、議会報告会や参考人会議など意見を尊重すれば、16人が妥当ではないかという意見や、特に厳しい御意見もあったが、やはり議会としての責務ということもあるし、議員も町全体の議員である一方、地域性もある。そういう観点からも16人が妥当ではないかといったような意見が出されました。

また、16人を適当とする意見の中で、任期ごとに定数を検討するような形では、議員としても継続性をもった活動に非常に支障が出てくる。決定した定数を維持するためには、議員一人一人が研さんし、質の高い議論をしていく必要があるのではないかとの意見も出されました。

次に、18人を適当とする意見としては、合併後の行財政改革の取り組みの中で、議会は定数削減に取り組み、1番大きな成果を上げている部分でもある。それぞれの地域の声を持ち寄って、町全体の方向性を定める議会のあり方の中では18人が適当ではないかといった意見が出されました。

このように、次期選挙の議員定数の適正数については、16人、18人の二つに意見が分かれたことから、委員長を除く委員18人で起立採決を行いました。その結果、16人とするものが16人で過半数となり、当委員会としては16人が適当であるとの結論に至りました。

次に、次期選挙以降の議員報酬額についてであります。委員からの意見として、定数を削減するとなれば、本来なら報酬の増額も検討しなければならないが、現在、行財政改革を進めていることや、参考人等の意見から判断しても、据え置きが妥当ではないかという意見が大半でありました。

また、町特別職報酬等審議会の判断にゆだねたいという意見も出されておりますが、当特別委員会としては、次期選挙の議会議員の報酬額は据え置きとすることが適当であるとの結論に至り

ました。ただし、定数を4人削減した場合、報酬等の削減額は年間1,500万円程度になることから、それを議会活動の充実、議員の資質向上のための経費として、幾らかは充てるべきではないかとの意見も出されました。

以上が議会改革に関する調査及び審査の経過であります。今後は本定例会最終日において、さつま町議会議員定数条例の制定について、当特別委員会より提案することと決定したところであります。

以上であります。執行部におかれましては、これまでの当特別委員会での審査経過及び提言を十分に踏まえ、行政改革大綱に基づく財政健全化計画等については、今後も引き続き積極的に取り組まれるよう要請します。以上、行財政改革対策調査特別委員会の中間報告といたします。

[平八重光輝議員降壇]

○議長（中尾 正男議員）

これで行財政改革対策調査特別委員会の報告を終わります。

△日程第28「陳情について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第28「陳情について」であります。

本日までに受理した陳情については、お手元に配りました文書表のとおりであります。所管の常任委員会に審査を付託します。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で本日の日程はすべて終了しました。3月8日は午前9時30分から本会議を開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後2時21分

平成24年第2回さつま町議会定例会

第 2 日

平成24年3月8日

平成24年第2回定例会一般質問
平成24年3月8日（第2日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(8) 平田 昇	1 補助金交付について (1) 補助金交付の決定に至るまでには、どのような点を検討し、確認されるものか伺う 2 地域産業の振興について (1) 地域産業の振興に資するものをどう考えるか伺う 3 議会発言について (1) 町長に議会における発言についての信念を伺う
2	(6) 新改 秀作	1 公有財産の利活用について (1) 行政財産と普通財産において、委託及び処分等を含めて、今後どのような利活用を行ってゆく考えか伺う 2 宮之城屋内温泉プールの附帯施設整備について (1) 水泳大会等において、駐車場確保に苦慮している現状がある。今後、駐車場の整備を行う考えはないか伺う 3 特産品の販売促進について (1) 町内では、1年間に数多くのスポーツコンベンション、水泳大会、各種イベントが開催されるが、こうした機会をとらえ活性化対策の一環として特産品の販売に向けた取り組みを推進する考えはないか伺う
3	(5) 川口 憲男	1 町営住宅の管理体制について (1) 現在、町営住宅194棟、512戸が設置されているが、各団地の樹木の剪定作業、及び周辺の清掃等の管理体制について伺う 2 教職員住宅の管理について (1) 教職員住宅の現在の入居状況について伺う。また、民間入居者は3月末には一時退去とされているが、今後のあり方をどのようにとらえられているか伺う

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
4	(14) 内田 芳博	<p>1 情報の提供について</p> <p>(1) 少子高齢化市街地に人通りがなく、その静寂と衰退を危惧し、現状と10年後の人口、財政、経済、福祉等の概要を町民に知らせ、活力策、克服策を伺う</p> <p>2 庁舎建設について</p> <p>(1) 静寂な市街地、疲弊寸前の農村部、高齢者が日常生活に困窮のときに、大型庁舎は適切か、面積の縮小は考えられないか伺う</p>
5	(12) 柏木 幸平	<p>1 男女共同参画社会の推進について</p> <p>(1) さつま町男女共同参画計画が策定されて4年になる。本町の男女共同参画の現状と今後の推進を伺う</p>
6	(1) 森山 大	<p>1 高齢化社会に対する施策について</p> <p>(1) 人口激減の時代における本町の高齢化の現状と対策について、次の点を伺う</p> <p>① 人口減少の現状を伺う</p> <p>② 人口減少における顕著な課題は何かを伺う</p> <p>③ 独居老人世帯が増えている中での対策を伺う</p> <p>④ 高齢化した地域を支える共生・協働のシステムづくりが必要と考えるが、その具体策を伺う</p>

順 番	(議席番号) 質 問 者	質 問 事 項 ・ 要 旨
7	(7) 平八重 光輝	<p>1 柔道の必修化について</p> <p>(1) 平成20年3月改定の中学校学習指導要領により第1・第2学年の保健体育で武道が必修になり、平成24年度から完全実施される。特に柔道については事故等が懸念されるが、①指導者の育成はどのようにされているか、②外部指導者による指導は考えているか、③競技設備の安全は確保されているか、④指導内容はどのようにされるか、以上4点について伺う</p> <p>2 中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金について</p> <p>(1) 中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金が導入され、耕作放棄地の減少、日常の管理や農地周りの水路・農道等の補修や更新に役立ち、また共同作業による地域の一体感の醸成にも役立っているが、①これまでの成果、②課題とこれからの取り組み、以上2点について伺う</p> <p>3 高齢者の見方について</p> <p>(1) 65歳以上を高齢者とする日本の高齢化率は、平成22年に23%を超えている。また、さつま町は35%を超え、超高齢化の町になった。政府は今年になり65歳以上を高齢者とする年齢区分見直し検討との報道があるが、我が町も町内限定として70歳くらいに見直してはと思うが考えを伺う</p>

平成24年第2回さつま町議会定例会会議録

(第2日)

○開会期日 平成24年3月8日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 松山明浩君	議事係主任 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
企画課長 湯下吉郎君	社会教育課長 岩元義治君
福祉課長 二階堂清一君	建設課長 三浦広幸君
介護保険課長 中村慎一君	耕地林業課長 山口良一君
商工観光課長 赤崎敬一郎君	農政課長 平田孝一君
総務課長 紺屋一幸君	
財政課長 下市真義君	
庁舎建設推進室長 濱崎茂君	

○本日の会議に付した事件

第 1 一般質問

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成24年第2回さつま町議会定例会第2日の会議を開きます。

△日程第1「一般質問」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「一般質問」を行います。

一般質問は、一問一答方式となっております。質問時間は答弁を含め60分とし、質問回数の制限はありません。質問通告に従って、発言を許可します。

まず、8番、平田昇議員の発言を許します。

[平田 昇議員登壇]

○平田 昇議員

通告順により一般質問をいたします。

まず、補助金交付の決定に至るまでに行政はどのような検討を積み、どの点を確認して決定をされるのか。これをただすきっかけになったものは何かといえ、私は北薩森林組合に対しての補助金を一般質問で取り上げたことがございました。

貴重な町の財源から多額の補助金を毎年出してきております。その北薩森林組合の運営の状況はどうなったか、関係者いわく、いい加減な運営によって10名近くの本町出身職員が働けなくなった。つまり組合の組織が機能しないという惨状に落ち込んでいると、これは一体どうしたことなんですか、町が補助金を出す意義があったのですかとただす私に対して、返された行政の言葉は、町からの補助金は森林整備にあたる作業部門を対象にしている、有効に活用されているというものでございました。

理解できる説明ではなかったことを記憶しております。そのとき、私は他の森林事業に取り組みされている事業体にも補助金を配分する対象にできないのかとただしたのでございます。これは、各種の業者さんの要望であったわけですが、明確な答弁はいただけなかった。北薩森林組合は、未収金約2,600万円を職員らに穴埋めさせたことで、元職員7名が、それは不当であると、提訴するに至っております。裁判です。

今回、町からの補助金交付の件を取り上げたのには、この件のほかにもう一つあります。町内の方から何とかしてくださいという切実な声が届きました。この方は、町内の医療機関によって手術を受けたのだが、結果がよろしくない。

手術を受けた片手は機能しなくなり、痛みも残り、物を握れないので、食事の際、食器等は主人が運ばれるという。夫婦お二方の沈痛な面持ちによる会話を耳にした私は、何とかならないのかとさつま町から補助金の交付を受けている当医療機関の事務局でお願いしたわけです。

当局の回答は、私たちはこの件で話し合いましたが、1カ月お待ちください、保険会社との話し合いがありますとのこと。この件では局面が明るいほうに開かれていくのではないかと、希望を持たされているところです。

以上は、私が今回、補助金交付問題を質問するに至った動機を語ったのであり、医療上の補償等については全くの第三者であり何ら関与はしておりません。ただ助けてくださいということでお尋ねしたいことは、補助金の交付の仕方です。何を基準にして交付決定されるのか、交付決定の際にはどのような協約が、約束事が結ばれるのか。補助金が生み出した成果はどんな方式で報告され、それを確認されるのか。

また、北薩森林組合の件でただしたように、他の事業体は補助金交付の対象にならないのか、これはもう1回質問するわけですが、この点は。

以上、1、補助金交付の基準、交付の際の協約のあり方、補助金の活用によって得られた事業成果の報告確認、同じ事業に取り組まれている他の事業体は補助金交付の対象にならないのか、以上4点を伺います、質問1です。

質問の2です。地元の産業が活気づく、これが地域産業の振興。これは町内の方々が日常願っておられることです。地元産業が振興することで働く場が生まれる。地元住民の生活が少しでも豊かになる。だから、地元の産業を振興させたい。立地企業は町外への移動など考えず、元気を出してほしい。地元が豊かになることが、私たちに福祉という形で返ってくる。地元を幸せにするものは、地元の各種産業が振興することである。

最近、私が注目したことがありました。一議員が私に1枚の資料を示して、あることを示唆されたのです。このたび本町で行われた全九州高等学校新人ラグビー大会で、さつま町に来ていただいた大勢の方々により、さつま町に金が落ちる、ありがたいことだ。

ただそれだけの期待感に浸りきっていた自分たちに示されたその資料の内容は何であったかと、さつま町に全九州高等学校新人ラグビー大会で来町された方々が、どこに宿泊されたかの資料です。本町の旅館、宿泊所が使用されていないのです。湯田では旅館が一つ、他は全部よその市町での宿泊です。さつま町を訪ねていただいた方々に、本町の宿泊所を利用してもらえなかった。

来町者に本町で宿泊してもらえない、これには特別な理由があったのか、本町自体の努力はなされたのかと、私に示された一議員の資料は明らかに町を思う心です。感動しました。これからは、町民のきずな、心つながり、町を思う心と心つながり、これこそがまちづくりの原動力であると信じます。

町長に伺います。町行政は来町者が町内旅館に宿泊される努力をなされたのか、町内業者さんによれば、町は全九州高等学校新人ラグビー大会の関係者をさつま町に宿泊してもらうための努力はなされなかったと言われます。もし、これが事実であったのならなぜか、何か取り決めでもあったことなのか、町長に伺うわけですが。

通告3に移ります。議会発言について、町長の信念をただしたい。

私は、町長が虎居公民館で持たれた政治報告会、説明会そして意見交換会について一般質問をいたしました。非常に出席者が少ない、集計された表によれば対象者全体からして全町的に出席者はごくわずかであると。町長自らが、町民に向かって進んで会に出席すべきことを強調すべきではないかと、私はただしました。

対する町長の答えは、町内の皆さんの町行政に対する理解度は高くなった。だから出席者も少ないという答弁であった。私は驚いたんです。実は、この答弁の内容は虎居公民館で行われた意見交換の席で、地元の一人の方から、見識の高い方から発せられたものでした。しかし、見解が同じであるとすればやむを得ないと思っていたわけです。

しかし、この事実は議会広報誌に載せて、皆さんに考えてもらおうと思ったのでございます。広報誌への提出用原稿は、質問者自らが作成し提出することになっています。そこに議会事務局から議員の質問、対する町長の答弁を要約したものを資料として提供されます。非常に助かるわけです。

ところが、受け取った資料には私の注目していた部分が抜けているのです。理由は、人の言葉を答弁として用いたから、これを記載したくないという町長の考えだということでした。私は、広報誌の原稿からこの質問事項は外したのです。皆さんに知ってほしい事実を伝えられないので、このことは広報誌に載せませんでした。

しかし、それからこの件についてはこだわっています。議会とは何なのか、何のために議会があるのか、議会での発言とは何か、議会法とは何か、議会であったことを、事実を正しく伝えることができなければ議会とはいえない。町長は、議会における発言をどのように定義づけておられるのか伺うのです。決して、町長の言葉じりに難癖をつけようとしているのではない。町長は代表民主制、議会制民主主義の原則に立っておられるのか、確認したいという思いです。

最後に申し添えたいと思います。日高町政がスタートして、3年の期間が経過しました。過去に町行政に取り組まれてこられた、また一方、行政を監視する側に立たれてきた大先輩方による日高町政への論評も耳にしてきました。大方共通して言われることは、日高町長はお人よしだと、できるだけ町内での意見対立を避けて、町のためにあれもやります、これもやりますとの総花式であると。

自分は町長としてさつま町をこういう方向に進めたいという将来に期待を持たせる町政策が出てこない、町長というより事務屋だと、ことしも無事に終わったでなく、大変だったがことしはこれとこれをやった、来年はこれをやるぞと、これが政治家のはずである、こう言われるんですよ。本当の政治家なら敵をつくることを恐れず、真の理解者を得ようと努力する。日高氏にはその姿勢が見えないと、こういう評価論がある中で、町長は議会の発言というものをどう定義づけられるのか、伺うわけです。

もし、私の言うとおりの、全町の有権者に対して、皆さん、まちづくりは住民参加、皆さんの積極的な参加が必須条件ですと、これからの町政懇談会にも進んで出席してくださいと、町長が強調した場合、何を言うかという大勢の反発を考えてあんな私への答弁になったのか、町長の真を問うわけでございます。

質問1、補助金交付の基準、交付を決定したときの協約の取り方、補助金の活用によって得られた効果、そしてその確認。同じ事業に取り組む他の事業体は交付の対象とならないのか、これが質問1の内容です。

質問2は、全九州高等学校新人ラグビー大会で来町者を本町に宿泊させられなかったのはなぜか、努力をされたのか。

質問3、議会での発言について、町長の真を問いたい。

以上で、私の一般質問の1回目を終わります。

議長、訂正をさせてください。全国大会といたしましたけど、全九州大会でした。大変失礼いたしました。

〔平田 昇議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

平田議員の質問が3点ほどございましたので、お答えをさせていただきます。

まず補助金の交付の関係でございますが、補助金交付の決定に至るまでにはどのような点を検討し、確認されるものなのかということございまして、そのほかの事業体には対象にならないのかというようなことが主であったと思っておりますが。

まずもってこの補助金交付の決定に至るまでのことございましてけれども、一口に補助金と申しましても国の補助金あるいは県の補助金とか、いろいろ制度に伴うものがございます。町の単独で、独自で補助をしている補助金まで、その目的によりましていろんなものが存在をしておりますところでございます。

補助金の決定に至るまでの経緯と申しますか、検討とか確認事項につきましては、いわゆる法定の補助金等につきましては、それぞれの法律に基づいて進められるところになっておるところ

でございます。国・県の制度とか法令上のそういうもの、それから町の補助金につきましては、すべての要件に共通していることではございますけれども、それぞれの補助金の交付要綱というのがございますので、そういった目的とか趣旨に合致をしているかどうかということでございます。

当然として、この補助金については地方自治法に規定がございますので、やはり公益上必要性があれば補助金が出せるという大きな原則がございますので、それに基づいてこの支出をいたしているわけでありまして、国・県のこの補助制度等につきましては、その窓口になっております関係課を通じまして、国・県の担当者と計画の段階から協議を重ねまして、また一方ではいろいろ助言・指導をいただきながら、事務を進めているわけでございます。

施工業者の事業計画の内容とか、あるいはその効果、計画の妥当性、こういうことは総合的に考慮した上で、補助金というのは決定をいたしているものでございます。町についても全くそのようなことございまして、事業の目的とか効果、あるいはこの計画が妥当性があるかということまで十分考慮をいたしているところでございます。

近年におきましては、この財政的な問題もございまして、やはり受益と負担の公平化ということも期する必要がございますし、やはりこの要件を出す以上は町税の滞納がないかと、そういうところまでチェックをしながら、交付決定をいたしておるところでございます。そういうことで、最近においては特に、この補助金についてはハードルを高くしながら審査を進めているということでございます。

実施後におきましては、一般的には事業完了の届け出というのがございますので、町のほうで現地に出向いて検査をする。そしてまた事業の実施が完全に目的どおり実施をされているかという確認をいたした上で、この補助金を交付をしているわけでございます。もちろん、この実績報告というものがございまして、そういう証拠書類の点検とか、現場での確認も行った上での補助金の交付といたしているわけでございます。

二つほど例として申し上げられましたことでございますが、この北薩森林組合の関係の補助金については、過去においても御質問がなされましてお答えをしておりますけれども、町からこの補助金を出す分につきましては、例えば平成22年度のこの実績で申し上げますと、森林居住環境整備事業というのがございまして、これには800万円の補助金がございます。

民有林の間伐に対する補助事業でございまして、いわゆる民間の方が、それぞれ森林所有者でございまして、そういう方々がこの間伐をされるわけでありまして、そういう間伐に対しまして補助金が国、県と合わせて68%ございます。

それに町が10%補助を行っておるのが、この800万円でございます。22年度におきましては、この杉とかヒノキなどの人工林の間伐を141.14ヘクタール、それから広葉樹のこの改良事業というのを35.01ヘクタール、合計176.15ヘクタールの森林整備が行われておりましたので、これに対する補助金ということでございます。

先ほど、いろいろ御意見を出されまして、除間伐とか、もう最近においては竹林改良まで、こういうものをする場合においては、過去においてはこの森林組合しかなかったものですから、森林組合にお願いしておりましたが、今は森林組合を含めて認定林業事業体というのがほかに3者ございますから、今、4者でいわゆる競争入札の中で、いわゆる落札をした方に事業を実施をいただいているというような手続を今行っているところでございますので、ただ森林組合一辺倒ではないということで、今は御理解いただきたいと思うところでございます。

それから、もう一つの医療関係の関係でございまして、町が医療関係に出しているところはもう1カ所しかないわけございまして、これは厚生労働省の救急医療対策、いわゆる町民の救急

医療の確保、充実を図るために、2次救急のための補助金でありまして、あるいはこの日曜当番医とかそれに対する補助金でありますから、これについては国のやはり基準というのがございまして、国が3分の1、県が3分の1、町が3分の1と、そういう負担割合に基づいて補助金の出しているものであります。

今、御承知のとおり救急搬送というのが非常に増えておりまして、年間511名まで今は急激な増え方をしております。もう3台でも、消防署のほうでももう24時間、3交代でやっておりますけれども、非常に今、救急を使う方が増えております。

そのようなことで、511人の全体搬送の47.9%というのが郡の医師会のほうに運んでいるというふうな実態がございまして。そのようなことで、こういった救急医療等のための補助金ということで御理解をいただきたいと思っておりますので、それについてはそういう活動に対しての補助金を、過去においては隣接のこういうところでやりましたけど、今はさつま町が一つの区域になっておりますので、そういうような形で補助金を出しているものでございまして。これはもう適正に行われるということで御理解をいただきたいと思うところでございまして。

それから、次の地場産業振興についてでございます。

確かに、地場産業の振興については雇用の場をやっぱり図っていただいて、地元で、若い人たちやらに、とにかく働く場があって、それなりの生活を営んでいただく、このことがやっぱり町民の生活を豊かにする、あるいはまた地域経済の振興につながっていくわけでありまして、これについては大きな取り組みとしまして、いろいろ立地補助金なり、あるいはまた振興についてはいろんな取り組みを行っているものでございまして。

お尋ねの全九州高等学校新人ラグビー大会、これについてはエージェントが入っておりますので、直接町がかかわってするものではなくて、そういう旅行エージェントが入ってそれぞれ割り振りをしているというようなことみたいですので、ここについては町がスポーツコンベンションという形で取り扱いをしているものではなかったということで、町内に1カ所、そういう合宿として受け入れをしたところがあるようでございまして、そういう試合の場合ですね。

かねての場合は、いろいろ監督会議とかそういう形の会議がある場合は、私も直接出向きましていろんなそういう受け入れについては、スポーツコンベンションの協議会もありますので、そういう旅館、ホテル等については均等にそれぞれお願いをして泊まっていたいただいているわけですが、今回の場合はそのような事情があります。詳しくはまた、後ほど商工観光課長のほうからでもお答えをさせていただきます。

それから、議会発言の問題でございます。確かに、町政座談会を今回20カ所、全地区行ったわけですが、参加率からいいますとちょっと少ないのかなという感じはいたしました。それで、おっしゃるとおりできるだけこの公聴会というのは、町政にやっぱり関心を持っていただいて、たくさんの方が来ていただいて、町政を理解していただく、そしていろいろ意見交換をする、そういう場ですから、本当めったにない機会でありまして、できるだけたくさんおいでいただく、それがねらいであります。

それで、広報としまして、広報誌を使ったり、あるいは放送したりということで、いろいろ町民の皆さん方にお知らせをしながら、そしてまた、いろんな御意見をいただきながら町政に反映をしていく、そういう形の取り組みをいたしておるわけでありまして、その辺は今後におきましてもいろんな機会の説明会をいたしますけれども、そういう意見交換の機会も設けたいと思っておりますが、できるだけ、おっしゃるとおりたくさんに来ていただくというのが、私どもの願いでありますけど、いろんな事情もあるかと思っております。

また、広報誌とかあるいはいろんな放送もやっていますから、大体御理解いただいて出席され

なかったのか、またいろんな会合等とか、いろんな事情が重なって出席できなかったり、いろいろ事情があるかと思えますけども、逐一少なかった理由の点検はいたしておりませんが、基本的にはやはりこういうたくさんの皆さん方に町政を判っていただく、このことは一番いいことではないかと思っております。

それと、いろんな住民参加についてもそういうことでございますが、町政の推進にあたりましては、やっぱり総花的とおっしゃいますけど、私はマニフェストで四つの柱を掲げて、それについてはもう重点的に取り組んでいるわけです。そのほかにやっぱりやらざるを得んわけですね、町政というのは。

やっぱりある程度いろんな分野までやっぱり取り組みをしなければならないわけですから、体外的に見れば総花的に見えるかも判りませんが、やっぱり行政というのは、これはうちで、これはでけん、しやならんという場合もなかなか難しい場合がありますので。

重点的なものはそれを掲げて、御承知のとおり四つの柱を掲げてやって、それはもう実現に向かってほとんどやっていますけれども、そのほかにもやはり必要なものはやっぱり、やらないというわけにはいきませんので、そこはやっぱり御理解をいただかんやいかんのかと思っておりますので、全くこげんとはしませんよということにはならないと思っております。

行政を進める以上は、そのように御理解いただきたいと思っております。

[町長 日高 政勝君降壇]

○議長（中尾 正男議員）

よろしいですか。

○平田 昇議員

終わります。

○議長（中尾 正男議員）

これで、8番、平田昇議員の一般質問を終わります。

次は、6番、新改秀作議員の発言を許します。

[新改 秀作議員登壇]

○新改 秀作議員

私は、通告に従いまして3点について質問いたします。

1点目、公有財産の利活用について、行政財産と普通財産において、委託及び処分等を含めて今後どのような利活用を行っていく考えか伺う。

2点目、宮之城屋内温泉プールの附帯設備整備について、水泳大会等において、駐車場確保に苦慮している現状がある。今後、駐車場の整備を行う考えはないか伺う。

3点目、特産品の販売促進について、町内では1年間に数多くのスポーツコンベンション、水泳大会、各種イベントが開催されるが、こうした機会をとらえ、活性化対策の一環として特産品の販売にむけた取り組みを推進する考えはないか伺う。以上で1回目を終わります。

[新改 秀作議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

新改秀作議員から3点ほどの御質問をいただきましたので、お答えをさせていただきます。

まず、公有財産の利活用についてでございます。

本町の公有財産につきましては、決算審査時におきます財産に関する調書等におきまして、その内容及び現状を明らかにいたしているところでございますが、その維持管理と処分につきましては、関係法令とかあるいは町の例規等がございますので、それに基づきまして適正かつ効率的

にこの運用に努めているところであります。特に、本町における公有財産の維持管理については、現在、御承知のとおり指定管理者制度の導入をいたしてございまして、非常に効率的に行われていると考えているところでございます。

なお、新年度におきましては、新しく公有財産管理のさらなる効率化と適正化を図るために、草刈りとかあるいは剪定作業などの屋外管理作業につきましては、特定の担当係に一元化をいたしまして、さらに取り組みをしていきたいと思うところでございます。

また、普通財産におきます処分につきましては、経済環境が非常に低調にある中でございますので、不動産等の流動が進展しにくい状況下でございますが、的確なこの需要動向がございましたら、情報発信をしながら適切な処分等についても取り組んでいきたいと思うところでございます。

一方、第2次行革大綱に基づきます公共施設の適正化、整理統合につきましては、現在検討委員会を設置をしておりますので、公の施設の管理計画の素案を検討いたしてございます。今後、行財政改革審議会とか、あるいは町の議会のほうにもお示しをしながら、いろいろな立場から御意見をいただき、適正化へ向けた計画を進めてまいりたいと思うところでございます。

議会の行財政改革対策調査特別委員会の中間報告の中でも御意見をいただきましたように、施設のあり方に関する関係者等との協議につきましては、既に施設を所管する担当課に指示をいたしてございますので、施設の適正な利活用における課題等を整理しまして、その解決法を検討しながら取り組みを進めてまいりたいと思うところでございます。

それから、2番目の宮之城屋内温泉プールのこの附帯施設の整備についてでございます。

駐車場の確保に苦慮しているという現状で、これらの整備を行う考えはないかということでございます。現在、この温泉プールの利用状況を見ますと、平成22年度の利用者数が、年間3万3,180人ということになっております。

ここ数年の状況につきましては、水中ウオークなど健康づくり志向の中で増加の傾向にございます。平成20年度が3万6,444人ということでありますので、それから平成21年度が3万1,703人、そして22年度が先ほど申し上げた数字になっておりますので、増加傾向ということでございます。

現在、1日の利用者数というのは年間平均で約1,100人程度ということでございまして、駐車場の確保台数というのは1,500台ありますけれども、一般的な利用については現状で支障はないものと考えております。

しかしながら、年に3回、3回ですが宮之城水泳協会主催で行っております宮之城水泳大会、この場合が、温泉プールということで冬季とか、あるいはシーズン前の大会の開催が可能のために、毎回400人前後の選手のエントリーがございまして、水泳宮之城の伝統を引き継ぐ大変人気のある大会となっております、このときに駐車場が不足を生じている現状がございまして、

このため、役員とか選手の方々は現在の駐車スペースのこの1,500台のところを、調整をしながら利用いただいておりますが、応援の方々の駐車場につきましては不足をしておるというようなことがございますので、今、佐志のニュータウンの空き地等を利用をさせていただき、こういうことでございまして、事前に大会の関係者と打ち合わせを行いまして、交通誘導等を行っていただいているところでございます。

増設につきましては、いろいろ周辺の土地等について物色をいたしてございますけれども、所有者の方があそこしか土地は持っていないとか、あるいは果樹を植えてあったりというようなこともございまして、なかなか新たな増設については難しいところがございます。ただ、何らかの対策ができないか、さらに研究はさせてもらいたいと思うところでございます。

それから、3番目の特産品の販売促進についてでございます。確かに、本町におきましてスポーツコンベンションの町ということで、いろんな大会が開催をされております。合宿も盛んにやってきておるところでございます。そういうことで、こういう多くの誘客の皆さん方がございますので、これに合わせて町の特産品を販売したらどうかというような御意見だと思っております。

今まで、いろんな競技がございますけれども、直接施設を借りて行う大会等については情報のそういった一元化ができていない向きがありますので、やはりそういう情報を一元化してこういう大会があるよというところについてはまた、いろいろな物産の販売ができるようなやっばり体制を組む必要があるかなと思っておるところでございます。

大会によっては、余り好ましくないという御意見もあると、試合もあるようではありますが、その辺はうまく話し合いをしながら実施をしていくことが必要かと思っております。

これについては、コンベンション協議会、いわゆる旅館とか弁当部会とか、あるいはこの監督指導者、教育委員会とか入っておりますので、こういった方々の御意見あるいはまた北薩広域公園の活性化協議会というのがございますので、こういう中で十分検討いたしまして、横の連携を取りながら情報の一元化を図って、対処できるものについては対処していきたいと思っております。

非常に県内外から多くの皆さんが見えますので、町の特産品あるいは観光のPRのためにもいい機会であると思っておりますので、今後そういったイベントや催しに参加できるものについては、積極的に体制ができるように取り組んでまいりたいと思っております。

観光協会のほうでも今回、新たな部門をつくりたいと、そういった特産部門というのをつくりたいというお話でございますので、そういうところとも十分連携をして進めてまいりたいと思っております。以上です。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○新改 秀作議員

今、町長のほうから答弁をいただきまして、まず公有財産の利活用についてでございますけれども、まずは行政財産関係へのほうから、ちょっと分けて質問をしてみたいと思います。

説明がございましたように、公の施設の管理のあり方に関する検討委員会ということがあるわけでございます。私もちょうど3年、4年近くなるんですけれども、指定管理者制度のことで質問した経緯がございまして、そのときも検討というような言葉が出てきまして、今回また行革の中でも今、中間報告があったわけでございますけれども、検討ばかり出てくるものですから、明確な答えは出ているんだろうけれども、どうも腑に落ちないことがございまして、今回質問に至ったわけでございます。

今、公の施設の管理のあり方に関する検討委員会、いろいろ検討はされているんですけれども、この検討されている中でも踏み込んだ検討というのをしなければならぬわけでございますけれども、その検討委員会の中でも当然、施設の売却あるいは譲渡といったようなことが出てきてもいいんじゃないか、あるいは積極的に対象とすべきではないかと思うんですけれども、そのあたりは検討はされているものかお伺いいたします。

○総務課長（紺屋 一幸君）

公の施設の管理のあり方に関する検討委員会につきましては、一昨年来よりずっと協議を進めてきておりまして、現在、公有財産のそれぞれ振り分けをしながら、基本的には110施設につきまして今後の方針について検討を進めてきております。この中では、議員がおっしゃられましたように、民間への譲渡を検討する施設、あるいは無償の貸し付けを検討する施設とか、所有者

に返還をしていく施設とか、普通財産に移管を検討する施設、いろいろ区分ごとに施設を割り振った中での検討を今、進めているところでございます。

ただ、当然、施設ごとにその地域ごとの考え方もありましようし、施設が、例えば国の財産を借用しての施設であったり、県の財産を借用しての施設であったりということで、そういった機関との調整も必要になってまいりますので、今現在はそこら辺の調整を含めて検討を進めているという状況でございます。

○新改 秀作議員

当然、売却、譲渡まで検討していただく、またいただかなければならないような施設ももちろんあるわけでございます。

これを何年かけてどうするのか、非常にその辺が判らないですけれども、私なりがいろんな研修の中でも、3年くらいたったら大体の評価とかいろいろそういうのが目に見えてくると思うんですけど、今回一つは管理作業の一元化、こういうのなんかは出てきて、少しは進んでいるなどは思うんですけれども。

この評価に対して私はいつも、前もちょっと言ったんですけれども、いろんな評価をされると思いますけれども、最終的には検討委員会の、職員の中の検討委員会じゃなくして、そういうのに民間あるいは見識者を入れたような、そういう総合評価というのをしなければ、ちょっとやっぱり住民にも判らないし、されるべきだと思うんですけれども、その辺の総合評価で決定するというようなお考えはございませんか。

○町長（日高 政勝君）

御意見にありますとおり、やはり今は事務的な中で関係機関あるいは関係者のほうと協議をしているところでありますので、その状況が終わりましたら、やはりおっしゃるとおり総合評価ができるような場所、機関、そういうものが当然として必要になってくるかと思っております。

現在は、民間の方、いわゆる町民の方が入っていらっしゃる機関としての組織というのは、町の行政改革審議会とかそういうものがありますので、そういう中にお諮りしながら御意見をいただくということもあるかと思っておりますので。

今度の条例でも提案をしておりますとおり、指定管理者から直営に切りかえて、これはそういう方向にせないかなんというのがありますし、そしてまたキャンプ場の関係とかあるいはバターゴルフ場とか、あるいは児童公園とかそういうことについては、もう処分をしたり、あるいは関係者のところにお貸しするとか、そういうところまで踏み込んでおりますので、それが具体的に協議が整えばそういう中でお諮りをしながら進めていきたいと思うところでございます。

先ほど申し上げましたとおり、かなりのやっぱり100件を越えるような施設でありますから、それが本当にこの3町が、それなりにつくられた施設でありますから、簡単にやっぱり統廃合して、いわゆるスリムなるということは非常に大事であります、中には非常に思いが深いし、地域にとってはこれをなくしてはいかんというのがありますから、その辺もやっぱりじっくりと協議する中で、ある一定の方向を進めたいかんと思っておりますから、短期的は難しいところがありますが、協議の面である程度の時間を持って方向づけをしていきたいと思っておりますのでございます。

○新改 秀作議員

施設によっては、つくるときには住民がしゃいもつくってくれていいながら、今になってはほとんど利用がないような施設もあるし、その辺から考えてみて、先ほど条例公民館の例がありましたけれども、何年後にはどういう見直しとか、廃止とかそれくらいのをもう公表をしてもいいんじゃないかと思うんですけれども、この公表というのはいつごろになるのかお伺いします。

○総務課長（紺屋 一幸君）

過去2年にわたりまして検討委員会を続けてきておりまして、今申し上げました内容でさらに関係機関との調整を進めるということにいたしておりますので、この1年間をかけた上で、大まかな方向づけを、それぞれ公表しながら、さらに調整を進めていくという考え方で、現在進めているところでございます。

○新改 秀作議員

私は、他町村のものいろいろ聞いてみましたが、3年くらいのスパンでやっぱりそういうのを公表されているところももちろんあるわけでございますので、なるべく、もう何年後にこれだけなかったら廃止とか、廃止は余りないかもしれん、施設によれば廃止もあるんですけども、譲渡しますよとか、それくらい出してもいいんじゃないかと思うことでございますので、公表の時期についてはいろいろありますので、なるべく早い時期に公表していただきますように。

そしてまた、民間を入れてその評価を、民間を入れても見識者を入れてもだれを入れるかというようなことになってしまいますので、その辺なども十分に検討して、もうそうしたほうが職員の肩の荷も下りるような、ちゃんと民間あるいは見識者を入れて、ぴしゃっと結論を出したほうがいいような気がしますので検討を、また検討になりますけれども検討をお願いします。

今度は普通財産のほうに行きます。素朴な質問ですけども、行政財産から普通財産に私たちが考えるのは、担当課を外れれば自然に普通財産になるのかなとか、いろいろそういうことを思うんですけども、変更になるような場合、そういう定期的に財産区分の変更の見直しというような検討委員会か何かあるものか、その辺をお伺いたします。

それと支所関係、鶴田とか薩摩支所関係もほとんど本所で一括して管理しているものか、それをお伺いします。

○財政課長（下市 真義君）

普通財産につきましては一応、財政課の所管ということでお答えさせていただきたいと思えます。行政財産から役目を終えた場合には一応、普通財産へ移管ということで、そういった規定を設けておりまして、スムーズな移管作業を行っております。別に検討会とか、そういったものはもう必要ないと思っております。

それと、現在22年度決算時点におきます普通財産が約57万平方メートルくらいございます。件数にいたしまして132件というふうに確認をいたしております。旧宮之城町の本庁管轄が64件、それから旧薩摩東部衛生処理組合、一部事務組合の関係が1件、それと鶴田支所管内が18件、薩摩支所管内が49件ということで、この財産につきましては、いわゆる本庁、支所それぞれの管轄で管理を現在いたしております。

その移管につきましては、関係課と財政課と協議いたしまして、町長まで一応決裁を得て決定いたしております。

○新改 秀作議員

今、課長が言われましたこの132件、この中の遊休未利用地というのは何件あるんですかね。

○財政課長（下市 真義君）

具体的に詳細にはちょっと把握はいたしておりませんが、この普通財産のほとんどがいわゆる警察の官舎とか、あるいはまた教職員の住宅とか、改良住宅とか、ほとんど上物が乗って利用している財産、あるいはまた公民館にお貸ししている財産といったようなことで、遊休施設というのは具体的に申しますと廃校になりました旧佐志中学校の跡、今はグラウンドとして使っております。

あるいはまた紫陽中学校の学校跡地、あるいはまた屋地楽習館の前でございます旧、旧になり

ますが学校跡地、それと先般まで、昨年まで利用しておりました屋地の旧宮之城中学校のああい
った跡地ということで、大体遊休資産につきましては昨年度から、もとの公共職業安定所跡地、
あるいはまた先月は宮之城高等技術専門校跡地のいわゆる更地になっている部分については、そ
ういった需要等を勘案いたしまして、処分をいたしてきた経緯もございます。

現在時点で、即売却が可能な遊休資産というのはそうたくさんはないというふうに感じており
ます。件数的に多うございますけれども、普通財産といたしましては132件と申しましたけれ
ども、現在使用している財産がほとんどであるということで確認をいたしているところでござい
ます。

○新改 秀作議員

私がちょっとこの財産調書で見たときに割とあるんですね、小さいのやら、いろいろあるん
ですけれども、売却可能資産ですね、こういうのなんかの仕分けの検討会というのはいないん
ですか。財政課で結局、相手があそこがいけんかならんかというときに、財政課で一応検討して、す
るような体制になっているんですか。そのあたり教えてください。

○町長（日高 政勝君）

行財政改革の一環で、もうこれは以前から取り組みを進めておりますけれども、いわゆる町有
財産の中でも行政財産はもちろん行政目的のための施設、土地でありますから、それはもう処分
不可能であります。普通財産へ切りかえた分については、その中でどうしても不用地とかそうい
うものがあるところについては、極めて早く処分しましょうというようなことで今までずっと取
り組んでおりますので、残ったのがもうあとわずかしかないというようなことでございますので、
もうほとんどそれらについては不用地、遊休地として、公用あるいは公共用として使う見込みの
ないものについては、できるだけ処分をするという方向で今までもきておりますので、そうい
うことでもう残っているところはそう多くないとは思っているところでございます。

○新改 秀作議員

確かに、この払い下げの状況を見てみますと、21年度が10件、22年が14件というよう
なふうになっておりますので、その状況は進んではいるんだなと思うんですけれども、この未利
用地、今度はその旧、旧宮中の関係の上の公園から、私たちは秋葉公園ち言いよったんですけ
ど、あの施設も相当広いあれではあるんですけれども、この活用計画というのはどのようにお考
えですか。

○町長（日高 政勝君）

旧宮中の、あそこは秋葉グラウンドということで名称を変えて管理をいたしておりますけれ
ども、もと50メートルプールがあったところについては、あそこを何とか有効活用していきたい
ということで今、検討委員会を設けております。

どのような活用方法があるかということで、地元の皆さんの御意見やら伺いをしながら、非常
に市街地に近い、非常に利便性の高い場所でありますので、やはり、より効果的な土地利用とい
うのを計画をする必要があるかと思っているところでございますので、また例えば、ある面にお
いては非常時の避難場所にもなるところでありますので、そういうところの確保もある一定程度
は必要かなと思っておりますので、それ以外については公共施設なり、そういうものの計画を今、
検討を進めているところでございます。

具体的に発表できる段階ではございませんけれども、ああいう非常にいい場所でありますので、
今後の町の振興上からも考えた上で有効活用を図っていきたいと思うところでございます。

○新改 秀作議員

それから、今建物が建っている宮中のことでございますけれども、御存じのように去年子供た

ちの進入によってガラスの破損、いろいろあったわけでございます。割ったほうが一番悪いですよ。先生も、その指導者も、もちろん悪いですけども、あそこにああいう施設を残しておくという町のほうにも責任の一たんはあると思うんですよ。

私も小さいころから、入ってはいけないというところに行きたいものだったですよ。そういうところにやっぱり子供たちは行きたいんですよ。怒られても行きたいんですよ。今からもどういふことがあるかも判りません。

やっぱりああいう施設があるということは、やっぱり長く放置していることは、私はいけませんと思います。直ちに、やっぱりもう解体したほうが、いや町長がまた別に何か考えがあるんだったらいいですけど、余り長く考えてもまた古くなったりすると第2、第3が出てきますので、その辺、町長はどのようにお考えなのかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

宮之城中学校が高校の跡地に移転をいたしたわけでありまして、あそこはもう以前からお答えをしておりますとおり、市街地にあれだけの広大な土地を改めて確保していくということはなかなか難しいですので、将来的にやっぱり有効的な公用的な利用の仕方というのは、私個人は持っておりますけれども、今それを明らかにするという段階ではございませんから、やはりああいう有効な土地は残しておいて、将来どのような事態が発生するか判りませんので、やっぱり将来の町の振興の上からも有効活用していくべき土地であろうというふうに考えておりますので。

ただ管理上の問題としましては、確かにそういうこともございまして、何とかそこに進入しないような方策はやっぱりとらんないかなんということは指示はいたしておりますけれども、今武道館と給食室のところは、町のいろんな備品等の倉庫ということで使わせていただいておりますけれども。

あと校舎の解体になりますと、先ほども申し上げましたとおり、パイルがやっぱり相当本数入っておりますので、それを抜いて、そしてまた校舎まで解体というふうになりますと、やはり2億円くらいかかるということでございますので、今そのお金を使ってするのがいいのかどうかというのが非常に判断に悩ましいところがあるわけでございます。

こういう厳しい財政の状況でありますから、あとは管理上の問題が指摘をされますので、それは今後、再発しないような防止策というのは必要かと思っておりますのでございます。

○新改 秀作議員

まだ当分は解体はないようですけども、第2、第3があつたらまた大変ですので、あその周辺の人にもちょっと聞いたんですけども、裏からどひこでんあそこに入って行く道はあるそうですね。やっぱり昔遊ごったとこやからこっちにもここにも道があつど、上ずい上がやなつどち、どひこしても入っていく人間は入っていく、やっぱりそのところでいろいろ問題があつたりしたら、また大変なことになりますので、なるべく早い時期に解体されて更地で、またいろんなことも考えればと私は思っておりますのでございます。

旧、旧宮中に対してもいろんな活用に対する方針をつくって、計画が進められるように全町的な取り組みも必要じゃないかと思っておりますので、一つ要請しておきます。

もう次に行きます。次のプールの施設について、水泳協会のほうも元旦になれば、ことしは59回目の泳ぎ初めやったとこの前聞いたんですけども、そういうような伝統を受け継いで、水泳協会のほうも一生懸命やっておられるという中で、ここにも答弁でありますようにいろんな伝統を持っている、私たちの地域でもすばらしい選手を輩出した水泳協会でもあるわけでございます。

今回、2月26日でしたかね、水泳大会があるときに、私もそこに外からでしたけど、中には

入っていかなかったですけど、ずっと見て回りました。確かに路上駐車が十何台ございました。そして、いろいろその入り口の家の方に苦情も聞きました。町長はこの施設を今、検討委員会がいろいろあるわけですけども、将来継続されるものか、廃止されるものか、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

温泉プールについては、もう県内でもこういう施設は余りあちこちあるものではございませんし、それがために、こういった大会には多くの方が町外から来ていただいているわけですので、そういう意味では、水泳宮之城としての活性化の一つのあれになっておるのかなと思っておりますので、やはりこれについては継続した形の取り組みが必要かなと、私は思っております。

今、こういう温泉を活用した健康づくりもたくさんの方がやっぴらっしゃいますので、私も健康づくり推進の町宣言をいたしまして、こういう施設を活用しての健康づくりということも、高齢者の皆さんを中心に大変人気もあるようでありますから、これはやっぱり推進をしていく必要がありますし、児童生徒のこういった体力づくりのためにも必要な施設だと私は思っております。

リニューアルをという問題も当然として出てまいりますけれども、その辺は今後のやっぱりいろいろ計画の中で財政の問題も含めて検討する必要があるかと思っております。

○新改 秀作議員

現在、年3回、2月、5月と12月ですかね、今回が第62回の水泳大会であったということをお聞きしました。児童生徒の体力向上、あるいは情操教育というのに、もちろん力を注いでいるわけでございます。

一つの大会、この前の大会420人であったとすれば、それについて来る父兄が700人、800人であるとすれば、それが3回続くとすると、その中で、この駐車場に対しても、今の変電所のあたりの駐車場も確保していると。お客さんがよそから来るのに、身近になくて何が駐車場になるか、これは私はおもてなしの一環だと思うんです、こういう駐車場をつくるのは。

もてなしなんです。そして、私が最後に言うように、ここでいろいろ、そういう特産品の販売ができればというように考えているんですけども、こういうのをお客さんはやっぱり判るんですよ、やっぱり。

それは遠くから歩かせて、駐車場からそこへ来て、孫の応援に来たついで、やっぱり私は最後には何か買ってもらわんなという考えでおるものですから、やっぱりこういうことを申し上げるんですけども、一つの提案でございますけれども、町のトレーニングセンターの裏の山をちょっと造成するお考えはございませんか。

○町長（日高 政勝君）

現況が、裏ががけでございますし、あそこを造成してどの程度の車の駐車ができるか、余り大きな台数というのではないかと思っておりますので、したがって、これまでもこの周辺の土地の物色についてはいろいろやっておりますけれども、先ほど申し上げたような事情がございます。

それでまた、近場のところに借り上げでもできないかということも今、検討するように指示はいたしておりますので、その辺のところも踏まえて何とか、そういう年3回の大会でありますけど、利用者に不便が生じないような対策は講じる必要があるかなと思っております。

○新改 秀作議員

確かに、このプールの利用を見ますと、去年、21年、22年を見ますと、2,000人アップ、トレーニングセンターでも1,000人くらいアップというようなふうになっておりますので、やっぱり最終的にその駐車場の確保というのが一番のあれになってくると思うわけでござ

ざいますので、前向きに検討をお願いいたしまして、この件については終わります。

特産品でございますけれども、先日私も東武百貨店において、いろんな販売のお手伝いをしてきましたけれども、もちろん町長も行かれましたけれども、その反省会というのがございまして、物品販売についての感想あるいは今後の課題検討というのがございました。

みんないろいろと思いがあったようでございますけれども、業者、販売者の方々側の意見の中に、PR活動をいろいろしてもらったのは本当のありがたいことでした。そこに参加に対しては、いろいろ迷いもありました。もう少し地元で販売促進に力を入れて、私に力をつけてからあっちにいきたいと、もちっと地元鹿児島県でもそういうのに力を入れるという声がありましたものですから、これもあわせて今回の特産品の販売促進ということを質問にも出したわけでございます。

今回、第31回の大鹿児島展であったわけでございますけれども、町長としてはどのような感想でしたか、あったら総括でお願いします。

○町長（日高 政勝君）

町の特産品、あるいはこの観光のPRについては、とにかく力を入れていかなければならないということで、就任以来トップセールという形でいろんな場面に出向いております。その中で、町内のいろんな関係の皆様方も観光協会の役員なり、そしてまた実際、特産品を持っていらっしゃる方も御出席をいただいて、そしてまた、じかに消費者の皆さんから声を聞いて商品に反映をする、そういうようなすばらしい機会ではないかと思っております。

新幹線も開業し、私も、鹿児島中央駅、あるいは博多、あるいは岡山、いろんなそういうところまで出向きまして、そしてまた、先般は大阪市場とか、あるいは京都市場のところでも直接社長の皆さん方やら、この幹部の皆さんと町の特産品のPR、流通についても意見交換をする機会がございましたが。

やはり出向いて、さつま町ちゅほどけあつとなど、鹿児島県内でもまだはっきりと判らんような状況ですね。それで、やっぱり旧町名を言ったらああそうなちことなんですけど、やっぱりこの存在感というのをもっともっとPRをすることが大事かと思っております。いい品がある、いい観光地もあるわけですから、やっぱりいろんな機会にPRをする必要があるかと思っております。今ポスターをつくったり、観光協会と一体となって取り組みを進めておるわけでありまして。

それで、この前の東武百貨店の50周年に関して、北薩地域が一つの宣伝の機会を与えていただきましたので、私も出張の機会に立ち寄って、実際お客さんに接しながらPRに努めたわけがあります。

やはりこの首都圏の皆様方というのは、大消費地でありますし、いわゆる物の考え方とかいろいろ非常に勉強になりますので、ああいう方々と直接接しながら、どういうものをつくって、そしてまたどういう売出しをしていくかというそういう点では、よく勉強になる機会ではなかったかと思っておりますので、さらにいろんな生産者の皆さん方もやはりそういう場に出て、いろんな意見を聞いて、パッケージのあり方とか、名前のつけ方とか、あるいはどういうふうに売り込みをするとか、その辺までいろいろ勉強する機会でありますので、できたら参加をしていただきたいなと思っております。

確かにお金は要りますけれども、やはりそれだけやった効果というのは、必ずやっぱり出てくるかと思っておりますので、今後はやっぱりそういう形の呼びかけはまたしていきたいと思っております。それでまた行政も、観光協会も、そしてまた商工会も一体となって取り組む必要があるかと思っております。農協さんも一緒にやる機会もありますが、やはりそういう関係機関が一体となって、町全体のやっぱりそういうすばらしいものを売り込む、観光地も売り込むという形が大事かと思っております。

○新改 秀作議員

もちろん国もですけども、6次産業化ということでいろんな中で進めているわけでございます。町の加工センターを見ますと、やっぱりいろんなのをつくりたいようでございますので、当然販売の推進の取り組みももちろん必要でございます。観光協会あるいはイベントを開催される側との連携を密にして、今後も前向きに販売に向けた取り組みを推進されますよう要請いたしまして、私の一般質問終わります。ありがとうございました。

○議長（中尾 正男議員）

これで6番、新改秀作議員の一般質問を終わります。
ここでしばらく休憩します。再開はおおむね11時とします。

休憩 午前10時48分

再開 午前10時59分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議開きます。
引き続き一般質問を続けます。次は、5番、川口憲男議員の発言を許します。
〔川口 憲男議員登壇〕

○川口 憲男議員

さきに通告しました2件について質問いたします。
まず1問目の町営住宅の管理体制について、現在194棟、512戸が設置されていますが、各団地の樹木の剪定作業及び周辺の清掃等の管理体制について伺います。
また、この中には建築年度が40年前後と古い建物があり、不便を強いられているところもあります。今回、公営住宅法の一部改正で町条例の改正も提案されている。内容は、単身者の入居が可能となる、その入居可能住宅は町では29棟、105戸とされている。この該当する建物はさきにも述べたように建築年度も古く、構造上も不具合が生じている箇所も見受けられる。
今後、町公営住宅長寿命化計画、また家族向け住宅のバランスを図り、単身者向け住宅の整備を進めるとのこと。町営住宅の管理体制の中で増改築、新築の方向性を考えていくのか、町長の考えを伺います。
2問目には、教職員住宅の管理についてお伺いいたします。
教職員住宅の現在の入居状況について伺いますが、これについては民間入居者は3月末には一時退去とされているが、今後のあり方をどのようにとらえられているのか、お伺いいたします。
1回目の質問といたします。

〔川口 憲男議員降壇〕
〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

まず、町営住宅の管理体制についてでございますが、現在、町営住宅194棟、512戸が設置をされている、剪定作業及び周辺清掃等の管理体制についてということでございます。
お尋ねの管理体制についてでございますけれども、生活の拠点である住宅周りの掃除とか、植木の手入れ、これらについては、基本的には、入居者の皆さんが共同で行って環境美化に努めていただくように、町営住宅の入居の際に説明をいたしているところでございます。
また、町営住宅だよりというものを、年3回から4回発行いたしておりますけれども、その際

におきましても、やはり、この辺のことにつきましては周知を図っているところであります。

各団地にも住宅の管理人がいらっしゃいますので、住宅管理上、必要な事項については、清掃等の指導を行っているところであります。

ただ、戸数が少ないとか、もう最近のように、高齢者の入居があるというところの団地もありますので、なかなかこの剪定とか、あるいは、そういった清掃等が十分できないと、無理があるというようなところもあるようでございます。そういうところについては、職員がやっぱり直接、マンパワーを使って作業を行っております。そういった入居の皆さん方の状況を見ながら、対応をしてみたいと思っているところであります。

あと、この公営住宅につきましては、建設年次がかなり古いものがございますので、基本的には、公営住宅の新築というのは、512戸もありますし、新たな新築というのは、難しい状況があるのかなと思っております。

したがって、老朽住宅はかなりありますので、基本的には、公営住宅等長寿命化計画というものを立てております。それにしたがって、老朽化の進んだところを優先をしながら、今後、年次的に、この整備をしていくということで進めておるところでございます。

これまでも、東谷の住宅とか、あるいは今、山崎の住宅の建てかえの計画を進めているところでございますので、そういった計画に基づいた中で進めていきたいと思うところで、それで団地によりましては、やはり2階建てですかね、そういうところで、2階は若い人、1階は单身とか、今回条例も提案をさせていただきますけれども、53平米以下についてはですね、単身の住宅も必要かなと思っておるところです。

それで、1階は高齢者とかそういうことを中心に、2階は単身のそういった若者でも入れるような体制ができたかなと思うところでございます。今後、具体的な建てかえ計画の中で進めてまいりたいと思うところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

教職員住宅の現況等についてでございますが、現在、総戸数は80戸となっております。そのうち78戸が入居中で、2戸が空き家になっております。78戸の入居者のうち教職員が43戸、一般入居者が35戸となっております。

教職員住宅への入居につきましては、近年の交通事情等の向上によりまして、町外から勤務する者が増え、その需要は少ない状況でありまして、管理職を中心に入居してもらっておりますが、住宅の有効利用を図る観点からも、支障のない範囲で、一般いわゆる民間への貸し付けを行っているところであります。

一般への貸し付けを行う際は、教職員専用住宅でありますことから、入居時に教職員の入居希望がある場合は、退去をお願いする旨を説明し、また人事異動の時期である3月には、教職員の入居を優先するため、一般入居者へ継続入居希望調査による確認を行いながら、その管理に努めているところでございます。なお、今まで、このために出ていただいた例はございません。

今後におきましては、使用可能な住宅はできるだけ営繕に努め、その活用を図りますとともに、老朽化した分につきましては、用途を廃止し、先ほど話題になりましたが、普通財産への所管がえができないものか検討していきたいと考えております。以上でございます。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○川口 憲男議員

町営住宅のほうを先にお伺いいたしますが、先ほど町長の説明にありましたように、各団地の

整備については、契約時に、個々が行うと、そしてまた団地全体で周辺整備とか、いろんなことをしていただきたいと、団地が一つのコミュニティー団体として全員で取り組んでいただきたいという答えがありましたけれども、再度お伺いいたしますが、これは浸透しているとお考えでしょうか。

○建設課長（三浦 広幸君）

先ほど、町長がお答えしました基本的に団地入居者が行うのが浸透しているかということでございますが、現実的に、それぞれ団地によって多少差はありますけれども、そういう月1回の共同作業なりに出てこないところは、ペナルティーを課すとか、そういうことが現実にありますので、管理者としてはそういうものは浸透しているというふうを考えております。

○川口 憲男議員

課長の答えの中に、浸透しているんだけど、団地差があるということのようですが、私、先月、何か所かをいろんな事情を聞いて回ったところがあるんですが、一つの団地では、イヌマキがすごく屋根の上まで伸びておって、切っていいのか悪いのか、個人としては切りたいんだけど、そこあたりの感覚はどうなのかということをお聞かせください。

私は、自分でできやっところは、自分でしてもろたほうがいいんですけどねというようなことを申し上げたところがあるんですけども、課長の答えの中では、団地差があるということでしたので、そこは、これからも伸ばしていかなきゃならないところじゃないかと私は感じます。

それと、どうしても、町長の答弁にもありましたように、高齢化が進んでなかなかできないところが多く見受けられるところがあります。そういったところを、先ほどの同僚議員の質問の中で、施設適正活用について、担当課にいろんなことを指示し、管理体制のことも一元化するということでしたが、こういう町営住宅に関しても、町長、高齢者等で作業ができない分については、このような指示をされているのかどうかお伺いします。

○建設課長（三浦 広幸君）

まず、先ほどに関連しまして、例えば、具体的におっしゃいました、イヌマキ、高木のそういう状況につきましては、団地によっては政策空き家とあって、あけてある部分がありまして、そこらが、そういう対象になるかと思っておりますけれども、そこにつきましては、入居者が少ないということで、あるいは、そのちょうど政策空き家の周辺、あるいは直前が、そういうのがあるということで、なされないということもありますけれども、そういう箇所につきましては、町の職員で対応、あるいは建設課の道路整備員に頼んで対応しているということもあります。

それと、先ほど新改議員がおっしゃいました中で出ました一括管理の関係も、町営住宅の剪定作業につきましては、そちらのほうに平成24年度から移行する計画であります。

○川口 憲男議員

いろんな団地を見ても、非常にそういうところがありますので、担当課とそれから作業伐採班ですか、いろんなところで対応していくと、こういうことでありましたので、全体を再度見てもらって、どういう状況かを把握されることが私は必要じゃないかと思っております。

長寿命化計画を策定されていますけど、やっぱり住宅というのは、周辺の清掃とかいろんなこと、樹木の剪定とかしていくことによって、1年でも2年でも延びる状況にあるんじゃないかと思っておりますので、そこは、ちょっと対策を講じていただきたい。

私も質問の中で、管理状況、剪定作業、それから、管理体制のところだけしか申し上げておりませんでしたが、今回、町長、単身者向けの住宅の整備を図るというようなことを提案されたというところで、答弁にありましたので、ちょっとお伺いいたしますが、この少子高齢化が進む中で、町営住宅のあり方というのをどのように考えられているかということをお伺い申し上げます。

ったら、構想的には、1階を高齢者世帯、2階を単身者向けといいますか、独身者向け、あるいは若い人たち向けの構想を持っていらっしゃるということでしたが、私も、そのことを提案したかったんですけども、こういうような構想を持っていらっしゃるということでした。

ただし、その財政的な面があって、非常に苦しいところはあるというのは承知の上ですけども、そういった中で、先ほども申し上げましたけど、この29棟105戸、これが今回の条例改正で単身者向け住宅としているということでした。

この29棟105戸の体制ですね。ここが、建設年度が昭和40年、昭和39年、それで昭和45～46年代と非常に古いのが多く、ここに写真も撮ってきたんですけど、旧態依然といいますか、一番、住民の方が危惧されているのが、窓枠が完全な木であったり、それから玄関、あるいは風呂場の入口がベニヤではげとったりとか、そういうのが見られるんですよ。

そういうところがいち早く、町長の申されました2階建て、あるいはその単身者を考えた建物に移行されるような考えに持っていかれるべきと思うんですけども、そういうようなことを踏まえて、こういう答弁をいただけたんでしょうか、再度お伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今回のこの長寿命化計画の中で、先ほどの町全体の公営住宅について、団地ごとに今後あるべき方向づけというのを判定をいたしております。

その中で、先ほど申し上げました老朽化によって、建てかえをせんにやいかんだろうという団地もございまして、用途廃止をしなければならぬというところもあります。それらについては、もう1カ所にまとめるとかですね。そのほか、維持管理をして済む程度の住宅団地もあります。そういう仕分けをしながら対応をしていきたいと思うところです。

建てかえをするところについては、先ほど申し上げましたとおり、場所によっては、そういった構想の中で、高齢者とか、あるいは若者、若者っていうんですかね、そういう入居条件にあえば入れる単身住宅を考えてもよいのかなと思っております。

○川口 憲男議員

いろんなその状況を踏まえて、団地ごとにどうしていくかという話なんですけど、先ほど申し上げました、いろんな団地の、この単身者の入居可能な団地、ここも高齢者の方が入っていらっしゃるんですけど、町長、今のところで、仮に五日町の団地を建てかえたとしたときに、非常に高齢者の方が多いいんですよ。そして料金が、家賃が物すごく安いんですよ。

例えば、こういう2階建てにして、下を高齢者とか、上を単身者なり、若年の方が入居される場合、どうしてもその高齢者の方々の建物、今、住んでいらっしゃるところを潰したときには、次のところに入っただけじゃならないとなつて、新築したときには、その料金がぐっと上がるわけですよ。

そうしたことを考えると、どうしても、その入居者の方々も、不具合を生じているんだけど今のところで我慢するしかないとお伺いしますと、安いところじゃ3,500円とか、4,000円前後でとか、まだそれよか安いところも聞いていましたけど、料金的には。

私もそこまでは聞きませんでしたけれども、そういうふうにして低額で入れるというような状況で、料金体系的には魅力があるんですけど、新しくいいところに住みたいけど、そこになつていけば料金が上がるというのを懸念されております。

仮に、さっき申し上げましたこういう2階建ての建物、ぜひ私は必要だと思うんですけども、これになつた場合、今入っていらっしゃる安い方々がどういう対応を受けられるのか、担当課なりでそこあたりも検討はされていると思うんですけど、その長寿命化計画の中で、住宅のあり方をどういうふうにとらえられているのかお聞きします。

○建設課長（三浦 広幸君）

住宅のあり方で、五日町という言葉が出ましたので、五日町を例にとって見ますと、例えば、まず家賃的なものでございます。

場所は、現在、総合的に検討中でございますけれども、仮に建てかえた場合、1階が高齢者用の53平米以下の部屋、それから2階がファミリー向けの部屋とした場合に、当然家賃が上がると。これは5年間の激変緩和措置ということで、5年の間に是正していくという制度があります。あと、方針というか、それにつきましては、現段階では、長寿命化計画が今現在、策定中ございまして、その中で総合的に検討していくという段階でございます。

○川口 憲男議員

この単身入居可能な住宅29棟105戸なんですけど、全部が全部とは申しませんが、幾分回ったところじゃ、ほとんどが、先ほど申し上げましたような不便が多く出ております。

木枠のガラス窓、ある団地じゃ台風のたび心配じゃち言うてですね、板を打つけたままのところもあったり、それからトイレの換気なんかのあれも壊れたままとか、それから一部で風呂場の周辺とか、奥の部屋が、もう何て言うんですか、ボコボコしちよって何だろうかと、シロアリに下をやられているんじゃないかということもあるということで、まだそれを辛抱していらっしゃるといふところもありました。

いずれにしろ、今の課長の説明にありましたように、長寿命化計画である程度、こう部分的に計画されて、町長がさっき申されました2階建てで、そういう単身者向けあるいは高齢者向けの住宅が可能じゃないかという考えを示されました。

先ほど、新改議員の質問の中にもありましたように、秋葉グラウンドですか、一部分は災害対策用の避難所とか、いろんなのを考えられましたけれども、やっぱりまちの中心に近いし、ああいうところに、そういうのを、できるなら高齢者向けが10棟、それで単身者向けというのをつくっていかれたらいいんじゃないかと。

やっぱりこれも、どうしても予算化といえますか、計画を年次的につくって、していかないことには、あとあと全部そういうふうな状況が出てくるんじゃないかと思っています。ここに、私も調査した中では、最低3～4団地、そういうところが見受けられるところがございます。

ですけど、先ほど申し上げましたように、新しくなれば値段が上がるから、どうしても無理は言えないと、今のままのほうがいいという高齢者の方々が強いです。やっぱり、そこあたりにも力と言いますか、目を注ぐのが、町長が当初から申されました、住みやすく住んでみたい町の一つの典型的なあれが出てくるんじゃないかと思えますが。

再度、町長、聞きますが、この長寿命化計画をどういうふうに進めていかれるのか、こういう団地を見られて、どういうふうな計画で行かれるのか、最低5年後には新しくつくっていくよとか、そういうふうにされるのか、この単身者向けの整備を進めるということですから、今ある住宅を整備していかれるのか、その長寿命化計画の中でどのような考え方を持っていられるのか、お聞きします。

○町長（日高 政勝君）

今、一つの提案として、先ほど五日町住宅の問題が、下におろしたらという考え方も、当然として、そういう構想も一つの考え方としてですね、検討いたしている。それはまだ具体的にそうしますということではありませんけれども、やはり高齢者が入居していらっしゃる割合が高うございますし、やはり上の台地でありますし、あそこまでやっぱり買い物とか通院の場合ですね、非常に苦労されているということもありますから、例えば、そういうところに、一画にそういう団地でもできたら、非常に利便性が高まるし、入居率もかなりよくなるんじゃないかという考え

方も持っております。

ただ、これについてはまた、地域の皆さん方との調整というのは当然出てきますので、今後は、それは構想として持っておるところではございます。

とにかく、長寿命化に対する基本方針、それぞれの公営住宅の今後のあり方というのを、一つ一つ団地ごとに、先ほど申し上げたとおり、どうするかということも検討いたしておりますので、これについては、具体的に、先ほど申し上げました山崎団地を今、かかっておりますので、一挙にということにはまいりませんでしたので、今後、年次的にこういう老朽化が進んだ団地から計画的に進めていきたいと思っております。

これは今後、実施計画をつくる必要があるかと思っておりますので、その時点においては、また議会のほうにもお示しをしながら御意見をいただきたいと思うところでございます。

とにかく、やはり住宅困窮者の居住の安定確保とか、あるいはこの町営住宅のストックの適切な更新とか、あるいは適切な管理運営、そしてまた高齢者、障害者の生活に対応した町営住宅のそういった整備というのが必要ではございますので、これらを踏まえて、今後、目標年次をそれぞれつくりながら進めていきたい。

最終的には、現在の512戸を471戸ぐらいですかね、平成33年度までには、そういう方向で、41戸ぐらいは減の方向でありますけれども、そういうことで集約をしながら進めていきたいと思うところでございます。

○川口 憲男議員

一番最初も申し上げましたけど、少子高齢化が進む中で、町営住宅のあり方、今、町長の答弁にありましたように、やっぱり今度、長寿命化計画を策定中とか、いろんなところがありますから、そこらでやっぱり年次的に実施計画をつくっていかれて、100%何年後にはこれはでき上がるよということは、その経済状況もあると思いますけれども、やっぱり、ある程度の目標はつくられるべきで、そしてまた、先ほどの新改議員の中にもありましたけれども、やっぱり、それをどんと前に出されることが必要になってくるんじゃないかと思えます。

ぜひ、この町営住宅のところにつきましては、どうしても古いところになればなるほど入っていないところがあるのが見受けられます。まして、こういう古いところこそ、高齢の方々がひっそり住んでいらっしゃるということがございますので、やっぱり、そこあたりにもう少し目を向けていただけるような工夫をしていただきたいと要請をしておきます。

次に、教職員住宅の件について、教育長のほうから話がありました。80戸の教職員住宅で78戸、そのうち43戸が教職員の入居希望があって、一般の方々は、3月と申されましたけれども、異動時期に職員の希望があれば出ていただくということでございました。

約半分が民間の方々の対応なんですけど、やっぱり今後、こういう少子高齢化が進む中、あるいは今、学校統合等の問題も議論もされていますけれども、教育長、やっぱり将来に向けては今、学校統合なんども、どういう方向に行くか判りませんが、43戸、半分の方々しか入居されていないかなれば、先ほどの話じゃないですけど、普通財産への所管がえをするような方向性とかいう考え方があっていいのじゃないかと思うんですけども、その辺の考えはどうなんですかね。

○教育長（東 修一君）

この教職員の住宅には、御案内のとおり、僻地教職員住宅と学校共済住宅、この2種類あるわけございまして、それぞれのいろんな補助金の適正化法等によって決まっておりますが、その償還期間等が過ぎたものにつきましては、処分が可能でございますので、処分に当たりましては、教職員に向けた必要戸数を確保しながら、一般住宅へ転用が可能なものにつきましては、関係課

と協議をしながら、その用途廃止、あるいは普通財産への所管がえも検討していく必要があるのかというふうに考えております。

○川口 憲男議員

今、お答えいただきましたから、どうしても80戸あって半分しか先生方に入っただけないということであれば、そういうふうにしていただかないと、財政上のその償還の状況もあると思いますけれども、これを見ましたときにも、教職員住宅で一番高いのが、柏原にできて、これ一番新しいほうだと思いますけれども、大体これとか、それから薩摩のほうにある求名のものとか、ここらで一番高いので2万円ちょっと、安いのになりゃあ7,000円ぐらいで入っているわけですね。

たった2戸しか入っていないわけですから、さっき建設課長の話に、一部分は置いとかにやいかんということでしたから、100%可能なところにきて、入っってもらって、どこにどういう方がということ、私も調査しませんでしたけれども、一般の公営住宅と比べますと、かなりいいところにも安い料金で入っらっしゃる方々がいらっしゃると、それじゃあ、ちょっと住宅上、不公平もあるんじゃないかと思しますので、ぜひ普通財産に切りかえができるのであれば切りかえていく。

今回、泊野の住宅を解体して普通財産にかえられるという、それはもう地面だけですから、何もできない状態になって、その更地をいけんするかということなんですけど、ぜひ、そのように、まだ使えるような状況にあって、普通財産にかえられるところがあれば、そのようにしていただきたいと、そういうふうに考えます。

それと、学校統合が今、議会でも特別委員会をつくって議論していますけれども、どうなるか判りませんが、やっぱり、こういう将来的なものを踏まえたときに、教育長、給食センターなんかのあり方とか、やっぱり学校が持っているそういう建物とか、いろんなのあり方というのも、並行して検討されるものだと思うんですが、そこあたりの考え方はどうなんですか。

○教育長（東 修一君）

御指摘のとおり、私どもが所管する、例えばその給食センター等につきましては、まだ具体的に適正化のあれが決まりませんが今、鋭意検討をしているところでございます。

○川口 憲男議員

前の関連で申し上げればよかったんですが、私もその実態はあれしていませんけど、民間に入居される先生方が、どひこやったですかね、何人かいらっしゃること、ちょっと聞いたんですけれども、これは、その先生方の気持ちか判りませんが、今一般の方々が35戸入っおられて、入りたいんだけど入れないちゅう話がちょっとあるということ、聞いたんですけど、教育長は、そういうところは把握されておらんか。

○教育長（東 修一君）

校区内、町内に住んでいるのが、小中学校合わせますと、大体4割強ですので、おっしゃるとおり、民間の住宅にも住んでいるのがいると思いますが、そこあたりは、個人のあれでございまして、具体的に教職員住宅に入っている、あるいは一般の住宅に入っている、そのところは、ちょっと、私、今のところ把握はしておりません。

○川口 憲男議員

教育長、その入っている状態を聞いているんじゃないかと、教職員も入りたいんだけど、ちょっと聞いたところによると、一般の人が入っって、もう空きがないから入れないんだと、そういうことを、民間に入っらっしゃる方から聞いたことがありますかという質問なんですけど。

○教委総務課長（山口 正展君）

今議員がおっしゃいました、一般の方が教職員住宅に入りたいけど、空きがなくて入れないということを聞いたことがあるかということですが。

○議長（中尾 正男議員）

先生が、ですよ。先生方が入りたいんだけど、一般が入って入れないと。

○教委総務課長（山口 正展君）

先生方が教職住宅に入りたいけど、教職員住宅が空きがないということで入れないということを知ったことがあるということですが、今のところ、そういう状況は聞いたことがございません。

異動の時期になりましたときには、やはり教職員住宅の退去があった場合は、教員の専用住宅ですので、空き家を確保して、なるだけ教員に対応をしたいということで、退去があった場合は、その時期については入居をさせないようにしておりますが、今のところ、そういう話は聞いたことはございません。

○川口 憲男議員

教育長、こういう話が我々にも伝わってくるということであればですよ、この住宅は、先ほど、教育長の答弁にありましたように、限定された建物であるわけですね。僻地とか、共済住宅ということですよ、教職員の方々が住んでいただくように建設された建物であるわけですから、やっぱり、民間より格安でいいところもあるんですよ。

あるいは、前の方は、リフォームをして畳をかえてとか、障子をかえてとかちゅうようなことで、出ていかれるわけですから、やっぱり、そういう声がある、聞こえるちゅうのはちょっとおかしいのかなと思うんですけど、現実にもそういうことがあるということを知っておりますので、もうちょっと中を詰めて、異動時期になりますから、住んでいただくということが必要じゃないかと思えます。

この学校統合の問題でも、我々が宮崎に行ったときには、その地元に住んでいただいて、相当、効果を得るといってG授業ですか、グループ授業的なところもありましたから、やっぱりその地域、さつま町の町内に、そうして先生方も住んでいただく、あるいは子どもも連れてきて住んでいただくちゅうことで、学校自体にも活気が出るし、いろんなことの効果もあると思えます。

こういうふうにして、民間に使っていただけることも結構なんですけれども、公営住宅の中も空き家がたくさんあるんですよ。実際、空き家のところは、私、申し上げませんでしたけれども。そして、先ほど、町長に質問しましたように、中のリフォームが必要なところ、建てかえはできませんけれども内部のリフォームをせんにゃならんところ、すればまだ入れるということもあるんですよ。やっぱり目的に沿った方向で進みをしていただきたいと私は考えますけれども、教育長、再度お伺いします。

○教育長（東 修一君）

おっしゃるとおり、非常に住環境というのは、教職員にとりましては大事でございますので、異動の時期に異動の発表がありましたら、すぐ当該の校長から、その該当者へ電話連絡あるいは文書連絡をしまして、住宅はこういう住宅があるということを紹介をして、それを使うか使わないかというようなこと等をしまして、できるだけ住環境を整備しようということに努めておりまして、今おっしゃるように、教職員住宅に入りたいんだけど、教職員住宅があいていないというようなことにつきましては、再三、管理職を通じまして該当者へは依頼をしているわけですが、私は、今のところそれは聞いておりません。

今申し上げましたように、この異動も、やがて発表になりますけれど、その発表があった暁には、相手の当該者へ、教職員住宅の活用について連絡をするように、改めてまた依頼をしていきたい、指導をしていきたいと考えます。

○川口 憲男議員

最後になりますけれども、教職員住宅と町営住宅を踏まえて、担当課でもいいですから今、私のほうは、教職員住宅については、ここに家賃表、料金表まで入れたのをいただいているんですが、大まかに見て、町営住宅との差がどれぐらいあるものなのか。

一番、町営住宅で高いのが3万円、あれは所得制ですから、高いところは3万どひこというようなことも聞いたことがあったんですけど、その町営住宅の一番高いところと低いところはどれぐらいか。あと、教職員住宅につきましては、ここにもらっているのがですね、1番安いのが7,000円で、一番高いところが2万2,000円というのを把握しておりますが、そこあたりは、担当課長、判ったらお示し願いたいと思います。

○建設課長（三浦 広幸君）

その金額については、調べてあとで答弁いたします。

○川口 憲男議員

町長、最後に、新改議員からも出たんですけども、この公有財産といいますか、行政財産的なあり方を問われましたけれども、私もちょっと大きく、一緒にはならないんですけども、公営住宅とか教職員住宅、あるいはいろんな施設、そんなのを踏まえて、先ほど、将来的にいろんな考え方を持っていかなきゃいけないとか、実施計画をつくっていくという考え方も申されましたけれども、やっぱり、こういう建物とか施設について、町長は、将来を見据えてどのような考え方を持っていらっしゃるのか、これを質問して、私の質問は終わります。

○町長（日高 政勝君）

いわゆる建物の種類も、行政目的によって建てられたものが数多くあるわけでありまして。そういうことを一つ一つ、今はチェックをしながら、今後の管理のあり方というのを検討いたしておるわけでありまして。

公営住宅については、先ほどもありましたとおり、公営住宅法に基づいて建てられた住環境の整備をするということでもありますから、これについては、先ほどの長寿命化計画の中で維持管理をするもの、あるいは廃止をするもの、そしてまた建てかえをするもの、そういう中で進めてまいります。

そのほかの建物の公共施設については、廃止ができるものは、もう廃止ということになりますけれども、これも、やっぱり、一つは補助金とか起債を使ってやるものですから、その耐用年数のあるうちに処分をしますというようになりますと、関係省庁とやっぱり協議をして、用途変更となると、当然、補助金の返納とか、起債の繰り上げ償還とか出てまいりますから、もうそうなるもまた、かえって財政的な負担というのが生じてまいりますから、その辺のあり方ですね。

それとまた、公共施設の有効活用を、今後、町民の皆さん方の利用にとって、本当に残すべきか、あるいはこの辺で、もう譲渡をして、もう地元にお返しするとかですね、それを一つ一つ今、当たっておりますので、その辺はまた、先ほどありましたとおり、速やかにするものは、それぞれ条例を提案しながら、そういうことで取り組みしますが、なかなかそういった国との関係とかいうものがありますから、それが整わないといかんし、また地元との協議というのも当然出てまいりますから、その辺のところも絡めてですね、必要な議案等は提案をしていきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ここで、少し休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前 11時50分

○議長（中尾 正男議員）

再開します。

○建設課長（三浦 広幸君）

先ほど、川口議員から質問を受けました家賃でございますが、高額所得を除いて、一番安いのが2,400円、これが山崎団地でございます。一番高いのが3万7,000円、東谷住宅でございます。ちなみに、参考に、高額家賃が5万1,300円の方がいらっしゃいます。特定公共賃貸住宅が4万5,000円です。以上です。

○議長（中尾 正男議員）

よろしいですか、川口議員。

○川口 憲男議員

はい。

○議長（中尾 正男議員）

これで、5番、川口憲男議員の一般質問を終わります。

午前中の時間が少しありますけれども、ここで休憩したいと思います。

再開は、おおむね午後1時5分とします。

休憩 午前 11時51分

再開 午後 1時04分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

次は、14番、内田芳博議員の発言を許します。

〔内田 芳博議員登壇〕

○内田 芳博議員

私は、通告に従って、順に質問をさせていただきます。

まず、情報提供についてでございます。急速に進展する少子高齢化、その影響は、市街地に人通りがなくなる異様な現象を引き起こしております。市街地のにぎやかさは町の繁栄であり、町民が誇りとする場所であります。その市街地が一変するような豹変に町の危機と崩壊の先駆けをみるような疑念を抱きます。

市街地とはいえ、商店街を見ますと、町頭まで人通りはなく、風の吹き抜ける商店街のさま変わりに愕然といたします。鉄道記念館の周辺も、全く同じ状況に、地域社会に、高齢化、人口減の影響は、町が破壊されるようで、町の将来を危惧します。

車社会とはいえ、町の衰退が目に見える姿に、地域では商店街も人通りもなく、これからの世の中の変わりはと言われます。これが、市街地の実態であります。町長も、町内の20区を回り、地域の声を直接聞き、活力あるまちづくりに努力はされております。町の現状と、会の内容は、広報誌で知らしめされ、執行部も紙面づくりには工夫と努力がなされております。

一言言わせていただければ、効果を上げるために重要な件は、紙面の半分を特集として生かし、簡潔にまとめていただきたい。そんなやり方が町民には効果的であり、町民の皆様もよく見てく

れます。一般の皆様と語る機会、市街地、農村部のさま変わり、町政の現状と将来について、お互いの意見を交わすときに、実年層、若い方々が直接関係者と語る機会がなく、仕事が優先で、町政に対する認識が薄いと言われます。

地域には、若い方も少なく、地域おこしの原動力にも限度があり、地域間に活力の格差が広がったと言われます。そのことを重く受けとめて、町政の重要な部分、人口、財政、経済、福祉等の、これからの10年間の流れ等の概要を広報誌で特集にして、町民に簡潔にした情報として知らしめていただきたい。

長期的概要を知ることによって、町民の皆様方が企業、地場産業、そして零細企業、生活環境に、また投資、融資、事業拡張等に慎重に取り組まれることが大事です。そのことによって、活力策、そして克服策と生かしていただければと考えますが、情報提供についてお伺いいたします。次に、庁舎建設についてであります。

庁舎建設については、議会も特別委員会を設置し、予算、本庁方式、外景、内景、床面積等についても、県外に出向き調査もし、執行部の説明も受けております。新庁舎の面積は5,250平米、本庁の旧庁舎の面積は3,539平米、鶴田、薩摩、教育委員会の事務室の実質面積は約1,000平米、総面積4,500平米を、新庁舎は800平米の増設になっております。

有意義な予算とはいえ、自然災害等に対する危機管理拠点施設、2回の災害を現庁舎で事務運営を果たした経験豊かな職員の方々がおります。今、町の実態は、静寂、衰退の市街地、農村部は荒廃寸前、高齢者は日常生活に苦慮しているときに大型庁舎がこの町に必要なと考えます。

特別会計でも、国保、介護の予算63億2,600万円、年間3,200万円の伸び、数年で70億円までにくるような状況、ややもすれば、一般会計に迫る勢いであるようであります。会計、介護、福祉、高齢化の対策、人口減少の進展と、町の現状、将来を考えた場合に、大型庁舎がなくてはならないか疑問視します。住民感情が許すかとも考えます。

私は、近い将来、人口減、財政に厳しさが出てくれば、町長、町議会議員の選挙もさつま町の名のもとでは、あと3回ぐらいと予測もいたします。

行政も無駄は省けと厳しく進められましたが、議会も行革で、8年間で34名の議員の削減をしようとしております。町内では、学校規模適正化問題、14年度、15年度では消費税と、町民の生活を脅かされます。衰退は、一段と進むことも考えなければなりません、庁舎建設の内容は、余りにも横暴ではないかとも考えます。

一方では削減、一方では大型化、町政と政策のバランスが取れないような政策と考えますが、庁舎の面積の縮小は考えられないものかお伺いいたします。1回目の質問を終わります。

〔内田 芳博議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

内田芳博議員の質問に対しましてお答えをさせていただきます。

まず、情報の提供についてでございます。活力策、克服策についてということでございます。

本町につきましても、御承知のとおり、非常に高齢化が進行いたしております。34.9%ということで、県内でも高い位置に位置づけされるぐらいの高齢化率でございます。そういうことで、将来人口におきましても、かなり厳しい推移が出ておるところでございます。こうした中でまた、どうしてもやっぱり人口減の歯どめ策というのが重要なことであるということで、いろんな取り組みをいたしているところでございます。

この人口の問題につきましては、もう日本全体が人口減少社会に入っているというようなことでございまして、特にこの人口の集中地区というのは東京、大阪、名古屋という、こういう大都

市に集中をして、ほか、もうほとんどが減少の一途にあるというような状況にあります。地方においては、それが顕著だというふうに考えております。こういうことで、これらの対応策につきましては、全国の市町村が頭を抱えている問題であるかと思っております。

人口減を少しでも抑えて、町の活性化、あるいは地域づくりの方策については、将来のビジョンを明らかにしながら、町民の皆さまにも、るる説明をいたしているところでございます。

これにつきましては、もう議会にも既にお示しをして、23年度からスタートをいたしておりますけれども、新しい町の総合振興計画の後期計画というのを5カ年間定めておりまして、これを基本にしながら、そしてまた、私が定めておりますマニフェスト、これを着実に実施をする中で、地域の振興、町の活性化につなげていきたいと思っております。

具体的には、この政策については、もう既に御承知のとおりでございますので、あえてここまでは申しませんが、やはり先ほどもちょっとありましたけれども、やっぱり重点的に取り組むものは取り組みますけれども、やはり町政というのは多面にわたっておりますので、それらをやっぱり差しおいて、それをしないでやっていくということにはならないわけでございます。

やはり産業、あるいは福祉、教育、文化、あるいは生活環境の面、いろんな分野にわたっておりますので、その中でやっぱり重点的にどういうものを推進をして、町の将来的な発展を期していくかというのが大事であるかと思っておりますので、そのような認識のもとに取り組みをいたしておるところでございます。

広報誌でのいわゆる将来ビジョンに対する町民への知らせめということでございます。確かに、その辺については、非常に大事なことでございます。やはり、町民の皆さん方が、町の将来はどうあるか、どのように描いているかということ認識をしていただいて、共通理解のもとで、一緒になって取り組んでいく、このことがやっぱりこの町の発展につながっていくことだろうと思っております。

単に行政のみならず、やはり町民一体となって取り組む、こういったことが一つの大きな町政発展の姿になるかと思っておりますので、毎年、施政方針も出してございますので、それについても、広報誌で掲載をし、お知らせをいたしておりますし、そしてまた、後期の計画についても、既に広報誌に掲載をいたしております。

このことについては、これからもいろんな機会があります。町政座談会のときもありますし、あるいは各地域に設置をされております地域審議会、その中でも大きな課題等については、いつもこの関係の皆さん方には、説明をいたしてきているわけでございます。

この辺については、やはりこのアカウンタビリティ、説明責任ということも非常に大事でありますし、そしてまた公聴会とか、そういう機会というのは、今後も必要に応じて開きながら、とにかく町民の皆さん方が一緒になってこの町を描いていく、取り組んでいく、このことが大事かと思っておりますので、その姿勢は今後かわりないというふうに考えております。

それから、情報提供の手段についてでございますけれども、これについては、いろいろございますが、先ほどございましたとおり、広報誌、これを全世帯に毎月発行いたしております。これもスペース的に制限があります。町民の皆さん方が読みやすいように工夫をするということが非常に大事でありますので、すべてカラー化にいたしましたし、そしてまた、いろいろこのレイアウト等についても、それぞれ広報委員会等で工夫をいたしているところでございます。

それで、どういう情報をお伝えして、町民の皆さんが理解をしていくかということも、毎月、各課の若手の職員やら一緒になって、この広報委員会というのを開いて工夫をいたしておりますし、その中で進めております。広報誌のほかには、いわゆるお知らせ版というものを持っております。この中でも、町民の皆さん方にお知らせをしながら、徹底をいたしているところでござい

ます。

そのほか防災行政無線というのがございますので、毎朝、あるいは毎夕ですかね、必要な週には広報をして、徹底をいたすようにいたしております。そのほかの、先ほどありましたとおり町政座談会の場もありますし、いろんな各種団体との座談会ということも考えております。

来年度におきましては、例えば、まちづくりに当たって、実際、転勤等で町内に来ていただいている方、二、三年お住みいただいて、外からやっぱり、この町を見ていただく、こういう人たちの意見も聞いてやっぱり反映をしていくことも大事かと思っておりますので、来年度はそういう形での取り組みもしていきたいと思うところでございます。

それから、庁舎の建設の問題でございます。庁舎建設については、確かにいろんな御意見があるかと思えます。この問題も全地区、説明をいたしてまいりました。

その中で、庁舎に対して、つくる必要はないとか、そんな意見はちょっとなかったんですけども、やはり事情をしっかりと説明をして、なぜ、やっぱりこの庁舎はつくらなきゃならないかという、そういう必要性の問題、そういうことをしっかりと説明をして、こうして財源的にもこういうことにしていますよと、しっかりと確保した上で、町民のいろんなこれからの生活に影響が出るようなことまでは絶対しませんよと、そういう財源の方策は、しっかりと立てながら対応していきますということも説明をしている中でございまして、そのことについては、特にその異論的なこともお伺いしていないところでございます。

ただ、議員がおっしゃるとおり、面積の縮小の問題であります。このことについては、どの程度の規模にするかということについては、非常に大きな問題でございますので、これについては、類似の、同じ規模の団体のところも研修をしたり、調査もいたしております。その中でも一人当たりの職員の面積からいたしましても、そういう類似団体としますと、かえって少ない面積で、そしてまた、この規模、面積の基礎になるのは、職員数ですから、今の職員数の面積でもって計算はしておりません。これはもう御説明してあるとおりですね。

合併して10年後に100人職員を減らしますよという計画を、定員管理計画をつくっておりますので、その減らした中で、その中でも、また両支所を除いて、本庁に配置をする職員の数で計算をした面積でございます。決して、ほかの団体としまして広いとか、そういうことはもうないか、かえって余裕は余りないというんですかね、必要最小限の面積になっているということについては、御理解をいただきたいと思っております。

それで、いろんな支所の関係とか、そういうところは、それなりの職員の配置をした上でのことでありますし、そしてまた、そのほかの事務所もございます。いろんな出先の機関もありますので、そういった職員については、そういうところに配置をした中での、この面積の算定でございますので、そういう人口が減るから、それに合ったような関係とか、財政的な問題とか、そこは十分踏まえた上での面積の算定でございますので、その辺は十分御理解をいただきたい。

このことについては、今までもずっと説明をいたしてきているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○内田 芳博議員

情報提供についてでございますが、このことにつきましては、行政のほうは随時、放送そして広報誌等で連絡はされております。しかし、町民の方々と語るときに、やはり広報誌等に目を通すということは、なかなかしていないということも率直に言われる方々が多いです。そして、重要な、今の本町に対する重点的なところなんかを、いろいろ話をしてみても、判らないとか、知らないとかいうのが確かに多うございます。

ですから、私が先ほど10年間とこういうことを言いましたが、やはり人口が10年の間にど

のくらい減少していくかというこの流れ、これに対する、今度は財政を考えた場合に、今は35%の高齢化ですけれども、10年あとには、恐らく55%から60%ぐらいにいくのではなからうかということも考えます。

そして、経済は、御承知のとおり今、屋地の商店街を見ても、町頭から商店街をずっと見ても、人通りは一人もいないと、そういう現状が多々あり、多くなってきました。この商工の今の冷えた姿、そして、これを今度は、どういうふうにやはり克服するかという、これは非常に厳しい問題だろうと思います。

農業もそういうこと、こういう一つの状態。そして、福祉問題は、健康増進課、そして国保関係ですか、これはよく知らしめが広報誌でも入っております。

ですから、私はこの4項目をやはり現状と10年先までのこの流れというのを、簡潔にやはりお知らせ版ですか、半ページでしょうか、特集的にして、町民に知らしめると、これが今、一番大事なことでなからうかと、町の一つの流れもよく知らないでおって、そしてやはり仕事に投身をする等のことは、やっぱり慎重にさせていただかなければならない時代ではないでしょうか、こう考えますので、このことを簡潔にやはり、町民に、年に2回ぐらい知らしめていただきたいと、こういうふうに考えているんですが、これは、町民と語ってのことですので、この点について町長の考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

御意見にありますとおり、これほど高齢化が進んでまいりますと、この行政情報の伝達のあり方というのは、非常に工夫をしなければならないという点は、非常に痛感をいたしております。なかなか今、先ほど申し上げました三つの媒体等を通じてやりましても、おっしゃるとおり、なかなか徹底をしてないという点は感じております。

それで、役場のいろんな会議の中でも、今までのやり方だけで満足しちよってはとてまいかんよと、やっぱり、これからいろんな工夫をして、もっと町民の皆さん個々に、いかにして情報は伝達するかちゅう工夫をやっぱりせんにやいかんと、そのためには、やっぱりできれば職員が現場に出かけていく機会がないといかんとじゃないかちゅうて、私は言っているんですが。

やっぱり役場の机上だけでのあれじゃなくて、現地・現場主義ということをおっしゃるけれども、行ける時間帯をできるだけつくって、そしてまた地域に入りこんでということをおっしゃるけれども、そういう形でやっぱり知らせて、理解を求めていくことも、これから非常に大事なところがございます。

それで、広報誌も一つの知らせる大きな媒体になっておりますけれども、とにかく読まれる広報誌づくりをいかにするかということ、先ほど全面的にカラー化もいたしましたけれども、やはり紙面の構成のあり方、いわゆるタイトルの出し方とか、非常に工夫が必要かなと思っております。それで、御意見にありますとおり、特集号でも組んで、大事なことは今までもやっておりますけれども、もっと、それについては工夫をしながら出していくことも大事なところと思っております。

なかなか紙面にも限りがありますし、予算的な問題もありますので、しょっちゅうというわけにはまいりませんが、年にやっぱりそういう数回にわたって、非常に大事なことは、そういう特集を組んで取り組みをしていきたいと、今後、そのような気持ちはございます。

人口減の問題とか、財政問題とか、商店街とか、農業ですね、そういう問題、非常にこう大きな課題等もございますので、それについては、それぞれ時機を得ていろいろな工夫をしながら広報に努めてまいりたいと思っております。

○内田 芳博議員

今、町長の答弁の中で、現場主義と、非常に先行的なやり方であると、私はこれはやっぱり評価いたしますが、ただ市街地がやはり静寂し、そして疲弊、衰退というのが、非常に進んでおります。これは農村部も同じですが、路地に立ちますと、人通りがないことにまことに愕然とし、これからこの町はどういう姿に進むかということに危惧をします。

これは、やっぱり執行部も同じだと思います。そういうことを、やはり余り知らずに、ただ町民の方々は仕事に熱中されている方々も多いと思います。それがやっぱり事実だと思います。そして、一番情報を知っていただかなければならない働く方、さつま町を支えていただく方々、この方々がやはり町政のあり方、重点をやはり、大まかでも知っていただきたいと、このことがやはり、この町を支えるこれからの力になるのではなかろうかと、そういうことを町民の皆さんと語るたびに、ひしひしとこう感じてきます。

ですから、今までは、情報としては、有線放送、防災無線放送、そしてこの広報誌で、それぞれお伝えされておりますけれども、なかなか伝わっていないところもあります。これはもう、皆さん方もいつもお聞きされることですが、町民の皆さん方が目を通していただければいいんですが、やはり長文のものには、なかなか苦慮して、目を通すのをあらかじめ控えられるような感じがします、平均に。

ですから、短文で簡潔にやっぱり知らしていただきたいと、そのことが私は重要なことではなかろうかと、このように考えます。

ですから、先ほど言うたように、やはり人口の流れ、財政の流れ、経済の流れ、福祉関係のは非常によく伝えておりますが、ほかののはやっぱり1年に1回ぐらいであります。これを何とか二、三回に増やして、徹底して町民の方々が町政をよく知っているというような状況等になれば、流れもまた変わってくるのではなかろうかと、このように考えますので、どうか、こういうところはやっぱり慎重にひとつ、何とかそういう方向に最低でも年に2回ぐらい、この4項目については、簡潔にして、そして、みんなが簡単に読みやすい文章にして私は配付をしていただきたいと、そうすれば、町民の皆さん方もよく目を通していただき、効果が上がってくるのではなかろうかとこのように考えますが、この点について再度、町長の見解をお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

広報誌を発行する上では、やっぱり町民の皆さん一人でも多く読んでいただく、このことがやっぱり一番大切なことですので、おっしゃるとおり、そのためには、やっぱり、いかに読まれるかと、よく読んでいただくかと、そんなところを一番工夫をする必要があります。

なかなかこれで、行政広報というのは、昔からよく言われる、非常にかた苦しいっていうんですか、専門的な言葉があったり、判りにくいとかですね、そう言われますので、やはり平均的に、どこに焦点を合わせて、この内容を判りやすくしていくかというのが一つの大きな課題でございますが、とにかくその辺については、県のいろんな広報誌のつくり方とか、いろんな研修もありますし、専門的な方の御意見も拝聴しながら工夫をする必要があるかと思っておるところでございます。

とにかく、議員おっしゃるとおり、読んでいただいて、やっぱり町政を御理解していただく、このことが非常に大事なことでありますので、行政の立場として、それは、もう永遠の課題として受けとめながら、より工夫をしてまいりたいと思うところでございます。

○内田 芳博議員

ぜひ一つ、この問題、情報提供については、やっぱり工夫をして、町民の皆様知らしめていただけるように強く要望しておきます。

次に、庁舎建設についてでございますが、町長も町内の20区をこうして説明をして回られ、

そしてまた、このことについて財政等いろいろ説明をされたと言われますが、5,250平米の建物を、やはり今、説明をして、そして同時に理解してくれというのは、私は、素人の人はやっぱり無理だと思いますね。

それに、やっぱり専門の方ならば、ある程度判るとは思いますけれども、この点はやはり、建設してその骨格が出てきたときに初めて素人の人たちは、ああ、こういう大きなものか、こういうものかというのを初めて知ると、これがやっぱり一つの姿だと、だから町長が即行って、即説明をされても、私は、やはりそれに異議を唱えるということは、なかなかやっぱり難しいと、このように考えていますが、ここで再度お尋ねいたしますが、新しい庁舎は、面積が5,250平米で建設をされようとするものか、この点についてお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

この面積の問題につきましては、当初の、まだ実施設計をしていない段階のいわゆる職員数等とかですね、そういうことで計算をしたものでございまして、実際は、その基本設計をして今、実施設計に入っておりますけれども、実施設計の中で、やはり例えば、役場の場合は、いろんな仕事の関係の書類等が非常にたくさんあります。そういうことで、やっぱり書棚にずっと積むという方法もありますけれども、やはり新しい考え方としては、書棚もこう低くして、見通しがきくようにですね。

例えば、町民課のところでしたら、町民の皆さん方がいらっしゃる時に、全部どこにどういう課があるか一望できるようなそういうやっぱり高さにする必要があるんだと、それで、高い書棚を並べて仕切ったりということがないようにしたいということで、低書架とかですね、あるいは、また窓際にですね、できたらそういう書類が収納できるようにして効率的にやりたいというようなことがありますので。

例えば、そういうことにしたときに、やっぱり窓際に書庫を、本棚をつくる場合、若干、その辺は100平米ぐらいは増えるのかなという感じはしますけれども、全体的に面積が物すごく広くなるということはないと思います。

そういう若干の、一部の変更はあり得るとは思いますけれども、おおむねそういう面積の中で、170平米ぐらいですかね、それぐらいのそういう書庫の関係、窓際に書庫を入れる場所をつくりたいとか、2%ぐらいの変更になろうかと思っておりますけれども、そういう計画を今、持っているところでございます。

○内田 芳博議員

ことしの予算説明書の中に、平成27年、32年という時期等を掲げられて、やはり非常に本町の町政は厳しいと、好転は非常に厳しいのではなかろうかという文字もこう入っておりますが、一番やはり、この庁舎をつくるのに心配することは、皆さん同じだと思いますが、私はやっぱり10年あとにどれだけの人口が減るのか、この町の財政、あの高度成長のいいときに3割自治と言われた、ここまで来てしまえば、10年あとに下手した場合に、2割自治ということになるのではなかろうかと、その近くまで下がるのではなかろうかと。

これはやはり、職員定数において、若干の状況は出てくるかもしれませんが、町民はそのときになれば相当、高齢化が進み、税収等は非常に厳しいことになってくると、こうなった場合に、我々はやはり辛抱という言葉にもなりましようけれども、そこらに十分対応してこの建設には臨まなければならないのではないかと、さつま町がつくる場合は、私は、やはり相当なことを考えて縮小の面積を考えなければならないのじゃないかと思えます。

私たちは、他の町村と合併した経験はないです。薩摩、鶴田、佐志・山崎は、宮之城町に合併した町であります。

私は、10年あとには、今のような流れで行けば、また合併ということを真剣に考えなければならぬときがくると、そのときに大きな庁舎をつくっておけば、果たして今、昔の話を引き出すと言われるかもしれないけれども、旧薩摩町さんたちが庁舎をつくったと、今はこういう状態だと、私はそのときに二の舞ではないかと、そういう先まで考えた庁舎づくりをしなければならぬのではないかと、ですから危惧して、特別委員会の場合では、こういうこともいろいろ聞きもしましたけれども、しかし、あえて一般質問させていただきたいというのはこのことです。

このことについて、町長はどのように考えていらっしゃるのか、この点についてお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

規模の問題ですね、確かに人口も、いろんな政策を通じて、できるだけこの人口減に歯どめをしたいというようなことで、定住対策等、いろいろ企業誘致とか、いろんな手だてをしておりますが、やはり先ほどから申し上げますとおり、もう日本全体が人口減少社会に入って、特にこの人口集中が見られるところは、もう大都会しかないというような非常に厳しい状況にあることはもう事実であります。

それで、我々としましても、何とかいろんな手だてを講じてはおりますけれども、今、転入、転出の社会増減というのはそう変わらないんですよ。要は、高齢化が進んで、いわゆるこの自然減が大きいと、もういわゆる生まれる方の2倍、3倍ということで、そういう状況になっていきますから、必然的に自然減の形になっていくというのが如実の状況になっております。

それで、そういう中を想定をしながら、やはりこの庁舎の規模の問題についても、職員数がやっぱり減じておりますが、現段階の職員数ではなくて、やっぱり将来も人口が減って、当然それにふさわしいような職員数はやっぱり想定をしながら、減じた中でこの計算をして規模を決めているわけでありまして、決して、その大きすぎるとか、そういうことはない、私は思っております。

そしてまた、人口減少によって高齢化が進んで、とにかく自主財源も減るであろうから、その辺の対応が心配だということでございます。したがって、この庁舎を、ただこのままで置いて、こういう耐震調査もして、危険な状態であると、倒壊の危険性がありますよということは判っておって、それで全く何もしないかということについては、いかがなものかと思っております。

やっぱり東日本大震災にもありますとおり、こういう防災の拠点施設でありますから、やっぱりそこは、町民の安全安心を守る、そういった防災拠点施設としての機能を発揮しなければならない。そしてまた、これから、いろんな行政サービスをさらに高めて、そういう中心的な役割をしていかなければならない庁舎でありますから、やはり、それなりの機能と住民サービスを高める施設でなければならないと私は思っております。

それでまた、いつ、つくるかについては、まだ先でよからよと言われたときに、そういう非常に危険な状況にある、そしてまた財源的な問題から言って、今つくらなければ、将来はますます財源というのは出ないわけですよ。

もう今、合併特例交付金や合併特例債は24年、26年で期限が終わるわけですから、それを逃したら、もうつくらんにゃあかん状態になって、そのときに財源はもうないよと、そのときに税金でも充ててちょうことになると、よっぽどこの事務事業を、町民に関係するような福祉にしろ、そういう建設サイドのそういう普通建設事業等についても、相当しわ寄せをしなければできないということになってしまっていて、かえってその将来については、町民の皆さん方に負担をさせるということになりますから、今が一番適切な時期だろうと私は判断をして、今までずっとこの説明をしてきているわけです。

それで、決してその大規模な庁舎をつくるという気持ちもございません。もう必要最小限の施設で、規模でやりたいということですと来ております。

それでまた、財政的な問題も、もうしっかりとそういう有利な財源があるうちに、そしてまた一方では、いよいよの中で、この基金を積み立てながら、もう半分以上はこの基金がありますので、できるだけ、その合併特例債を借りたにしても、その範囲で十分やっていける、公債費比率にも影響は出ない、18%を超えるようなことは絶対にならないように、そこまで計算をして試算をして、やっておりますから、それだけはもう自信を持って言えます。

それで、今後において、将来に負担を残すような、そこまでは私は考えておりませんので、それだけは御理解をいただきたいと思うところでございます。

○内田 芳博議員

今のこの庁舎が、やはり耐震に問題があると。私は建設をするなどは言っていないんです。面積を縮小は考えられないかと質問をしているわけです。有意義な予算、そしてこのときがつくる時点だということは、よく理解しております。

新たにつくるのは、耐震構造の強度ちゅうのは60年、大事に使えば80年使う建物になります。そういうことを考えて、私は前回質問をしたときに、10年あと、20年あとの住民の皆さんがいいときにいい規模の庁舎をつくってくれたと喜んでくださる庁舎でなければ意味がないと、こういうふうに申し上げました。

今、町長が言われるように、やはり、この有意義性は、私も十分理解しております。

私も一つこんなことがありました。今、東教育長がいらっしゃいますが、兄さんの東仲太郎、元宮之城町の町長でございましたが、私は暇があるときに単車でよく町内を回ることにはしておりますが、そのときに、東町長の家に、下を通ったもんですから、ひょっと行ったところが、おはんよかどこに来られた、おはんにあたや一つおわびをしておきたいと。町長を辞めてから何のおわびがあつとな、あたやおまんさあからおわびをしてもらおうようなことはない。いやそれがあつたんさ、実は私が町長のときに、おはんが町長室に来て、非常に私に厳しく言いやつたと。

中央農免道路です。火葬場から日特のほうに行くあの道路ですが。

親族に不幸があつて火葬場に行つて帰るときに通つた、私はあなたが言われたときに机上談義だった、現場を見ていなかった、現場を見ていなかったもんだからああ言うたけれども、これは、おはんが言うごっじゃつた、ほんによかどこに道路を取り入れられてよかつたということをおっしゃいましたが、そのおわびやと。

人が喜んでくれるのにおわびは要らんなおと、私が言いましたところが、いや、私が現職の町長時代にした仕事は、生きている間は私の責任だ、ということをお東町長は言われました。町長、あなたが提案して、この庁舎を建設するのは、議決は議会がします。しかし、議会は議決ですが、町民はこれはだれがつくつたのかと、ここに来ます。

町長、やはり、あと10年したときは、あなたも77歳、私も77歳ですが、そのときこういう一つの歴史の評価ちゅうは出てくるだろうと思います。町長という職務は重いもんだなということをお、私はそのときしみじみと感じました。

だから、町長、やっぱりそういうところまで考えてですね、やはり庁舎づくり、今、つくらなければならないちゅうことは、私も理解をします。つくるなどは言わないです。面積を縮小しかなるものはしてくださいと、この質問です。これについてどうでしょうか。お答えを聞いて私の一般質問を終わりたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

内田議員のそういう御意見に対しては、もう真摯に受けとめております。

やはり町長という重大な職をいただいた以上は、やっぱり強い信念と、やっぱりある程度の自信を持って取り組まなければ、こういう大型のプロジェクトというのはできないと私は思っております。

今までも、合併以前からこの問題というのは、大きな課題となっておりましたので、その後、私が就任をいたしましたから、この問題はやっぱり避けて通れない問題だということで、場所の決定、そしてまた、こういう建設の方向を決めたわけですが、やはり為政者として、その辺のところは、将来の展望を考えながら、そしてまた、現実はどうしなきゃならないかということをしつかりとやっぱり考えた上での決断、結論でございますし、そこはまた強い信念と、そういう考え方のもとに取り組んだことでございますので、規模の縮小の問題については、先ほどから申し上げておりますとおり、決して余裕のある面積ではないと、もう本当、思っております。

ほかの類似団体からしても狭いと、例えばこの類似団体を見ましても、白石町というところは30平米、職員一人当たりですが、さつま町は27平米ぐらいですかね。そのほか、高知県の、いの町というのが今ちょうど、このさつま町と同じ年代でつくるという計画でありますけれども、ここは、やはり29平米というところでございます。

将来人口を考えて、例えば、平成27年の将来の推計を見て、大体、さつま町が、町民100人当たりで24平米ぐらいですけれども、先ほど申し上げましたそういうところとしても、そんなに広いとか、かえって少ない面積ですので、そこまで考えてのことでございますので、その辺は、十分御理解をいただきたいと思っております。

執務環境そのものも、ある程度やっぱり住民サービスを高めていくとなりますと、それなりのやっぱり必要面積というのはあるかと思っておりますので、町民の皆さんが訪れたときに、くつくつしちよってですね、ある程度の余裕があるということではないんですけれども、その辺の対応の必要性ということもありますので、十分それも考えての必要最小限度の面積だということで御理解を賜りたいと思うところでございます。先ほど申し上げたのは、町民100人当たりの面積です。

○議長（中尾 正男議員）

これで、14番、内田芳博議員の質問を終わります。

次は、12番、柏木幸平議員の発言を許します。

〔柏木 幸平議員登壇〕

○柏木 幸平議員

男女共同参画社会の推進について質問をいたします。昨年、本町の女性団体連絡協議会と議員と語る会の中で、さつま町の女性政策について、日ごろの議員活動を尋ねられ、特に、女性政策の活動をしていない私にとって居づらい会でありました。今回、そのようなこともあって、この男女共同参画社会の推進について質問をいたすものです。なお、この質問に当たっては、木下敬子議員のアドバイスもいただいております。共同参画です。

国においては、平成11年6月に男女共同参画社会基本法が制定され、県においては、平成13年12月に鹿児島県男女共同参画推進条例が制定されております。また、本町では、平成20年3月に「さつま町男女いきいき幸せプラン」のタイトルで、さつま町男女共同参画計画が策定され、既に4年が経過しております。

しかし、本町においては、女性が男性と平等に共同で参画できる環境が整っている状況とはいえ、依然として、社会における制度や町内の慣行が変わっていないように思われます。町長は、今回の施政方針で、男女共同参画について直接触れておられません。国や県の動向もあわせ、本町のこれまでの男女共同参画の取り組みについてお尋ねいたします。

〔柏木 幸平議員降壇〕

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

柏木幸平議員の男女共同参画の推進についてお答えを申し上げます。

さつま町男女共同参画計画の策定につきましては、先ほどもございましたとおり、国で制定しております男女共同参画社会基本法、これをもとにいたしまして、本町におきましても、平成19年度男女共に生涯、健やかに自分らしく笑顔あふれるまちを基本理念としました「さつま町男女いきいき幸せプラン」、ここにございますが、こういう冊子ができております。

この計画に従いまして全庁的にこの具体的な施策の推進をいたしているところでございます。

この男女共同参画社会の関係につきましては、私の公約の中の一つに取り上げておりまして、就任当時から、やはり町政の中にも幅広く女性の意見をお聞きしながら、女性の視点を生かしたまちづくりを進めていきたいというようなことで、平成21年度に早速、女性いきいき推進会議というものを設置をいたしまして、この取り組みの一つにもいたしているところでございます。

そのとき、公募6人、女性団体連絡協議会からの推薦6人、合計12人でございますが、年6回の会議をしていただきまして、自主的に一生懸命取り組みをしていただきました。そしてまた、私との語る会も開催をしていただいたところでございます。

2年間の任期期間中に、少子化対策の背景とか、あるいは高齢者対策についての貴重な提言書もいただきましたので、これにつきましては、提言書に基づきまして、児童デイサービスの関係とか、あるいは今進めております高齢者の対策、地域公共交通対策の事業についても実現に向けて取り組みをしてきたところでございます。

そのほか先般から出ております、いわゆる結婚の、出会いの関係、女性いきいき推進会議委員の皆様が自らホテル出会い舟という企画立案もつくっていただきまして、取り組みをしてもらうところでございます。こういったこと等が既になされております。

現在、2期生が募集をされまして、具体的な実践活動中でありまして、その成果にも期待をいたしているところでございます。いずれまた、そういった提言もなされるかと思っておりますので、その2点において、また町政に反映できるものについては、率直に取り入れをしていきたいと思うところでございます。

このように、やはり一人一人の価値観とか、あるいは、この能力を尊重しながら、多様な働き方というんですかね、そういう事業をするダイバーシティ、そういう推進というのが今、非常に言われております。

町政の中でも幅広く、かつバランスよくやっぱり取り行っていくためには、そういった意見も、非常に大切なことでございますので、今後もそのような形で進めてまいります。男女それぞれの能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指して、諸施策に取り組んでまいりたいと思っております。

先ほどもありましたとおり、計画もできておりますし、また公約の一つでもございますので、あえて、あれは出しておりませんが、全く変わりなく推進をしていく、継続をして取り組んでまいる覚悟でございます。

[町長 日高 政勝君降壇]

○柏木 幸平議員

あとで質問するところも今、女性いきいき推進会議ということで、一緒に答えていただいたわけですが、しかし、この今の社会生活の中では、男女が共同参画できる状況はまだまだ厳しいものがあると思います。

町長は、施政方針の中で、我が町のキーワードを二つ挙げ、その一つに人づくりを言っておら

れます。人づくりは、町内全体を考えますと広範囲になりますが、まずは、このさつま町の庁舎内における職員の人づくりにつながる共同参画の推進についてお伺いをいたします。職員は、臨時職員も10名ぐらいおられるとのことですが、ほとんどは正規の地方公務員で、法律や制度上の働く環境整備は整っていると思われま

しかし、私が庁舎内で職員の仕事を見たとき、各係でも違うと思いますが、一般事務のほか、一般の来庁者の接客やお茶入れなどの接待は、女性が優先的にされているように思われます。また、課によっては、正規の女性職員がいない課や、一人という課も幾つかあるようでありま

今のこの時代は、男女の職業感も違ってきて、女性の仕事とされてきた看護、それから介護も今、多くの男性が働いていますし、男性の仕事とされていた警備や運送、土木関係にも女性が働いております。そのようなことで、職員に採用されるときには、男女雇用機会均等法により同じ条件で採用され、新人職員も意欲を持っていると思いま

今までの慣行をなくし、専門職以外は、男女に関係なく職務につけるとしたら、それぞれの立場でのお互いの理解や新たな英知が生まれるのではないかと思うわけです。より多くの女性の参画により、発想も多様になり、いい企画も生まれると思うのですが、現在、庁舎内での女性登用や町の企画において女性職員の参画の状況はどうかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

人づくりということで、特にこの後期基本計画の中でもキーワードの一つとして取り上げております。その中の大きな中に、この男女共同参画社会も入っているということで御理解いただければいいかと思うんですが、やはり今、御意見にありますとおり、より多くの女性の皆さん方が、この町政の場でも参画をしていただく、このことは非常に大事であるかと思っておりますので、できるだけそういうことも意に配しながら、いろんな場面に、この女性の参画があればありがたいということで考えております。

今、女性の役職の登用とか、あるいは、この企画段階での女性職員の参画、こういうことについても、この意を用いているところでございます。特に、この私も女性職員と語る機会をということで、今、町民課の職員ですかね、あそこに女性職員がちょうどおりますから、あそこの職員とお話し合いをする機会がございまして、そこの職員の方から、実際の職務の中から提言をいただいたこととして、時期的に非常に待合所が混雑する、そういうことで町民課の窓口に自動発券機を設置していただければ、非常にスムーズに受付業務が進むというような提言もいただきましたので、これについては早速、そういう意見を尊重しながら設置をいたしております。

それぞれ郵便局とか銀行にありますとおり、番号の席を設けて、そしてまた、そういう順番どおり、いろいろ苦情が出ないような形に、今はしておりますので、非常に住民の皆さん方の受けもよろしくなっているようでございます。そういうこともございまして、そしてまた、職員のこの登用の関係も今、課長職が一人、課長補佐職が一人、係長職が5名ということでございます。

あと、いろんな職場の中にもですが、町の各種行政組織の中にも、いろんな委員会がございすけれども、例えば、農業委員会の場合も3名、振興企画審議会も5名、社会教育委員の中に4名、健康づくり推進協議会に4名、体育指導委員に8人、地域審議会も5人という形で、非常に、最近はいろんな形で頑張っているなどと思っております。

今のこの委員、各種委員会、審議会の女性登用比率というのは、3割近いですかね、27.8とか、そういう状況になっておりますので、そのほかにも本町は農業関係については、家族経営協定を推進をいたしております。

これは、県内でも一番高いんじゃないかと思っておりますけれども、やはりこの農業の中でも、休日があつたり、お互いに給料、月給制でして、やはりその農家の皆さんが、等しく勤務のあれ

を分かち合って意欲を持った経営に携わっていただくという形で努めております。

本町では、もう59経営体取り組んでいらっしゃいますので、約4分の1、25.7%ですかね、県平均が17.8ですから、物すごい割合、2倍とは言いませんけれども、非常に高い比率でこういう締結ができておること、それだけやっぱり、意識が高いのかなと思っております。

そしてまた、この女性の団体の皆さん方が、毎年、お互いにいろんなテーマを掲げて、今回は食育ですかね、食生活改善とか、とにかくそういった女性ならではのテーマを掲げて、女性団体の皆さん方が一堂に会して勉強される、そしてまた、いろんな講師を呼んで勉強をされるとかです、非常に熱心にやられておりますので、県内では非常に活発な動きかなと評価もいたしているところでございます。

○柏木 幸平議員

町長自ら、女性職員の多いところに出向かれて、女性職員の意見を聞き入れながら、改善されているとのことで、そこあたりを評価するわけですが、職員のこの管理・監督職の登用については、全体の職員の352人のうち女性職員が83名ということで、そのうち、先ほど町長が言われましたとおり、課長職一人、課長補佐が一人、係長職5人ということで、7名の方が課長・係長職についておられるわけですが、女性のこの83からしますと、8.4%なんです、全体から見ますと2%の方が、女性の管理職ということで、このパーセントのあれは、ちょっと考え方はおかしいかもしれませんが、やっぱり全体から考えると、やはりちょっと少ないんじゃないかと思うわけです。

ここあたりの女性職員のこの登用に関して、町長の考え方ですね、そこらあたりはどのように考えておられるのか、また、登用に関して、女性職員の中から、やはりそういう何か抵抗があるのか、そこあたりお考えを聞きたいと思っております。

○町長（日高 政勝君）

確かにこの比率としては、まだ低いなと思っておりますし、やはり採用の時点からも男女全く同一の中で給与体系にしる、採用にしる、差異なくやっております。

その後、やっぱり管理職とか、あるいはそういった役職につくためには、いろんなこの見方があるわけございまして、当然としてやっぱりこの男女共同参画社会の中では、職場というのいろいろありますので、それにふさわしい職場、なかなかこう難しい職場があるかと思っております、基本的には全く同一の中でやるべきだと思っております。

ただ、女性の場合も、こういう職の中ではやっぱりどっちかというところと控えめというのか、やっぱり一歩下がらずにもっと前に出る積極性と勇気というのが、やはり望まれるんだというふうに考えております。やはり女性のやる気というんですかね、そういうことが前提になるかと思っておりますので、その辺をもっともっと前面に出してほしいというのが実感としてございます。

これらが、今後の大きな期待として、考えておりますけれども、やっぱりその役職のそういう人たちは、一つのよき例となって、それを見ながら、やっぱり後輩がずっと育っていく、そういう環境づくりというのが、一つは大事かなと思っておりますので、やっぱり女性職員、まだ23.6%もいらっしゃるわけですから、約4分の1ですかね、そういう方々がもっともこのモチベーションを高めるような職場の雰囲気ということもありますし、やっぱり本人のやる気は、もっともっとやっぱり前面に出していくことも大事かなと思っております。

○柏木 幸平議員

女性自らそうして意識の改革もしながらするのは、当然なんでしょうけど、やっぱりそういう役場内の女性のこの能力を發揮しづらい職場環境もあるんじゃないかと思うんですが、やはり全体の雰囲気づくりとか、そこあたりもやっぱり変えるというのも町長の仕事じゃないのかなと思

うんですが、この女性が活躍できる職場づくりですね、そこらあたりはどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

とにかく性別で差をつけることは全くないわけでありますので、それだけの能力とそのやる気、それはやっぱり等しくモチベーションを持ってやっていく、このことがやっぱり大事でありますので、そこについては、いろんな研修の機会も等しく場を与えてありますし、そしてまた、そういう場、やっぱり個人個人のそういう努力は、また必要かと私は思っておりますので、そういう職場環境も当然として、これはもう等しくつくるわけでありますので、そこはもう同じレベルで考えていただければいいかと思っております。

○柏木 幸平議員

次に、2月28日の読売新聞によりますと、東日本大震災を機に、自治会で女性会長の活躍が目立つようになってきているとのことで、子育てや介護などを通し、日ごろから地域と密接にかかわり、細かな心配りができる女性の進出に、国や自治体も期待しているとありました。

記事の中で、女性会長には、独居老人の家を積極的に訪ねる人がいたり、子育て支援組織を独自につくったり、男性に比べ、女性の多くはこの地域にいるので、地域の課題を知っている、だから女性の視点を生かして盛り上げられるとの記事でありました。

例えば、町内の永野公民館では、町が各公民館に現在、推進されている福祉部の中に、健康づくり推進員、民生委員、福祉アドバイザー、また女性委員として各公民館より1名ずつ選出され、女性が参画できるような組織ができています。町内におけるほかの公民館とか、公民会や、先ほど町長のほうで触れられましたが、町内のこの外郭団体等の女性の起用とか参画の状況等はどのようなものか、課長でもよろしいかと思えます。

○町長（日高 政勝君）

基本的なところだけをお答えして、細かい数字等については担当課長のほうからお答えをさせていただきますと思います。今、ございましたとおり、この地域の公民館の、あるいはこの公民会の中で、やっぱり、あらゆる分野で今、女性の役割というのが非常に大きなものになっているかと思っております。

特に高齢化が進んで、見守りのネットワークを今、進めておりますけども、福祉部をつくっていただくということになりますと、やはりこの中心になりますのが、民生委員の方ですね。民生委員の方もほとんどはもう今、どちらかというと女性の方が多いわけです。

そしてまた、福祉アドバイザーもほとんどもう女性ですね。それとまた、健康づくり推進員ももちろん女性の方ですから、恐らくもう女性の方が、ほとんどが中心的な役割を果たしてもらっているかと思っております。そういうことで、これからの福祉のそういう活動については、一番その期待が持たれるというふうに考えておるところでございます。

今、各地区公民館に、その地域活性化計画をどこもつくっていただきました。その中でも、こういう福祉の関係とか地域の活性化について、いろんな分野に、自分たちで考えて、自らつくられた計画でありますから、その中には、やっぱり女性部を設置をしていただいて、そしてまた女性が男性にないようないろんな豊かな感性のもとで、いろんなことを取り組み、やっていただくということをお願いもしております。

具体的なその公民会での取り扱いについては、状況については、また課長のほうから答弁させます。

○企画課長（湯下 吉郎君）

ただいま、町長のほうから答弁がございましたが、一応目標は30%を、全体的には目標にし

ておりますけれども、町内の公民館、公民会への関係でございますが、今ありましたように、計画づくりの段階では、多くの女性が参画をしておりますけれども、公民館長とか公民会長までの役職については、副まで含めて1.4%というふうに、かなり低い率でありますけれども。

そのほかのPTAの役員が50%、それから、先ほど出ました民生委員が61%ということで、かなり高い比率になっておりますし、ほかの町の各種委員関係につきましても、全体的には、先ほど町長の答弁でありましたように27.8%の登用率でございますが、もう少し頑張れば30%になりますけれども、これは努力目標ということでしておりますが。

とにかく地域の中でも女性の活躍する場ということで、全体的には協議の中でも女性の参画をお願いしておりますし、また地域でそうした計画づくりや、あるいは実践においても女性が活躍されているという実態でございます。

○柏木 幸平議員

目標を30%にして、全体ではこの30%に近い数字になっているとのことですが、これは各種の団体が女性が多い団体等もあって、そこあたりのパーセントが上がっていると思うわけですが。しかし、この中身、資料もちょっといただいたわけですが、教育委員会にしましても、5人のうち女性が一人、選挙管理委員会は4人中でゼロ、それから農業委員会が32名のうちの3名とか、ここで9.4%とか、あと外郭にしても女性がゼロというものもあるようです。

その中でも、この水防協議会というのは、29人のうち女性がゼロ、それから防災会議なんか29人のうちゼロ、それから交通安全対策会議も、女性の意見とか必要だと思うんですが、25人のうちゼロとか、やはり、まだまだ女性が外郭団体においても、全体のパーセントは上がっているかもしれませんが、女性が必要なのになと思われるものでも少ない気がいたしますが、そこあたり、私の、このもらった資料の見方が悪いのか、ちょっと、そこあたり課長でもいいと思いますが、説明をお願いします。

○企画課長（湯下 吉郎君）

ただいま申されましたとおり、協議会の種類によりましてはゼロで、比率もゼロということになっておりますが、この大きな原因というのは、それぞれの条例、規則の中で、充て職になって、それが女性の会長とかそういう方々になっていらっしゃるためということでございます。それらについては、また今後、全庁的なこのプランの中で検討していく必要があると考えております。

○柏木 幸平議員

先ほどの町長の答弁の中で、女性いきいき推進会議の、この女性ならではのすばらしい提言が町政に反映されているとのことでありました。私もこの提言書をいただいたわけですが、内容を見ますと、女性ならではの、やはり提言がなされていると私もこう感じたところでございました。

しかし、この会議のメンバー、町内の女性団体の中からしますと数名でありますし、女性参画のこの底辺を広げるには、女性全体のこの積極的参加を促す環境づくりと組織づくりを推進する必要があると思います。

現在は、企画課の地域振興係において、男女共同参画計画の推進や、女性団体連絡協議会、また女性いきいき推進会議など、女性施策を担当されているようですが、係は、一生懸命取り組んでいただいていると言われておりますが、女性の方々が一人じゃなかなか気軽にいけないような雰囲気があるそうです。

それは企画課に限られず、庁舎内でそのような雰囲気があるのは確かで、私たちが行くのにもちょっと気兼ねするところもあるわけですから、やはり、その雰囲氣的なものが女性にとっては

また行きづらいということでありました。

そこで私は、そのために、女性が気軽に行けるような新たな男女共同参画推進室を設置して、女性の室長を登用し、その中で、これまでの女性いきいき推進会議や女性団体連絡協議会など、関係団体との協議をし、また提言を広く求めることで、女性参画の拡大や女性のリーダーをつくり、すなわち町長のキーワード、人づくりにもなると思うのですが、女性の参画のこの底辺を広げるために、女性の意欲と能力が発揮できる町全体の環境をつくり、その上で、女性自らも意識改革をして、自立をしなければ、本町の共同参画は推進しないと私は思うわけですが、今後のこの体制づくりについて、町長はどのように考えておられるのかお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

まず、女性の方が活躍できる環境づくりということでございます。女性自らも、この意識改革をして、自立しなければならぬということもございませうけれども、やはり、この組織の体制の関係につきましても、特に今、人口構成を見ましても、やっぱり半数以上は女性ということでもございませうし、やはりこの少子高齢化がどんどん進むとなりますと、どうしてもやっぱり女性の果たす役割というのは極めて、そしてまた、ますます重要なものになっていくだろうというふうに認識をいたしております。

そのようなことで、現在のこの女性団体連絡協議会を中心に、それぞれの女性の皆さん一人一人がいろんな、こういう町政に対する思い、あるいは地域に対する思いとか、それぞれ強い意識があるかと思っておりますので、職場では、そういうことをやはり気軽にいろいろ話せるような雰囲気づくりも大事ですし、今ありましたこの体制の問題についてはすばらしい提言として受けとめまして、今後やはりどういう組織づくりをするかということについては、役場全体の組織改編ということ視野に入れる必要があるかと思っておりますので、その中でどういうふうにつくり上げていくかということについては課題として受けとめをしながら、今後いろいろ研究をさせていただきたいと思っております。

まだ具体的にそういう体制を、室でもつくってやるということまで、今は明言はできませんのでしっかりと受けとめて、今後の町全体的な組織改編、世の中がどんどん移り変わっていきますので、その辺の柔軟なやっぱり組織のあり方というのは御指摘、御意見にありますような対応ということも当然必要になってくる場合もあるかと思っておりますので、それは十分受けとめてまいりたいと思っております。

○柏木 幸平議員

ぜひ、この共同参画を進める上でも、共同参画室というのは検討もまたしていただきたいと思っております。これまで、女性の参画について頑張ってこられた女性団体連絡協議会も会員の減少傾向があり、運営が少しずつ厳しくなっているとのことでした。

24年度は、「さつま町男女いきいき幸せプラン」の前期に当たる5年間の締めでもあります。そして、町長は任期4年の締めの年でもあります。さつま町の男女共同参画社会のさらなる改革の年となるよう期待しまして、私の質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

これで、12番、柏木幸平議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。再開はおおむね2時45分とします。

休憩 午後2時31分

再開 午後2時44分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、1番、森山大議員の発言を許します。

〔森山 大議員登壇〕

○森山 大議員

通告に従い質問をいたします。

高齢化社会に対する施策について4点ほど質問をいたしますが、最初にお断りをしておきますが、高齢化の対策というのは全庁的な問題であります。特に私はその中の福祉と介護についての、今回は質問をいたします。

1点目は、1月30日の新聞に人口が30年後、50年後に相当急激に減ってくると、3割減と書いてありました。人口激減の時代に入ってきているということで、また2月29日の南日本新聞に鹿児島県の高齢化率が26.5%、さつま町は34.9%で、43市町村のうち11番目という高齢化率で、年少人口率は11.9%で29番目という推計人口の調査結果を書いてありました。

さつま町も17年の合併時には、人口は2万5,688人で、現在ホームページで見るとさつま町の毎月推計人口で平成24年1月1日のさつま町の人口は2万3,758人、1,930人、人口は減っていると。それからさらに人口減の内容ということで、ことしの広報さつまを見ると、2月号では出生は15人、死亡は39人、3月号では出生は14名、死亡は40人というふうに、非常に生まれる子供は少なく、亡くなる人が多いという状況であります。そういうのを踏まえて、本町における人口減少の現状はどのようなものなのかをお伺いいたします。

2点目は、人口が減ってくるということは、いろんな問題、課題が出てくると思うが、町長がとらえているその人口減における大きな課題、早急に取り組まないといけない課題というのはどのようなものがあるのか、これについてお伺いいたします。

3点目は、ひとり暮らしや高齢夫婦世帯人口が5,000人を超えている。町民の5人に一人が独居老人、高齢夫婦世帯です。そういう世帯が増えている中で、現在どのような視点で、また具体的にどのような独居老人対策をされているのか、お伺いをいたします。

4点目は、高齢化した地域を支える共生・協働のシステムづくりが必要と考えるが、その具体策をお伺いいたします。1回目の質問を終わります。

〔森山 大議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

森山大議員からの質問に対しまして、お答えをさせていただきます。

まず、高齢化社会に対する施策についての、1番目の人口減少の現状を伺うということでございます。本町における人口の関係でありますが、年齢別の人口割合につきましては、毎年10月1日で比較しておりますけれども、昨年10月1日では年少人口、いわゆるゼロ歳から14歳であります。2,850人。生産年齢人口、15歳から64歳が1万3,078人、高齢者の人口が8,364人ということで、総人口は2万4,292人ということになっております。

平成17年の国勢調査と比較してみますと、人口で、先ほどもございましたとおり1,930人、約2,000人の減少でございます。内訳としましては、年少人口が約400人、生産年齢人口が約1,000人、高齢者人口が約600人ということで、それぞれ減少をいたしております。

高齢者の減少以上に、この人口減少が大きいわけですが、高齢化率が増加していきまし

て、平成20年から35%台を推移するようになってきているところであります。高齢者の内訳としましては前期高齢者が1,000人減少していますが、後期高齢者は約400人増加をいたしております。

地域別に見てみますと、宮之城地区では虎居区、山崎区、鶴田地区では神子区の減少が大きいところであります。薩摩地区では求名区、中津川区、永野区、すべての地区で減少が著しくなっているところであります。

次に、このようなことから、人口減少における顕著な課題は何かということでございます。

人口が減少しまして、高齢化率が高くなっている本町におきましては、基幹産業である農業経営、あるいはこの公民館組織の互助機能、消防団員の確保、商店街の購買力、医療、介護などの社会保障、子育てなど、あらゆる分野で取り巻く環境が変化をし、これまで地域発展の基礎となった社会資本というのが同時に衰退をしていくことになります。

特に、この生産年齢人口の減少というのが地域経済に大きな影響を与えると感じてきておりまして、税収を初めとして地方財政にも大きく影響していくことが予想されます。高齢者福祉の面からとらえてみますと、過疎・高齢化が同時に進行する中、核家族化によります中で、高齢者のひとり暮らしや夫婦世帯に対する取り組みというのが、今後ますます重要になってくると考えております。

また、介護保険料につきましても、1号被保険者が減少をしてきておりまして、一人当たりの保険料も増大していくことにつながっております。また介護を必要とされる方は今後も増えていくと思われまますので、支えていく町民への負担が増加していくことが予想されます。

このようなことで、今日よく言われておりますのは、これまでは胴上げの形の支えということでありましたけれども、やはりこの支える人が少なくなつて、胴上げから肩車というふうに変わつてきておるといふことで、非常にこの支える側の分母が少ないということございまして、今申し上げましたとおり、いろんなどころにしわ寄せが出ております。

今年度におきましては、平成24年度から26年度までの3年間の高齢者福祉計画、第5期介護保険事業計画を策定中ではありますが、認知症高齢者も増加してきておりまして、これに対する予防の取り組みとか、あるいはこの高齢者虐待に対する対応とか、食の確保とか、災害時の支援のあり方など、あらゆるニーズを検討をいたしているところでございます。今後も複雑多様化する社会に対応できるよう、協議を重ねてまいりたいと思っております。

それから、独居老人世帯が増えている中での対策でございます。本町を含めまして比較的小さいまちの福祉政策というのは、児童福祉の分野よりも高齢者福祉を中心に、これまで充実、展開をされてきているところでございます。

本町の高齢人口約8,400人のうち、独居の高齢者の方が約2,000人という中で、国・県の福祉施策に加えまして、本町の実情に合った独自の施策としまして、1点目に食の自立支援事業についてでございます。先般も申し上げましたとおり、ひとり暮らしの高齢者等を対象に食事を提供いたしておりますが、食生活の改善と健康の保持、安否確認、こういったことを目的に年間、今まで6万食ということでありましたけれども、5コースを6コースに変えて6万5,000食まで拡大をして、配達をいたしております。

2点目に、この高齢者等の声かけ運動の一環としまして、町内で約300人の在宅福祉アドバイザーを設置をいたしております。民生委員あるいは健康づくり推進員の方々と共に福祉ネットワークという形で活動をしていただいております。

それから3点目に、緊急通報体制整備の事業といたしまして、以前から実施しております緊急通報システムに加えまして、平成22年度からは公民会の無線放送施設に通報できる福祉無線機

の設置補助金を新たに予算化をして進めているところでございます。

4点目に、平成18年の豪雨災害を教訓にいたしまして整備してまいりました、災害時における要援護者制度、この登録の推進につきましては県内でも先進的な取り組みとなっているところでございます。今後につきましては、これらの施策をさらに充実をさせていくとともに、時代の要請を見極め、必要なものは積極的に制度化をしてまいります。

独居老人の方への気配りというのは、いろいろな事業を組み合わせることが必要でありまして、平成24年度は民間事業所、郵便局とかあるいは新聞配達とかガス等の検針とか、そういった方との協力もお願いをして、見守りというんですか、声掛けというんですか、そういうことまで考えていきたいと思っているところでございます。

次に、高齢化した地域を支える共生・協働のシステムづくりが必要と考えるが、その具体策を伺うということでございます。地域における共生・協働の問題については、福祉の分野だけではなくて、本町にとって大きな全般的にわたる課題の一つであると思っております。

公の福祉を取り巻く環境というのは高度経済成長から安定成長に移行したことを理由に、財源確保の面から今日の福祉水準を保てるか課題となっております。これからの福祉は、公の福祉と町民自らが地域の中で参加し、つくり上げていく地域福祉との調和というのが求められていくものと考えております。

このようなことを背景に、昨年から公民会や公民館の中に福祉部というものを設置を呼びかけております。現在8地区の公民館と3公民会で明確に位置づけをされておりますが、実際に何らかの活動がなされている公民会は多くあると思っております。実践されている住民参加型の福祉は、サロン活動、これは95組織までなっております。それから青壮年部による高齢世帯の電球の取りかえとか、あるいは除草作業、こういったことを主体に地域内での共生・協働が少しずつ展開をされているところであります。

また、これまでの民生委員とか在宅福祉アドバイザーの業務は、福祉対象者と行政との橋渡しの性格を有してございましたけれども、今後におきましては公民会の役員の位置づけをしていただきまして、あるいはこの公民会活動の一環として対象者の情報も地域内で共有することによって、近くに住む人たちが基本的な福祉を実践をしていただき、地域社会での支え合い活動をさらに進めて行けたらと思うところでございます。

24年度も引き続きこの福祉部の設置の呼びかけをいたしまして、先進的な事例については、年度当初に行政推進員とか公民会の行政連絡員の研修会もでございますので、その中で事例発表していただきまして、全町的な推進が図られたらと思っているところでございます。

以上でございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○森山 大議員

ただいま、町長から答弁をいただきました。数点、質問をいたします。

答弁の中の顕著な課題の中に、農業経営とか商店街とか、医療、介護などの社会保障など、あらゆる分野でいろんな課題があるということは理解をいたします。そういう中で、介護保険について質問をいたします。

介護保険も非常に厳しい経営を強いられているということで、まったくそのとおりだと思っておりますが、給付が毎年毎年伸びてきているということで、介護給付についても抑えるというか、適正な給付をしないといけないというふうに考えるのですが、その給付を適正化するための取り組みというのはどのようなことをされているのか、お伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

介護保険の関係につきましては、今回の介護保険に関わる保険料の問題等も御提案申し上げているところでございます。認定者の動向によって非常に左右されるところでございまして、今後もこの認定の方々というのは増えていくんじゃないかと思っております。

給付の適正化につきましては、県が適正化プログラムを作成をいたしまして平成26年度までに、主要5事業の取り組みを進めることとしております。本町も取り組みを進めてきておるところですが、一つ目にこの認定調査のチェック、あるいは調査員の研修によるばらつきは是正をすることがございます。

二つ目にこの介護給付費の通知ですが、年3回実施をいたしております。

また、三つ目に住宅改修等については、複雑な改修計画について現場チェックをこの事前に実施をしておるところでございまして、不必要なこの給付の未然防止につながっているのではないかと考えております。

また、四つ目につきましては、国保連合会による医療情報等々の突合などを行いまして、給付内容のチェックによって誤診申請、過誤申請ですね、これについては修正がなされているところでございます。

五つ目にプランチェックということについてであります。習熟をした経験者によりましてプランチェックとケアマネージャーへの指導ということになります。実施に当たっては適切な人材が求められることとなります。結果としては、ケアプランの質の向上とか、ケアマネージャーの資質の向上が健全な給付につながることを期待されますので、今後取り組みを進めてまいりたいと考えております。

ただ、このプランチェックにつきましては介護の度合いに応じまして、認定者の自立支援を基本として利用者、その家族と話し合いながら必要と認められるプランを給付額の範囲内でケアマネージャーが作成をしておるところでございまして。

特に在宅の場合は、介護者があれば家族による介護がどこまでできるのか、自立支援という基本のもとにサービスをどこまで入れられるのかということになります。独居である場合は、近くに家族がいない方はサービスに頼らざるを得ないところもありまして、近くに支援者があるかないかという問題もあります。高齢者の生活実態から独居、夫婦二人暮らしの世帯が増加しているということに対しては、このような側面を内在しているところであります。

○森山 大議員

2点目に、我が町の介護保険の関係で介護保険の一人当たりの保険給付費用は幾らぐらいなのか、そしてそれは県内でどのような位置にあるのか。そしてまた、県内で1番介護保険料の高いのは幾らぐらいなのか。また逆に、一番介護保険料の低いのは幾らぐらいなのかということについて、お伺いをいたします。

○介護保険課長（中村 慎一君）

鹿児島県内のさつま町の介護保険の給付額等の位置づけでございまして。県内のこの状況につきましては、鹿児島県のほうで21年度の関係について公表をされております。ちょっと若干年数が古くなりますが、公表されている部分が21年度でございまして、ここでちょっと御説明を申し上げたいというふうに思いますが。

21年度のこの1号被保険者一人当たりの給付額で申し上げますと、さつま町26万7,000円でございます。これは県内、高いほうから16番目ということでございます。県の平均が24万9,000円でございますから、県の平均より若干、7%ほど高いということになります。国の平均で21万9,000円でございますから、国の平均の1.2倍ぐらいといったようなことになっております。

この中で、一人当たり給付額の中でこの区分を申し上げますと、そのうち施設に係る部分というのが若干高くなりますが、11位ぐらい。それから、グループホーム等の地域密着分に係る分が、若干違いますが、19位ぐらいにちょっと落ちると。それから居宅サービスの在宅ですが、これに係る部分が27位ぐらいといったようなことで、施設のほうは若干高くなりますが、そういった位置づけになっているところでございます。

それと、介護保険料でいきますと、第4期で一番高いところで奄美市等、そういったところが若干高いと、5,100円といったようなことと、一番低いところで三島村あたりです。

以上でございます。

○森山 大議員

ただいま答弁によりますと、一番介護保険料の高いところは大体5,100円だということでございますけれど、一番低いところは、課長大体どれぐらいでございますか。21年度の関係で。

○介護保険課長（中村 慎一君）

現在の23年度、第4期でいきますと、三島村が2,750円というところですよ。

○森山 大議員

判りました。今、課長のほうから一番介護保険の高いところが大体5,100円と、一番低いところで2,750円ぐらいと。こういったところを比べますと、非常に大きな差があるようです。

ということは、住んでいる地域によって介護保険料に負担があるというのは、なかなか町民にとっては理解しにくいことだと思うんですが、そういう意味で同じ制度なのに住んでいるところで負担が違うということだから、理解されないからここを何か抜本的に、市町村単位での負担というのではなくて、もっと大きな単位での負担ということにしないといけないのではないのかという意味で、制度改革をしないといけないのではないのかと思うんですが、そういうのを町村会等を通じて制度改革を要望する考えはないのか、町長にお伺いをいたします。

○町長（日高 政勝君）

こういった制度改革の問題であります。確かにその町内に色々な介護サービスの施設が多くあるところ、ないところ、例えばさっき一番低いところはそういう施設がなくて、いわゆる在宅かが主体になっております。

そういう短期のデイサービスができるとか、その辺でだいぶ利用度合いによってこの保険料が異なってますので、例えばまた、この5期の中でも、やっぱり入所したいけれども定員に枠があって入れないと、どうしても待機の方々を解消して入所させたいと、増床をしますと、やはり一人当たり何十万円とかかりますし、それがまた年間となりますと相当な額になって介護保険料にはね返ってくるということでもありますから、その辺のところもしっかりと対応していく必要があります。

とにかく介護保険そのものの制度が、今40歳以上から介護保険料を払うようになっておりますけど、本当これがいつまで続くのか。

そしてまた、いわゆる負担の問題で、別に、サービスを受けたときに負担をする、1割とかありますので、その辺の見直しをすとか、いろいろ考え方は出ておりますけど、もっとこの辺のことについては、やはり国のほうでしっかりとした将来展望を踏まえて財政的な問題も考えて、やっぱり適正な方向に見直しをしていただきたいということは、全国市町村の、こういう高いところにとっては大きな課題になっておりますので、市長会なり、あるいは全国町村会なり、そういう機関の中でもっと議論をして、国に対する要望というのはやっぱりしていく必要はあるかと思っておりますので、機会を見てそういうものは議題として取り上げてもらうようお願いしてい

きたいと思っております。

○森山 大議員

しっかりと議論をしていただいて、しっかりと国のほうに訴えていただきたいという要請をいたします。

次に、独居老人や高齢化対策ということで、いろいろと先ほど答弁をいただきました。けれども、ここでは食の自立支援とか声掛け運動とか、緊急通報など高齢者対策としてされているという答弁でございました。理解はいたします。地域で支える地域福祉の取り組みをされていると。その中で、福祉部の設置を高齢者対策としてこういうことをされているということも理解をしました。

また地域においては、民生委員とか在宅福祉アドバイザー等を活用した地域福祉をしたいということでもありましたが、現在これは8地区の公民館と3公民会でできているということですが、福祉部の設置のためには、福祉部を設置してどのような活動をするのかということ、まだまだ浸透していないのではないのか、理解されていないのではないのかと、私は気がいたしますので、区で活動するためのマニュアルとか指針というのを、もっと具体的な活動方策というのを町のほうで指導するべきではないかというふうに考えるんですが、町長の考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

確かに設置をすることが目的ではなくて、あくまでもどのように活動をしていただくかということが大事でありますので、この辺については、この年度当初の4月の研修会時において、先進的に取り組んでいただいております薩摩地域の、そういうところもありますので、そういうところをお願いをして、活動事例として発表をしていただきたいと思っております。

こういった福祉活動とともに、特定健診の関係もこういう人たちが中心になって、もう既に65%を達成をしていらっしゃるようですから、そういうことも含めて、やっぱりこのすばらしい事例を全町的に広げていきたいと思っております。そういうことで今、関係先のほうには指示をし、また地域の方々についてはお願いをしていきたいと思っております。

○森山 大議員

次に、高齢者のふれあいサロンの活動を、町が支援をされているんですが、今活動しているふれあいサロンは何カ所ぐらいあるんですかちゅうことをお聞きしたいと思ったんですけども、先ほど町長が95カ所ということでございました。

そこで、その町内にふれあいサロンが95あるということですが、ふれあいサロンには、さきの南日本新聞に、3月3日の県の合同研修集会で、効果がある反面、活動のマンネリ化や担い手不足といった課題などが指摘されているという記事がございました。これについては、我が町ではどうなのか、活動のマンネリ化をしていないのか、あるいは担い手不足はないのか、これに対してどのような対策をとられているのか、お伺いをいたします。

○福祉課長（二階堂清一君）

今、95地区という形で運営がなされておりますが、中身的には非常にいろいろとといいますか、無理して計画を組まれているところじゃないかなというのもありますし、やっぱりマンネリ化していった後継者が育たないということになれば、基本的には、やっぱりその地域の実情に合った無理のない運営をしていただいて、長く続いていくということを私たちは一番思っております。

民生委員活動にしましても今、依然としまして、以前の場合はこの福祉対象者を行政のほうにつなげるという役目だったんですが、介護保険ができましたからそういった事例が非常に少なくなっておりまして、介護保険が入る関係で、それとは別に民生委員活動、アドバイザー活動とい

うものは、個々の活動ではなくて公民会全体を面的にとらえた福祉活動ということに、少し展開のやり方を変えていきたいというふうに考えております。

ですから、サロンにつきましてはアドバイザー、民生委員が主体になってやっていただくということもありますが、できるだけ無理しない範囲で長続きする活動をということを基本に考えております。

○森山 大議員

高齢化社会に対する施策の答弁をいろいろいただきましたが、高齢化は福祉や介護だけでなく、最初にもありましたように農業、商業、医療、介護など、町全体にかかわる大きな喫緊の課題であります。執行部におかれましては、全庁的な組織を挙げての取り組みを要請しまして、質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

説明の訂正があるそうです。

○介護保険課長（中村 慎一君）

済みません。先ほど保険料のことで若干訂正をさせていただきたいと思っております。

4期の現在の中での一番高いところは奄美市でございますが、金額が5,100円でございます。6,000円と申し上げましたのは、今度の新しい第5期の中での情報の中でそういったところがあるといったようなことでございました。失礼しました。

○議長（中尾 正男議員）

これで、1番、森山議員の質問を終わります。

次は、7番、平八重光輝議員の発言を許します。

[平八重光輝議員登壇]

○平八重光輝議員

3点ほどお尋ねしますが、最初に柔道の中学校必修化についてお尋ねいたします。

平成20年3月改定の中学校学習指導要領により、第1・第2学年の保健体育で武道が必修となり、24年度から完全実施されます。剣道、柔道、相撲のどれを選択するかは学校の判断に任されておりますが、設備が容易に準備できることや個人の用具が安価なことから、柔道を選択する学校が多いようであります。

中でも柔道については、事故等が非常に懸念される場所ではありますが、さつま町でも4校中3校が柔道を選択するということですので、次の点についてお尋ねいたします。

1番目に指導者の育成はどのようになされているか、2番目に外部指導者による指導は考えていないか、3番目に競技設備の安全は確保されているか、4番目に指導内容はどのようになっているのか、以上4点についてお尋ねいたします。

次に、中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金についてお尋ねいたします。

中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金が導入され、耕作放棄地の減少や日常の管理、農地周りの水路や農道等の補修や更新に、また共同作業による地域の一体感の醸成に役立っている、その制度についてであります。これまでの成果をどのように評価されるか、もう一つはこれまでの課題とこれからの取り組みについてお伺いいたします。

3番目に、高齢者の見方についてであります。65歳以上を高齢者とする日本の高齢化率は、平成22年に約23%を越えております。さつま町は、現在約35%となり、超高齢化の町となっております。超高齢化の町と言われると、高齢者ばかりの町に思われがちですが、逆に言いますと65%はまだ高齢者以外の町でもあります。

政府はことしになって、65歳を高齢者とする年齢の見方の見直しを検討との報道がありまし

たが、我が町でも、町内限定でもよろしいですので、70歳以上ぐらいを高齢者と呼び、高齢化率を下げ、まだまだ元気で頑張っている町としてのイメージアップをすればどうかと思いますが、町長のお考えを伺って1回目の質問を終わります。

〔平八重光輝議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

平八重光輝議員からの御質問が出されましたので、それぞれお答えをさせていただきます。

中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金についてでございます。

まず、中山間地域等直接支払制度についてでございますけれども、御承知のとおり中山間地域等直接支払制度につきましては、農地の耕作放棄地の増加などによりまして、多面的機能の低下が特に懸念されている中山間地域等において、農業の生産活動の維持を図りつつ、多面的機能を確保するという観点から、平成12年度より導入された制度でございます。もう現在は、平成22年度から26年度までの第3期の対策が実施されているところであります。

本年度におきましては112集落協定で、1,426.9ヘクタールの協定農用地の面積に取り組みをいただいております。交付金額におきましても、1億4,254万8,000円ということでございます。農用地の維持管理、水路、農道等の補修、共同機械購入、鳥獣害の防止対策、あるいはこの農用地の多面的機能の維持に努めていただいております。

さらには22年度の実績においては、県内の協定締結面積の19%を占めるなど県内トップの取り組みとなっております、農用地の維持、保全が図られているということでございます。

第3期の対策から、団地要件の見直し、あるいは耕作者が不在になった場合の集団的なサポート体制の整備、いわゆるC要件というのが、制度改正がなされまして、10割単価への取り組みがしやすくなったということから、本町でも2期対策で52%あった10割単価への取り組みというのが、3期対策では94%まで拡大をしております。それだけ、この交付金が地域に交付をされたということになるかと思っております。

しかしながら、課題としましては、近年、社会の過疎化とか、高齢化の進行と同時に集落協定を構成する協定員の方々も過疎・高齢化が進みまして、加えてこの地域の担い手不足とか協定役員の引き受け手がないとか、あるいは事務をできる方がいないと、こういった課題も出ております。したがって、この協定数とか協定農用地も減少をしてきているところでございます。

やはり、今後におきましても耕作放棄地の発生を防止をして、将来にわたって健全な農業生産及び農村環境の維持保全のため、この中山間地域等直接支払制度を活用をしていきたいと思っておりますし、制度のさらなる周知徹底、集落協定への支援、担い手確保のための対策、集落営農の維持、推進を図りながら耕作放棄地の対策協議会とか、あるいは農業委員会、関係機関との連携した取り組みが必要でありますので、連携を深めてまいりたいと思っております。

次に、農地・水保全管理支払交付金の関係についてであります。この制度のつきましては平成19年度に農地・水環境保全向上対策として始まりまして、今年度までの5年間、町内9地区が活動に取り組んでもらっております。成果としましては、農地、農業用施設の点検とか、あるいはそれぞれの施設の機能診断を実施をいたしまして、道路とか水路の草払い、あるいは清掃、破損箇所の補修、あるいはまた景観形成のための花等の植栽によりまして農地の保全、環境整備、耕作放棄地の解消へもつながっているというふうに考えております。

共同作業により、この地域の連帯感も強まったということも言えるかと思っております。地域住民との交流活動、あるいは学校教育と連携した田植えとか稲刈り等の体験学習も開催されまして、いわゆる子供たちへの食農教育、こういったことにもつながったんじゃないかと思っております、

地域の活性化が図れたと思っております。

課題としましては、申請事務とか報告事務の書類がこまめで容易にできないという部分がございます。役員の方々等についても負担が大きくなっていると聞いております。このことが、取り組み地区の拡大が進まない一つの要因だというふうにも考えているところであります。

また、本年度から名称が農地・水保全管理支払交付金と変更になりまして、この9地区の共同活動の取り組みのほかに、新たに老朽化している農業用施設の長寿命化を図るための活動である向上活動支援交付金が始まりましたので、町内の13地区で5年間の活動が始まったところであります。

本年度で期間が満了するということになりまして共同活動支援交付金につきましては、さらに5年間の延長が決まりましたので、非常に制度的にはいいものでありますので、取り組みの地域がさらに拡大ができたかと思っておりますので、現在取り組みをされております9地区を含めて、新たな説明をしてまいりたいと思っておりますのでございます。

それから、高齢者の見方の関係でございます。65歳以上を高齢者とする年齢区分見直し検討との報道がございます。我が町も町内限定として70歳ぐらいに見直しをしてはという考えはどうかというお伺いがございます。

御承知のとおり、政府におきましては65歳以上一律に高齢者と位置づける現行の定義がございますが、それを見直しに着手するというところでございまして、5月をめどに高齢社会対策大綱というのを定める考えであるようでございます。高齢者も可能な限り支える側に回る考えを打ち出していきたいということでございまして、今までどちらかといいますと弱者と言われておりましたのを、現役世代の負担増大にやっぱり歯止めをかけたいという意図があるようでございます。

やはり、この社会保障制度、先ほども出ましたとおり年金とか介護とか、現行の社会保障制度では、もう既に65歳から給付が始まるということでございまして、いろんな公的年金の控除にしましても、あるいは税制の関係、雇用保険の加入要件とか、いろいろこの65歳を基準にしたサービスが各方面にわたっておりますので、現状の社会の実態からしまして、まだまだ元気な方も多いので支える側に回ってほしいという考え方があるようでございます。

65歳以上を高齢者としておりますのは、1950年代に国連が65歳以上を統計で区分したことが影響しているということでございます。当時は、平均寿命というのが男性が63.60歳、女性が67.75歳をということで、おおむね平均寿命を越えた方が高齢者という位置づけがなされたようでありますが、現在は男性が79.64歳、女性が86.39歳ということで、いわゆる人生90年時代が目前にせまっておりますので、こういったことを背景に、やはり意欲と能力のある65歳以上については、支える側に回ってもらう必要があるというようなことで、今検討が始められるようなことでございます。

確かに、福祉部門における独自の取り扱いとしましては、毎年9月に各地区で実施されております敬老祝賀会の開催補助の対象を70歳以上としているところでございます。ところによっては75歳というところもあるようでありますが、このように対象年齢を引き上げて祝賀会もされておるようなところもございます。

団塊の世代が、これからまた2015年には高齢者と呼ばれる時代になってまいりますので、ますますこの高齢化というのは進行するというふうと考えております。ただ、一方では元気で働かれる方も多いわけでありまして、やはり高齢者の中にも元気な方は、そういう仲間入りに対する抵抗もある方もいらっしゃると思っております。

現段階におきましては、この65歳以上を基準に全国共通のものとして制度が確立をされておりますので、本町では先ほど言った地域での高齢者の敬老祝賀会とか、そういうものはあるよう

でございますが、行政としてそういうところまで踏み込んで今の段階でやるかというふうになりますといろいろ支障が出てまいりますので、今後のやっぱり国の、5月に大綱策定をして具体的な方向性というのが定まると思われますので、そういう状況を踏まえた上で、なんなの取り組みができるかと思えます。

独自の制度設計をするということになりますといろいろありますので、それについては、それに向けた研究を進めてまいりたいと思っているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

〔教育長 東 修一君登壇〕

○教育長（東 修一君）

武道の必修化についてでございますが、この新教育課程における保健体育科では、陸上、水泳、球技、武道等八つの領域にわたりまして、年間105時間やることになっております。大体10時間程度がその武道に充てられるのではないかというふうに考えておりますが、先ほどございましたように24年度から町内の山崎中、鶴田中が男女とも柔道を、宮之城中が男子は柔道、女子は剣道を、薩摩中は男女とも剣道を指導することになっております。

このため、21年度、22年度、23年度を、これは全県的にそうでございますが、移行期間としてその対策を取ってきたところでございます。

1番目の指導者の育成についてでございますが、まず町内の各学校における指導者は、いずれも旧課程の中で柔道を指導をしております、その指導歴はあるところでございますし、さらにこの移行期の3年間に鹿児島県教育委員会が実施します中学校武道、ダンス、先ほどございましたように非常に柔道は危険が伴うということで、指導者の研修会等がもたれておまして、すべての指導者がその研修会に参加をしております。

また、国・県からも安全指導の要点等も来ておまして、これらも参考にしながら来年度以降も安全指導を含む専門的な研修への参加を進め、指導者の養成あるいは資質の向上を図っていきたいというふうに考えております。

それから、2の外部指導者による指導につきましては、本年度は旧課程で選択させていなかった関係で、宮之城中学校と薩摩中学校が剣道の授業においてでございますけれども、県の補助事業を受けて剣道連盟の方に講師として御指導をいただきました。

授業では外部指導者に専門的な指導をしていただいたことで、生徒の興味・関心が高まりますとともに、安全管理や教員の指導力の向上につながっております、この外部専門家の力を借りることも大事であると考えております。なお、両校ともこの外部指導者と連携した授業を町内外の教育関係者にも公開をし、県教委あるいは鹿児島大学の先生からもそういう安全面も含めて御指導いただいたところでございます。

剣道に限らずこの会には柔道等の指導者も出席しておりますので、来年度以降これらの取り組みを柔道の授業にも生かすべく各学校が実情に応じて外部指導者もお願いし、来年度から学校応援団も設立いたしますので、これらも生かしながら授業における安全管理、技能、態度等の向上に努めていきたいと考えております。

それから、3番目の競技室の安全確保についてでございますが、これまで、先ほども触れましたけれども、いわゆる旧教育課程における体育の授業でも町内各中学校では武道におきまして、この柔道を選択実施しております。安全を念頭に授業に支障のないような設備等も対応してきておりますとともに、授業においても安全に十分留意するよう指導してきております。

ちなみに、過去5年間の指導状況を見ましても、柔道の授業によりまして大きなけがをするなどの事故報告は受けておりません。しかし、必修になったことにかんがみ、今後生徒の実態に応

じて柔道畳の使用ばかりではなく、各中学校に配備しているクッション性のある器械体操用マットなどを初任者には活用するなど、より指導の安全性を高めていくように指導してまいりたいと考えております。

最後に指導内容につきましては、学習指導要領を踏まえ学校及び生徒の実態に応じて各中学校が設定するようになっておりますが、指導の内容には三つの観点、一つは技能、二つ目は態度、三つ目は知識、思考、判断等がございます。

柔道の技能面だけを指導するのではなく、相手を尊重し伝統的な行動の仕方を守ろうとすること、あるいは分担した役割を果たそうとすることなどや、禁じ技を用いないなど健康、安全に気を配ることができるようにするといった、態度面についても指導を行うことが大切であると考えております。

さらに、事故が起こることがないように、技能の指導内容についても基本動作や基本となる技ができるようになることを狙っておりまして、技の種類とか、そういうものにも制限があります。以上のようなことから、授業前の健康観察等を行うとともに、授業では生徒の実態、いわゆる体格差や運動能力に応じた基本的な技能面の指導や安全に気を配ることができるような態度面の指導を充実し、事故のない安全な授業が実施できるように指導してまいりたいと考えております。

〔教育長 東 修一君降壇〕

○平八重光輝議員

質問に入ります前に訂正をお願いいたします。通告書には正しく書いておりましたが、ただいまの質問のときに、中学校の学習指導要領の改訂を23年と申し上げましたが20年3月の間違いでしたので、訂正方をお願いいたします。

申し上げましたこの学習指導要領によって、武道が必修となったわけですが、御存じかと思えますけれども、20年1月の中央教育審議会答申の中で、学習体験のないまま領域を選択するのではないかとの指摘により、武道については、その学習を通じて我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるように指導のあり方を改善するというところで武道が入ったわけでありませんが。

これまでの、さつま町においては全く事故等はなかったというお話であります。これまでの事故等について全国的な集計をされたものがありまして、1983年から2010年度までの28年間において全国で114名の中学生、高校生が亡くなっております。その内、中高生ともに1年生が半数以上を占め、計14名が授業中死亡されているようであります。

また、同じ時期に重篤な後遺症が残るけが、これが275件発生しているという状況にあります。この数はどれぐらいかと申しますと、柔道による10万人当たりの不幸にして亡くなった人の数というのは2.376人、2番目がバスケットボールであります。これが0.371人ということで、2位の約6.4倍の確率で亡くなっている方がいらっしゃるということであります。

一般の毎日新聞の2月12日の社説によりますと、武道必修化であるが柔道は延期すべきではないかというような社説も出ております。その中に、今出ました28年間で亡くなった方とか、重篤な障害が残った方という数も出ておりますが。

その指導者のあり方といいますか、13年度から公認指導者資格制度が、中学校、高校、学校の先生方に入ってまいります。そういう中で、わずか数時間の研修を受けて、全く柔道の経験がない人に初段を与えるというようなところも、このためにかどうかは分かりませんがやに聞いております。

社説の中に書いてあるのは、自動車免許を取ったばかりの人が教習所で教官をしているようなものだと、そういう状況であるから、非常に危険を伴う競技でもありますから、もうちょっと

検討してから導入すべきではないかというようなことが書いてあります。

ちなみに、日本の3倍近い競技人口のあるフランスでは近年重大事故は全く起きていないと。なぜかと言いますと、ここは国家資格を持った人でないとその指導はできないと。たとえオリンピック選手であっても、優勝した選手でも、所定の研修を受けて合格した人でないと指導者にはなれないと。

中には380時間以上の研修が義務付けられているということで、日本の場合は、我が町だけではないんですが、研修を一生懸命されているといえはいるんですが、ほんの短い時間の中で、実技も短いし、いろんな教え方等についても短い時間の中で指導され、それが4月から導入されるということになっているようでありますが、この社説では、必修化を延期した上で部活動も含めて国民が納得できる安全確保の仕組みができてからしてはどうかというふうに書いてあります。

こういう中で、非常に厳しい条件をクリアされた方、あるいは中学、高校、大学などで柔道をされて、ある程度の段位も持たれて、指導者になれるような方であれば問題ないと思いますが、私も、今現在の指導者育成については全く経験がないというのは非常に不安であります、その点について教育長はどのようにお考えでしょうか。

○教育長（東 修一君）

今、議員が御指摘のように、私どももこの4校の教員につきまして、柔道の指導者の段位を調べてみましたが、3校の中の2校はちゃんと柔道の初段ということを持っておりますので、そういう経験があるかと思えますけれども、1校につきまして柔道の段位は取っておりませんが、先ほど申し上げましたように、自分自身も学生時代に柔道を専攻したり、そういう素養は付けておまして、この3年間にいろいろなところで研修を受け、また実際旧課程で柔道も指導しておりますので、今のところ安全に気をつけながら指導していただければ、特に大きな問題はないのじゃないかなというふうに考えております。

○平八重光輝議員

次に、安全対策についてであります先般、鹿児島県のある地でやはり同じような質問が出されて、その市の市長さんの答弁では、いろんな畳等についても一般のやつは固いからクッション性の高い畳等を導入して危なくないようにするんだと、先ほど教育長からありました周りにもクッション等を準備してけがのないようにするんだという答弁が載っておりましたが。

そのほかに、私は柔道を選択しておりませんでしたから、詳しくは申し上げられませんが、技でも非常に大外刈りというのは危険だそうであります。段位を持った方の大外刈りは危険ではないけれども、全くの素人といいますか、初めてする人の大外刈りは非常に危険だそうです。

危険だそうなんですというのは、そのように私も教えてもらったんですが、段位を持った方は投げるときにちゃんと手を持っておくと押さえるからどたつと倒れることはない、ところが初めての方はぼーんと倒して押すから後頭部を強打するんだと、だから非常に危ないというようなことで、まちによっては、まちというか県といいますか、市によっては大外刈りは禁止というふうになっているところもあるようであります。

この重篤な障害が出られた方の、1番は後頭部を強打して内出血でくも膜下血腫ができてというのものもあるんだそうではありますが、もう一つ激しいゆさぶりで、たたかなくても激しいゆさぶりで、中の血管が切れて出血をして重篤な後遺症が残るというもの非常にあるんだそうです。事故がないのが一番いいんですが、もし事故が発生した場合どうするかといいますか、そのときの対処も勉強ちゅうか、指導者にぜひ取り入れていただきたいと思うんですが。

心肺停止状態などになりましたときは、その心肺蘇生法やAEDの使用法というのももちろん訓練をされ、すぐ対処できるようにしていただきたいのでありますが、そのほかに子供の様子を

見まして、こういうときは医療機関へ受診してくださいというのがちょっと書いてあります。

五つぐらいありますが、一つはうとうとした状態が続き、呼びかけなどにぼんやりとしか応じない、吐き気やおう吐を繰り返す、体の動きがにぶくなっている、話す内容のつじつまが合わない、言葉がはっきりしない、けいれんを起こす、鼻や耳から液体、髄液等が出ているというようなことがありましたら、すぐ医療機関につれていくといえますか、受診をさせると、それでなんともなければ非常にいいことでありますから。ぜひ、この点も含めて、研修をされる内容に入れて、もし万が一何かありましたら即対応ができるような形にさせていただきたいと思いますが、その辺のお考えは教育長、どうでしょうか。

○教育長（東 修一君）

御指摘のとおり、いろんな問題が出ましたときにということでございますが、かねて部活動等でも、いろんな緊急な事態があったりもするものですから、事故が起きた場合、あるいは起こさないようにしなくちゃいけないんですが、起きた場合の対応につきましては、まずこの学校内の教職員の事故に対する即応体制、これは部活動も含め、かねて指導をしております。

それから、それに含めまして議員御指摘のような学校内の医療機関等々の連絡体制、これは非常に大事でございますので、改めて指導をしていきたいと考えております。

○平八重光輝議員

ちょっと町長にお尋ねいたしますが、こういう安全性や設備につきましては教育委員会だけの問題ではなくて、また重篤な事故等が起きたときも、やはり町としても責任があるんですが、その辺の設備的な面、予算的な面も含めてどのようにお考えかをお尋ねいたします。

○町長（日高 政勝君）

中学校の課程において武道が取り入れられることになったわけでありまして、剣道等につきましては防具の関係で、やはり町のほうで準備しなければいかんだろうということで予算措置もいたしたところでございます。

柔道の関係、私も高校時代、柔道部におりましたので、いろんな技があることは承知をしております。それで、初めてのことは、とにかく、よき指導者に基本はやっぱりしっかり習うと、やっぱり受け身をしっかりとするということが一番基本でありますので、そういうところの指導をしっかりしてもらおうということが大事かと思っております。

教育の場というのは何と言いましても安全安心が第一でありますので、私のほうも常に教育委員会のほうにもその辺についてはお願いをし、その条件整備については、やはり必要な場合は町のほうでもやっていきたいと思っております。柔道の必須化に伴います設備安全対策につきましては、ただいまの教育長がお答えしましたように事故がないように、学校において万全を期していただくということに指導をお願いしたいということでございます。

そしてまた、学校に備えております設備、備品等でもし対応できないということがあれば、必要に応じてその都度やっぱり整備を検討して、安全対策を講じていきたいというふうに思っております。

○平八重光輝議員

最後になりますけれども、ただいま町長は受け身を言われましたけれども、大阪市の講習会では3年間受け身だけでいいんだよと、受け身だけはしっかりと教えてくれというような通達もあったやに報道されております。私の質問の趣旨も、重篤な事故がまず起きないように、万が一起きたときは適切な対応をしていただくように要請をいたしまして、この件についてはもう質問を終わります。

次に、中山間地域等直接支払制度、農地・水保全管理支払交付金についてであります。先ほ

ど成果等については町長からありましたように、中山間地域等直接支払制度についてはほとんどの対象地域の方が入っておられて、94%とおっしゃったんですか、非常に有効ちゅうか、ありがたい制度で、それぞれの地域の耕作地の管理やら景観の改善、農道や水路の補修など、それによる共同作業やボランティアでの一体感の醸成など、また高齢者の参加や子供や若者との交流などがあって非常にありがたい制度だと思っております。

農地・水保全管理支払交付金につきましては、本日1時半から説明があつて私も行かなければいけなかったんですが、行けなかったんですけども、当初は9地区が参加し昨年度から4地区増えまして13地区になっているということでありまして、これもぜひ対象地域が全部入っていただくような形にしていきたいということで質問をしとるわけでありまして。

これらによって、行政としましても人的なことや財政的な面で、非常に小さな工事とか壊れる恐れがあるところを事前に補修をすれば、大きな災害にもならなくて修繕費もいらないうけですから、非常にありがたいことなんですけど、先ほど町長の答弁にもありましたように、まず申請が面倒であります。

面倒でありますち、お金をもらうんだからそう簡単にはもらえないのは判っておりますが、非常に提出書類が多くて、様式が面倒で、私の地域も、当初私が飛び入りでお願いしたもんだから自分でつくらんにやらんで、非常に職員の皆さんの助けをもらってようやくできたちゅうぐらい面倒でありますから。

それともう一つは、ありましたように、実施した後の報告書が、ある程度パソコンをたたかれる人でないといつくれないうような内容でありまして、大分改善はされましたけれども、それでも非常に面倒くさいと言えば失礼になりますけれども、時間のかかる書類を出さなければならぬという状況にあります。

そういう中で、ぜひやってもらいたいことをお尋ねといいますか、ぜひやってもらいたいんですが、一つは役員の中に職員を参加させてほしいと、自発的に参加させてほしいというのが一つと、もう一つはこの申請時あるいは報告時の書類を、ぜひ職員に手伝わせてほしいと、一緒にやってほしいというふうに思うんですが、町長のお考えをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

中山間地域等直接支払制度にしる、農地・水保全管理支払交付金にしましても、非常に制度的にこの農村の活性化のためにはすばらしい制度であるというふうに考えております。先ほど農地・水保全管理支払交付金については13地区ですか、なっておりますけれども、今回のこの制度改正に当たりまして、担当課に申しあげましたのは、とにかく全地区加入ができるように説明だけはしっかりとやってくれということで、もう知らなかったということにならないようにしてくれということで指示をいたしてございます。

そういうことで、本日もそういう機会を設けておりますが、とにかくせつかくこういった交付金もあるし、いろんな活用、活動によっては農村の環境が整備をされるということもありますので、できるだけ意欲を持って取り組んでいただきたいと思うところで。ただ、先ほどからありますとおり、いろんな事務的な問題、これが非常に課題になっておるようです。

農地・水保全管理支払交付金の関係については、特にパソコンを活用せんやいかんというような面もあるようでございます。項目はだいぶ少なくなって緩和をされておるようですけれども、それでもまだ非常に問題があるというようなこともあるようです。

したがいまして、ほとんどの地域に、地域活性化計画の策定もだったんですが、地域担当職員を配置をしておりますので、とにかく地方公務員は地域とのかかわりというのは濃密に持っていたきたいということは私の方針でありますので、役場の仕事も当然ありながら、そういう時間

外とかあるいは、場合によってはそういう担当の直接の課もありますが、いろいろできる範囲でそういう関わりをしていただきたいというふうに思っております。

いろいろパソコンの技術的なそういう扱いについては専門の職員もおりますので、そういう方についてはいろいろとまたお聞きをしていただきまして、そしてまた地域担当職員等ができる範囲があれば、いろいろとまた御協力をしていただければありがたいなと思っております。

○平八重光輝議員

地域担当職員制度も非常に活発にといいますか、有効に利用、とさえいえば言い方が悪いんですけども、されている地域もあります。自ら進んでそういうのに参加されている職員の方もたくさんいらっしゃると思います。そういうところは非常にありがたいんですが、そういう制度といいますか、職員の皆さんに頼めばいいんだよということを知らない、知らないというか説明がなかったのかどうか、全く利用をされていない公民館、公民会もたくさんあります。

だから公民会長会とか公民館長会等で、ぜひそういうのを強くアピールしていただいて、ぜひ使ってくださいというようなことをまた言うていただければ、地域の皆さんも、有効にち言えと言いがよくないですけども、判らないことはどしどし聞かれますと思います。知っていても遠慮してされない方もいらっしゃるかもしれませんが、その辺は十分に使われていいんですよというようなことを周知徹底していただきたいということを要請しておきます。

最後に、高齢者の見方についてであります。ちょっと質問の趣旨が伝わらなかったのかどうか、町長も答弁に困られたんじゃないかと思っておりますけれども、実はここ近年、ほんの最近、非常に日本全体が高齢化社会になり、我がまちも高齢化社会になりちゅう報道が激しくて、もう未来は辛く苦しい、暗い世の中になるように感じるような報道もありますが、決してそういう社会に私はならないと思っておりますが、4～5年前から、なぜ65歳かというのをちょっと疑問に思いまして、高齢化率がどんどん上がると。

2000年9月に取った資料が出てきましたので、ちょっと今回質問に使ったんですが、先ほど65歳を町長もちょっとされましたけれども。国立社会保障人口問題研究所というのが2000年、平成12年に推計した資料の中に、高齢化社会とはどういうものですかというのが載っております。高齢化社会とは高齢化率が7%以上である社会のことであると。1956年の国連の報告書において65歳以上を高齢者と位置づけ、当時の欧米先進国の水準をもとにして決めたんだと。

7%以上が高齢化社会、14%以上は高齢社会と呼ぶという中で、ならば日本はどういうことで65歳になったかといいますと、1956年、昭和31年、国連の報告書において当時の欧米先進国の水準をもとにして、65歳以上を高齢化ということは始まったんだけれども、国際的には。

我が国の国勢調査においては、昭和35年までは60歳以上を老年人口と呼んでいたと、御存じの方もいらっしゃるかと思いますけれども。65歳以上を老年人口としたのは昭和40年からというふうに書いてあります。

このように、高齢人口を見るとき年齢区分は固定的なものではなく、人口や社会経済状況によって変わってくるものと考えられるというのを前提にして、質問したわけでもありますけれども。ならば、当時の昭和31年の国連が65歳、日本が昭和35年まで60歳、この辺の平均寿命、御存じかと思っておりますけれども、生まれたばかりの赤ちゃんが、これからあと何年生きるかという平均寿命でありますけれども、31年というのがないもんですから、仮に昭和30年の国連が65歳と決めたときの平均寿命は、男性が63.6歳、女性が67.75歳であります。

日本が60歳と決めていたときの昭和35年の平均寿命は、男性が65.32歳、女性が

70.19歳であります。昭和40年に65歳以上を老年人口と決めたわけですが、そのときの平均寿命が、男性が67.24歳、女性が72.92歳、67歳になったらみんな死ぬというわけではありませんけれども、平均寿命から行きますと65歳を過ぎたら2.74歳と、女性は7.92歳、単純にはいきませんがこういう計算であります。

平成22年はどれぐらいの平均寿命になっているのかといいますと、先ほど答弁にもありましたが、再度申し上げますと、男性が79.64歳、女性が86.39歳、女性は21年度よりちょっと下がっております。医療、あるいは社会的な、経済的な、栄養的なもの等によって、非常に平均寿命は長くなってきております。

そういう中で、65歳にいつまでもこだわらにゃいかなのかなというような、私は個人的に疑問を持って、ちょっと資料を取り出したんですが、この質問に出していいのかちょっと迷ったんですが、たまたまことになりまして政府が、私の質問の趣旨とはちょっと違うかもしれませんが、65歳について若干見直すようなのもありましたから、時期的にはちょうどいいかなと思って、質問の説明不足で町長の答弁もちょっとしにくいところがあったかと思いますが。

私は何も法律的なものまで変えろと言っているわけじゃないんで、それは国で決まったことだから変えることはできませんが、ただ呼称として、さつま町は70歳まではまだ高齢と言わないんだよと、まだみんな元気の町なんだよという、ジェスチャーと言えばちょっと言い方がよくないですから、そういう心の持ちようとしてどうでしょうかという提案を、質問をしたところであります。

たまたま先日、71歳の方が馬術でオリンピック選手になられたというような、まだ元気な方もいらっしゃいますので、ぜひ我が町は、呼ぶのは70歳にしませんかということで、いろんな法的な制度についてはもちろん、我が町だけというのはできませんから、65歳でいかにや当面はいけないわけですから、ただ呼称を町長の大きな度量と日本で最初にやりましたよというようなことも含めていかがでしょうかということで質問をしたわけでありまして、町長の答弁をお聞きして、質問を終わります。

○町長（日高 政勝君）

確かに人生50年代という時代から、もう90年に近いところまで来ておりまして、本当におっしゃるとおり65歳が高齢者だという気持ちは、私も高齢者を過ぎておりますので、確かにまだまだ元気でございますのでそういう感じはしております。早くからそういう感じがして、ちょっと見直しをしたほうがいいんじゃないかなという気持ちはあります。

そして呼称として、さつま町はとにかく、まだ現役という形の、やっぱりアピールをする意味合いでも、何らかのそういうすばらしい呼称ができればありがたいなと思っておりますので、それはもうおっしゃるとおりの気持ちは持っております。そういうことで、今後いい名前がありましたらまたお願いを申し上げます。ありがとうございました。

○議長（中尾 正男議員）

これで、7番、平八重光輝議員の一般質問を終わります。

△延 会

○議長（中尾 正男議員）

お諮りします。本日の会議はこの辺にとどめ、延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会することに決定しました。明日は、午前9時

30分から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。
本日はこれで延会します。

延会時刻 午後4時11分

平成24年第2回さつま町議会定例会

第 3 日

平成24年3月9日

平成24年第2回定例会一般質問
平成24年3月9日（第3日）

順番	(議席番号) 質問者	質問事項・要旨
1	(10) 岩元 涼一	<p>1 川内原発の総合評価について</p> <p>(1) 川内原発で実施されていた総合評価（ストレステスト）の概要が昨年12月に提出されたが、この結果をどのように評価しているか</p> <p>2 再生可能エネルギーの活用推進について</p> <p>(1) 本年7月からの再生可能エネルギー特措法は風力や太陽光など、自然と共生した発電による電力供給を目指している。一般家庭への太陽光発電システム設置助成は時機を得た施策と評価するが、国が進める太陽光発電政策と連携してその推進策に取り組む考えはないか</p>
2	(4) 米丸 文武	<p>1 有害鳥獣対策について</p> <p>(1) 「さつま町鳥獣被害防止計画」の最終年度が終了しようとしているが、計画期間の取り組み実績と成果について伺う</p> <p>(2) 平成21年度から23年度までを計画期間と定めた「さつま町鳥獣被害防止計画」の計画期間が終了するが、24年度からの鳥獣被害防止対策及び事業計画を伺う</p>

平成24年第2回さつま町議会定例会会議録

(第3日)

○開会期日 平成24年3月9日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番 森山大議員	2番 東哲雄議員
3番 麥田博稔議員	4番 米丸文武議員
5番 川口憲男議員	6番 新改秀作議員
7番 平八重光輝議員	8番 平田昇議員
9番 舟倉武則議員	10番 岩元涼一議員
11番 内之倉成功議員	12番 柏木幸平議員
13番 楠木園洋一議員	14番 内田芳博議員
15番 桑園憲一議員	16番 市來修議員
17番 新改幸一議員	18番 木下敬子議員
19番 木下賢治議員	20番 中尾正男議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長 王子野建男君	議事係長 中間博巳君
議事係主幹 松山明浩君	議事係主任 垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長 日高政勝君	教育長 東修一君
副町長 和気純治君	教委総務課長 山口正展君
企画課長 湯下吉郎君	社会教育課長 岩元義治君
健康増進課長 村山茂樹君	建設課長 三浦広幸君
介護保険課長 中村慎一君	耕地林業課長 山口良一君
環境課長 貴島晃人君	農政課長 平田孝一君
総務課長 紺屋一幸君	水道課長 脇黒丸猛君
財政課長 下市真義君	会計課長 日高昭治君
安全安心対策課長 松尾英行君	学校給食センター所長 栗野明男君
消防長 高木卓朗君	企業誘致対策室長 湯下吉郎君
税務課長 萩原康正君	文化課長 北原美義君

○本日の会議に付した事件

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 3 号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 3 議案第 4 号 さつま町地域公共交通対策維持確保基金条例の制定について
- 第 4 議案第 5 号 さつま町職員定数条例の一部改正について
- 第 5 議案第 6 号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 6 議案第 7 号 さつま町公民館条例の一部改正について
- 第 7 議案第 8 号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 8 議案第 9 号 さつま町紫尾山ふれあいの森条例の一部改正について
- 第 9 議案第 10 号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 10 議案第 11 号 さつま町県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について
- 第 11 議案第 12 号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第 12 議案第 13 号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
- 第 13 議案第 14 号 平成 24 年度さつま町一般会計予算
- 第 14 議案第 15 号 平成 24 年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 15 議案第 16 号 平成 24 年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 16 議案第 17 号 平成 24 年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第 17 議案第 18 号 平成 24 年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
- 第 18 議案第 19 号 平成 24 年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 19 議案第 20 号 平成 24 年度さつま町水道事業会計予算
- 第 20 議案第 21 号 平成 24 年度さつま町簡易水道事業会計予算
- 第 21 議案第 23 号 土地改良事業の計画変更について

議案付託表

委員会	議案番号	件名
総務 (第2委員会室)	3	さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
	4	さつま町地域公共交通対策維持確保基金条例の制定について
	5	さつま町職員定数条例の一部改正について
	6	さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
	1 3	さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
	1 4	平成24年度さつま町一般会計予算（関係分）
		第1条 歳入歳出予算
		歳入
		1 款 町税
		2 款 地方譲与税
		3 款 利子割交付金
		4 款 配当割交付金
		5 款 株式等譲渡所得割交付金
		6 款 地方消費税交付金
	7 款 ゴルフ場利用税交付金	
	8 款 自動車取得税交付金	
	9 款 地方特例交付金	
	1 0 款 地方交付税	
	1 1 款 交通安全対策特別交付金	
	1 3 款 使用料及び手数料（関係分）	
	1 4 款 国庫支出金（関係分）	
	1 5 款 県支出金（関係分）	
	1 6 款 財産収入（関係分）	
	1 7 款 寄附金	
	1 8 款 繰入金（関係分）	
	1 9 款 繰越金	
	2 0 款 諸収入（関係分）	
	2 1 款 町債	
	歳出	
	1 款 議会費	
	2 款 総務費（関係分）	
	3 款 民生費（関係分）	
	7 款 商工費（関係分）	
	8 款 土木費（関係分）	
	9 款 消防費	
	1 2 款 公債費	
	1 4 款 予備費	
	人件費全部	
	第2条 債務負担行為（関係分）	
	第3条 地方債	
	第4条 一時借入金	
	第5条 歳出予算の流用	

委員会	議案番号	件名	
文教厚生 (第1委員会室)	7	さつま町公民館条例の一部改正について	
	8	さつま町介護保険条例の一部改正について	
	14	平成24年度さつま町一般会計予算(関係分) 第1条 歳入歳出予算 歳入 12款 分担金及び負担金(関係分) 13款 使用料及び手数料(関係分) 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 16款 財産収入(関係分) 18款 繰入金(関係分) 20款 諸収入(関係分) 歳出 3款 民生費(関係分) 4款 衛生費 10款 教育費	
	15	平成24年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算	
	16	平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算	
	17	平成24年度さつま町介護保険事業特別会計予算	
	18	平成24年度さつま町介護サービス事業特別会計予算	
	19	平成24年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算	
	建設経済 (議場)	9	さつま町紫尾山ふれあいの森条例の一部改正について
		10	さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について
11		さつま町県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について	
12		さつま町営住宅等条例の一部改正について	
14		平成24年度さつま町一般会計予算(関係分) 第1条 歳入歳出予算 歳入 12款 分担金及び負担金(関係分) 13款 使用料及び手数料(関係分) 14款 国庫支出金(関係分) 15款 県支出金(関係分) 16款 財産収入(関係分) 20款 諸収入(関係分) 歳出 2款 総務費(関係分) 6款 農林水産業費 7款 商工費(関係分) 8款 土木費(関係分) 11款 災害復旧費 第2条 債務負担行為(関係分)	
20		平成24年度さつま町水道事業会計予算	
21		平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算	
23		土地改良事業の計画変更について	

【参考】
陳情

- 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書
（建設経済常任委員会に付託）
- 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める陳情書
（総務常任委員会に付託）

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから、平成24年第2回さつま町議会定例会第3日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「一般質問」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「一般質問」を第2日の会議に引き続き行います。

10番、岩元涼一議員の発言を許します。

[岩元 涼一議員登壇]

○岩元 涼一議員

通告いたしておりました2点について質問いたします。

初めに、川内原子力発電所で実施されておりました総合評価についてであります。川内原子力発電所では、1号機が昨年5月10日から、2号機も同じく9月1日から、いずれも定期検査のため停止状態になったところではありますが、国が新たに原発の安全性を総合的に評価するストレステストの実施を指示したことから、定期検査後も引き続き、発電用原子炉施設の総合評価が行われてきたところでもあります。

その総合評価、いわゆるストレステストを参考に、定期検査中で起動準備の整った発電所の再稼働の可否を判断するとされている1次評価結果の概要が、昨年12月提出されたところでもあります。

その評価結果についての概要を見る限り、万全の対策が取られており、想定される事象は当然ながら、想定を上回る事象が発生した場合においても、これまでに整備した防護措置が燃料の重大な損傷及び放射性物質の大規模な放出を防止する措置として、多重防護の観点から、有効に整備されていることが確認されているとされています。

これだけの対策が整備されていることから、1次評価の結果は、川内原子力発電所の再起動に向けて大きく前進する根拠となるのではないかと思います。伊藤知事は、この1次評価の結果を、住民に説明し、十分納得していただいた上で、再起動を認めるかどうか判断することになるとされているようですが、残念ながら、本町はその対象となっていない状況にあります。

しかしながら、福島原発のような事故が発生した場合、本町も当然、避難を余儀なくされる事態が想定されることから、今後の動向を注視していかなければなりません。今回のストレステストの評価結果に対する町長の見解をお伺いします。

次に、再生可能エネルギーの活用推進についてであります。

昨年8月に成立した再生エネルギー特別措置法は、原則として、家庭や企業が、太陽光や風力といった自然エネルギーを活用して発電した電力の全量を、長期間、発電側に有利な価格で買い取るよう義務づける制度であり、これまでの原子力や化石燃料に依存した発電から、環境への負荷が少ない発電へ移行させていくものであります。

そのような観点から、今回、新規事業として提案されている太陽光発電システム設置についての助成措置は、時機を得た施策であると評価するところであります。一般家庭における太陽光発電の発電量は、決して大きいものとはいえませんが、自然エネルギーを活用した発電に対する人々の意識を高め、そのすそ野を広げていくことに大きな意義があると考えます。

これまで、風力や太陽光などの自然エネルギーを活用した発電は、全国で展開されています

が、太陽光発電プラントなどを建設するには、土地の確保や送電線の容量、関係法規の規定など、さまざまな条件をクリアしなければならず、これまで適地とされる地域が限定されていたのではないかと思います。

再生エネルギー特措法の施行は、発電した電力を全量、固定価格で買い取ることを電力会社に義務づけたことと、関係法令を規制緩和する方向にあることから、発電事業を新たなビジネスチャンスととらえた事業者の新規参入を促すことが予測され、実際、メガソーラーといわれる発電施設を、全国各地に建設する動きが出てきているところであります。

国においても、今後、風力や水力あるいは太陽光や地熱といった自然の力を活用したエネルギー政策にシフトしていくことが予想されます。

本町でも、公共施設を利用した発電パネルの設置や、太陽光発電施設を建設できる条件に該当するような地域を調査するなどの推進策を検討してはどうかと感じているところであります。このことについて、町長の考えをお伺いいたします。

〔岩元 涼一議員降壇〕

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

岩元涼一議員から出されました2項目につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、川内原発の総合評価についてでございますが、福島第一原子力発電所の事故を受けまして、原子力安全・保安院におきましては、全ての原子力発電所について、緊急安全対策の実施を昨年3月に、シビアアクシデントへの対応に関する措置の実施を6月に求めまして、それぞれ対策が行われているところでございます。

その後、7月22日には、原子力発電所のさらなる安全性の向上と、国民・住民の方々の安心・信頼確保のため、設計時の想定を超える地震や津波などが発生した場合、原子炉や使用済燃料ピットにある燃料が、損傷せずどこまで耐えられるかを評価する、いわゆるこのストレステストの実施を指示をされまして、九州電力においては、昨年12月14日にストレステストの1次評価結果を原子力安全・保安院に提出をされたところであります。

評価結果につきましては、地震に対しては、従来、川内原発で起こると想定されます最も大きな地震の揺れを540ガルに設定しておりましたけれども、緊急安全対策により、1号機においては1.86倍の1,004ガル、2号機は1.89倍の1,020ガルまでは冷却を続けられるようになったということでもあります。

また、津波に対しましては、川内原発では、長崎半島の南側にある長崎海脚断層でマグニチュード8.1の地震が起こったときの津波を最大3.7メートルと想定をしておりましたけれども、緊急安全対策後においては、原子炉で15メートル、使用済燃料ピットでは27メートルまでの津波に対応できるという評価が出ております。

そのほか、全交流電源の喪失時とか、あるいは最終ヒートシンク喪失時の対応についても安全性の向上が図られたという評価でございます。このような評価結果に対しまして現在、原子力安全・保安院で審査が行われているところであります。評価が妥当と判断をされれば、原子力安全委員会の確認、地元自治体の同意を得て、総理大臣も含めたこの4大臣によります再稼働の判断が行われるという段取りになっております。

しかしながら、原子力安全委員会の班目委員長におきましては、最終的な再稼働の是非は、政治判断によるとしながらも、炉心損傷後に放射性物質を閉じ込めることができるかどうかを含めた総合的な評価である2次評価まで終わらなければ原発の安全性を十分に確認できないとの認識を示されております。

このようなことから、国において、再稼働の条件とか、あるいは安全基準が示されていない現状におきましては、ストレステストの1次評価結果により安全が確保されたと、こういった判断については難しいと考えております。

ところで、九州電力におきましては、原子力発電所の再稼働が見通せない状況の中、停止中の火力発電所も稼働をさせて、電力の安定供給に努めておられますが、古い発電所もありまして比較的需要の落ちる春先から、各発電所の補修点検を行い、夏場に備えることになっているようですが、原子力発電所が停止したままでは、この綱渡りの状況にあるという説明を、先般受けたところでございます。

九州電力管内では、夏場のほうが冬場よりも電力需要のピークを迎えるということですので、特に大手の製造業者等におきましては、今後、夏場の電力不足を懸念をされているところも多いと伺っております。このようなことから、早急に、国の責任において福島原発事故の原因究明を行って、それらの知見を反映した原子力発電所の安全対策を講じていただきたいと思っております。

なお、再稼働に当たりましては、立地自治体のみならず、本町を含む周辺自治体の住民の皆様への説明を行っていただくよう、機会あるごとに関係機関に働きかけを行っているところであります。

次に、国が進める太陽光発電政策と連携した推進策についての御質問であります。

質問にありますように、平成24年7月1日から、再生可能エネルギー特措法が施行されるということでございます。再生可能エネルギーの固定価格の買い取り制度というのが始まるわけです。この制度は、太陽光の余剰電力に限定している現行の制度を、他の風力、中小規模の水力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーにも拡大をいたしまして、再生可能エネルギーの電気を、電力会社が高く買い取るということによりまして普及を目指そうとするものでございます。

本町におきましても、地球温暖化防止、あるいはこのエネルギー自給率の向上を図ることを目的に、平成24年度より、住宅用の太陽光発電システム設置者に対して、1キロ当たり3万5,000円、上限10万5,000円を補助する制度について、新たに当初予算に計上をいたしたところでございます。

再生可能エネルギー特措法におきましては、風力や太陽光などの再生可能エネルギーをビジネスとする事業者の新規参入の促進を図ることも目的の一つとしておりますが、既に県内でも、2市において7月開業に向けた取り組みが進められているところでございます。

また一方、再生可能エネルギー電気の発電のために活用することができる資源、特に遊休農地などが農山漁村に豊富に存在することから、農林水産省におきましても、「農山漁村における再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律案」が、本年2月17日に閣議決定をされたところでありまして、本国会中にも成立する見込みとなっているようでございます。

この農山漁村における再生可能エネルギー法におきましては、国が策定する基本方針に基づき市町村が基本計画を策定することができることとなっております。事業者が作成する設備整備計画が、市町村の基本計画に適合していると認められる場合においては、所有権移転や農地転用などが簡素化できるという制度でございます。

本町でも300ヘクタールを越える遊休農地が存在しているところでございまして、その活用とか解消が大きな課題となっていることもございます。法案の成立、あるいは国の基本方針策定の動向等を見きわめながら、並行して、この関係課等による検討を進めていこうと考えているところであります。

遊休農地については、山間部を中心に、まとまっておられませんので、点在しているということと、それから追田であればなかなか日照時間が取れないと、こういった問題もありますので、区域設定など十分な検討協議が必要ではないかと思っております。

また、農業委員会においては、本年3月末をめどに、遊休農地の地図化が進められておりますので、国の基本方針策定並びに町の基本計画策定までの間における事業者からの問い合わせ等については、遊休農地等の情報提供に努めていきたいと思っております。

なお、本町が有する豊かな水資源の活用や、地域の特性を生かすことを目的に、再生可能エネルギーの中の小水力発電について、用水路等もあちこちあるようございますから、活用の可能性とか、いろいろこの調査・研究を進めていくことも必要ではないかと考えておるところでございます。以上でございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○岩元 涼一議員

ただいまの答弁で、このストレステストの評価についての見解をといるところでございますが、町長のほうから、新たに対策が打たれて、いろいろと数字が改善されて、改善といいますか、高められているという答弁があったわけですが、1月20日ですか、安全安心対策課のほうからいただいた資料によりますと、今、町長が答弁されたことが書いてあるわけですが、これを見ますと、外部からの支援がない条件で、燃料の冷却手段が確保できなくなるまでの時間というものが示されているわけですが、この緊急安全対策を行う前とあとでは、数字に物すごい、飛躍的に改善されていると、私はそのように受け取ったところでございます。

これは、福島原発を教訓にということで、対策が講じられたことからだと思いますが、それによりますと、町長も申されましたけれども、全交流電源喪失時の評価結果の項目というところでは、高圧発電車を配備したことにより、これまでの5時間で電源枯渇するとされていたものが、104日まで対応できるというふうになっております。

また、最終ヒートシンク喪失時の評価結果の項目では、高圧発電車の配備と仮設ポンプによる水源確保が可能となり、これまでの1.8日から939日まで対応が可能と、これはもう、すばらしい対応策が講じられたと考えるわけですが、逆に、これまでの対策前の状態が、いかに脆弱だったかというような感じに、私は受け取ったわけですが、

知事がこの評価結果を住民の方に説明して、その理解を得られるというような形で、再起動に向けて考えているような話をされているわけですが、本町は、その説明の範囲内に当然ないわけですが、県のほうに、本町にもこういう説明会を開催する気はないかと申し入れるようなことは考えておられないかをお伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

今まで、この原発の8キロ、10キロ圏内のこの防災拠点地域についてはですね、立地市町村を中心に、この説明会というのはあったようございますので、やはり、私どもも、今回は、その距離というのがUPZという形で30キロのところまで拡大をされるような国の考え方もあるようございますので、それでなくとも、やはり周辺市町の立場としまして、町民の安心感をいただくためには、やはり、この30キロであったにしても住民の説明会はぜひしていただきたいということは、再々関係のところには申し出ているところでございます。

これからもまた、そういう声は強く申し出ながら、ぜひとも地域の皆さん方のそういう安全を期すためのそういう理解を求めることは必要じゃないかと思っております。

○岩元 涼一議員

知事は、その20キロ圏外については、説明する必要はないということではないと思っておりますが、

その範囲内にあるところだけをやっていくというような考えを示されているように受け取っているんですが、町長はどのように感じていらっしゃいますか。

○町長（日高 政勝君）

まだその辺がはっきりといたしておりませんので、私どもの気持ちとしては、やっぱり町民の皆さん方が非常に深い関心を持っている中では、どうしてもやっぱりこの我が地域においても説明会の機会をつくってほしいと、そういう気持ちでお願いをいたしているところでございます。

○岩元 涼一議員

県の原子力災害対策の暫定計画というものを、この資料の中に一緒に添付してございましたけれども、そこはもう当然20キロ圏内ということになっているわけですが、この暫定計画の中にも、あくまでも、今は20キロだけれども、国の見直しによっては30キロに広げますと受け取れるような書き方をしてあるわけです。

国のほうも福島原発を教訓に、30キロまで広げるのではないかなというような見通しというような感じの新聞報道等もあったわけですが、そこは国が決めることとですから、20キロと30キロのところは、ただ地図にコンパスで線を引いただけの違いでありますので、そこに壁とか何とかそういうものはありませんから、やはり心配される町民の方がいらっしゃる以上、そういう要請があれば、町単独でも、この説明会を開催するべきではないかなと思うんですが、そこについてはどのようにお考えですか。

○町長（日高 政勝君）

国のほうが、今回の福島原発の状況から判断をして、どうしてもこの10キロの圏内だけではいかんだろうということで、今、考え方を示されておるのが30キロまでということで、これは、緊急防護措置区域、いわゆるUPZという新たな区域になっているわけでありますので、そういう地域で確定をするということになろうかと思うんですけれども、それになれば、やっぱり県とされても、国の方針に従ってやっぱりやっていただくと、知事もそういう方向でお話をされておりますので、恐らくそういうことになると思います。

まだ具体的に、私どものところまで、そういう説明会とかですね、いまだないもんですから、できたら、そういう正式なあれがありましたら、当然としてまた、地域防災計画の見直しとか、そういうところまで考える必要がありますので、やはりこの周辺の市町村、一緒になって安全を期するような手だてを講じていく必要があろうかと思っております。

○岩元 涼一議員

先ほども申しましたように、その地図の上で区切られるというような形がございますので、実際、福島原発においては、風の流れとか、そういうので明らかに被害を受けた地域は拡大しているわけですから、そういうところは30キロ圏にある自治体としては、やはり、国に大きく働きかけていかなければなりませんし、県においても、国が示したからそれに従うだけではなくて、やはり、隣接自治体まで、その説明をといえますか、それを拡大しているように求めていくというのは、これは続けていかなければならないのではないかなと思うわけです。

こういうストレステストが実施された結果については、資料をいただいたわけですが、一般の町民の皆さんは、こういうのは全然見ておられないと思いますので、こういうふうに改善されていますというような説明は、当然していかなければ住民の理解は得られないのではないかなと思うところであります。

以前、私が質問したときに、鹿児島市が提案した首長クラスで、そういう30キロ圏といえますか、そういうところで協議会を立ち上げて、いろんな意見具申を国にしていくというような、協議会を発足させるような動きがあったということでございましたが、これについては、現在ど

のようになっておりますか。

○町長（日高 政勝君）

薩摩川内市を中心に、鹿児島県とか当然入っておりますが、周辺のまちも入って、一つのこの勉強会というんですかね、事務的なレベルでの、そういう組織ができておりましたけれども、数回、会合も行われておったようではあります、今はもう、それが具体的に会合もなされてないというようなことのございまして、国が、先ほども申し上げましたとおり、範囲を拡大するとか、いろいろ動きがあつてから、その辺の状況をしっかりと見きわめた上で、また新たな動きというのは始まるのかなと思つているところであります。

○岩元 涼一議員

私が考えますには、今、国がそういう動きをしているのであれば、逆にその30キロに位置する、こういう協議会というか、そういうものをつくって、やはり強くこの国に求めていくような動きを、やっぱりされなければならないのではないかなと考えますが、それは町長が一人でもできませんし、いろんな政治判断がそれこそあるかと思つますので、今後もそういう要望活動というのは、継続していただきたいと思つます。

先にも申し上げましたけれども、もしものときというのは、本町もその危険にさらされる状態には、全然変わりはありませんので、原発というのが二重三重に安全装置が施されていて、この原子力の安全神話というものがあつたわけですが、福島の事故によって完全に崩れ去つたところであります。

今回のこのストレステストの評価結果というものは、想定を超える基準に対しても、緊急安全対策が確実に機能するとなつているところであります。

想定以上の事象にも対応できるとすれば、その想定基準というものの事態が必要ないのではないかなという気がするわけですが、しかし、それは、今回の、先ほど町長も申されましたけれども、いろんな断層とか、そういうものを、あらゆる数値を基準にして検証された結果でありましょうから、これがどのようにつながっていくかは判りませんが、今後もこの原子力発電所の再稼働に向けては、やはりその動向を注視していく必要があるのではないかなと思つているところであります。

それと、これまで以上に九州電力に対しては、安全な対策、それと点検、それと情報開示ですね、これをやはりずっと継続して求めていく必要があるのではないかなと考えるところであります。

次に、自然エネルギーの推進策についてであります。今回、新しく提案されております太陽光発電の新規事業の助成策ですが、総括質疑や委員会質疑がございますので、詳しくは伺いませんけれども、この制度を導入されるに当たって、何かこう参考にされた他の事例等があればお知らせいただきたいと思つます。

○町長（日高 政勝君）

原子力の問題がありまして、新たなこの再生エネルギーの問題というのが出てまいりましたし、やはりこの自然エネルギーの活用とかいろいろありますので、そういった新たなこのエネルギーの利用というのは、これから非常に求められる時代になっていくのではないかなと思つており、したがって、本町には水力の、大きな12万キロワットという出力のある鶴田ダム、あるいはこの第2ダム、そういう場所もありますし、そういった自然エネルギーのフル活用、そしてまた、風力は今のところ本町にはないわけで、一時、紫尾山に設置の動きがありましたけれども、景観上の問題とかあつて実現はしてありませんが、あと先ほど申し上げましたような、新たに取り組むこととしましたのが、太陽光の利用ということでございます。

県内にもまだ、こういう取り組みをしている団体というのが10箇所ぐらいでしょうかね、今こういった補助金の制度を設けているところ、あるいはこれからまた、したいというところがそれぐらいありますけれども、そういうことも考えながらですね、やはりこれからは、そういった新エネルギーを活用して、自分たちの家庭はそれで賄っていけるようなですね、そういう方向が出れば、いわゆる電力全体の、いろんな利用量の問題とか、あるいは開発の問題とか、拡大ができるのかなと思っております。

補助制度も、1キロワット当たり2万5,000円から4万円とか、その間の3万5,000円とか、あるいは3万円とか、いろいろあるようですけれども、本町におきましても、初めての取り組みであります、1キロワット当たり3万5,000円、上限を10万5,000円ということで今回、予算計上をいたしたところであります。

あとは、先ほど申し上げましたとおり、水の利用ということを考えますと、いろいろこの水利権の問題とかありますけれども、そういう落差がなくても今、新たなこの水力活用というのがあるようでありますから、そのようなところも研究する必要があるのかなと思っておるところでございます、関係課のほうには、その辺の取り組みについての指示もいたしているところでございます。

○岩元 涼一議員

この太陽光発電には、どれぐらいの建設コストがかかるのかとか、あと売電価格ですね、今度の5月にそれが出されると、価格が決定するというような形になっているようですけれども、やはりこの自然エネルギーを活用した発電というのは、新たな分野で、やはり全国の自治体が相当、こう前向きに取り組んでいるような事例があるようでございます。

町長も、そういうふうに進めたいというような意向を示されているようですけれども、県内におきましても、この自然エネルギーの部門といいますか、そこに着目して、新しい部門を設けて推進される自治体もありますし、それから実際、民間の事業者と連携して、太陽光発電を、ことしの7月でしたか、8月でしたか、もう実際、稼働させたいというような動きをされている自治体もあるようでございます。

昨日の答弁の中にも、今後の本町に人員削減計画など視野に入れた上で、この組織改編も視野に入れているというような答弁もございましたけれども、この再生可能エネルギーを推進していくための新たな部門といいますか、それぞれの所管課が担当するのではなく、これを一括して担当していくような部門といいますか、そういうものを設置する考えはないか伺いいたします。

○町長（日高 政勝君）

新たな方向への取り組みということで、組織をつくるということも一つのあれでしょうけれども、今の段階で、あえて専門部署を設置するということまではいきませんけれども、今後、関係の課で横の連携を取って、一方ではメガソーラーとか、いろいろ民間でも取り組みをされておりますが、先ほども申しました遊休地を活用した、そういう太陽光発電の設置とか、そういう計画をお持ちの民間の方も、既に問い合わせが来ておりますので、そういった方との窓口をどうしていくかということもありますので、町としましては、関係課で一つのプロジェクト的なチームでも組んでですね、その辺の対応をしていってもいいのかなとは思っております。

まだ具体的に、そのようなところを、詰めをいたしておりませんが、状況の進展によっては、そのような対応も必要かと思っております。

○岩元 涼一議員

やはり、いろんなこれまでの同僚議員の質問の中でも、横の連携がうまくいかずに、チャンスを逃した事例もあるのではないかなというような指摘もされております。

それぞれ所管課自体は専門部署といいますか、そういうところですから詳しいわけですが、いろいろなことに対応するためには、やはり窓口が一つあって、そこが連携を取っていくというような、組織をつくっておいたほうがいいのではないかなという気はします。

問い合わせもあるというようなことですが、その問い合わせがあっても、うちの課ではありません、うちの部署ではありませんというような形になっては、これは都合悪いわけですから、その窓口になるところをちゃんと決めて、そこが今度は、それぞれの下にといいますか、その現実の問題になってきたら、また所管課との連携を当然深めていかなければならないわけですが、その部門は、当然設けていくべきではないかなと考えるところであります。

先般、南日本新聞の「記者の目」の中に、霧島市で高知県梶原町の町長を務められた方が講演をされたということで、町長もごらんになられたと思います。うまくいったケースといいますか、そういうことであろうと思いますが、収益は年間3,500万円あるという話をされたそうであります。

家庭用のソーラーパネルには80万円補助するとなっておりますが、これはまた、ケースが全然違いますので、今後また、今回新規事業として導入されるその動きで、町長のお考えもまたありましようけれども、この収益の年間3,500万円というのは、相当魅力があるような気がするわけです。

ホームページに載っておりましたので、ちょっと引き出してみたいんですが、それを見ますと、11年度からこの町は始められたということですが、11年度は半年で1,500万円、それと12年度3,800万円、13年度4,000万円、14年度3,800万円というぐらいですね、やはり、電気料金を四国電力に売電して収益を上げていらっしゃるわけですね。

これは全然経費がかからんかといえば、ここは風力発電ですので、雷の被害が相当あって、多額のという形で記載してありましたけれども、修理費が必要になってくると。ですからその事業自体はどのような形で、採算が取れていくのかなという気はしますが、しかし、国の補助制度やら、いろいろなものを取り入れて、また調査もずっとされてきたそうであります。その結果、それを、その当時の町長が、決断と実行が重要であるという考えから取り組まれたということであったそうであります。

それと、けさの新聞でしたけれども、肝付町が、今回の当初予算でしたか、補正でしたか、再生可能エネルギーの調査費ということで760万円計上されているようであります。隣の市におきましては、水力発電を有効利用しようということで、これも民間事業会社とですけども、協力して水力発電に取り組むというようなことも書かれておりました。

やはり、こうなってきますと、これを生かさないと、町長もそういうふうに進進をしていきたいというふうなことを考えておられるようであります。

そこになってきますと、やはり首長の判断で、どの程度のものをどういうふうにするかというような、そういう推進をするための調査ですね、そういうものをしていかなければならないのではないかなと思うわけですが、先ほど申しましたけれども、そういうのを推進するための部署、そこを明確にして進めるような考えはないでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

この再生可能エネルギーの関係につきましては、ただいまも申し上げましたとおり、とにかく、時代としてはそういう方向に向かっていくだろうということで認識をいたしておりますので、本町も太陽光、そしてまた小水力とか、いろいろ可能性というのはあるわけですので、その辺の取り組みについては、もう既に、例えば遊休農地のこの活用との関係、これは農業振興地域であったりですね、いろいろ条件的なこともありますけれども。

やはり、そういう活用をしていくということ等も含めまして、現在、農政課とかあるいは農業委員会、そしてまた環境課、企画課、そういった内部検討も既に始めておりますので、その取りまとめ役として、今は企画課のほうでやっておりますので、例えば企画課をこの窓口にしなからですね、その中で、そういう横の連携をとるプロジェクトみたいなものを編制をして、具体的に、内部的な、やっぱりそういう詰めをした上で、どういう調査を専門的にお願いするか、そういう段階になればですね、専門的なコンサルタントに調査をお願いするか、そういうことにも発展するかと思えますけれども、今の段階でそういう部内的な協議をいたしているという段階でございます。

窓口としては、企画課で今はやっているということでございます。

○岩元 涼一議員

町長のほうから、ただいま企画課のほうで窓口となって再生可能エネルギーの政策に取り組んでいくというようなことでございますので、担当課とされては、精いっぱい取り組んでいただきたいとエールを送りたいと思います。

東日本大震災による福島原発の事故は、いまだ収束の兆しも見せておりませんし、その後始末に莫大な経費と長い年月が必要となってきます。今回の事故を教訓に、自然と共生したエネルギー政策が推進される方向にあることは間違いのないところでございます。経済産業大臣も再生可能エネルギーの重要性は高まっているというような認識を示されております。

今回、買い取り価格や買い取り期間について、本年5月ごろをめどに決定するとなっているようですので、これによりまして、発電の新規事業者などが参入しやすい方向で調整されるのではないかなと思います。

ただ、この買い取り価格が高く設定されますと、その分が電気料金に転嫁されるというような側面もあるようでございまして、一般家庭の電気料金の値上げにつながるというような意見もありますが、しかし消費者は、こういう再生可能なエネルギーで発電した電力に対しては、ある程度、一定の理解を示すのではないかなと考えているところであります。

現在、全国の原子力発電所がほぼ停止している状態にあります。再稼働をさせるには、依然として厳しい状況にございますし、我々も、大量の化石燃料を消費すると同時にCO₂を放出する火力発電所に依存せざるを得ない状況ではありますけれども、今後は、環境に負荷を与えない自然に優しい再生可能エネルギーの有効利用ということは、もう間違いのないところでありますので、先ほどありましたように、窓口となる担当課を中心に、積極的にこの推進策を進めていただくように申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（中尾 正男議員）

これで、10番、岩元涼一議員の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

再開は、おおむね10時30分とします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時29分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、4番、米丸文武議員の発言を許します。

[米丸 文武議員登壇]

○米丸 文武議員

通告に従いまして質問をさせていただきます。

有害鳥獣対策については、これまでも本当に何回となく質問をさしていただいておりますので、答えは決まっておるんじゃないのかなという気もしますが、質問させていただきます。

町長は、24年度施政方針の中で、豊かな地域資源を核とした活力ある産業のまちを目指し、農業農村の役割として、農業農村を再生し、農業者が明るい展望を持って環境をつくり上げるために、これまで以上の効果的な施策が求められているので、農村に関する諸制度や交付金を活用して支援を強化すると述べられております。

農業を本町の基幹産業として、これまで多くの人々が農業生産に取り組んできたわけですが、近年の米価を初めとする農産物の価格の低下により、生産者離れ、後継者離れで、これからの農業の行方に大きな課題となっております。このことにより、周辺部の耕作地の荒廃も進みつつあり、有害鳥獣の被害も人家近くまで広がってきております。

この有害鳥獣による農林産物の被害は、全国的に拡大しつつあり、国・県においても、いろいろ対策に取り組んでおるところでございますが、さつま町でも、平成21年から23年度を計画期間として、「さつま町鳥獣被害防止計画」と実施計画をつくり、被害対策に取り組んできておられるわけでございますが、その結果も顕著に表れているように聞いております。

町長は、24年度も、鳥獣被害が深刻化する中で、電気さく設置助成事業による被害抑止、農地保全と鳥獣被害防止対策交付金の活用、捕獲の担い手育成、狩猟登録者対策の推進など、鳥獣被害対策を強化するとしておられます。これからの対策のためには、23年度までの計画実施による実績、成果がどうであったのか検証をして、より効果的な対策に取り組む必要があると思っております。そこで、1問目といたしまして、これまでの実績、効果はどうであったのかお伺いをいたします。

2問目は、今後の鳥獣被害防止対策についてであります。

平成21年から23年度を期間とした計画は、この3月で終了するのではないかとと思いますが、先に申し上げましたとおり、町長は、24年度施政方針の中で、具体的な事業の取り組みを示されております。24年度からの鳥獣被害防止計画はどのように進める考えなのかお伺いしまして、1回目の質問を終わります。

[米丸 文武議員降壇]

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

米丸文武議員からの有害鳥獣対策についての御質問に対しまして、お答えを申し上げます。

まず、これまでの取り組み実績と成果についてでございます。御承知のように、鳥獣被害防止特別措置法の成立によりまして、本町では、平成21年度に鳥獣被害防止計画を策定し、総合対策事業を活用して、各種対策に取り組んできたところであります。

実際、事業を取り入れましたのは、平成22年度からでございますが、第1期の計画期間につきましては、実質、平成23年度までの2カ年となったところであります。

この計画期間中の取り組みにつきましては、まずソフト事業といたしまして、箱わなを12台購入をしております。そのほかに実証試験用としまして、求名の蕨野地区に猿用の電気ネットさくを2団地、200メートル設置をいたしたところでございます。また、猿の追い払い対策としまして、被害地区の住民の方々を中心に、2年間で1,870本の駆逐用の花火を配布をいたしまして、住民の方々を活用をいただいているところでございます。

狩猟免許取得者の確保対策としましては、今年度、免許取得講習会の受講に対する助成を新たに行ったところでございますが、20名の方が新規に狩猟免許取得をされておられます。

さらに、猿の生息状況調査にも取り組んだところでありますが、これにつきましては、発信器装着用の猿がなかなか捕獲できないということでございます。やはり雌の猿、成雌ということであります。それがなかなか捕獲できないと、警戒が強いのか判りませんが、そういう状況になっておりますので、今後におきましても、そういう捕獲を行いまして、猿の接近警戒システムの作業をしていきたいと思っておりますのでございます。まだその段階にないということで。

猟友会の協力をお願いしまして、集中的に実施をしていくところであります。引き続き作業を進めてまいりたいと考えております。ハード事業といたしましては、シカ用の電気さくを、神子の上下大迫地区に8団地、2万920メートル、虎居の南ヶ丸地区に2団地、9,000メートル設置をいたしております。

この2年間に、このような被害防止対策を実施してございまして、事業の効果につきましては、農作物の被害状況を見ても、平成22年度の集計値と被害防止計画策定前の平成20年度を比較してみますと、イノシシの被害額が2,300万円から1,400万円へ、二ホンジカの被害額が2,450万円から1,880万円まで減少をいたしてきておるところであります。

しかしながら、二ホンザルの被害というのが、やはり1,700万円から1,800万円ということで、100万円ほど増加をいたしてございまして、猿の被害というのが顕著に表れているところでございます。

また、事業の効果を捕獲数で見ても、イノシシについては、平成20年度の119頭から平成23年度におきましては415頭へ、二ホンジカについては127頭から657頭へ、二ホンザルにつきましては、ゼロ匹から23匹へ、いずれも大幅な増加となっております。かなり成果が上がったというふうに考えております。これは、猟友会の方々の大変な努力の結果でございまして、心から感謝をいたしているところでございます。

次に、平成24年度からの被害対策事業計画についてでございますが、平成24年度から新たな被害防止計画に基づきまして、事業を展開をしていきたいと思っております。事業内容につきましては、被害防止対策協議会において、協議をしていただくということになっておりますけれども、内容としましては、狩猟者の登録対策としまして、免許取得の講習会の受講助成を引き続き実施をしていきたいということや、わなの免許取得者の増加に対応できるように、貸し出し用の箱わなの購入数量を増加をしていきたいと、こういったことなどを検討をいたしているところでございます。

また、今回、当初予算の被害防止対策としまして、狩猟者登録にかかります負担軽減を図るための助成、そして狩猟で使用する捕獲器の購入、あるいはこの作製経費の助成を新たに計上をいたしました。登録者の確保に努めまして、少しでも鳥獣被害軽減に努めていきたいと、そういう努力を考えているところでございます。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○米丸 文武議員

今、町長のほうから実績、それから今後の計画についての答弁をいただいたところでございますが、私のいただいたこの実績の資料によりますと、町長の今、答弁のとおり、イノシシにおいても、相当な捕獲実績がなされております。おかげを持ちまして、この報償金等の改定によりまして、数量的にも捕獲が本当に進んできたこと、猟友会の皆さん方の本当にこういう御協力と相まって、このような結果が生まれてきたということに対しましては、農家の皆さん方も本当に喜んでおられることだと、私も思っておりますのでございます。

昨年度は、この報償金が920万円まで上がっておるようでございます。そのようなことで、いろんな取り組みというものが、こうして皆さん方も一緒になってやっていくということは、事業をしっかり取り組んでいくことが、この結果につながってきたというふうに思いますので、これが、今の段階におきまして、これで収束したわけではございませんので、シカ等におきまして、どんどんこの範囲が広がって、もうほとんど、この町内全域にシカが出没するというような状況になってきておるようでございますし、また、猿等においても、薩摩地区のほうから鶴田のほうへどんどん広がっていつているという、この動きも出てきております。

このようなことでございますので、今後の計画においても、しっかりとした効果的な施策を打ち出しながら、この駆除に対する、また管理に対しての取り組みをしていかなければならないということでございます。

今、町長の答弁によりますと、猟友会の方々等の協議会の方々とも協議をして、これから計画をまとめるというようなことでございますので、ぜひ、そういうことも考えながら、計画を早めにし、そして短期1年間とか、そういうものではできないわけでございますので、進めて計画を立てていただければありがたいというふうに思っておるところでございます。

昨年3月にいろいろ質問をしておりまして、それに対して、町長も答弁をしておりました。そのような中で今、報告の中でなかった点についてお伺いをしたいと思うんですが、この有害鳥獣は、さつま町だけの区域というもので、取り組んできておるわけですが、県のほうも、この間、新聞に一般質問でも、この鳥獣問題が出ておりましたけれども、県レベルにおいても検討していただき、また、私どもの近隣の市町とも連携をしながらこの駆除に当たらなければ、この地域が駆除をしたり、それから追い払いをすることで、隣の市町村へ逃げ込んでしまうということになります。

そうすると、こちらの駆除隊、そういう方々は、入っていけないというようないろんな問題もできておりました。また、今度は、隣のほうがまたそうされるとこっちに逃げ込んでくるというようなことで、この絶対数等に対する調整というのが、なかなか難しいというふうに思われるわけでございますが、県それから近隣市町との今後の連携というようなことに対して、どのように取り組んでいかれるお考えなのかお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

これまでも鳥獣対策事業を予算化をしまして、各対策に取り組んできておりました、捕獲数も先ほど申し上げましたとおり、年々増加傾向にあるわけでございます。しかしながら、御指摘のとおり、農林産物の被害の大きな減少というのは、数字的には余り表れていないということで、被害地区も広範囲にわたっているというようなところでございますので、継続して、御指摘のとおりですね、やっていくことが効果を発揮するものと考えておるところでございます。

これまで以上に、この捕獲対策に力を入れまして、捕獲数の増加に努めてまいります。その一方で、この鳥獣が近寄らないと申しますか、えさ場とならないような、集落ぐるみの取り組みということも必要でございますので、そういったような集落づくり、こういったことについては、農家、農村の指導にも努力していく必要があるかと考えております。

今、御意見にありましたとおり、やはり、さつま町のみでは、この問題というのは解決できないものでありますので、鹿児島県の場合も、この鳥獣対策協議会の、そういう意見交換する協議会組織もありますので、私も町村代表として入っておりますので、そういう機会にもいろいろ申し述べているところでありますが、県との関係、そしてまた近隣市町、いわゆるこの周辺自治体との連携による対策、これについては非常に大事なことだと思っております。

広域的な関係というのは、今後、そういう協議会等にありましては、その駆除のあり方という

のは、当然として必要視されることでありますので、その辺のことについても、鳥獣対策協議会を近く開催をする予定でありますので、また協議の場にも上げて、検討していただくことにいたしているところでございます。

できるだけこの周辺市町との合同によります対策、駆除、そういうことが非常に効果が上がるというふうに考えているところでございますので、いろいろ周辺の市町との話し合いもですね、やっていただきたいと思うところで、この辺についてはまた、猟友会の御協力も必要かと思っておりますので、関係の皆様方との協議は、やっていきたいと思っております。

○米丸 文武議員

広域的にですね、こういう問題を、課題として取り上げて、取り組んでいただければより効果が得られると思っておりますので、ぜひそのようにお進みいただきたいというふうに思います。

次に、先ほど、町長の報告にもございましたが、猿の被害のことにつきましては、実証試験用として花火を配布されておりましたが、住民の方々は、ああいう猿等が、シカにしてもそうですが、イノシシにしてもそうですが、来たときに、直接自分たちで、配布していただいた花火が、追い払いに即間に合うというようなことで、一時的なことになっているかも判りませんが、追い払いになったということで、大変、皆さんからもいいあれをしていただいたというような話を聞いておりましたが、今回の予算の中に具体的にこれはちょっと上がっていないようなんですが、何かソフト事業の中で考えておられるのかどうなのか。

やはり、猟友会の方々に通報がいて、また駆除隊の方々が来られるまで、時間がかかって、その間にもう見つからなくなってしまったりというようなことがありまして、どうしてもわざわざ駆けつけた方々も、むだに終わってしまっているというようなこともあるわけでございますので、やはりその効果的という面からすれば、その点についてはどのようにお考えなのかなというふうなことでお聞きしたいと思います。

○耕地林業課長（山口 良一君）

猿の追い払い用の花火でありますので、24年度は、同じように協議会の中で購入をいたしまして、それを被害地域の方々に、24年度からは、一部負担をしていただくという形での取り組みにしておりまして、予算上では200万円の協議会への補助金、その中で取り組むということにいたしております。

○米丸 文武議員

判りました。項目を立ててないから確認をさせていただきました。

いろいろと、昨年度は、補正等も組んで対応もしていただいたようでございますので、皆さんもそういうことに対して効果があったように受けとめておられますし、また効果もあったというふうに思っておりますので、今後ともそれに対しては進めていただきたいというふうに思います。

それから、いつも出てきておりましたのが、猟友会のメンバーの方々が、高齢化とともに免許を返上されていくというような状況があるようでございますが、先ほどの町長の報告の中に、20名の方が新たに免許を取得されたということで、大変ありがたく思うところでございますが、有害鳥獣の捕獲隊員というのが、昨年まで192名のうちの154人が捕獲隊員という形になっておったようでございますが、わなと銃の免許を、それぞれどれぐらい取られておって、この捕獲隊にその方々が反映されているのかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

○耕地林業課長（山口 良一君）

狩猟者の関係でございますが、23年度に狩猟者登録をされた方が、銃のほうが158名、わなで102名、260名ということでございますが、このうち、有害鳥獣の捕獲に従事をしていただいたという方々が、23年度は銃で118名、それから、わなが68名ということで、

186名の方々に有害鳥獣捕獲ということで従事をしていただいたということでございますが、23年度に新たに狩猟の免許を取られた方が20名ですけれども、うち4名が銃の関係、それから残りの16名が、わなを取得された方ということでございます。

どれだけ反映されたかということで、合計の数でこの登録をされた方を見ますと、20名新規に狩猟免許を取られたわけですけれども、差し引きでいきますと、10名増加をしたということでもありますので、やめられた方がいらっしゃる、あるいは狩猟者登録をされなかったという方もその中にいらっしゃるということで、差し引きでは、わなが増加したことにより、その登録者数も増えたということで考えております。

○米丸 文武議員

町長にお伺いしますけれども、24年度当初予算でございますが、相当な額を増額していただいております。町長のそれに対する意気込みといいますか、取り組みがここに表れているのかなというふうに変化がたく評価をしているところでございますが、今のような、この広域化というような状況も踏まえて、今後どのように、予算もですが、先の計画も含めて、やっていくというふうにお考えですか。

もう一つは、実施隊ですね。計画にありますこの実施隊というものを設けてということで、昨年、申し上げられておったわけでございますが、この実施隊は、どういうふうな形で今、進んでいくように思っておられるのか、こういうものも、この中で計画をされているものかどうか、その点についてはいかがでしょうか。

それぞれ県のほう等の状況もあるようにも聞いておりますので、先ほどの広域的な問題にも関連するわけでございますが、この実施隊については、見通しとしては今、どのようにお考えなのかお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

これだけこの鳥獣被害が全町的に拡大をしていきますと、農家の皆さん方というのは、農作物の生産に大変、この意欲を減退をされるということがあります。特に、高齢化も進んでおりますので、その辺を何とかやっぱり解消をしていく、このことが非常に大事ではないかと思っておりますので、今後も引き続き、やっぱり、こういう捕獲、あるいは先ほども申し上げましたような、鳥獣が寄りつかない、そういうえさ場にならないような集落ぐるみの取り組みというのが大事かと思っておりますので、今後も引き続き取り組みをしたいと思っております。

要は、頭数が増えるんじゃないかなと、そういう生息調査も恐らく県のほうでもやっておりますが、なかなか実態としては、減ってはいないんじゃないかなという思いもありますので、とにかく数を減らすことが一番手っ取り早い取り組みじゃないかと思っておりますので、そういうことが大事かと思っております。

それから、実施隊の関係でございます。これも、今度の特措法の中で新たに設けられた大きな取り組みの一つでございますけれども、これに関しましては今、猟友会と協議を始めておりますけれども、現在のところ、ほとんどの代表者の方々がこの編制については、なかなか、まだ難しい面があるのかなという感じがいたしております。

新たに、いわゆるこの実施隊を編制をするということについては、難しいところがありますので、現在、この猟友会の捕獲隊で十分機能しているところもあるかと思っておりますので、これらの方々が実施隊となった場合には、緊急出動も含めまして、恒常的に活動ができる会員は、なかなかたくさんはいらっしゃらんというようなことでございますので、編制に向けまして、何とか編制ができないか、今後もいろいろ働きかけをしながら、そしてまた、いろんな問題点があれば、それを解決する方策を見出しながら協議を重ねていきたいと思うところでございます。

○米丸 文武議員

それぞれ協議会やら、県のほうとも協議をしていきたいということですが、どうなんですか、めどとしては、ここ1年とか、1年半とかですね、それぐらいまで何とかこういう形が具体的に見えてくると、そのような見通しというものはどのようにお持ちでしょうか。

○耕地林業課長（山口 良一君）

実施隊の関係であります、町長のほうからもありましたけれども、いわゆる実施隊には、後方支援といいますか、狩猟免許が不要な活動ということで、本年度中に町の職員で編制を、一応いたしております。

それに実際の捕獲をされる猟友会の方々を入れた形が、一般的などいいますか、言われている実施隊というふうになるわけですが、今ありましたように、猟友会と協議中でありますけれども、猟友会の中では、なかなかその返事が重たいところもありまして、今の捕獲隊でも十分、今、機能していると、実績にもありますように、非常に協力をもたらしているという面もありますので、なかなか、そういう実施隊に向けて今すぐというわけにはいかない状況のようであります。ただ、猟友会の中には、前向きな猟友会も一部あります。

今後、何回となく猟友会のほうとは協議を進めていきたいというふうに思っております、猟友会の理解を得られたら、その実施隊という形で進めていきたいと思いますが、いつまでということは、ちょっと今、言えませんけれども、24年度中にそういう形ができればなという希望的な気持ちはございます。

○米丸 文武議員

費用弁償等の関係もあるだろうと思っておりますけれども、やはり皆さんも、実際のその状況の調査ですとか、そういうようなことになってきますので、大変だろうと思っております、先ほど町長も言われておりましたけれども、要するに、発信器をつけて、この群れの動きとかそういうものについても、今のところ、なかなか進んでいないというような答弁でございましたけれども、私も猟友会の方に、どうでしたか、どうですかということでお聞きしますと、とにかく発信器をつけたいんだけど、捕まえてくれる人がいないんだというような話も聞いております。

いろんなわな等もあるわけでございますけれども、なかなか生き物でございますし、またそのようなことで難しい点もあるかと思っております、前に私どもが所管事務調査でまいりました奈良のほう等につきましても、実際、猿を捕獲して発信器を取りつけることによって、群れが今、どの辺にいるということで、被害を受ける前にその対策が取れるということで効果を上げているというふうにも聞いておまして、報告もしたところでもございましたけれども、事前に、どこに、どういう群れがいるんだということ、それから、そういう群れの数とかそういうものが判ることによって、それなりのまた対応がしやすくなる面もあるだろうと思っておりますけれども、人間じゃございませんので、なかなか捕まえるということも難しいことかも判りません。

勝手に出てくるわけですから、難しいことだと思いますが、いろいろとまた検討していただいて、取り組んでいただければありがたいというふうに思います。

それから、昨年も、わな等を購入して、結構、シカ等においてはそういう顕著な実績が上がってきているというふうに聞いておりますが、また今年度も、そのわなの購入の予定もされておるようでございますけれども、これまで購入された箱わなについて、これは猟友会の方へ貸し出しをされるのか、それから住民個人への貸し出しをされるのか、高齢者等でも扱えるようなものなのか、その箱わなの貸し出しについて、町長のお考えをお伺いしたいというふうに思います。

○耕地林業課長（山口 良一君）

箱わなを購入したのは、協議会でございまして、協議会で、有害鳥獣捕獲器貸付要綱というの

を整備をいたしております。この要綱によりますと、有害鳥獣捕獲に従事する者に対して、貸し付けるということになっておりますので、狩猟免許取得者であれば、使用ができるということになっております。

貸付期間については、基本的には60日以内ということになっておりまして、30日以内の延長が可能ということになっております。罾に使用する箱わなですので、頑丈さも必要であり、どうしても重量があります。高齢者でも扱うことはできますけれども、設置等に3人ぐらい要するような、ちょっと大がかりという形になりますので、そういう体制の中で設置をしていただくということになろうかと思っております。

○米丸 文武議員

この箱わな等に関する取り扱いで、生きたまま入っているわけですよね。ですから、素人の免許を持たない方々は、あとの取り扱いというのはどうしてもできないわけですよね。そうすると、やはり猟友会の方々とか、そういう方々の御協力をいただかないと設置もできないだろうというふうに思うわけでございますので、この地域、この辺に出るから貸してくれというような形が出てきて、この対応をされるという場合には、やはり、そういう猟友会の方々の御協力をぜひともお願いするという体制でないといけないんじゃないのかなというふうに思っておりますので、その点についても、猟友会の方々と、しっかりとまた御協議いただくようお願いしたいというふうに思っております。

昨年も、そういうようなことで、わなの成果が上がっておるようでございますし、イノシシにしてもそうですし、猿にしてもそのようなことも聞いておりますので、銃とかそういうものからすれば、安全性も高いんじゃないかというような気もしますので、ますます推進をしていただければありがたいというふうに思っております。

それから、次にお伺いしますが、今回のいろいろの成果の中にはですね、シカ等の報償金等の増ですね、それからまた二ホンザルにおいてもそうですが、先ほど申しましたいろんな報償金が924万9,000円に上っている、それが結果にもつながっておるということでございますが、この報償金について、実際のところ、こうするために、ますますお金がたくさん要するというようなことにもなってくるわけですが、この捕獲をするために増やしていいかということもなかなか一方では難しい面もあると思うんですが、今後の、そういう点については、どのようにお考えなのかをお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

非常に、この捕獲頭数が増加して、それなりの効果が出ておりますが、一つは、そういう報償費の引き上げの効果の面があるんじゃないかと思っております、財政的にもかなりの額には上がってはきておりますけれども、現状の深刻さからいきますと、やはり農業の生産高を上げる、そしてまた農家の皆さん方の意欲を高めていく、そのためには、ある一定の時期は、やっぱり、やむを得ないと思っておりますので、必要な額については確保していきたいと思っております。

○米丸 文武議員

私は、このあと、何を言いたいかと申しますと、前にも申し上げました鳥獣肉を、何とか収入の源として活用できないかということ、以前にもジビエの調査もしまして、猟友会の方々もそれなりの収入を得られてというようなこともありましたので、捕獲数が大きくなればなるほど、この処理の問題というのが一つ出てくるのではないのかなと。

今は、それぞれ部位を持ってきて確認をされる。イノシシについては、何とか食用として利用されている面もあるようでございますが、シカについては、これだけの頭数が上がってくるけれども、いわば食用として利用するのが、なかなか皆さん方に人気がないようで進まないというふ

うに聞いておりますが、これについても、やはり検討して、幾らかでも、そういうような形の中で事業の費用とすとか、猟友会の方々のそういう収入にもつながる方法というのは、やはり取り組んでいく必要があるんじゃないかというふうに思っております。

これまでも伊佐市のほうでも、この取り扱いを過去においてされてきておりますが、なかなかうまくいってないというふうにも聞いておりますが、将来的に、このような状況が出て、続いていくとすると、この処理の問題について、やはり考えなければいけないんじゃないかというふうに思いますが、町長はどのようにお考えなんでしょうか。

○町長（日高 政勝君）

報告頭数がかなりの量になって、今後もやっぱり増加傾向となりますと、やはり、とったものが、いかに流通をしていくかというのが、本当、大事なことになっていくんじゃないかと思っております。

以前にも、そういう食肉として販売ができないかということで、私も、平川の出身の方と、末吉のそういう解体処理場とか、あるいはこの販売の状況、そういうところも視察に行ったことがございますけれども、やはり、そういう施設が、できればあって、そしていわゆる食品でありますから、当然として保健所の許可のあるような設備をして販売をするという体制が取れば、非常にありがたいなと思っております。

現在でも、なんとかそういう施設ができないかと、つい最近もそういう声もいただきましたし、担当課のほうには、そういう実現の方向で検討してみてくださいというようなことも指示をいたしました。

要は、この解体処理する場所の問題、だれが処理するかという問題やらですね、その辺もありますので、猟友会の皆さん方といろいろと話し合いをしながら、何とかこう実現の方向で取り組めないかなということで、研究をしていきたいと思っております。

場所としまして考えられるのは、例えば、各学校も自校方式からセンター方式に変わっておりますし、そういう設備はまだ残っている。備品はもうないかもしれませんが、設備はあるわけですね。

そういう活用とか、あるいはまた今後、学校再編の関係で給食センターにしましても、統合については当然として考えていく必要があると、児童生徒数が減って三つも施設は、私は不必要だと思っておりますので、1カ所にまとめてとしますとそれなりの空きのところが出ますので、そういったところを活用すとか、いろいろ考える方策というのがあるかと思っておりますので、すぐということではできませんけれども、いろんな、こういう施設、設備、そしてまた、だれがやってもらえるか、そして、いろんな課題もまたクリアしなければならない問題があります。

鳥獣でありますから、一般の食肉との取り扱いのその辺の問題というのもありますので、どこでクリアしていくかという課題もありますが、とにかくそういう方向も必要かなと思っておりますので、今後、十分検討はさせていただきたいと思っております。

それで昨年、さつま町になかった料飲業組合ということも、何とかできないかということで働きかけをしましたところ、それが立ち上がっておりますので、現在、京都にいらっしゃった方を、料理の専門の方ですが、その人を招いて料飲業組合と提携をしながら、さつま町の特産であります竹とそれからまたイノシシとシカを使ってですね、何かいいレシピができないかということで今、試食をしておりますけれども、そういう食品も今できたようでありますから、また、いろんな機会にですね、特産として出せないかなということを考えているところでございます。

○米丸 文武議員

このことについても進めて、いろんな形で詰めていきたいという答弁でございますが、私ども

も、和歌山県の日高川町のほうに行きまして、ジビエを食肉、高級肉として、和歌山県も力を入れて、一緒になって高級ホテルのほうへ納めていくような形をされていて、もちろん、いろんな衛生的な、法律的な面も、すべてクリアをされた上でのございますが、その施設も、私も行って見ましたけれども、大して大きな建物ではございません。

本当に小さな一戸の民家みたいな、そういう規模の中に、衛生的な、冷蔵庫ですとか処理施設とかというものが整備されて、その中でやられておりました。販売においてはですね、地元の直売所でいろんな注文を受けて、その注文を受けたものに対して発送するというようなやり方等もされておりまして、結構、売り上げに上がって、つながっているんだというふうに聞いておりましたので、そういうふうにつながればですね、ますます、そういういろんな駆除とかですね、有害鳥獣のその管理のほうについても、進んでいくんじゃないかと思っておりますので、ぜひそのように進めていただきますよう、お願いを申し上げたいと思います。

いろいろとお聞きしてまいりましたけれども、この有害鳥獣も、本当にシカが増えまして、農産物だけじゃなくて、山林の樹木の皮がはがれてですね、せつかくもう40年近くになった木が、木材として利用できないような状況の山林もたくさんございます。ですから、シカも頭数も増えておりますが、そのようなことで、一方では、農産物を守るために山に追いやるというようなことで、本当に悪循環になってきている。

今度は農産物を守るために、林産物が結局、この被害に遭うというようなことがあって、大変難しい問題でもございますけれども、ぜひ、こういう面についても御検討いただきたいというふうに思いますし、また農政課のほうで、いろいろと皆さんから要望を聞いて、地域ごとの防護ネットの設置もされておられます。

ですが、最近ではイノシシにしても猿にしても、網の下をくぐっていくというようなことで、えさを食べるためには、どのようなことでもするというのも聞いておりまして、どちらかの対策を取れば、またほかのほうへというようなことで、イタチごっこみたいな感じもあるようがございます。

本当に難しいことだろうとは思いますが、やはり、皆さん方が本当に農業の中で、こうしてずっと生きてこられ、また我々かねて食べる食品を生産していただいている農業というものが、立ち行かなくなるということは、大変な状況になってくるわけでございますので、今後とも、いろんな御苦勞もおありだとは思いますが、対策を練っていただいて、少しでも皆さんが安心して、農業を維持、生産できるような形で、行政として御協力、または政策をしていただきたいと思います。

最後に、町長のお考えをお聞きしまして、私の質問を終わりたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

鳥獣被害については、本当に、全国的に大きな問題となっておりますので、全国どこの市町村についてもですね、これらの対策については頭を悩ませているようでございます。特措法も新たにできまして、実施隊とかですね、すぐやっぱり対応できるような体制をつくったり、そしてまた、いろんな捕獲に対する予算とか、そしてまたソフト的な取り組み、いろんなことをやっておるようでございますが、やはり森林体系そのものも、基本的にやっぱり見直しをしていく必要もあるのかなと思っております。

やはり、そういう自然の生き物というんですか、やっぱり里におりてこないような植林のあり方、その辺まで考えていかないと、人工林だけでは、えさ場がないから自然とえさのあるところにおりてくるという状況ですから、やっぱり山頂部については、そういう鳥獣類が生息できる環境、それをやっぱりつくり上げていくことも大事なかと、やっぱりそういう適当な頭数があって、そ

してまた人との共存と申しますか、そういう体系が構築できれば、そんな深刻にならんとするん
ですけれども。

その辺からの根本的な対策ということも、今後は必要になってくるのかなど。お互いに、とっ
て、あるいは処分とか、そういう体系もしばらくは大事でしょうけれども、今後はやっぱりこの
基本的にそういうところまで踏み込んだ形での取り組みが必要かなと思っております。総合的な
対策というのが望まれますので、当面は捕獲、それが大事かなと思っておりますので、それに重点
的に取り組みを進めていきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

これで、4番、米丸文武議員の一般質問を終わります。

以上で、通告に基づく一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね午後1時5分とします。

休憩 午前11時22分

再開 午後 1時04分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中の米丸議員の一般質問に対し、担当課から補足的な説明があります。

○耕地林業課長（山口 良一君）

米丸議員の一般質問の中で、追い払い花火の購入に関する質問に関しまして、24年度は協議
会の予算の中で購入すると申し上げましたけれども、間違っておりましたのでおわびして訂正さ
せていただきたいと思っております。

24年度からは、協議会の予算からではなく、町の予算で、予算書の125ページになります
が、6款2項2目の11節需用費、ここに22万4,000円ございますけれども、この中に
1,000本分の21万3,150円が含まれておりました。

この予算で購入をするということにしております。訂正させていただきます。まことに申しわ
けありませんでした。

○議長（中尾 正男議員）

次に、執行部より、先に提案しました「議案第21号 平成24年度さつま町簡易水道事業会
計予算」に関し、訂正の申し入れがあります。

これを受けたいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、執行部からの訂正の申し出を受けることに決定しました。執行
部の発言を許します。

○水道課長（脇黒丸 猛君）

大変申しわけございませんが、「議案第21号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予
算」の修正をお願いいたします。

予算書の2ページでございます。2ページの上から4行目でございますが、資本的収入及び支
出の、収入の固定資産売却代金892万9,000円と記載してございますが、その前に、項の

欄が空白になっておりましたので、そこに、第4項という文言を挿入していただきたいと思いません。「第4項 固定資産売却代金892万9,000円」となるものでございます。修正しておわび申し上げます。

○議長（中尾 正男議員）

ただいま執行部から説明のあった箇所については、訂正されたものとして審議くださるようお願いいたします。

これから、3月2日提案がありました議案第3号から議案第23号までの議案20件について総括質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、総括的な事項について質疑を願います。

△日程第2「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」、日程第3「議案第4号 さつま町地域公共交通対策維持確保基金条例の制定について」

○議長（中尾 正男議員）

まず、日程第2「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」及び、日程第3「議案第4号 さつま町地域公共交通対策維持確保基金条例の制定について」の議案2件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。これから、ただいまの議案2件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

議案第3号に関連してお伺いいたしますけれども、特別職報酬等審議会の規則によりますと、町長は議員報酬等の額並びに町長及び副町長の給与の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬等の額について審議会の意見を聞くものとなっておりますので、私は担当課に行って、審議会でも少数意見でもこうして財政がある程度好転してきた場合には、下げなくてもいいんじゃないかというような意見がないかと話を聞きに行ったら、審議会にかけてないということで、それで、いろいろ話を聞きましたら、特例で条例を定めるからしなくてもいいということですが、このに関する条例というのは、そのすべてが入るんじゃないかなと思うんですよね、特例であっても。

ですから、こういうのを決めてあるということは、やはり、どこの市とは言いませんけれども、極端に議員報酬等を半分にするとか、結局今はもう、どこのまちでも選挙になると、町長になったら報酬を半分にしますとか、退職金をもう返上しますとかになっていきますけれども、やはり、有識者の意見を聞いて、その辺は適正に判断するためにあると思うんですけれども、ですから、このに関する条例というのは、特例の場合は入らないのかどうか、そこの考えを町長にお伺いしておきたいというふうに思います。

○町長（日高 政勝君）

通常ですと、こういう給与、報酬等については条例で定めるということになっておりますので、その定められた額を改正をする場合に、通常上げたりする場合、特別職報酬等審議会にお諮りをして意見を聞くわけでありまして、今回の場合、私は公約として4年間は20%減額をしますよということで掲げてきておりましたので、それを実行するために、いわゆる特例的にやるんだということで、今、実行をしているわけでありまして。

通常、例えば給与月額はそれぞれ役職に応じて、議会もですが、定められておりますけれども、

額そのものを改めて、下げますよとか、上げますよとか、そうなりますと、当然として、その特別職報酬等審議会の意見を聞きますけど、その額はそのままにしておって、特例的に減額をしますよということですから、これについては、私は施策的に行っておりますから、特段この特別職報酬等審議会の審議というのは、それはもう必要ないかと思っております。

おっしゃるとおり、先ほど申し上げましたとおりですね、額そのものを全く変えますよということであれば当然として、特別職報酬等審議会の意見を聞きますけれども、そういう考え方に立っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案2件については、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務常任委員会に審査を付託します。

△日程第4「議案第5号 さつま町職員定数条例の一部改正について」、日程第5「議案第6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第6「議案第7号 さつま町公民館条例の一部改正について」、日程第7「議案第8号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第8「議案第9号 さつま町紫尾山ふれあいの森条例の一部改正について」、日程第9「議案第10号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」、日程第10「議案第11号 さつま町県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について」、日程第11「議案第12号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第12「議案第13号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」、日程第21「議案第23号 土地改良事業の計画変更について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第4「議案第5号 さつま町職員定数条例の一部改正について」から日程第12「議案第13号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」及び、日程第21「議案第23号 土地改良事業の計画変更について」、以上の議案10件を一括して議題とします。

各議案の提案理由については説明済みであります。これから、ただいまの議案10件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

「議案第6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」ちょっとお伺いしますが、どこのまちでも、県でもこういう条例が出てきていますけれども、代表監査委員なんですが、私は議選の監査と一緒に仕事をさしてもらえなくても、非常に責任も重くて、たったこれだけなんですね。

議選の場合は、私が手を挙げて行っているんですけども、その基本になる報酬というのがあるんですよ。そして、その中で結局、自分たちが決めたそういう予算をどのように使われているとか、細かいところを知りたいとか、いろいろチェックしたいということで、私も手を挙げて行ったんですけども。

議選の場合は報酬があるので、もらうのは自分でもちょっと心苦しく思っていたんですけども、ですから、代表の場合は、もうちょっとやらんと、これから、やはり、ほかのまちでも監査請求とかいろいろ出てきます。その辺を考えたときに、果たして、さつま町の将来を考えたときに、これでいいのかなという気持ちがするんですよ。

ですから、議選の場合は、さっき言ったように、基本になるその議員としての報酬があつてするわけですから、ある程度、下げても納得できる部分が多々あるんですけども、その辺を町長はどのようにお考えなのかを、ちょっとお伺いしておきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

非常勤特別職のこの報酬等について今回、見直しをしたいということで御提案を申し上げているわけでありましたが、これまで、ここ数年、議会議員の皆さん方を含めて、我々特別職、そしてまた職員についても、ここ2～3年、人事院勧告の減額という方向になってきたわけでありまして、これまでは、非常勤特別職の関係の皆さん方について、いわゆる日当の額については見直しをしてきたわけですけども、できればこういった今回提案をいたしております特別職の皆さん方についてもやはり均衡を取るという意味合いから、こういう情勢でありますので、そのようなことで提案をいたしておるわけでございまして。

特別に今、この月額報酬等についても裁判になったり、職によっては、それなりの評価もいろいろ出ているようですけども、やはり、ここにお願ひしている方々については、やっぱりこの月額のほうが妥当ではないかなということで、今回だけは、社会情勢のこういった流れからいたしまして、等しく減額をさしていただきたいということで御提案をいたしているものでございます。

監査委員につきましても、代表監査委員、本当に、例月の監査なり、そしてまた決算の審査、そしてまた、いろんな補助団体の監査ということで、大変な御苦勞をいただいておりますが、やはり、ほかの報酬の額からいたしましても、それなりのことは配慮してあるのかなという感じもいたしておりますので、ただ今回の減額幅については、同じようなバランスの考え方をもとにさしていただきたいと思つて御提案をしているところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案10件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ、所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第13「議案第14号 平成24年度さつま町一般会計予算」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第13「議案第14号 平成24年度さつま町一般会計予算」を議題とします。

議案の提案理由については、説明済みであります。これから、本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○桑園 憲一議員

所管が違う関係分について、質疑をさせていただきたいと思いますが、一般会計の133ページの7款1項3目、物産観光費のコンベンションタウン推進協議会100万円が組まれているわけですが、これに関連して質問させていただきます。

先月、2月17日から22日にかけて、本町で第34回の全九州高等学校新人ラグビー大会が開催されております。開会式が宮之城の総合体育館であったわけですが、開催地の町長として案内はあったのか、また、この大会が本町で開催されることは把握されておったのかお伺いします。

それから、193ページの10款6項3目の学校給食費の99万2,000円の手数料の中に、35万7,000円の農協への給食費の振り込み手数料の公費負担分が組まれておりますが、こういう状況がいつから発生したのかお伺いします。

また、極端な言い方ですが、指定金融機関をやっとして、このような事案がなんで発生したのか。公金扱いで手数料を払うのであれば、他の金融機関でもどこでもいいのじゃないかと思うわけでございます。また、本町が、国やら県からの補助金やら公金が振り込まれてくるわけですが、JAにおいては、他の金融機関と比べて、全体で何%の本町の金額を取り扱っているのかお伺いいたします。

それから、113ページ、6款1項6目、市場関係でございますが、借地料が53万5,000円、また当初で上がっているようですが、平成23年度、いわゆる昨年の当初予算の審議の過程において、町長に対して、公設市場の借地に対する今後の考えについてただしたことがあるわけですが、このときは、長年の懸案事項であると、3年ごとに覚え書きを交わして借地を継続してきておると、町の合併やJAの合併等で話し合いが先送りになった経緯があると、ですからJA北さつまの理事改選が行われたあと、新体制ができて、改めて協議していきたいということがあったわけですが、その後、どのような協議がなされたのかお伺いします。

それから、6款1項4目、112ページ、水田利用推進事業補助30万円でございますが、しょうちゅう用のこうじ米ということでございますが、国の単価が安いということで、その上乗せ分であるということですが、どっか圃場を考えていらっしゃるのか、面積的にどのぐらいなのか、あるいは、地元のしょうちゅう業者3社に対する対応なのか、内容をお聞かせ願いたいと思います。

それから、6款1項5目の「薩摩のさつま」ブランド推進協議会、52万円が組まれておるわけですが、これはJAとの折半で予算化されたものか、委員の構成はどういう構成になっているのか、内容をお聞かせ願いたいと思います。

それから、110ページ、6款1項3目、農林業まつり事業費でございますが、本町の特産品である西郷梅を中心とした特産品まつりを開催し、とあるわけですが、会場はどこを考えているのかお尋ねします。

それから、57ページ、2款1項16目、佐志ニュータウンの関係でございますが、温泉使用料が入ってくるわけですけど、その額を上回って予算が組まれておるわけですが、販売のための宣伝広告であるということをお伺いしておりますけど、土地の購入はどんな状況であるのか、内容をお聞かせ願いたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

私のほうで答える分と、それぞれ担当課長で答える分があるかと思いますが、全九州高等学校新人ラグビー大会、これにつきましては、特段案内は来ておりません。

これについては、きのうの一般質問に出されておったとおりですね、旅行エージェントが企画しておりまして、それぞれスポーツコンベンションとか、そういうところにも、何も聞いていなかったということでもありますので、やっぱりこういう情報等についてはですね、やはりそれぞれの課でやっぱり情報収集をしながら対応ができるものについては、対応する必要があるかと思っております。

旅行のそういう業者のほうでされたということではありますが、旅館の受け入れの問題とか、町内には1カ所しかなかったというようなこともありますので、情報収集には十分気をつけながら、対応できることについては対応していきたいと思っております。

市場の関係、これにつきましては、JAも新しい体制ができましたので、その後、内容の詰め協議を今、いたしておるところでございまして、まだ具体的に結論まで至っておりません。協議中ということで御理解いただきたいと思っております。

JAの、この指定金融機関の関係ですかね、最近、JAの指定金融機関も増えまして、市中銀行等におきまして、こういった手数料については、振込手数料とか、いただきたいという申し出がありまして、各行におきまして、収納代理機関等についてもそういう支払いをいたしておりますし、指定金融機関についても同様な扱いをせざるを得ないという実態があります。詳しくはまた、担当課長から答弁させていただきます。

○学校給食センター所長（栗野 明男君）

振込手数料の件でございますが、これにつきましては、平成23年度までは教育委員会のほうから農協の組合長のほうにお願いをいたしまして、保護者に負担をかけるのがあんまりではないかということで、どうか免除をしてくださいということでお願いをしておりました。

農協が合併をいたしまして、伊佐市、それから薩摩川内市、両方とも手数料を取っております。その関係でいろんな農協の役員会のところでやはり、さつまのほうも取るべきではないかということになりまして、24年度から一応取るようになっております。

金額につきましては、振込手数料の1件当たり3万円未満が消費税を含めて105円でございます。3万円以上が315円ということで、一応本年度から支払いをするように計上いたしているところでございます。

他のところにつきましても、先ほど申し上げましたように、薩摩川内市は納付書でいたしておりますけれども、これにつきましても1件当たり30円、また伊佐市は、学校で一応集金をしておりますが、それを振り込むときには、負担をして振込手数料を支払っているという状況でございます。以上でございます。

○会計課長（日高 昭治君）

ただいまの指定金融機関の関係で、取り扱いの額というようなことではございますが、収納それから支払い、日々流動的な部分がありますが、ことしの2月29日現在の残高状況ということで、御理解をいただきたいと思っております。農協のほうで、特別会計まで含めまして、全残高の大体80%の取り扱いということになっております。

○農政課長（平田 孝一君）

御質問の、まず第1点目でございますが、市場の借地料の関係は、先ほど町長からもありましたが、JAの理事改選後を待って、一応協議を始めたところであります。

私どもとしては、副町長、それと私ども農政課、それと財政課一緒になりまして、JAさんと協議をさせていただきました。一応、昨年に1回、そして、ことしに入ってから1回ということで、協議をさせていただいておりますが、一応、交換という形で進めさせていただきたいということで、そういった協議の中で、鑑定士を入れるとかそういう話になりまして、まだ結論までは

至っていない状況であります。

それと、水田利用推進事業補助30万円についてでありますけれども、これにつきましては、昨年度から、町単の事業として地産地消とあわせ、耕作放棄地抑制策としてスタートさせたものでありまして、水田の未作付地を活用して、地元しょうちゅう工場にこうじ用米を提供しようとするものであります。

計画としましては、ことしは一応、栽培面積500アール、5ヘクタールですね。それと栽培者10人、10アール当たり6,000円の補助、合わせて30万円というふうを考えております。そして、このほかに、国のほうから交付金として2万円、県のほうから1万円、町の農業再生協議会から一応1万4,000円の助成が見込まれておりまして、合計5万円の助成ということで推進をしたいと考えております。

こうじ用米については、地元のしょうちゅう工場、2工場に供給する予定ですが、価格的に1キロ当たり110円ということで安いことから、そういった助成策を講じて、未作付地の有効活用を図ろうとするものであります。

それと、ブランド確立の52万円の補助であります。今回、農畜産物のブランド化を促進するため、JAさつまと一緒になって、仮称「薩摩のさつま」ブランド推進協議会を設置して、消費地でのトップセールスや販売促進活動を展開して、有利販売につなげていこうとするものであります。

一応、町と同額をJAも負担し、トップセールス時の旅費や販売促進用資材、あるいは試食用宣伝の材料費、あるいはパンフレット作成、そういったものに充てていきたいと計画をいたしております。今後におきましては、ブランド指定品目の生産者代表なども取り込んでいって、一体となった組織活動を展開していきたいと考えているところであります。

それと、農林業まつりであります。これにつきましては、一応二つに分かれておりまして、特産品まつり、これを一応、鹿児島中央駅のアミュ広場で、6月ぐらいになると思うんですが、貸し切って、さつま町の全体を売り込みたいということで、そういった計画であります。

それともう一つは、さつまフェスタであります。これは例年、薩摩地区のグラウンドで実施しておりますけれども、こういったさつまフェスタとあわせて実施をして、地域のそういった特産品を売り込んでいきたいというふうに考えているところであります。以上です。

○企業誘致対策室長（湯下 吉郎君）

佐志ニュータウンの販売あるいは広告についてということでございますが、営業の実績を申し上げます。ことしの1月25日現在で把握しておりますが、ハウスメーカー等に県内を40カ所2,000枚配布し、それから新聞折り込みを2万7,430部、薩摩川内市、伊佐市、出水市、霧島市に折り込みを入れております。それから、町内全戸で8,721枚配布をしております。

それから、町内の事業所、企業等について、10件ですが、1,200枚配布をして、企業の皆さんに購入していただくようお願いをしております。それから、金融機関は3者、鹿児島銀行、南日本銀行、JA北さつま。それから町内の直売所、温泉施設等にもチラシを配布しております。

それから、先ほどからありますようにトップセールスをしていただいております。4回していただいております。ことしは、吉野公園であったり、空港であったり、中央駅等でしていただいて、それと出郷者会に町長が出ていただいた折に、トップセールスをしていただくということであります。

それから今年度は、移住・定住セミナーに、福岡、東京、大阪に行って、それらの方々にPRをしております。それからまた、このほかに、町から助成を20%、平成22年度からしていた

だいております、これまで特に、佐志ニュータウンの場合は、52区画あったものが、平成17年から21年の合併の5カ年間で、わずか6区画しか販売できなかったんですけども、22年度から20%の助成をいただいた効果があり、22年度に5区画、本年度は、一応6区画ということで、2年間で既に11区画販売できております、この効果というのは非常に大きかったということで考えております。終わります。

○桑園 憲一議員

スポーツコンベンションのことでまたお尋ねしますが、その案内がなかったということのようなんです、私がラグビー協会の事務局長に連絡を取りますと、案内はしてあると、その案内の宛先は教育委員会、持っていったということなんです。ですから、そのときに、大会の要綱等も一緒に同封してありますという回答をいただいております。

ですから、はっきり言うて2月17日に開会式も宮之城の総合体育館でやっております。しかも5時から、そのあとに、担当会議も行われているようなんですが、やっぱりこういう大きな大会ですから、必ず案内はやるはずなんです。ですから、そういう情報が伝わっていないということは、どこかで連絡が途絶えていると、横の連携が取れていないということではないかなと思います。

私は、本当に大会事務局の事務局長に対しては、まことに済みませんと、我々のほうとしても、交流人口200万人の観光交流を目指して町長も頑張っておりますと、そして、スポーツコンベンションの町、あるいは合宿の町ということで、一生懸命取り組んでいるんですけど、今回については、まことに済みませんということを電話で話をしております。

ですから、やっぱりこういうときには、本当に横の連携をしっかりとやって、こういう意思の疎通を図っていただきたいと思います。九州各県、8県あるわけですが、この8県の持ち回りでこの大会は行われております。来年はどこになるか判りません。せっかく、九州のトップリーグの高校生が来て、こういう大きな大会が行われたわけですから、歓迎の意味でも、町長が、あるいは、町長が都合悪いときには、三役だけか出ていただいて、終了後の、できれば懇談会でも持ってもらえれば、いろんな町のPRの絶好のチャンスでもあるし、またグラウンドにおけるいろんな環境整備の面においても助言をいただくこともできたんじゃないかなと思うところでございます。

いろんな大会が行われておりますけど、広報活動、これが、ほとんどないんじゃないかということも住民から聞いております。というのは、バスがとまっている、車が多い、人もおる、何が行われているんですかというような住民からの声も出てきております。こういうことなんかを考えますと、こういう大きなイベントがあるときには、事前にやっぱり町民にも参加をしていただいて、応援をする機会をつくっていただきたいなと思います。

今回のことについて、非常に残念でなりませんけど、ただ、この大会においても、この要綱を見てみますと、副会長は地元の人になっております。しかも、大会の役員等においては、薩摩中央高校の生徒なんかも来て一生懸命手伝いをやっております。そういう大事な大会であるということは認識をいただきたいと思います。

以前、自転車ロードレースも、ここの地で開催されとったわけですが、これも平成18年の水害のあと、本町では中止ちいうか、延期した経緯があるわけですが、その関係で金峰町に出ていきました。そして、もう、この地域では開催はできなくて、桜島の溶岩道路を使って、県の自転車競技連盟は行うということを発表しております。

せっかくいろんなグラウンド、あるいはいい競技場があるわけですので、有効に活用するためには、しっかりとそういう情報の把握というのは、横の連携を取りながらやっていただきたいと

思うところです。

それから、もう1点の金融機関の関係なんですが、子どもたちの給食費の振込手数料を公金で支払うというような形に、24年度からですかね、なったということなんですが、金融機関の指定をするときには、当時を思い出しますと、いわゆる陳情合戦で相当騒がれたときがあったわけですが、やっぱりこういうときのことを思い出したり、あるいは、農協に指定金融機関をした関係でPTAに働きかけて、口座をつくっていただきたいということなんかもあったと思うんですよ。

そして、農協にわざわざ口座もつくって、引き落としの形を取ったんですけど、今になって、農協が合併したから、手数料をくれというような事態になっているち言いますけど、町の公金なんかの取り扱いを見ても、さっき会計課長が言いましたが、80%を占めて、その取り扱いをしているわけですから、子どもさんの給食費なんかにしても、じいちゃん、ばあちゃん、あるいはお父さん、お母さんは、ほとんどがJAの組合員が多いと思うんですけど、この地域は。

しかも組合長も地元の組合長です。そういうところは、金額はわずかですけど、やっぱり町民の税金ですので、そういうところはしっかりと話し合いをする機会は持たれる考えはないか、再度お伺いいたします。

それから、先ほどの、このJAの借地料ですが、昨年1回、ことし1回ということで、交換ということで話を持ったということですが、やっぱり、こういうのは長くうっちゃけば、長くたつほどいろんな問題が絡んできて、そして時間がかかってしまうと、交渉ごとちゅうのはいつもそういうものなんです。

ですから、こういうことは、長く引き延ばさないで、早急にやっぱり解決に向けての話し合いをしていただきたいと思うんですが、再度、町長の見解をこれについてはお伺いいたします。

それから、佐志ニュータウンの関係でございますが、最近になって、いわゆる宣伝ちいうんですかね、トップセールスちいうんですか、県内外にチラシ等を配って、非常にこの売れ行きがいいようですが、22年度で5区画、今年度で6区画売れたということでございますので、ぜひ完売に向けて、努力していただきたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

2点ほどございましたのでお答えをいたしますが、この手数料の問題ですね。確かにこの指定金融機関を指定をする段階では、それぞれのメリットを出しながら陳情をされて、最終的には議会で議決をいただいて、今ようになってきている経過がございます。JAさんとしましても、金融面を持って、やはり経営努力をしなければならないというようなことと思われまして、そのような申し出をされたわけです。

当然として、一方の団体は手数料は取らんで、一方の両団体は手数料を取るとなると、やっぱりアンバランスが出るというようなこと等で均一な取り扱いをしたいというようなことでの申し出であったと思っておるわけでございますので、その辺は、お互いにやっぱり理解をしなきゃならないと思っているところでございます。

JAとのいろんな協議については、いろんな機会でも、やっぱり組合長とも語る機会がございますので、その辺は今後におきましても、いろんな面に農業関係を含めて、話し合いはしてまいります。それから、この土地の問題ですね、これも長年の懸案でございましたので、広域合併になりまして、新たな問題として提起をしながら、この問題の解決に向かって努力をしているわけがありますから。

ただ、いろんな土地をですね、一緒に解決をすることになりますと、また向こうの立場ということもありますので、やっぱり広域合併をされた組合であればあるだけに、また合併前のやっぱ

りあれとは違うというところもありますので。

やっぱり総合的にいろんなことを勘案しながら、やっぱり、いい方向を見出していくことが大事でありますので、これについては、短期的に解決すればいいんでしょうけれども、こういう土地の財産問題というのは簡単にはいかないというのがありますので、お互いに調整ができるような方向性は見つけてまいりたいと思うところであります。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○柏木 幸平議員

予算書の117ページ、肉用牛振興事業費の関係で質問をいたします。

あしたまで3月の競りが行われており、2月の競りも好調であったようですが、その関係で、畜産農家の方から、ちょっと心配やちゅう声を聞いたもんですからお尋ねするわけですが、今年度は、子牛競り市の購買者に対するこの対策事業補助ということで、町内の宿泊施設の利用向上もあわせて、12回の10人の5,000円ということで組んであり、また、保留牛、種雄牛に対しても、今回はランク分けをして、それに対して、また、各補助をつけてあるわけですが、農家の方々から言わせますと、こうして上位の部分は保留されたりしているわけですが、その下の段階のところ、県外のほうに随分値段が高く競られて、流出しているというような心配をされているわけです。

それで、県内でもほかのところでも、どっか市場であったそうですが、そうして流出していて、値段が高く競られていることは、そのときはよくても、5～6年先、その市場全体の価格が下がったという情報も聞いているわけですが、そこあたりのバランスを考えてほしいと思うんですが。

そのほかに、更新によって1頭当たり2万円の補助も組まれているわけですが、それをはるかに超える価格が今、2月の競りでもあったと、それで今回も、きょうも好調のようですが、そこあたりのバランスについて、町長にお伺いいたしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

農業所得の中で、やはり本町の場合は、特に、やっぱり畜産ですね、このウエイトが非常に高いわけでありまして、半分以上はもう畜産で持っているわけでありまして、それなりにこの畜産については、高齢者の方が一生懸命頑張っているところもありますし、多頭飼育者もいらっしゃいますけれども、何とかこの畜産については、そういう産地としての継続をしていただくようにということで、いろんな手だてをしているわけでありまして。

本町に限らず、あるいはJAにしましても、あるいはこの県にしましてもですが、いろんなこの助成措置をして、有効的な対策を講じていると思うんですよね。それなりに、やっぱり畜産農家の方が頑張っていて、高く売れたから手放すということも確かにありますので、できるだけ、いい牛を残していただいて、保留をしていただいて、今後の産地としてはやっぱり続けていきたいという願いで、今回もそれなりの対策のための措置をいたしているわけでございます。

できるだけ、いい牛が生産されるようにですね、例えば、高齢牛についても更新をしていただくようにということで、そういう手だてまで、いろいろ助成もやっておるわけでありまして、そういう形で、各農家が励んでいただいて、いい牛を育てるような対策を講じていただくということが、まずは大事ななと思っております。

提言もやっぱりいろいろこのことは大事ですので、本町においては、全国の購買者も来ていただくように、非常に優良な子牛が生産される地でありますから、今後も、それが継続されるようお願いしていきたいと、私どもも、行政とか関係機関一体となって、これは支援体制を設けて

いきたいと思っっているところでもあります。

○柏木 幸平議員

今、更新にしても2万円ということで、なかなか急激に上がったものですから、その2万円が効果がないような状況も出ているようなふうです。

それと、増頭しようと思っても、今、次のランクのところを競って、なかなか増頭に連れて帰れる状態でないと、そういうふうな反動が出ているわけです。ですから、ぜいたくな悩みというか、そこにちょっと矛盾があるわけですけど。

そこあたり、今後また考えたときに、全体的な、そのさつまの牛が、持続的に高価格で競られるのかという、やっぱりそこあたりを農家の方が心配されているようですが、今後、やっぱりそれら農家の方々に対しても、農政課を通じてでもそういう政策のことを教えていただきたいと思うんですが、農政課として今、農家に対するどのような対応を考えておられるか、そこをちょっとお尋ねいたします。

○農政課長（平田 孝一君）

畜産振興についてということでもあります。町長のほうからありましたように、畜産は、本町の基幹品目でありまして、特に肉用牛は地域に優秀な民間種雄牛が育成されておりますことから、全国でも高い評価を受けています。

おかげで、薩摩中央家畜市場のほうで、毎月開催されております子牛競り市では、全国からたくさんのお客様にお越しいただきまして、2011年の、これは暦年でありますけれども、子牛の取引市場価格は、全国ランキングでは、雄、雌平均で全国3位という市場になっておりまして、大変ありがたいことでもあります。

しかしながら反面、先ほど議員もおっしゃられたように、高価格なことから、地域では競り落とすことが難しくなり、優秀な雌子牛が地区外、県外に流出していると、そういう動きがございまして、畜産関係者の方々も大変苦慮されておられます。

このようなことから今回、新年度におきましては、これまで取り組んできました肉用牛振興対策事業の中で、繁殖元牛を地元に残していくための補助体系の見直しということで、優良雌子牛保留対策事業、これにつきましても、一応3ランクに分けまして、そういった助成策を強化したところがございます。また、優良雌牛保留導入事業につきましても、同じく3ランクに分けまして、少しでも農家支援ができればということで、そういった支援策を強化しております。

こういった支援策につきましては、地域の畜産振興会の方々のご意見等も十分に聞きながら、優秀な雌牛を残していくには、価格に見合ったやっぱり助成という声がたくさんありましたので、そういったふうに今回さしていただいたところでもあります。また、町のほかにもJAからもまた助成がございまして、一体となって優良雌牛の保留に努めて、さつま牛の産地づくりに取り組んでいきたいというふうにご検討いただいております。

○柏木 幸平議員

今もありましたように、本当に、持続的に農家の方々も競り落とされるような、そしてまた、さつま町においても、そういう優秀な牛が残って、地域全体が農家の活性につながればというふうに思いますので、そこあたりもまた、町長のほうも考えてほしいと思います。終わります。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○平田 昇議員

名を告げずの方からの訴えといたしますか、こういう事実だったんですということの電話ですが、これを取り上げていいのかどうか迷いましたが、ことがやっぱり大きい内容でございますので、

町長にお尋ねします。

ある事業でこちらに進出された業者さんが、従業員の宿泊所を確保したいということで、町長に御相談に行ったと言われる。事実かどうかこれを確認したいわけです。そしたら、湯田の旅館を想定していたのだが、いや、私の町に分譲宅地、どこのことでしょうかね、それを使ってくださいと言ってそこに施設をつくる結果になったと、それで、業者さんの一人だったんでしょうかね、本当ならそういう従業員の宿泊料が町内に落ちるのにと、この事実はあったのでしょうか。確認だけです。とりあえず。

○議長（中尾 正男議員）

平田議員、予算の総括質疑ですから、関連予算のところを言っていたかんとちょっと答弁が困ると思うんですが。

○平田 昇議員

コンベンションと関係あるんだろうか。

○議長（中尾 正男議員）

どっかでか理由づけをしてください。

○平田 昇議員

佐志ニュータウンでも結構です。

○議長（中尾 正男議員）

その関係で、答弁をお願いしたい。話があったのか。

○町長（日高 政勝君）

ただいまお尋ねの件についてですね、これじゃないかなと感じられるところ、例えば今、ダムの再開発事業の関係、あそこの請負をされた企業体というのがございますが、どこかにその現場事務所をつくりたいということでお話がございました。

それで、最初は、宮之城温泉もありますよと、ああいうところを使われたらどうですかと言いましたけれども、なかなか今のこの建設業者の、この請負のやっぱり基礎経費の積算というのがもう昔みたいではなくて、やっぱり厳しく見積もってあると。

従業員の方が100人を超えるみたいですので、現在でも150とかですね、関連企業まで含めると、相当な数になる。そういう人たちが、仮にそういう施設を借りて、会社のほうでその宿泊費とか、いわゆる食費もですけども、その旅館にお願いしたときの経費では、とても、もう採算にあわないような状況だと、それで、どうしてもどっかよか土地はないでしょかというお話だったんですよ。

それで、あちこち物色をされて、結果的に町の施設があります、工業団地の空いているところは、お借りできませんでしょうかという御相談があったわけです。それで今、佐志の倉内工業団地、あそこに立地をしてもらう、そういう経過があったことは事実であります。

旅館も紹介しましたがけれども、今はそういう利用の形態ではないと、昔はそういうことがありました。今は非常に経費の積算が難しくなって、大体そういう経費を見たときに、とても泊れるような状況はないから、別途に、現場事務所を新たにつくってしたほうが安上がりだと、そういうことで、結果的にあちこち見られていましたけれども、倉内工業団地のほうを何とかできませんかということで、あそこにちょうど空いた土地がありましたので、もし別に企業誘致でもあれば、そのほかに土地はまだ残っていますので、そこに、しばらくの期間だったらつかえないということでお貸した経緯があります。恐らくそのことだと思いますけど。

それでその後ですね、まだ関連の企業の皆さんがお入りになるということもあったようでございまして、それで、そこについては、旅館業者の皆さんと私と、それからホテルの経営者の方も

いらっしゃいましたが、相談にきたその日に、すぐ、今できております倉内工業団地の現場事務所と一緒に出かけまして、今後もまだ増える状況であれば、湯田の旅館とか、紫尾温泉とか、あるいは京セラ、そういうところも御利用してくださいと、そういうことでお願いはいたしてございます。

今のところ、工業団地にさらに増設をする用地は全くないものですから、それで、できれば旅館を、ホテルを御活用してくださいと、旅館経営者の皆さん方と一緒にですね、そこは御相談に行ったところでございます。（「了解しました」と発言する者あり）

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○市来 修議員

179ページです。10款5項5目の図書館費というのがあるんですが、この説明のところ、真ん中に備品購入費、図書200万円という予算を組んでありますが、この200万円という予算が、今の図書館の内容からして、どうも私は少ないと、こう見たものですから。というのは、10年ぐらい前も、私がこの図書館の図書のもっと充実ということを一般質問で取り上げたこともあります。

なぜ図書に私がこだわるかといえば、図書は、皆さんも御存じのとおり、人づくり、それから人材育成、この基本になると思うんですよ。旧宮之城町の図書館のことを言うんですが、もうちょっと図書の充実がほしいということを考えておるもんだから、この予算を要求される時、審議される時、もうちょっと、ようけですよ、予算要求をされなかったもんなか、図書の充実の考えはなかったのか、どうだったでしょうかね。

○社会教育課長（岩元 義治君）

この図書館の図書の購入費の関係でございますが、従来この図書購入費につきましては、ここ数年、年間100万円と、3図書室で100万円ということでございました。

過去、合併前の図書費につきましては、合計すると400万円とか、そのぐらいあったというふうに記憶しておりますが、ここ数年は100万円ということでしたけれども、昨年ちょうど国の光交付金のほうがありまして、これで図書をある程度まとめて購入できました。その額が大体570万円ぐらい、昨年一気に購入できたところでございます。

それで、近隣に比べましても若干この図書費は少ないでしたので、本年24年度からはある程度比べてもおかしくないような形での購入費を計上しようということでありましたが、本年度はこの倍の200万円ということで、これまでから比べますと倍額ということで、多くの予算をいただいたところです。

要求は幾らしたかということはおそらくあれですが、要求としては、これよりもしておりますけれども、結果としては、従来の倍の図書購入費はいただいたということでもあります。

○市来 修議員

遠慮をせんじですよ、ぜひ、さつまの人材づくりということを考えていただいて、来年からもうちょっとですね、これに丸をもう一つつけていいと私は思いますよ、図書は消えるもんじゃないから。そうせんとですよ、やっぱり10年、20年、30年先を、さつま町の人材育成、人づくりを考えてですね、やっただければ非常にいいと思います。

昔の話ですが、戦国時代に米百俵という、確か話もありますよね、そうことも思い出していただいて、人づくりにどうか努めてくださることを要望しまして終わります。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

1点だけ、所管が違いますので御質問いたしますが、先ほど、畜産振興の関係で話が出ましたけれども、116ページですね。畜産業事務費の中の一般需用費に57万9,000円、予算が組んであるんですけれども、この大きな一般需用費の金額の使い道ですね、ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

ちょっと時間がかかるんだったら、保留にしますけれども。（「済みません、しばらくお時間をください」と発言する者あり）それでは、ちょっと準備に時間がかかるようでは、一応答弁を保留しておきます。

ほかにございませんか。

○木下 賢治議員

所管外のことについて、二、三尋ねてみたいと思いますが、53ページ、企画係の、地域高規格道路インターチェンジ周辺整備構想策定の業務委託が入っておりますけれども、県の助成制度を活用してのことのようですが、どのような内容なのかということと、あわせて、これまでの説明で、工業団地の東側周辺というような話を聞いているわけですが、町としてのインターチェンジの場所を要望できるものか、またあわせて、地元、佐志地区、県道の加治木線との関連もあるかと思っておりますけれども、地元の意向というものを聴取をされていらっしゃるものか、インターチェンジ周辺のそういう構想について、町長の説明をいただきたいと思っております。

もう1点は、54ページの同じ企画係のねぶたの関係なんですけれども、実行委員会、あるいは青森からの訪問団受け入れに関する経費ということで上がっているようですが、これまで毎年のように、鶴田町からは本町に来町をいただいているわけですが、町長、いかがなものですかね、前も尋ねたことあるわけですが、やっぱり、町民も希望者を募って、幾らかでも助成をして、本町から向こうのほうに行って人的交流、もちろん文化、経済も含めてなんですけれども、そういうことは考えられなかったものか。

それと、消防のことで、152ページの防火水槽の整備で予算が上がっているわけですが、先般、船木のほうで火事があった、人命を失うような痛ましい火災だったように聞いております。あわせて、その出火の場所が、大変水利が厳しいところで、近くに露天の小さな防火水槽もあったそうですけれども、泥とか、そういうごみ等がたまって、消火するのに吸水、吸い上げが難しかったというような話も聞いておりますが。

消火栓はあってもですね、水圧が少なく、機能が十分でないというものやら、消火栓からの放水というのは、もう一本しかできないわけですよ、それで防火水槽であれば、ポンプ何台かもつけられますし、効果が大きいわけですが、やっぱり、町内では防火水槽が本当に必要な場所というものがたくさんあると思うんですけれども、消防長で、どうしてもここは早くせんにゃあいかんなどというところを、どの程度把握されているものか。

極端に言えば、消防機材は1～2年遅らせてでも、やっぱりそういう緊急性のあるところへの防火水槽の設置というものを、年次的に計画はされているということはもう重々判るわけですが、やっぱりこの前のような、そういう人命を失うような、そういう防火水槽の不備を解消するような手だてでは考えられなかったものか。

それと、もう1点。文化係のほうで、芸術文化の活動事業費ということで、航空自衛隊の音楽隊の公演というものが上がっているわけですが、本町は、今でもだと思んですが、水害等もでしたし、そういうときに1次派遣で、国分自衛隊が本町の管轄じゃないかというふうに見えるわけですが、合併以降、自衛隊と町との交流というものが、少ないような感じがする

わけでございます。

そういう意味で、もしもの災害のときをお願いする国分の自衛隊、その航空自衛隊が悪いということじゃないわけですが、ここを選定するに当たっての経緯と申しますか、あわせてそういう自衛隊との交流というものの町長の考え方を伺いたいと思います。お願いします。

○町長（日高 政勝君）

北薩横断道路とこの関連の基礎調査でありますけれども、従来この北薩横断道路の線形決定に当たりましては、県が行うわけでありまして、やはり町内を通過をするに当たりましては、やはり将来ビジョンとして、町としてもいろいろと大きなかわりをしていただかないだろうということで、いろいろまちづくりについては、大きな関心を持っている施設でありますので、一応、町として関係課で協議をして、町としての考え方の路線、線形というのは一応、県のほうに出してあります。

それにのっとってということになるところもありますし、場合によっては、それによりがたいということもあるようでございます。

ただ今後、広瀬の道路が6キロ出まして、それからいよいよ国道328号、267号の接点ができる、そういったようなインターチェンジの場所というのが想定をされるわけでありまして。そうしますと、今後のまちづくりに大いに考えなければならぬ、いろんな土地利用計画とか、都市計画の関係とか、そういうことがありますので、すべてそういうのを、県のほうにお任せして路線を計画決定をされるということよりも、事前にやはり町としての考え方、構想というのをつくり上げて県と協議をしていく、そのことがやっぱり将来のまちづくりに当たっては必要じゃないかと思っております。今回、そういう必要な調査の予算を上げさせていただいておるわけでありまして。

基本的には、県のそういったソフト事業を活用したいということで、県にも要望としては上げてあるところでございます。基本的にはそのような考え方でありまして。

それから、ねぶたの関係につきましては、友好交流としまして、5周年のときに1回、それから次の年、昨年、来ていただいたわけでありまして、やはり町民の皆さん方は、それだけの熱意を持って歓迎をしていただき、そしてまた、従来から行っております夏祭りの盛り上がり非常にいいということもありますし、子供たちの、やっぱり、ああいう異文化に触れる喜びということですね、ああいう姿を見ますと、やはりある程度のものは、やっぱり引き続いていく必要があるのかなと思っております。

ただ、笛、太鼓の問題というのがありまして、1回、2回ぐらいではなかなか覚えづらいという関係者の御意見がございまして、それで、実際は、ねぶた同好会というのを結成をしていただきまして、その中で運営をしていただきたいということで、それなりの予算も出してありますが。

場合によっては、また向こうからいらっしゃったとき、何かその受け入れの体制が全くないとなるといかなというのがありまして、必要な、若干なりの予算は持つとったほうがいいんじゃないかなという思いで予算としては上げてございます。

場合によっちゃもう、来られるか判らんわけですが、そのようなことも想定しながら、一応、非常に熱意のある方々なもんですから、もし来られたときに、何もしないというわけにもいかんし、ある程度の交流のそういう予算も持つておくべきではないかなということで、若干この予算もお願いしているところでございます。そういった同好会が主体となって今後、運営をしていけたらと思っております。

あと、自衛隊の関係ですね。直接、部隊の駐屯というのがないもんですから、災害のときなんか、非常に頼りになるし、人命救助とか、あるいはこの復旧の関係についてもですね、大変ありがたいことであると、感謝を申し上げているところでございます。今のその関係でのお付き合いというの

は、自衛隊の入隊者が本町内からありましたときに、中央連絡部とか、あるいは国分とか川内のほうからも来ていただいて、意見交換をする機会がございますが、そのほかですね、父兄会の総会とかあります。

そういう機会とか、特段、町と直接の交流の機会というのは、今までないようであります。御意見にありますように、やっぱりいざというときの頼りということもありまして、何かいい機会があればということも思っておりますけれども、具体的には今のところはそういう壮行会時とか、あるいは総会、そういうことしか、今のところは交流がないところでございます。

今後また、いろんな機会ができるようであれば、また自衛隊の意向等も踏まえながら対処をしてまいりたいと思うところでございます。

○消防長（高木 卓朗君）

先ほど御質問がございました防火水槽の件ですが、まずは、1点目の1月29日に発生いたしました船木での火災、この火災におきまして、一番直近の防火水槽が、約120メートルの地点に、平成22年の事業で設置いたしました防火水槽がございます。これが一番直近の防火水槽ということで、火災防御上、大変有効に活用されております。

そしてまた、建物の向かい側、反対側にありますけれども、約250メートル離れた地点の消火栓からも引いておりますが、この防火水槽が消火活動時において、大変有効な消防水利となったところでございます。

そしてまた、防火水槽の設置整備計画でございますけれども、消防のほうといたしましては、隔年おきに4基ずつ整備している状況でございます。当然、国の補助事業を受けまして整備している状況でございます。この整備につきましては、地元の要望もありますが、消防本部のほうでも緊急度、優先度を考慮いたしまして、4基ずつ整備している状況でございます。

以上でございます。

○木下 賢治議員

消防長、私、聞いたところでは、先ほど言ったようなことで、もう川まで行かん水利がなくて、もうはんぱ、みんな見ちょいじゃったという話も聞いたわけですが、一番、消防長が詳しいわけですので、消防長が正しいかと思いますが、そういう情報があったもんですから、このようなことを質問したわけですが、

実際、私も消防団員として、活動の中で、本当にここも防火水槽が欲しいなあちいうのが、私の地元ですらたくさんあるもんですから、町内にはまだまだいっぱいあるんじゃないかと思うんですよ。先ほど言ったように、機材を少々遅らかせてでも、やっぱりここはもうどしてんなかやいかんどちいうようなところも多分あると思いますので、検討していただきたいということでございます。

それと町長、先ほど、佐志、地元の人たちの意見をと尋ねたわけですが、あったか、なかったかだけ教えていただきたいと思えます。

それともう1点、自衛隊のことなんですけれども、今でも多分、このさつま町は、どここの自衛隊の何隊がというような指定が、そういう指定があるんだと思うんですよね。ないですか。災害のときの1次派遣。

ここが、そことそういう指定関係にあるのに、何で航空自衛隊だったんだろうかなと引っかかったもんだから、こういう質問をしたわけですが、そういう意味を含めて、旧町時代は慰霊祭とか、そういうときに国分の自衛隊の人に来てもらって、そういう吹奏楽とか、自衛隊との交流が多かったものですから、合併以降少ないものですから、こういうことを町長にお願いしたところでございます。

○町長（日高 政勝君）

今回のこのインターチェンジの関係のこととは別として、今、広瀬のほうに出てくるインターチェンジの関係、これについては、祁答院線とかですね、湯田のほうに行って国道267号に乗る、そういう関係もありますので、恐らくインターチェンジもつくられると思います。

それで、その辺の意向についてはですね、私どもも県のほうとは協議はいたしておりますけれども、地元意見としては、いろいろ協議はいたしているところがございますので、その辺の乗り入れがスムーズにいくようなそういうインターチェンジのつくり方というのは、当然として地元として行っていきたいと思うところがございます。

自衛隊の関係については、また、担当課長から説明させます。

○議長（中尾 正男議員）

地元というのは、佐志の、地元の住民から、何かそういう要望はなかったかと。

○町長（日高 政勝君）

佐志の地元のほうからは、地元説明会というので、地権者のほうはしてあるんですが、それでまた、地元の説明会もあったんですけど、具体的には、建設課長ほうで。

○建設課長（三浦 広幸君）

今、町長が申しましたとおり、佐志のほうでも地元のルートの説明を行ったわけでございますけれども、具体的にですね、ちょうど倉内工業団地の下のほうに6キロ地点が来るわけでございますけれども、今まだインターチェンジがそこに確定的ということも示されておられませんし、恐らくあそこにはできるんでしょうけれども、そういう関係で今、地元のほうからは、まだそういうそこまでの声、あるいは要望等は来ておりません。

ただ、地域高規格道路の目的がですね、物流の整備ということで、ちょうどNGKのプラグをあそこから乗り入れて持っていくという大きな目的もありますので、あそこら辺にできるんではないかということになっております。

○文化課長（北原 美義君）

今回、航空自衛隊の関係が来るということで、近隣の陸上自衛隊とのそういう災害関係との関連ということだろうと思いますが、今回、航空自衛隊の中央音楽隊ということで、航空自衛隊のほうも、中央のほかに各方面隊のほうにございまして、九州管区のほうは、西部航空音楽隊と、音楽のほうはこういう音楽隊ができて、自衛隊の広報活動を行っている、陸上自衛隊のほうは、確か熊本に音楽隊があるようでございます。

今回決まったいきさつにつきましては、中央音楽隊の広報活動の一環として、九州のほうで演奏をしたいということで、川辺のほうと、串木野のほうと、今回、ここは吹奏楽のまちづくりを行っているということで、さつま町でやりたいということで、向こうからの申し入れ等もございまして受け入れたということでございます。

○議長（中尾 正男議員）

建設課長、確認をしておきます。そのインターチェンジのことについて、今の答弁でよろしいですか。

○建設課長（三浦 広幸君）

ちょっと議長から注意を受けましたけど、（笑声）今の時点では、具体的にまだ示されておられませんので、それで御理解いただきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

了解。さっき保留にしていた新改議員の質疑について答弁を。

○農政課長（平田 孝一君）

先ほど、新改議員の質問に対する答弁を保留させていただいておりましたので、お答えをさせていただきます。

6款1項7目、畜産業事務費の需用費57万9,000円の内訳をという御質問でございました。この需用費につきましては、本庁の畜産係それと鶴田支所の畜産部門それぞれ公用車が1台ずつございまして、この公用車の維持管理に要する経費、それと公用車1台分の車検代、それと鶴田、薩摩に家畜検査場を持っておりますが、ここの維持管理の経費、それと町の品評会、川薩畜産共進会、これにかかる額縁代とか、事務用消耗費、そういったものを一応、計上させていただいております。

○新改 幸一議員

一般需用費の中身をちょっと聞いたわけですが、畜産振興の関係で、町長の施政方針の中で、この畜産振興について、ちょっと文言が出ているわけですが、畜産は、本町の農業の基幹作目ということでございます。

肉牛は、全国でも高い評価を受けているということで、きちっと文言でうたっております。次の文言ですね、近年、口蹄疫や鳥のインフルエンザの関係というようなことで、きちっと方針には出ているんですけども、この鳥のほうは、当初予算説明の中にきちっと、消毒液配布予定500個、300円、それで15万円ということで、一般需用費の中にきちっと出てくるんですけども、牛の関係の口蹄疫ですね、一番、過去に苦しい思いをした口蹄疫の予防対策関係ですね、こういうものが予算の中に全然出て来ないので、そういう流れでいいものか。

新聞等を見ていますと、よその県、宮崎県とか、ほかの地区、やっぱり口蹄疫は、いろんな予防対策的なものも記事に出ているようでございますけれども、畜産は、この町の一番、基幹作目と言いながら、過去に一番、我々苦しい思いをした口蹄疫、今、そういうような話が実際出ていないから、安心なんですけれども、いつ出るかわからないというような、将来に向かってですね、さつま町は、この予算をちょっと組むべきじゃなかったかなと思うんですけども。

ここあたりは当初の予算を組むときには、全然、口蹄疫の予防対策、年に1回はやっぱり石灰をまいてくれと、その石灰は、町のほうできちっと準備をするからとか、そういうところまでの考え方というものはなかったものか、そこあたりちょっとお聞きしたいと思います。

○農政課長（平田 孝一君）

一般会計予算の中で、口蹄疫に関する予算がないのではないかとありますが、一昨年、宮崎の口蹄疫を受けまして、家畜伝染予防法の改正がなされました。この改正では、やはり飼養者の責任というのが義務づけられておまして、そういった伝染病に対する対策、そういったものは、やっぱり飼養者がしなさいというようなことで、石灰の散布があり、あるいは、例えば農場への立ち入り禁止の、そういった立て看板の設置、入場制限、そういったものはやはり飼養者がしなさいというふうに変ってきております。

そういった中で、県のほうでも、昨年の暮れあたりから、それぞれ農場に、それぞれ個々に立ち入り調査を行い、そういったことがなされているか確認を行っております。

そういったことから、やはり農家自らやるんだというふうに意識がえといますか、そういうふうになってきておりますことから、こういったことは、町のほうではしておりませんが、一昨年の例でも、もし発生したら、やはり予算的には予備費で対応するというような形でしております。出ないことが一番いいんですが、出ないように農家自らそういった対策を講じるというふうになってきているところでございます。

それと、消石灰等につきましては、一応、一昨年の未使用分が約250体ほどありまして、これについては、現在、薩摩支所のほうの倉庫のほうで管理をしております。ただやはり、消石灰

も長く置きますと固まってしまいますので、ある程度やはりそういったところは調整しながら、新しい備蓄については、また検討させていただきたいというふうに考えております。

○新改 幸一議員

そういうこの法的な流れで、飼養者が自らがきちっと管理をするんだということになったということでございます。

私も仕事上、いろんなところを回るんですが、今はですね、相変わらず石灰をきちっとふってあるところが、旧薩摩町に1カ所あります。入り口が真っ白になっております。やっぱりああいふ場面を見ますとですね、畜産農家のところが、ほとんどそういう石灰をふってない、もう昔の流れに戻ったような気がいたしまして、口蹄疫の問題を畜産農家の皆さん方は、もう考えていらっしやらないのかなということも、つくづく現場とか見ながら思うところでございます。

ですから、飼育農家自らがするということは、そのように理解しましたので、町としては、やっぱり農協と連携を取りながら、この口蹄疫に対する予防対策も何らかの形を、やっぱりこの1年の中で、月を決めてですよ、全町民にもわかるようなこういう月間を設けていただくような流れも、指導もしていただくように要請をしておきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○麥田 博稔議員

43ページ、2款1項2目関係に関連してお伺いしますが、この前、職員研修につきましては、町長にお伺いしたところ、引き上げてということだったんですが、この予算書を見ますと、県の市町村課に一人、1年間というような話なんです、今後のその基本的な職員研修について、例えば今、出水市とか、日置市では、企業が撤退して非常にもう困っている。

うちの場合は、東京じゃなくて、名古屋からが中心になっていますけれども、やはり東京でいろいろ情報収集するというのは、職員の方には非常にこう負担が大きいんですけども、大事なんじゃないかと思うんですけども、その辺の基本的な考えと、それから行政改革審議会、それから、まちづくり政策推進事業ですね、このまちづくり政策推進事業は、確かにこれはもう新しい事業ですけども、私もこれは必要だと、よその人から見た目ですね、さつま町を。

さつま町に住んでいるよそから来た人。ですから、この行政改革審議会とまちづくり政策推進会議、行政改革審議会は町長の諮問でなっていますけど、きのうも出ました公の施設の管理のあり方検討委員会とかですね、ここからは胸突き八丁だと思うんですけど、総論は皆、賛成だけで、各論になると、やっぱり我々議会も町民の方が下がっているというようなことで。

だから、きのう新改議員が言われたその辺をひっくり返して、ここの両方の、行革の審議会と、まちづくり政策推進会議で、やはりさつま町のあり方というか、一応話をしてもらって、そうすると非常に進んでいくのかなと思うんですけど、その辺の考えを町長にちょっとお伺いします。

それから、さつまの魅力情報発信で、キャラクターのあれを84万円ですかね、1体つくられますけれども、いろんなところでイベント等で出れば、子供たちとか、熊本のくまモンですかね、物すごく人気があって、こう発信力があるんですけども、1体でどのような運営をされるのかですね。それで観光協会の、かぐや姫のほうもできていますので、やっぱりその辺とのコラボをしてさつま町を売り出すと。

先ほど言われた、アミュ広場でされる秋祭りとか、なんかそんなのに使って、まちの発信には非常にいいと思うんですけど、基本的な考えを、どういう思いなのかをちょっとお伺いしておきたいと思っております。

それから、予算書の202ページから205ページの職員給与等に関連してなんですが、昨年

度0.23落としたんですけれども、年間にすれば上がると、そして職員は二人減って、ちょっと580万円ぐらい総体では減っていますけれども、ここの昇給がですよ、343人、100%4号級上げるといふうになっているんです。

だから、公務員の場合、人事院勧告もあってしまいますけれども、この職員の昇給に関する条例でいきますと、この職員の昇給は前1年間の勤務成績に応じて行うこととする、ですから、ここからいくと、全員4号上がるっていうのは、ちょっと無理があるのかなと。

だから、その結果がですよ、この上の203ページの号級が非常に多くて、合併してから3~4年、新しい人を入れていないですから、頭でっかちになるのは仕方がないんですけれども、やっぱり昇給が一律に上がっていく、それでまた人事査定はなかなか難しいところなんですけれども、そこがやっぱりせないかと。

というのが、振休にしても取れない人とかですよ、そして今度も、あの滞納整理官とか徴収事務職員の方がおられて、減ったのか知りませんが、こういう予算書を見ますと、滞納繰り越しもちょっとは減ってきておると。

だから、そういうところは1年間を見て、上げてやるとかですよ、成果が出ているわけですから。それから福祉なんかも、たまたま子ども手当があったからかも知りませんが、やっぱり保育園のお金をいろいろ相談をして、そのお金から取ったとかですよ、給食センターもわざわざ町外まで行って徴収したとか、いろんなその努力をしています。

だから、そういうところは、4号と言わずに6号上げてもいいと思うんですけれども、結局、そこで全部一律にこう上がっていくちゅうのは、非常に困るなど、困るちゅうかまずいんじゃないかと思うんですが、その辺の基本的な考え。

それから、予算書全体を考えて、財政についてちょっとお伺いしますけれども、ここ7~8年で、非常によくなってですね、財政ももう改善していると思うんです。なぜかという、やっぱり町長も去年、23年度中に、庁舎をつくる時には、借金をせずにつくろうかというような話まで出ましたから、やはり町長自身も、この施政方針の中では大変だと、私たちも監査のほうからも持続可能なというようなことでいろいろ指摘されたり、議会からも決算委員会等でもそういうことは指摘されていますけれども。

この予算編成の概要を見ますと、中期財政フレームで24年から26年の財源は、一応確保されているというようなことです。地方交付税の確保が図られていると。ただ、私たちの町は、27年までが満額で、それから32年までですかね、8億円ぐらい減っていくということですが、この地方債を見ますと、そこら辺である程度もうカバーができるんですよ、地方債の減で。

もうお金がない、お金がないと言いながら、結局、道路維持なんかも非常に要望が多くて、決算委員会等でも、何百件かあるけれども、半分ぐらいしか消化できないと、今度も5班体制を4班ということ。これは仕方がないと思うんです。やっぱり125~126億円をあと2~3年で120億円ぐらいまで予算を圧縮していくという中ですから、だけどやはりある程度余裕が出てくれば、そういう町民の要望にこたえる必要があると思うんですよ。

ですから今度も、この138ページを見ますと、昨年からずっと2,000万円ぐらい予算が減っています。道路維持の人件費とそれから委託料、工事請負費ですかね、そのところが減っていますけれども。

だから、さっきもありました。農家に、口蹄疫で、それは国の指針が、個人がするんだということなんですけれども、200体ぐらいあるから大丈夫だというような話ですが、そういう予算がないと言いますが、やはり、ここ4~5年で、それだけお金も返しているわけですから、70~80億円。公債費も減ってきているという、それから財政調整基金にしても9億円ぐらい

しかなかったのを健全化をして、26億円とか、27億円、23年度末で残る。

だからその辺をしますと、70～80億円ですかね、ここ4～5年で、1年に10億以上返ってきている。将来を見てもあるわけですから、先ほどあったようなそういうこととか、それから、ちょっと質問がありました、青森との人的交流、これは私は、ねぶたは、ちょっと反対していましたが、やはり子供たちにそういうのを見せるとか、異文化を与えるとか、やっぱりそういう人的交流、そして東北にあるもの、こっちのほうとは温度も違いますし、そういう文化も違いますから、交流をするのは、まあいいと思います、その辺のやっぱり予算とか。

だから、医療費なんかを安くすると、打ち切るというわけにはいきませんので、単発的にできるやつですね。今、各区で福祉部をつくるとかありますけれども、その辺のソフト的な予算をつくって、ぜひつくってくれというような、だから、金はないちゅうけど、ちょっとはあるのではないかなと思うんですけど、そこら辺の基本的な考えをちょっとお伺いしておきたい。

○町長（日高 政勝君）

まず、市町村課への派遣の職員研修の関係でございます。今まで職員の研修というのは、とにかく、こういう地方分権が進んできておりますので、いかにやっぱり資質を高めて町民サービスに努めていくかというのが大きな課題でございますので、いろんな機会に派遣をしたり、あるいはこの研修の機会を与えると、そういう人材養成をしていきたいと思っております。

振興計画の中でも、人づくりということを考えておりますが、その中でやっぱり、まずは職員がそれなりに町民の信託にこたえられるようにですね、そういう能力を高めていただくことが大事かと思っておりますので、特にこの若手の職員等については、研修の機会を与えていきたいと思っております。

ことしの3月で東京の遊楽館の派遣が終わりますので、これにつきましては、違った形で市町村の行財政の全般的な実務研修の場であり、市町村課のほうに派遣をしていきたい。今、県の市町村課長ともお話をしておりますのは、できたら行政、財政という面でできないかということも御相談をいたしておるところでございますが、どこに配置になるかは判らないところがございます。

そういうことで考え方としては、1年間ぐらい一応そういった実務研修という形で派遣をしたいと思っておりますのでございます。

そのようなことで、いろんな機会がございます。自治大学校とか、税務大学に行ったりですね、そういう研修にも行かしておりますし、あるいは、この技術の関係の皆さん方については、整備局との人事交流という機会で行っておりますし、いろんな機会に参画をして、幅広くやっぱりいろんなことを勉強して、将来に備えていただきたい、そういう気持ちを持っているところがございます。

それから、まちづくりの関係と、先ほど出ました公共施設の関係でございます。評価の関係でありますけれども、今回のまちづくりフォーラムにつきましては、せっかくこうして縁があってさつま町においでいただく方々というのが、学校の先生とか、あるいは警察の方、そしてまた金融機関の方、県の方とか、国の関係機関の方もさまざまありますので、いろんな立場の人から、実際この町に住んでみて、外から見たときにどうあるべきかということをいろいろと意見を聞く機会もあっていいんじゃないかなと思っております、こういう機会をぜひ設けていきたいということで、予算もお願いしているわけでありまして。

これまで、専門的な立場で、まちづくりについての委員の方を選任をしまして、約2年ですかね、いろんな意見をいろんな角度から聞かせていただきましたけれども、それらについても町政に反映をさせていただいておりますが、今回はまた、違った形でそういう機会を設けていきたい

ということでございます。

そういうことで、先ほどの公共施設の管理計画の関係についても、部内で今いろいろと百数件にわたります公共施設について検討をいたしまして、いわゆるこのあり方検討ということですが、施設を廃止をしたり、あるいは民間譲渡をする、貸し付けをする、返還をする、ということ等、それぞれ指定管理でいくもの、直営でいくものとか、仕分けをしながら今整理をいたしてきております。

できましたら、平成24年から33年という一つの長いスパンでありますけども、10年間のスパンの中で前期と後期に分けて、具体的な推進ができたところとところでございます。こういったことの評価等について、やっぱりこの第三者的な目からというような話でございます。先ほどのこのまちづくりフォーラムの委員の皆さんにさせていただいてということですが、これについてはまた聞く機会もあろうかと思っております。

私が今、考えておりますのは、公民館長の代表の方とか、あるいは農業関係の代表者とか、商工業の代表者とか、そしてまた、女性代表の皆さんとかですね、そういった方々が行革の委員になってもらっておりますので、身近にいらっしゃる町民の方々ですので、いろんな施設の使用とあり方というのが一番関心もあって意見もお持ちだと思っておりますので、まずはそういう方々の見方についてお聞きしながら、評価は行っていきたくと思っております。

特に、この町外の方については、一般的な見方になるかと思えます。それも非常に客観性があるかと思えますので、場合によってはそういう機会も設けて行く必要があるかと思っております。

それから、イメージキャラクターですね、とにかく個性をですね、やっぱりいろんな町があるわけですが、やはり訴えていくためには、その町の持っている独自性、個性というのをアピールをして、やはり皆さん方にそのイメージをつかんでいただく、描いていただく、このことがやっぱり必要ではないかと思っております。

それで、今までいろんなイベント等を開催をして、パンフレットとかですね、そういう形ではやっておりますけれども、かぐや姫も観光協会のほうで新たに設置をしていただきました。彼女らも一生懸命活躍の場があるわけでございます。

それに加えまして、やっぱりそのイメージキャラクター、さつま町と言ったとき、どんな町を描いていただくのかですね、そういうことを、やっぱり訴えながら、皆さん方に来ていただく、そういうことも大事かと思っておりますので、今回、イメージキャラクターとか、あるいはこのロゴマークを、いろんな場で、のぼりとかはっぴとか、そういうものに活用しながら、そしてまた、できたら、ゆるキャラのブームで、そういうイベントの場で、そういう人たちが、皆さんに訴えていく場面ということも必要ではないかと思っておりますので、そういうものまで作製をしていきたいと思っております。

効果的なのぼりをつくったり、ということで、いろんな場面があるかと思っておりますので、そういう活用をしていきたいと、アピールを、とにかくインパクトのあるものにしていかないと、なかなか同じようなことじゃいかんと思っておりますので、そのようなイメージで今、取り組みをしていきたいと思っております。

いろいろ取り組みはしたいと思うんですが、この前もありましたとおり、やることはたくさんあって、やれば総花じゃないかこう言われますし、非常に重点的に取り組みはしておりますけれども、なかなか行政というのは幅広いものがございまして、一方だけするわけにはいかん、やっぱり、それが行政の公平さということではないかと思っております。

それから人件費の問題ですね。職員の関係で、確かにこの昇給の関係については、給与条例等

に書いてありますとおり、良好な勤務をした者が昇給をするんだということでございまして、やはりこの基本になるのは、ここで前から御意見もいただいておりますし、私も担当のほうには言っております、やっぱり勤務評定をしてですね、そういう給与に反映をしていく、やっぱり頑張った職員はやっぱりそれなりに評価が出て、それなりの給与なり出てくるのが当たり前だと私は思っております。

そういうことで、職員のやる気とかモチベーションも高まっていくんだということでございまして、ぜひともやっぱりこういうことについては、取り組みをする必要があるかと思っております。

そういうことで、今のところ、皆さんすべて良好な成績を修めたものとして取り扱いをさしていただいておりますけれども、本当にこの辺は、しっかりとした対応が必要かと思っておるところでございます。

財政の関係につきましては、はっきり言って、まだ財政の健全化の途中であると私は思っております。私は、経常収支比率にしましても、あるいはこの公債費比率にしましても、財政力指数にしても、まだまだ落ち着く状況ではないと思っております。

ただ、いろんな国の政策等にうまく乗かって、うまく活用した結果というものは、このようなことになったわけでありまして、恐らく今の経済状況、円高がようやく落ち着いてきたところではあります、経済の進展が今、日銀のほうでも1%、インフレ目標を出しましたけれども、どうなっていくのかというのが全くつかめない状況ですね。

今の経済状況の評価を見ましても、まだまだ厳しいというのが出ておりますし、先行きが全く見えないというところがございます。そしてまた、経済が落ち着かないと、この交付税、依存財源の7割5分を持っている本町にとっては、これに大きく左右されるわけありますので、この辺の成長いかんによっては、私は、また非常に難しくなるのかなと思っておりますし、こういう高齢化社会で、いわゆるこの生産年齢人口がなくて、税収が伸びない時代に入っていくわけありますし、そして10年経過したら交付税も減っていく、約10億円以上から減るわけですから、やっぱりその辺を視野に入れて、今のうちにやっぱり積み立てをしっかりしていかなきゃならない。

この辺は、健全財政という基本的な考え方というのは、これからもしっかりと認識をしながら、持続可能なやっぱり行財政というのを進める必要があるかと思っておりますし、したがって、年度末また、さらに積み立てをしていきたいと思っておりますし、必要なところはですね、先ほどありましたとおり、財源の配分はいたしますけれども、基本的にはまだまだ予断を許さない、楽観は許されないというふうにおもっておりますので、必要な財源については、これからも基金を所有しながら対処をしていきたい、そして安定的な行財政に努めていきたい、そのように考えておるところでございます。

○麥田 博稔議員

ほぼ納得はいたしましたけれども、この職員給与のことにつきましては、この表を見ますと、全体的に4号となっておりますので、その辺はやはり、言ったようにしてもらいたいと思います。それで、男女共同社会で、私も一般質問したことがあったんですが、女性職員の登用をといってお話をしたときに、やはり女性の方は、育児とか、それから家庭があつたりするので、なかなかそのときにはそういう係長とかの職を受けられないということです。

だからそのときには、私はもう昇給停止するべきではないですかと、やはりそういう家庭の事情とかを抱えて、そういう職務にはつけないというような話ですから、やはり、せんないかと。それで、きのうの町長の答弁を聞いていますと、やはり、職員は入るときに同じような試験

を受けて、同じように研修もされています。

だから、やっぱりその辺を考えたときに、何でその男性の幹部職だけ多くてとなりますと、やはり、女性の方の育児とかいろんなことがあるということですから、やっぱりその辺は、今度は昇給のときにある程度せんと、不公平かなと私は思うんですね。だから、その辺の話は委員会でも結構ですが。

それから、財政についてです。これ、私も公債費適正化計画等、そういうものをつくらないかと前からずっと言っていて、違ったことを言うなと思われるかもしれませんが、実際、今度の予算書見ると、24年度末に158億円ですか、起債の残が。だけど、そのうちのそのほか57億円、過疎債が47億円ぐらい。この臨時財政対策債なんかは、後年度、100%交付税措置をします。

だけど今、その橋本さんとかあの辺が交付税を廃止せえとか、いろんな話がありますから、町長が言われたように、先行きちょっと見えない状況も出ていますけれども、それから過疎にしてもですよ、47億円ぐらいありますけれども、そのうちの7億円、過疎債の場合は7割ですかね、交付税措置をします。辺地債も9,000万円ぐらいですけれども、これは80%ですか、だから見てみると、真水の部分の借金というのは、大分減ってきていると思うんですよ。

だからこれは、財政を預かる財政課長とか町長は、非常に大変で、我々もその持続可能なやっぱり町政を目指さないけませんから、簡単にはいきませんが、町道なんかの穴ぼこで、ひっくりかあって、けがをしたとかちゅうような話も聞くもんですから、やっぱりその辺は、今度も2,000万円ぐらい減っていますけれども、やはり配慮をしていただきたいというふうに思うんですね。

それで、この財政については、人の一般質問をとるのはあれですけども、やはり内田議員が言われたように、この辺の状況も、町民の方にやはりある程度、安心ですよと、持続可能な町政になっていると、ただそのむだ遣いというのは、やはり町長が言われたように、将来を考えたときに、厳しいので、これぐらいは財政調整基金を持っていないと、やっぱり予算は組めないとか、その辺は情報開示をして、それで町民みんなでもやはりそういうのは、考えてやっていくべきだというふうに思うんですけど、その辺の基本的な考えで結構ですから、お聞かせ願いたい。

○町長（日高 政勝君）

財政運営というのは、確かに、いろんな分野、政策にわたっての裏づけでありますので、それなりの重点配分をしたり、あるいはこの通常予算の配分であったりするわけですが、確かにこの町民生活に支障が出るというようなことについては、やっぱり、その辺は予算の配分に努めていきたいと思っております。

今回の道路維持の予算の減については、いわゆる道路整備員の人数を今回から減らしたということで、その辺が減額になっておりますけれども、基本的にはやっぱり、町民の皆さん方の日常生活に支障がないような配慮はやってまいりたいと思うところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。

再開は、おおむね3時15分とします。

休憩 午後2時59分

再開 午後3時13分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほどの、地域高規格道路の件で、建設課長から補足的説明があります。

○建設課長（三浦 広幸君）

先ほど、木下議員の地域高規格道路のインターチェンジの件で、説明会時においては、そういうインターチェンジに対する要望とかなくて、排水関係がほとんどだったんですが、後日、佐志の館長さんのほうから、佐志の振興策にも関係があるということで、今後は協議をしましょうということで、申し入れがあったということで記憶しております。

それと、ついでに、今現在、詳細設計に入っております。議員の方々にもお示ししましたとおり、概略ルートが、ちょうど山の尾根を通るということになっております。佐志地区につきましては、大きな排水路というのが穴川しかないということで、今でも大雨が降ればあふれるということ聞いていらっしゃると思いますので、町のほうからそこら辺は申し入れてあります。

なお、佐志だけではなくて、時吉のほうにも、メインのインターチェンジにつきましては、先ほど町長が説明しました基礎調査に基づいて、どこか決まっていくでしょうから、おおむね虎居地区ですね。時吉の館長さんにも、そういうことで今後、協議をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（中尾 正男議員）

ほかに質疑ありませんか。

○平八重光輝議員

できるだけ簡潔に手短にお尋ねしますが、どの課、どの所管ということではなくて、役所全体のコンピューターシステムのことについてお尋ねいたします。

一つの例として、64ページの戸籍の関係のシステムがありますが、システムの借り上げ料は、634万円と、このシステムの保守業務511万円。電算システムとありますけれども、電算ちゅうのは電子計算機のことであれば恐らく30年前後前から使っている言葉で、今はもう電算ちゅうのはほとんどなくて、コンピューターシステムというんですけれども、それが残っているんだろうと思いますが。

以前ですね、この保守業務の算出について、算出根拠をもらっていらっしゃいますかというような質問をしたんですが、ぜひこれは算出根拠を取ってください。取ってくださいちゅうのが、23年度、まだまだ終わっておりませんけれども、22年度のこの保守に来られた回数、極端に言えば年に1回か2回しか来ないのに500万円払っとると。

それぐらい、点検保守はいらないんです、実際は、今のシステムはですね。だから、必ず保守点検に来られた何月何日、何人来て何時間かかりましたという作業日報を出すようになっておりますので、それをその業者から必ずもらって、そういうのを基本にしたもとに、たまたまこの60ページは目についたからで、ほかのシステムも全部ですけれども、そういうふうにされているのかどうか、もし、されていないのであれば、そういうふうにして600万円の機器の借り上げのやつを500万円かかって保守をするちゅうたら、一般の会社ではちょっと考えられないような高額な1,100万円という、毎年金を払っているような感じがするものですから。

確かなその算出根拠があるのであれば問題ありませんけれども、そういう算出根拠をすべてのシステムについて取っておられるのか。そして、前年度のその保守業務について、どういう作業をどれだけしたちゅう記録を取っておられるのかお尋ねします。

○総務課長（紺屋 一幸君）

電算係のほうでは、基幹系の関係等につきましては、SE等が絶えず来ておりまして、作業の

日報でありますとか、そういったものは毎日上がってきているところでございますけれども、すべての課、係において、それが確実に履行されているかは、再度調査をいたしまして、不備があった場合は、そういった旨で通知を行って、今後そろえていく形を取りたいと思っております。

○平八重光輝議員

もう、やめるつもりだったですけど、2回目をちょこつと言いますが、このシステムがどういうシステムか私も詳しくは知りませんが、競争を入れられるものは、競争を入れてやってください。1社だけの随意契約のような形ではなくて、ほかの会社でもできるようなシステムについては、すべて競争を入れてやっていただきたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、分割して、それぞれの所管の常任委員会に審査を付託します。

△日程第14「議案第15号 平成24年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第15「議案第16号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第16「議案第17号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第17「議案第18号 平成24年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第18「議案第19号 平成24年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第19「議案第20号 平成24年度さつま町水道事業会計予算」、日程第20「議案第21号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第14「議案第15号 平成24年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から、日程第20「議案第21号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算」まで、以上の議案7件を一括して議題とします。

各議案の提案理由につきましては説明済みであります。これから、ただいまの議案7件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいま議題の議案7件は、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託します。

本日から3月15日までの各常任委員会の審査会場は、総務常任委員会が第2委員会室、文教厚生常任委員会が第1委員会室、建設経済常任委員会が議場となっております。

△散 会

○議長（中尾 正男議員）

以上で、本日の日程は全部終了しました。

3月27日は、午前9時30分から本会議を開き、各議案の審査を行います。

本日はこれで散会します。御苦労さまでした。

散会時刻 午後3時21分

平成24年第2回さつま町議会定例会

第 4 日

平成24年3月27日

平成24年第2回さつま町議会定例会会議録

(第4日)

○開会期日 平成24年3月27日 午前9時30分

○会議の場所 さつま町議会議事堂

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員(20名)

1番	森山大	議員	2番	東哲雄	議員
3番	麥田博稔	議員	4番	米丸文武	議員
5番	川口憲男	議員	6番	新改秀作	議員
7番	平八重光輝	議員	8番	平田昇	議員
9番	舟倉武則	議員	10番	岩元涼一	議員
11番	内之倉成功	議員	12番	柏木幸平	議員
13番	楠木園洋一	議員	14番	内田芳博	議員
15番	桑園憲一	議員	16番	市來修	議員
17番	新改幸一	議員	18番	木下敬子	議員
19番	木下賢治	議員	20番	中尾正男	議員

欠席議員(なし)

○出席した議会職員は次のとおり

事務局長	王子野建男君	議事係長	中間博巳君
議事係主幹	松山明浩君	議事係主任	垣内浩隆君

○地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおり

町長	日高政勝君	教委総務課長	山口正展君
副町長	和気純治君	社会教育課長	岩元義治君
企画課長	湯下吉郎君	建設課長	三浦広幸君
健康増進課長	村山茂樹君	耕地林業課長	山口良一君
介護保険課長	中村慎一君	水道課長	脇黒丸猛君
環境課長	貴島晃人君		
総務課長	紺屋一幸君		
財政課長	下市真義君		
税務課長	萩原康正君		
消防長	高木卓朗君		

○本日の会議に付した事件

- 第 1 議案第 3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 4号 さつま町地域公共交通対策維持確保基金条例の制定について
- 第 3 議案第 5号 さつま町職員定数条例の一部改正について
- 第 4 議案第 6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 7号 さつま町公民館条例の一部改正について
- 第 6 議案第 8号 さつま町介護保険条例の一部改正について
- 第 7 議案第 9号 さつま町紫尾山ふれあいの森条例の一部改正について
- 第 8 議案第10号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について
- 第 9 議案第11号 さつま町県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について
- 第10 議案第12号 さつま町営住宅等条例の一部改正について
- 第11 議案第13号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について
- 第12 議案第14号 平成24年度さつま町一般会計予算
- 第13 議案第15号 平成24年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算
- 第14 議案第16号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算
- 第15 議案第17号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計予算
- 第16 議案第18号 平成24年度さつま町介護サービス事業特別会計予算
- 第17 議案第19号 平成24年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算
- 第18 議案第20号 平成24年度さつま町水道事業会計予算
- 第19 議案第21号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算
- 第20 議案第23号 土地改良事業の計画変更について
- 第21 議案第24号 さつま町まちづくり振興基金条例の制定について
- 第22 議案第25号 さつま町公共施設整備基金条例の制定について
- 第23 議案第26号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について
- 第24 議案第27号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第11号）
- 第25 議案第28号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第26 議案第29号 平成23年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第27 議案第30号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第28 議案第31号 平成23年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）
- 第29 議案第32号 平成23年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 第30 議案第33号 さつま町教育委員会委員の任命について
- 第31 陳情第 2号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める陳情書
- 第32 陳情第 1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書
- 第33 発議第 1号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書（案）の提出について
- 第34 発議第 2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）の提出について
- 第35 発議第 3号 さつま町議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定について
- 第36 発議第 4号 さつま町議会議員定数条例の一部改正について
- 第37 報告第 2号 平成24年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について

第 38 議員派遣の件

第 39 閉会中の継続審査・調査について

△開 議 午前9時30分

○議長（中尾 正男議員）

おはようございます。ただいまから平成24年第2回さつま町議会定例会第4日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付してあります議事日程のとおりであります。

△日程第1「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」、日程第2「議案第4号 さつま町地域公共交通対策維持確保基金条例の制定について」、日程第3「議案第5号 さつま町職員定数条例の一部改正について」、日程第4「議案第6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」、日程第5「議案第7号 さつま町公民館条例の一部改正について」、日程第6「議案第8号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、日程第7「議案第9号 さつま町紫尾山ふれあいの森条例の一部改正について」、日程第8「議案第10号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」、日程第9「議案第11号 さつま町県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について」、日程第10「議案第12号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、日程第11「議案第13号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」、日程第12「議案第14号 平成24年度さつま町一般会計予算」、日程第13「議案第15号 平成24年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、日程第14「議案第16号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、日程第15「議案第17号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、日程第16「議案第18号 平成24年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、日程第17「議案第19号 平成24年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、日程第18「議案第20号 平成24年度さつま町水道事業会計予算」、日程第19「議案第21号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算」、日程第20「議案第23号 土地改良事業の計画変更について」

○議長（中尾 正男議員）

日程第1「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」から日程第20「議案第23号 土地改良事業の計画変更について」までの議案20件を一括して議題とします。これから、それぞれの常任委員会に付託した議案について、各常任委員長の審査報告を求めます。まず、総務常任委員長の報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務常任委員長（岩元 涼一議員）

総務常任委員会の審査の経過と結果について、御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案6件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」であります。

雇用状況等経済情勢が厳しいことを考慮し、町長、副町長、教育長の給料月額を減じようとするもので、町長の給料を20%、副町長を5%、教育長を3%減額しようとするため制定するものである。平成23年度に引き続き、平成24年4月支給分から適用し、期間は平成25年3月31日までとのことであります。

次に、「議案第4号 さつま町地域公共交通対策維持確保基金条例の制定について」であります。地域公共交通に関する各種事業の財源を長期にわたり安定して確保しようとするため基金を設置するものであります。この財源については、平成22年度から過疎地域自立促進特別措置法の改正により過疎対策事業債がソフト対策事業へも充当できるよう拡充されたことから、これを財源に3,000万円を基金へ積み立てようとするものであります。

質疑の中で、積立金の額の根拠についてたまたましたところ、地域公共交通の実証運行が最大限実施された場合の経費が年間を通じて2,200万円ほどの見込みである。平成24年度の運営を見ながら、今後の積立額については検討していきたいとの説明であります。

次に、「議案第5号 さつま町職員定数条例の一部改正について」であります。

今回の条例改正は、さつま町定員管理計画に基づき適正な定数に改めようとするもので、新たな定数の合計354人については、平成23年4月1日時点での職員数とのことである。現在進めている定員管理計画に基づき、平成26年度までの目標325人に向けて職員数は減少していくものと考えているが、今後の定数条例の改正は必要な時期に行いたいとのことであります。

次に、「議案第6号 さつま町報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」であります。今回の条例改正は、各種行政委員会委員の月額報酬を平均で3%引き下げるとともに、スポーツ基本法の制定に伴い体育指導員の名称をスポーツ推進員に改めようとするものである。今回の改正による委員の月額報酬への影響額は、現行の委員数38名で積算すると57万8,400円の減額になるとのことであります。

次に、「議案第13号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」であります。今回の条例改正は、消防団再編計画に基づき定数を483人から452人に改正しようとするものであります。

質疑の中で、3月1日現在の実団員は436人となっているが、定数を満たすための方法についてどのように考えているのかとたまたましたところ、23分団中12分団が定数を満たしていない。地元あるいは消防団の方々にお願いしているが、団員確保に苦慮している。消防本部としても定数を満たすよう努力していきたいとの説明であります。

また、消防団員の中にサラリーマン団員が多くなっているが、平日の昼間帯への活動への対処についてどのように考えているかとたまたましたところ、サラリーマン団員は全団員の約7割となっており、昼間帯の活動への団員確保については企業の御理解を得るために努めている。また、消防団員の不足を補うために消防災害支援隊の活用や各方面隊での出動区域の見直し等により対応していきたいとの説明であります。

次に、「議案第14号 平成24年度さつま町一般会計予算」の関係分についてであります。

歳出の2款1項、総務管理費、さつまの魅力情報発信事業費について、平成23年度において町のイメージキャラクター、ロゴマーク、キャッチコピーを公募し決定したが、平成24年度に

においてはこれらを積極的に活用しPRやイメージアップを図っていく。「人、物、金、情報」をキーワードにしながら、さつま町魅力情報発信基本戦略を策定し、これをもとに行動計画を立てた上でさまざまな取り組みを実施していきたいとのことであります。

次に、庁舎建設等事業費の庁舎建設及び関連工事費6,400万円については、公用車車庫の解体や南別館の解体、非常用発電機の移設工事並びに新庁舎を含めた処理能力のある浄化槽(390人槽)の新設工事が主なものである。浄化槽の新設工事については、東別館の汚水について仮設のくみ取り槽を設置することも検討したが、300万円ほどの経費がかかるために新設したほうがよいと判断したとのことであります。

次に、企画事務費の中で、地域高規格道路インターチェンジ周辺整備構想策定業務の具体的な進め方についてたどりましたところ、まず、さつま町内への車両動向調査や商圈の動向、観光や交流の現状把握と分析を行い、広瀬道路と泊野道路間の全線開通を見越して、インターチェンジの設置に伴う周辺整備、地域振興に関する基本方針を策定していきたいというもので、さつま町としての方向性を県や国に対して要望するための資料にしたいと考えているとの説明であります。

次に、景観形成推進事業費の中で、危険廃屋解体撤去費補助の具体的な進め方についてたどりましたところ、本事業については、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの3年間の期間限定で実施するもので、町内の景観及び町民の安全・安心な住環境を確保するため、危険廃屋の解体・撤去に係る経費の一部を助成するものである。

補助要件としては、①解体撤去費用が30万円以上になること。②屋根、柱などの主要構造物が朽ちるなどにより、使用することが不能である建物。③他の公共事業等の補償対象となっていないこと。④町内の解体撤去業者を利用すること。⑤町税等に滞納がないこと、となっている。補助金の交付を受けようとする場合は、工事着手前に事前審査申請書を提出していただき、これを受け、建築係の担当と現地で②の状態であるかを確認した上で事業開始になるとの説明であります。

なお、この住宅について、宅地課税の軽減特例を受けている場合は、家屋等を解体・撤去した場合に固定資産税が増額となる場合があるとの説明であります。

次に、行政連絡事務費の中で、公民会無線放送施設整備事業について、平成24年度末で77.5%の整備率となるが、今後の推進方策についてどのように考えているのかたどりましたところ、小規模の公民会については無線放送機器の導入経費が重荷になっているところもあるかと思う。単年度で整備するのではなく、月々積み立てをしながら何年かかけて整備する方法もあると思うので、各公民会へ提案していきたいと考えているとの説明であります。

次に、9款1項、消防費、災害対策事務費の中で、災害時応援協定締結のための旅費については、大規模な災害発生時に近隣の自治体からの応援ができない場合も想定されるため、友好交流協定町である青森県鶴田町との間で協定を結ぼうと考えている。どちらかの自治体で大規模な災害が発生した場合、応援要請に基づき人的、物的支援を行うとのことであります。

また、もう一つの友好交流協定町である中種子町との間でも協定締結を予定しているとのことであります。

このほか、次の2点について、特に町長の見解を求めたところであります。

まず、1点目として、職員研修についてであります。行政サービス日本一をマニフェストに掲げ鋭意努力されているが、一部の職員の接遇等について不満の声や苦情等を聞く。職員の資質向上のための研修は計画されているが、町長の思いが職員に伝わっていないのではないかと。今後の職員の教育も含めて研修のあり方について町長の見解をたどりましたところ、役場は町民の皆様方の福祉の向上を一番の大きな目標とし、住民サービスを高めるために職員の自己啓発はもちろ

んであるが、いろんな研修制度を実施しながら職員の資質を高めていくことが基本になるかと思う。地方公務員法に基づいた行動をしなければならないことは言うまでもないが、その自覚が不足し、言動や態度において町民の信頼を損なうようなこともあるかと思うので、改めて職員個々に自覚を促すため課長会や朝会など機会をとらえて注意喚起をしていきたいとの答弁であります。

2点目として、防火水槽と町道整備の一体的な事業実施についてであります。防火水槽設置工事箇所について現地調査を行ったが、ある予定箇所については平成22年度に道路改良工事が実施されており、その道路敷地内に今回防火水槽設置の予算が計上されている。住民の皆さんが見たときに、せっかくよい道路ができたばかりなのに、また道路を掘り起こして防火水槽を設置するのはなぜかという疑問が出てくるのではないかと。

今後の事業実施に当たっては、建設課、水道課、消防本部が連携をとり一体的に事業に取り組んでいく必要があるのではないかとたまたましたところ、関連のある事業については十分事前協議をして同時施工することが経費的にも安くなる。基本的にはそういう方向で取り組んでいるが、今回の防火水槽については連携がとれていなかった面もあるかと思う。

ただ、防火水槽の場合、年次計画で進めており、大規模なものについては補助事業を活用するため、事業の決定いかんによっては道路改良の時期ともずれてくるといえることがある。単独事業であれば道路改良にあわせて行うこともできるが、各地域で要望の順番に応じて計画しているところもあり、そういう事情があることも御理解いただきたいとの答弁であります。

これに対し委員より、関係する事業がある場合、どちらかの事業実施をおくらせるなど、同時期に実施できるように地元で説明し理解をもらわなければこの問題は解決できないと思う。そこまで踏み込んだ説明をするなど、効率的な事業実施をしてほしいとの意見が出されましたが、同一箇所での事業が予想される場合、まず関係課の連絡を調整する場をしっかりとすることが大前提になる。その上で可能なことについて地域での御理解をいただく必要があるかと思っている。

そうすれば、事業も円滑に、また効率的な形での施工ができるかと思うので、今後とも努力していきたいとの答弁であります。以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから総務常任委員長長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○平田 昇議員

ただいまの総務委員長長の報告について、順を追って質問いたします。

まず、さつま町地域公共交通対策維持確保基金条例に関連する質疑です。

現在、聞くところでは旧来は小型のタクシーで、4月1日からは9人乗りの大型タクシーによる実証運行に移るとされていますが、果たしてうまくいくのかと、実際の効果は期待できるのか、不安視する声が届きますが、行政としては現在どういう読み立に立っていると委員会は受け取られたのでしょうか、お聞きしておきたいと思っております。

次に、一般会計予算についての報告に、景観形成推進事業費で危険廃屋の解体・撤去について報告されていましたが、対象家屋、対象となる地域の数、つまり現在の町内の状況をどう読んだ上の予算計上であったものか、これを伺いたいと思っております。

三つ目に、防火水槽設置についての総務常任委員会の報告でまことに正しい指摘がなされています。道路整備事業が終わったあと、また掘り起こして、今度は防火水槽を設置したと。これについての厳しい指摘。実は、私もかなり前、旧宮之城町時代ですが、同じ指摘を議会でしております。町内の方々から呼び出しを受けて現場に行くと、せっかく舗装工事をして立派にでき上がった道路をまた掘り起こして、今度は水道工事かという納税者の厳しい声を受け取ったわけです。

そのときと何も変わっていないという感じを受けて、私は質疑をいたしたわけですが、国の進める事業にあわせなければならないという執行部に対して、国・県の進める事業と読み合わせて町単独事業も進めるべきことを強調されている委員会、全く正しい指摘です。非常に大事なことだと。この件について町長の考え方を伺っているが、委員会とされては執行部の答弁から何らかの期待感を感じとられたものかどうか、以上、3点をお聞きしたいと思います。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務常任委員長（岩元 涼一議員）

ただいま3点の質問がございましたが、初めに地域公共交通の実証運行について町の対応、考え方というような質問の内容であろうかと思いますが、委員会で質疑をいたしました中では、現状の実証運行についての利用状況等について説明を受けたところであります。

その点については、もう省略させていただきますが、町としては、使い勝手のいいようにということで、これまでも企画課と企業誘致対策室の職員が既存のバス路線等に乗り込んで利用者の方々に一人一人御説明をしたり、ふれあいサロン等も十数カ所で説明を行っているとの説明を受けております。また、公民会長さんや民生委員さんへの説明などあらゆる手段を使って今後もPRしていきたいとの説明を受けております。

ただ、やはり最初は使いにくいという点があるということで、しかし、これは先進事例等を見てみますと、ロコミ等で広がっていった利用促進につながっている面があるということで、そこを今後も続けていきたいという説明を受けております。

2点目の危険廃屋の撤去補助についてでございますが、この事業につきましては、町内の景観及び町民の安全・安心な住環境の整備のために実施されるという事業であるとのことであります。特に、対象地域等は設けてないということであります。町内全域が対象となります。

ただ、対象の危険廃屋の認定につきましては、報告書にも記載してありますように、屋根や柱などの主要構造物が朽ちるなど、使用不能であるかどうかを建築係の担当と一緒に現地で確認して、事業実施の決定をするとの説明であります。

それと、防火水槽と町道整備事業の一体的な事業実施についてでございますが、現地調査をいたしましてこのような点が認められたということで、特に町長に対する総括質疑も行ったところであります。

説明の中には、やはり町単独で行う事業であれば道路改良等とあわせて実施できるが、大規模な防火水槽等については補助事業等を活用しながら進めていっているもので、そこに対しては補助決定が来てから事業を進める関係もあり、こうして事業がずれてくることは考えられる。

しかしながら、町民の理解を得ながら進めなければならない面もあるので、町としては地元の皆さんにも説明をしながら、今後はこういうことがないように取り組んでいきたいという説明を受けております。

ただ、今後、国が一括交付金というような総合整備補助金制度を実施するようになれば、町の一般財源化した中で地方の権限で取り組んでいけるのではないかと考えているという説明も受けておりますので、そういうところは今後、期待感が持てるのではないかと委員会としては判断したところであります。以上です。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次は、文教厚生常任委員長の審査報告を求めます。

[桑園 憲一議員登壇]

○文教厚生常任委員長（桑園 憲一議員）

文教厚生常任委員会の審査の経過と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました「議案第7号 さつま町公民館条例の一部改正について」、「議案第8号 さつま町介護保険条例の一部改正について」、「議案第14号 平成24年度さつま町一般会計予算」関係分、「議案第15号 平成24年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」、「議案第16号 平成24年度さつま町後期高齢者医療特別会計予算」、「議案第17号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計予算」、「議案第18号 平成24年度さつま町介護サービス事業特別会計予算」、「議案第19号 平成24年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」、以上議案8件につきましては、現地調査を実施し慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

それでは、審査の過程について、その概要を申し上げます。初めに、「議案第7号 さつま町公民館条例の一部改正について」であります。

これは、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地域主権一括法の施行により社会教育法の一部が改正されたため、本条例の一部を改正するものであります。改正の内容としましては、公民館運営審議会を設置する場合の委員の任命基準について、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育に向上に資する活動を行う者、学識経験を有する者、以上を新たに町の条例で規定するものであります。

質疑の中で、条例公民館運営の組織体制のあり方についてただしましたところ、現在公民館長は配置せず、運用上社会教育課長が兼務する形態をとっている。また、公民館運営協議会は設置していないが、社会教育活動や公民館活動の検討は「社会教育委員の会」で行っている。現段階では、この組織体制の運営で支障がないことから、別途に公民館長や公民館運営審議会を設置することは考えていないとのことでありました。

次に、「議案第8号 さつま町介護保険条例の一部改正について」であります。

これは、第5期介護保険事業計画の策定により、平成24年度から平成26年度までの3年間における第1号被保険者の保険料について、所得区分ごとに改正することに伴い本条例の一部を改正するものであります。保険料について基準額と比較すると、第4期では4,100円でありましたが、第5期では5,400円に増額されるとの説明であります。

質疑の中で、第4期計画では想定以上に給付費等が増加したことにより、鹿児島県財政安定化基金から借入れを行うが、第5期計画では給付費等の増加をどの程度見込んでいるのかただしましたところ、第3期に対して第4期は3年間の合計で約12%増加している。現地点での予測は大変困難であるが、第5期においても同程度を見込んでおり、決して楽観視できない部分も含まれているとの説明であります。

次に、「議案第14号 平成24年度さつま町一般会計予算」関係分についてであります。

まず、3款1項、社会福祉費に計上された高齢者等くらし安心ネットワーク事業費について、最近問題となっている孤独死を防ぐための対策をただしましたところ、在宅福祉アドバイザーなどにより声かけや安否確認をしていただいたり、各公民会へ福祉部の設置もお願いしているところであるが、近年は個人の権利擁護が重要視され、うかつに入れられないという現実もある。全町民が地域社会の一員として、日ごろの近所づき合いや公民会づき合いを大切にいただくことが第一であると考えている。この問題を一挙に解決するということはできないかもしれないが、今

後もさまざまな方策を講じていきたいとの説明であります。

次に、4款1項、保健衛生費に計上された保健センター管理費について、現在、宮之城保健センターと鶴田保健センターの二つのセンターで諸業務が行われているが、今後の保健センターのあり方をたどしましたところ、二つの施設を活用したほうが利用者の利便性が図られると考えている。また、老朽化している宮之城保健センターについては、平成23年度に若干補修を施したので以前より利用しやすくなっているとの説明であります。

これに対し委員からは、利用方法を工夫すれば保健センターの1センター化も不可能とは言えない。その分の維持管理経費を他の事業費に向けることもできると思われるので、今後、当施設のあり方については十分検討していただきたいとの意見が出されました。

次に、同じく4款1項、保健衛生費に計上された太陽光発電システム設置事業補助については、国の補助事業の対象になったものに対して、町としては1キロワット当たり3万5,000円補助し、補助の上限を10万5,000円とするとの説明であります。そこで、当事業における国と町を合わせた補助率についてたどしましたところ、事業費はメーカーにより異なるが、おおむね12%程度の補助率になるのではないかと説明であります。

次に、10款1項、教育総務費に計上されたスクールカウンセラー事業費及びスクールソーシャルワーカー活用事業費について、それぞれの活動状況をたどしましたところ、いずれも鹿児島県の委託事業であるが、前者は学校から寄せられた児童生徒の不登校や問題行動に関する相談に年20回対応していただいている。また、後者は同じような問題に対して家庭の教育環境にまで踏み込んで指導・助言をしていただいているとの説明であります。

これに対して委員からは、不登校など諸問題の解消のためにそれぞれの方々が綿密に連携をとりながら活動していただきたいとの意見が出されたところであります。

次に、10款1項、教育総務費の教職員住宅管理費において、泊野教職員住宅の解体工事費が計上されておりましたので、当委員会としましては、現地調査を実施し、当該建物について老朽化の現状を確認した上で、この計画が適切であると判断したところであります。

また、10款2項、小学校費の小学校管理費においては、山崎小学校の特別支援教室の間仕切り工事費が計上されておりましたので、この件につきましても現地調査を実施し、特別支援教室と音楽教室との間に仕切りを設置する必要性を確認した上で、この計画が適切であると判断したところであります。

次に、10款5項、社会教育費に新規計上された学校応援団推進事業費について、事業推進の方向性をたどしましたところ、学校応援団として町全体で人材バンク的に設置し、町内のすべての小・中学校が活用できる形にしたいと考えており、4月には応援団への登録を呼びかける予定である。また、その活動内容としては、例えば、総合学習のときに地域の郷土芸能を教えていただいたり、家庭科の授業においてミシン学習や調理実習などの際に担当教諭の補助をしていただくことなどを想定しているとの説明であります。

次に、同じく10款5項、社会教育費に新規計上された町史編纂事業費について、その目的や今後の進め方をたどしましたところ、町民の一体感の気運醸成に努める、そして町の記録を保存するという目的で、合併後10年ぐらいで町史を取りまとめ、あわせて旧町当時それぞれで作成されていた郷土史等の整合性も図りたいと考えている。作業については、ことしの9月ごろから記録収集など準備を進める予定であるとの説明であります。

次は、「議案第15号 平成24年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」についてであります。

質疑の中で、特定健診の受診率向上に向けた新たな施策についてたどしましたところ、特定健

診の受診率については、平成24年度で65%達成が目標であるが、これを各区公民館において公民館活動として取り組んでいただきたいと考えている。そして65%を達成した公民館には、福祉部の活動費として5万円を助成することとしているとの説明であります。

また、健康づくり推進員の研修会も実施し、健診受診の勧奨を初め、地域住民一人一人の健康づくりをサポートしていただくようお願いしたいとのことでもあります。

次は、「議案第17号 平成24年度さつま町介護保険事業特別会計予算」についてであります。3款1項、介護予防事業費に計上された介護支援ボランティア交付金については、高齢者の介護予防事業の一環として介護支援ボランティア事業に取り組むための経費であるとの説明であります。

この事業は、65歳以上の第1号被保険者で研修を受講した者に対し手帳を交付して行うもので、介護保険施設等においてボランティア活動を行った場合や地域サロン活動、または地域で行われる福祉活動の中でそれを支援する活動を行った場合にポイントを付与し、たまったポイントに応じて換金できる仕組みであり、介護予防とあわせて高齢者の社会参加を促すことも目的としているとのことでもあります。

今後の見通しについてたまたましたところ、現地点ではボランティア登録希望者を50名程度と見込んでいる。目標を100名としているので、これからも研修会を実施し追加希望者を募りたいと考えているとのことでもあります。

次は、「議案第19号 平成24年度さつま町農業集落排水事業特別会計予算」についてであります。今後の維持管理のあり方についてたまたましたところ、建設後17年となり老朽化しているので、大規模改修を検討する必要があると考えている。また、改修事業実施に向けて国の交付金制度が活用できるが、基金への積み増し等の財源確保も検討していきたいとの説明であります。

以上のほか、審査を通じて論議された次の3点について、特に町長の基本的な考え方をたまたしたところでもあります。

まず、1点目に、バイオマスタウンに向けた今後の展望についてであります。

答弁では、来年度予算にバイオマスタウンの先進地研修に係る旅費を計上しているが、これは公共施設の除草作業で発生する多量の草木の処分策を調査・研究するものであり、現地点では農林業による廃棄物を活用したバイオマスまでは考えていない。しかし、地球環境に優しい社会の実現を目指すというのが近年の世界的な動きであると認識しているため、このバイオマスについて町としてどのようなところまで取り組めるか、今後の研究課題とさせていただきたいとのことでもあります。

次に、2点目として、公民館施設整備補助についてであります。

答弁では、来年度から区公民館の施設整備事業の補助率を50%から70%に引き上げることにした。これは、公の施設としての公民館施設とその他各区の自治公民館施設の維持管理経費の負担のあり方について、できるだけ均衡を図るための措置である。各地域で、将来において高齢化や人口減により負担が増加することが予想されることから、今後も全町的な均衡をできるだけ図りながら、何らかの対応策を検討させていただきたいとのことでもあります。

次に、3点目として、教育・福祉関連事業の今後の予算のあり方についてであります。

答弁では、町財政に占める教育・福祉関連事業の予算は年々増加してきている。少子高齢化の進行により今後も増加していかざるを得ないとする。町財政は合併当時と比較して良好な状態になってきてはいるが、国の財政事情や世界の経済状況は将来において不透明感が強く楽観はできないことから、今はできるだけ支出を抑え、基金を積み立てるなど、何が起きても柔軟に対応

できるよう準備をしておく時期と考えている。

しかし、一方では、少子化対策の一環として、妊婦の歯科健康診査を新たに導入したり、教育費では図書館の充実のため図書購入費を増額計上するなど、重点的に取り組むべきものについては積極的に予算化し振興を図っていくことも必要であることから、今後も費用対効果を十分考慮しながら、各種事業への取り組みを検討していきたいと考えているとのことであります。

以上で、文教厚生常任委員会の報告を終わりますが、報告の中で直接触れなかった部分や議案についても慎重に審査を行ったところであります。

〔桑園 憲一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから文教厚生常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで文教厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔川口 憲男議員登壇〕

○建設経済常任委員長（川口 憲男議員）

建設経済常任委員会の審査の過程と結果について御報告申し上げます。

当委員会に付託されました議案については、現地調査も踏まえ慎重に審査を行った結果、「議案第9号 さつま町紫尾山ふれあいの森条例の一部改正について」、「議案第10号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」、「議案第11号 さつま町県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について」、「議案第12号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」、「議案第14号 平成24年度さつま町一般会計予算」関係分、「議案第20号 平成24年度さつま町水道事業会計予算」、「議案第21号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算」、以上の議案7件については、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定し、「議案第23号 土地改良事業の計画変更について」は、可決すべきものと決定した次第であります。

審査の過程について、その概要を申し上げます。

まず、「議案第9号 さつま町紫尾山ふれあいの森条例の一部改正について」であります。紫尾山きららの里キャンプ場の指定管理者である泊野区から指定管理解除の申し入れがあり、当該施設の管理運営を直営とすることから、本条例の一部を改正し、さつま町紫尾山きららの里キャンプ場条例を廃止するものであります。

質疑の中で、今後の運営の考え方についてただしましたところ、施設運営は休止の取り扱いとし、平成24年度中、国、県と補助金返納も含めた用途廃止の協議を行い、結論を出したいと考えているとのことであります。

次は、「議案第10号 さつま町道路占用料徴収条例の一部改正について」であります。道路法施行令の一部改正に伴い、鹿児島県単価に準じて占用料の額を改定するため本条例の一部改正をするものであります。

道路占用料が地価等を基準として算定されている関係で、近年の地価水準の変動や市町村合併の進展など現状を踏まえ占用料額の見直しを行うもので、本町における占用料で最も金額の多い電柱について概略試算を行うと、金額で約150万円、割合で約23%の減になり、本町における地価水準の変動割合とおおむね整合しているとのことであります。

次は、「議案第11号 さつま町県単急傾斜地崩壊対策事業分担金徴収条例の一部改正について」であります。事業趣旨等は若干異なるものの、被災住家の保全と生命・財産の保全を目的と

する他の同種の事業との受益者負担の公平性並びに近隣自治体との整合性を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

質疑の中で、負担額の基礎となる経費が実施に要する工事費から総事業費に改正されるが、その違いについてただしましたところ、実施に要する工事費は工事請負費そのものであるのに対し、総事業費は工事施工に伴い測量設計費等が発生した場合、それらも含んだ金額であるとのことであります。

次は、「議案第12号 さつま町営住宅等条例の一部改正について」であります。公営住宅法の一部改正に伴い、これまで入居者資格の一つとなっていた同居親族要件が廃止され単身者の入居が可能になることから、入居できる住宅の規模等に関し、単身入居者に対する一定の制限が必要なことから、本条例の一部改正をするものであります。

今回の改正に伴い対応できる町営住宅は、総戸数の約2割、105戸が確保されるが、半数以上が築後40年以上を経過し老朽化が進んでいるため、今後、さつま町公営住宅等長寿命化計画の中で、家族向け住戸とのバランスを図りながら整備を進めるとのことであります。

次は、「議案第23号 土地改良事業の計画変更について」であります。団体営ため池等整備事業の平川下地区において地質調査を実施した結果、新たに漏水箇所が発見されたため、事業計画内容の変更に伴い、事業年度「平成22年度から平成23年度」を「平成22年度から平成24年度」に変更するものであります。

質疑の中で、事業年度の延長に伴う農地の耕作者への影響とその対応についてただしましたところ、1年間は休耕となり、このことについては地元説明会時に農政課にも同席してもらい、休耕に伴う助成の取り扱いについて受益者への説明を行っているとのことであります。

次は、「議案第14号 平成24年度さつま町一般会計予算」関係分についてであります。2款1項、総務管理費に、町営住宅の畳、ふすま補修に係る返還金が計上されているが、返還に伴う条例等の根拠についてただしましたところ、さつま町営住宅等条例の中で、畳、ふすまの費用を負担させることが適当でない町長が認める場合に限り費用負担を免除することができる規定されている。

このことから、今回策定したさつま町公営住宅等長寿命化計画において、今後10年以内に建てかえ計画の対象となった団地については、新規に入居者を募集せず、畳、ふすまの張りかえなどの費用が発生しないことから、過去の入居者から預かった補修料を返還金として計上したとのことであります。

6款1項、農業費で農業委員による遊休農地パトロールの状況についてただしましたところ、農振農用地区内における耕作放棄地の解消に向けた取り組みということで、毎年8月から12月をパトロール期間と定め調査を実施しており、現在のところ区域内に約700筆、約70ヘクタールの耕作放棄地があり、このうち約18ヘクタールの解消が確認されているとのことであります。

同じく農業費で、農林業まつり事業費に会場借上料40万円が計上されているが、その内容についてただしましたところ、これまで薩摩支所が中心となって鹿児島市内で取り組んでいた特産品まつりを今回、町全体のまつりとして鹿児島中央駅アミュ広場で実施するための会場借上料である。実施に当たっては、商工業者、薩摩中央高校、農産物加工グループなどを対象に参加を募り、さつま町特産品のPRを図りたいとのことであります。

次は、6款2項、林業費の森林環境保全直接支援事業について、現在、北薩森林組合が事業を実施しているが、一般の林業認定事業体では事業ができないのかただしましたところ、国、県が助成する組織として森林経営計画の策定がなされている事業体となっており、この策定がなされ

ている事業体が現在のところ北薩森林組合しかないため、結果的に北薩森林組合での事業となっているとのことであります。

次は、7款1項、商工費で、商工振興事務費に小売業等店舗整備支援事業補助金及び旅館業等施設整備事業補助金が計上され、補助金の限度額がそれぞれ50万円と100万円となっているが、この差額の根拠についてただしましたところ、旅館業については整備の対象となる規模も大きく、施設整備により誘客を図り経営を行うという面がある。一方、店舗整備の場合は販売環境づくりのための一つの手段としてとらえているとのことであります。

また、地域雇用創造推進事業の目標は約40人の雇用創出を目的としているが、現状についてただしましたところ、平成23年12月1日から事業が開始され、四つのセミナーを計画している。これまでに開催したセミナーでは多くの受講者があり、今後計画しているセミナーについても受講者を募っている。そのような中で、5名の方の雇用が発生しており、事業はおおむね計画どおり推進されているとのことであります。

8款3項、河川費で、依然として水閘門の管理委託の単価が国と県とでは差が生じているが、調整に関するその後の対応についてただしましたところ、従来から単価の差額解消に向けた県への要望をしているが、現状は変わっていない。このため、町からは同額の単価で算出し、従事日数で調整を行い、支出しているとのことであります。

8款5項、住宅費の山崎団地建てかえ事業では、建てかえの計画内容についてただしましたところ、現在、山崎団地は道路を挟んで2棟あるが、河川下流側の住宅は場所的に建築できないため用途廃止とし、上流側の住宅周辺の土地を一部購入し、新たに2階建て2棟の建設を予定しているとのことであります。

次は、「議案第20号 平成24年度さつま町水道事業会計予算」についてであります。

資本的支出の企業債償還金として約3,000万円計上されているが、今後の返済、借り入れの計画についてただしましたところ、起債残額が平成24年度末見込みで約3億4,600万円、平成33年度までの計画では約1億8,100万円になる。

今後の水道事業に関する大きな事業としては、平成25年度から26年度で計画している中央監視システムの導入があり、現在、経費の積算を行っている。導入に当たっては、企業債の借り入れも必要となることから、起債残額も大きくなるが、事業自体は今後減少していくものと考えているとのことであります。

次は、「議案第21号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算」についてであります。収益的支出の営業費用の中で、鶴田中央の動力費が408万円で、他の施設と比較して突出しているが、その理由と今後の対応策についてただしましたところ、他の施設は高台の配水池から自然流下で配水しているが、鶴田中央については、給水区域における地形の関係でポンプで加圧して配水し、その後、標高の低い地域への排水は減圧をする必要があることから、これらの動力に要する経費が多額となっている。

対策としては、他の水道からの連絡管の整備や新たな水源地の確保等も計画する予定であり、その中で検討していきたいとのことであります。

また、水道事業及び簡易水道事業における料金の統一化の方向性についてただしましたところ、簡易水道料金は、平成18年度合併時に5年間の算定期間で統一を図った。国の補助金制度の見直しにより、今後、施設整備の国庫補助金を要望する場合、簡易水道事業の統合計画書が策定されないと採択を受けられないため、平成28年度までに事業統合を目指す計画書を昨年度、国へ提出した。これに伴い、給水人口が5,000人を超えることから上水道となり、今後、上水道との統合及び料金の見直し等を検討することとしている。

現在、基本料金において500円の差があるため、将来計画を策定し、住民の合意形成を図りながら慎重に対応していきたいとのことであります。

最後に、次の2点について、特に町長の見解を求めたところであります。

まず、第1点目は、有害鳥獣被害防止に向けた効果的な対策についてであります。これまでも積極的に有害鳥獣対策に取り組んできているが、被害は減らず増える一方のように思える。町単独事業によるワイヤーメッシュの防護さく設置や奥山におけるえさ場の確保など即効性のある効果的な対策は考えられないかたまたましたところ、有害鳥獣対策は本町に限らず全国的に深刻な状況が続いている。

効果的な対策としては、現在は捕獲と防護の二つであると考え、鳥獣被害防止計画を策定し、さらに重点的な取り組みをしている。頭数を減らすという意味からは、猟友会の協力を得ながら捕獲することが最善の策と考え、現在、免許取得の関係に関する助成の取り組みを進めている。

県の事業で実施しているワイヤーメッシュによる防護さくについては、現在計画されている地区もある。これについては、事業費が多額になり、単独事業では延長も短く、受益面積も余り期待できないことから、計画的に補助事業で実施することが望ましい。

奥山におけるえさ場の確保の関係については、有害鳥獣が里においてこない効果的な対策の一つであると思うが、場所の選定や所有者の理解、協力も必要であるため、他の自治体での取り組み状況等も含め調査したいとの答弁であります。

2点目は、「薩摩のさつま」ブランド推進のための具体的な方策についてであります。

これまで、さつま町の重点品目として、イチゴ、トマト、ゴボウ、カボチャ、里芋などが推奨されてきたが、面積拡大が図られていないのは、農産物価格の低下等で農家の利益が上がらないことが考えられる。このような中で、6次産業化の推進も含めた「薩摩のさつま」ブランド推進のための具体的な方策についてたまたましたところ、他の地域産品との差別化を図り個性のある商品としての販売が必要で、現在JA北さつまが取り扱う一部の農畜産物を「薩摩のさつま」というネーミング販売を行っている。

まずは市場の方に認知をしていただくことが重要であるので、行政もJA北さつま、生産者の方と一緒に市場関係者にアピールすることが信頼、消費の拡大につながることから、推進のための協議会を設置して積極的に進めていきたいと考えている。

6次産業化については、市場出荷されない農産物を活用し加工することによって、付加価値を高め、新たな所得の増大につながるような対策が必要と考える。また、町内で生産されている農産物を使った加工食品づくりに取り組む女性起業家も立ち上がってきていることから支援をしていきたいと考えている。

消費地におけるトップセールスでは、販売品の試食や料理方法等のPRなど、消費者との交流によって認識が高まるので、今後もいろいろな機会をとらえ、必要なパンフレット等も作成しながら進めていきたい。さらに、町の重点作物や振興作物については、町でも所得の向上と生産の拡大を目指して町単独の助成等も行っているため、今後も継続して取り組みを進めていきたいとの答弁であります。以上で、建設経済常任委員会の報告を終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから建設経済常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○平田 昇議員

議案第10号の報告の中にありました、さつま町道路占用料徴収条例一部改正に関連して、建設経済常任委員長に伺います。

行政として道路占用を認める場合、当然契約という形になると思うが、もし占有権を認めた相手側に行政が自分の都合で、例えば道路を拡幅する必要が出てきた、あるいは施設を設置するため電柱の移転を求めた場合、それに要する経費の行政側の負担額はどうか算出されるのかを取り決めてあるのか。

なぜ、こういうことを尋ねるかと言えば、これも実は随分前のことではありますが、旧宮之城町時代であったが、行政の要請にこたえて電柱を移転した相手側からの経費の請求額は驚くほどであったと。額は記憶はしていませんが、とにかくびっくりするような額であったと。議員仲間で、電柱の移転・撤去がこんなに高いものなら、初めから公用地である道路の占有は認めないほうがよいのだという意見になったことを思い出したわけです。

占有を認めている相手側に電柱の移転を求める、相手側がそれにこたえたとする、そのとき、請求を受ける経費負担はどうか算出されてくるのか、その点にも審査が及んでいるでしょうか、伺っておきます。

〔川口 憲男議員登壇〕

○建設経済常任委員長（川口 憲男議員）

ただいまの平田議員の質問にお答えいたしますが、町の事情により占有電柱、変更するときの経費負担の取り決めは行われているかということが大まかではないかと思いますが、委員会の審査の中では、電柱移転費用は基本的に有償となるということで、これに要する経費負担の取り決めまでについては、委員会の審査の中では触れておりません。

〔川口 憲男議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで建設経済常任委員長に対する質疑を終わります。

これから順に討論、採決を行います。

まず、「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」から「議案第13号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」までの議案11件について、一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案11件について一括して採決します。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第3号 さつま町長等の給与の特例に関する条例の制定について」から「議案第13号 さつま町消防団員の定員、任免、給与、服務に関する条例の一部改正について」までの議案11件は、各委員長の報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第14号 平成24年度さつま町一般会計予算」について討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾 正男議員）

起立全員です。よって、「議案第14号 平成24年度さつま町一般会計予算」は各委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第15号 平成24年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第21号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算」までの議案7件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案7件を一括して採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。各議案に対する各委員長の報告は原案可決です。各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾 正男議員）

起立全員です。よって、「議案第15号 平成24年度さつま町国民健康保険事業特別会計予算」から「議案第21号 平成24年度さつま町簡易水道事業会計予算」までの議案7件は各委員長報告のとおり原案可決されました。

次は、「議案第23号 土地改良事業の計画変更について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから本案を採決します。

お諮りします。本案に対する建設経済常任委員長の報告は可決です。委員長の報告のとおり決定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第23号 土地改良事業の計画変更について」は、建設経済常任委員長の報告のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。再開は、おおむね10時50分とします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時50分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第 2 1 「議案第 2 4 号 さつま町まちづくり振興基金条例の制定について」、日程第 2 2 「議案第 2 5 号 さつま町公共施設整備基金条例の制定について」、日程第 2 3 「議案第 2 6 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第 2 1 「議案第 2 4 号 さつま町まちづくり振興基金条例の制定について」から日程第 2 3 「議案第 2 6 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」までの議案 3 件を一括して議題とします。各議案について提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

それでは、議案第 2 4 号から議案第 2 6 号まで一括提案をし、説明を申し上げます。

まず、「議案第 2 4 号 さつま町まちづくり振興基金条例の制定について」であります。これにつきましては、合併後における地域住民の連帯強化及び地域振興等の事業に要する財源確保を図る目的としまして、新たに、さつま町まちづくり振興基金を設置しようとするものであります。

次に、「議案第 2 5 号 さつま町公共施設整備基金条例の制定について」であります。これにつきましては、公共施設に係る維持・補修等を計画的に進めるための財源確保を図る目的として、さつま町公共施設整備基金を設置しようとするものであります。

次に、「議案第 2 6 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」であります。これにつきましては、税等に関する各種事務の中で、公簿、図面の写しの交付手数料の金額を改めようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明をさせますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第 2 4 号 さつま町まちづくり振興基金条例の制定について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、「議案第 2 5 号 さつま町公共施設整備基金条例の制定について」御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○税務課長（萩原 康正君）

「議案第 2 6 号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから質疑を行います。まず、議案第 2 4 号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○桑園 憲一議員

今回、基金条例が出ておるわけですが、この議会に対する町長の考えをお伺いしたいと思いますが、提案の仕方ですが、内容を聞いて、その議案そのものの内容については必要性は理解します。しかし、3月定例議会のこういう最終本会議でなく、なぜ3月議会の当初において提案がで

きなかったのか。

財政課長のほうから、23日の議会全員協議会では、昨年9月ごろ町長のほうから指示あるいは協議、そういうことがあったということを聞いておりますが、提案をするんだったら、今回の24年度の施政方針の中でも一言もこの基金については触れてないわけですけど、唐突にこういう形で、しかも最終本会議、そして委員会付託にもできない、即決というような取り扱いになるわけですけど、その提案の仕方について町長の見解をお伺いします。

○町長（日高 政勝君）

今のこの財政状況のことにつきましては、これまでの議会の中での説明をしてき、そしてまた議員の皆さん方も十分御承知のとおりでございます。そういうことで、やはり行政というのは安定的運営をしなければならない。そのことはやっぱり町民の皆さん方の生活においてもいろんなサービス面にも安定的にやっぱり行っていくというようなことが基本でありますので、そういう考え方について、やはり基金を設けていきたいということは、もう再々申し上げてきているわけでございます。

そういうことで、最終的な日になったわけではありますが、合併特例債についてはこれまでも説明をしてきておりますし、合併によって道路整備とかあるいは電算システムとかそういうものを使いながら、まだ相当数残っておりますし、やはり将来の財政安定という意味合いから今回提案をいたしましたわけでございます。

時期的には、確かにそういう委員会付託とかそういうことにはならなかったわけですけども、タイミングとしては確かに3月の定例議会の冒頭でもよかったのかも判りませんが、やはり、いろんな財政事情等も考えて、基金が今回数本出ておりますけれども、こういう状況を見た上でやっぱり判断をしなければならぬという事情もございますので、その辺は御理解をいただきたいと思っております。

これまで、実質公債費比率の改善の状況というのがずっと今3年間は集中の期間として、とにかく18%を、早くそれ以下に抑えていきたいというようなことで取り組んでまいりましたので、それが昨年の状況からだんだん16%台に抑えられる状況になってきておりますので、そういう状況を見て、そしてまたこれを積んだ場合に、どの程度、公債費比率に影響をするかということもやっぱり考えながらしなければならぬ状況があります。

やはり、財政運営というのは決算の状況を見ながらどういう推移にいくのかなということを判断しながら、新たな起債についても判断をする必要がありますので、やっぱりこの年度末にならないと、財政の状況というのがなかなか把握をできないというところがありますので、今回、そういう状況を見きわめた上で、お願いをいたしているところでございます。

決算見込みというんですか、そういう状況が今の時期であるというようなことで判断をいたしたところでございます。

○桑園 憲一議員

見通しが立たなかったような答弁になっているわけですが、今、こういう細分化して基金を設けても、はっきり言って、この運用益をもって事業を行うというのは、もうまず不可能だと思うんです。金利政策が非常に悪いわけですから、やっぱりそういう面を考えれば細分化するより財政調整基金に積んで、そのままで一応積んどったほうがよかったんじゃないかなというような気が、私はします。

今、振興基金の活用策として、地域住民の連帯の強化及び地域振興のためのソフト事業と言われますが、最近の公民館事業あるいは公民会事業なんかを考えますと、公民会長さんなんかについては、公民館の事業が非常に増えて公民会本来の事業ができないと、すごく大きな負担になっ

てきているというようなことを聞きます。

若い者からいえば、地域には非常に行事が多くて、休みの日には公民館行事あるいは公民会行事に、せつかくの休みも振り回されると、だから行事の少ないところに住宅なんかも構えている傾向があります。そういうのなんかを聞きますと、このような現実が実際起きているということ、やっぱり行政を運営される町長あるいは教育長、社会教育面でもしっかりと受けとめておってほしいと思うんですが。

実際、本当にこういうソフト事業を構えて、その資料の中では、自治会活動への助成とかあるいはイベント開催とかいろんなことを書いてありますけど、公民館そのものの事業が増えて公民会については何らメリットがないじゃないかというような声も聞くわけですが、そこあたりについて、町長の見解をお聞きます。

○町長（日高 政勝君）

まず、御理解をいただきたいのは、この合併特例債をそのまま財政調整基金に積むということではできないわけです。先ほど財政課長も説明したと思うんですが、いわゆる定額運用的な基金です。新たなそういう基金を設置した上でソフト的なものに充当していくという考え方です。例えば、何年か基金を積み立てて、うちでは大体限度が12億円近くですか、それまでは積み立てることができますので、標準財政規模からいうと17億円ですけれども、うちのあれからいきますと12億円ぐらいになるようですから、それを23年度から24、25、26、26年まで、いわゆる期限がありますのは、その間にやっぱり積み立てをしていきたいということですから。

例えば、積み立てたときに、仮に12億円ぐらい積んだときに、その運用までは結局基金として積んで、その利子でその後に運用していくというやり方もあるんですけども、例えば、これも据え置き期間が3年とかありますので、あるいはその据え置き期間が済んだあとも元金まで取り崩してやれるということもできるわけです、元金償還が終わった分は。

いろんなやり方がありますが、とにかく財政調整基金で積んでやっていくことは、もう財政調整基金の場合は、もう条例でそれぞれ使途が決まっておりますので、大規模なそういう工事とかあるいは災害とか。それよりも別途の基金として目的を持ったものに運用をしていきたいというようなことで今回行っていくわけでありまして、その辺は御理解をいただきたいと思えます。

それから、公民館もいろんな各活動をしていただきまして、非常に地域が活性化をしている、このことはやっぱりすばらしいことだと思うんです。高齢化がこれだけ進んで、それでもやっぱり地域の皆さん方が地域を挙げていろんな取り組みをされて元気が出ていることは、私は非常にいいことだと思っております。

その上に、今回のこの基金利子を使って、地域づくりに新たなにいろんなことをしていただきたいと、そういう意味ではございません。例えば、今まで公民館のいろんな運営補助金とか地域元気再生事業を町単でやっておりますから、そういう財源に充ててもいいということになっているわけですから、非常に使い勝手のいいようなあれもできるわけで、町にとっては財政的にもいい面が出てくるかなと思っておりますので。

これをまた新たな仕事に振り向けてやってくださいと、そういうことまでは、ちょっと今のところは考えていないところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○平田 昇議員

執行部は、次年度予算を定める3月議会の最終日である本日に、1億7,000万円を超える補正予算を提出されています。委員会への付託を省略して直ちに採決、なぜこんな予算提出の形になったのか。

○議長（中尾 正男議員）

平田議員、今、条例ですから予算関係で言われるんだったら、あとで。（「判りました」と発言する者あり）今の発言は取り下げおきます。

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

2億円の合併特例債を使ってということですが、一つは、3割返せばいいというお話がありますが、町民としては3割ですが、国民としては10割返さんにやいかんお金であります。そこで、公債費比率の関係はどのような影響があるのかが一つと、3条の2に、最も確実かつ有利な有価証券にかえることができるというふうに定めてありますが、今の社会でいろいろ年金基金の運用で問題が出ております。

あれは、一つは国の金融政策で、金利が余りにも低すぎるためにやむを得ず利益を上げるためにほかのところに手を出してああいふことになったんだらうと、半分は国の責任かと思わんでもないですが、具体的にこの有利な有価証券ちゅうのはどういふのを考えておられるのか、お尋ねいたします。

○財政課長（下市 真義君）

この合併特例債の、町長が申し上げましたけれども、基金の目標額、大体12億円を見込んでおるところでございます。本年度から26年度まで4カ年にわたって、そういたしました場合に、大体シミュレーションをいたしておりますが、22年度実績の実質公債費比率が16.6という実績が出ておまして、その後大体10カ年、26年度まで借り入れてずっとしていった場合に、影響が最大になる年度が33年度でございます。

その時点で11.9、現在でも23年度の見込みが15.5ですので、いわゆる有利な起債ということもありますことから、いわゆる公債費比率にはほとんど影響を及ぼさないということで、最大影響が出る年度でも11.9というふうに試算をいたしているところでございます。

それと、条例の中に基金の管理の関係ですが、いわゆる基金管理の選択肢を広げる、この基金に限らずすべての基金条例でこういうたい方をしておるわけですが、現在のところ今ありますとおりの証券等で非常に不安定な状況が出ております。いろんな民間の証券とかそういった形で、実際運用につきましては会計課の管轄でございますので、そこらあたりは具体的にはまだ、どの証券というのとは協議はいたしていないところでございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○麥田 博稔議員

今のこの条例についてですが、この運用益を財源に充てるということで、そして償還が終わった範囲内ではできるといふことですが、一応2億円積んだときに、運用益はもう大したことないわけですがけれども、結局償還が終わったときに何年後ぐらいからどれぐらい使えるのかということ、それから、この前もらった資料の中にも、先ほど町長が今言われましたように12億円ぐらいを積み立てたいと、上限は17億円というのがあるんですけども、この合併特例債のあとの枠がどれぐらい残っているのか、お判りだったら教えていただきたいと思ひます。

○町長（日高 政勝君）

過日運用という形の定額運用になりますけれども、例えば、これは単純試算であります、

2億円ずつ24年度から26年度までしたときが、あとその元金を取り崩さない場合の各年度の金利という過日見込みというのが、26年度まで積んで、27年度から元金を取り崩さないという形でした場合、年に118万円ぐらいですか、この程度毎年出ると。

ただ、これを、合併特例債のうち、各年度で取り崩せる元金、いわゆる元金償還額というのがありますので、いわゆる元金償還が終わったものは取り崩しますよちなると、もう27年度から1,480万円とか28年度は4,300万円とか29年度は5,500万円とか、多いときは、最高で、平成38年ごろは9,700万円ぐらい取り崩せるというようなことでありますので、どういう運用をするかは今後のあれですけども。

こういうことで、とにかく我々がいろんな県の説明会に行っても、もう知事は、これから先はどのような時代か判らんと、とにかく借金をしてまでも現金を持ってないとやっていけないですよと、もしもの場合ですね。

もうそこでそんなに言われておりますし、とにかく、やっぱりこういった形で、基金が今、もう年度末で51億円ぐらいになっておりますけれども、さらにまた増えるわけですが、やはり、不透明な時代に入ることになりますので、そのために、やっぱり町民の皆さん方にいろんな不安を与えたり、いろんな仕事もできないと、そういう行政運営ではなっていないかと思っておりますので、しっかりとした財政運営をしていくためには、それなりの行政需要に必要なことはやっぱり対応していく、このことは大事でありますので、その辺のところでは御理解をいただければありがたいと思っております。

○財政課長（下市 真義君）

その合併特例債の関係ですが、本町に割り振られた限度額というのが大体106億円ほどございます、使える額が。一応、24年度までに大体21億円ぐらい、これまでハード事業でですが、これにあと10億円ぐらい積み立てた場合に32～33億円、残りが大体まだ70億円ぐらいは残ると試算になります。

○麥田 博稔議員

いろんな意見はあると思うんですが、私は、やはりこの上限額17億円あるわけですから、やっぱり目いっぱいしたほうがいいんじゃないかと思うんです。というのは、もう私は町の議員ですから、国は大変で、やっぱり国も思わないかんけど、国のことはやっぱり国会議員の先生にしてもらって、また協力もせないかんです、税金が行くわけですから。

だけど、やっぱり私たちは自分たちの町のことも考えないけませんので、この17億円限度いっぱい、いろんなこの数値があって、人口とか何だかんだあって限度が決まってくると思うんですけれども。ですから、やっぱりその辺までは積み立てとったほうがいいんじゃないかというふうに思うんですけれども、やはり12億円でとめられるつもりなのか。

というのが、使い道が、やっぱり地域の行事の展開とか伝統文化の伝承、それから商店街の活性化対策とか自治会活動の助成とか、今後、やはり私たちの町の非常に大きな課題になることに使えるとなっているわけですから、やっぱり限度額いっぱいまではどうかと思うんです。その辺の考えをちょっと町長に、12億円になぜなったのかをお伺いしたいと思います。

○町長（日高 政勝君）

この合併特例債を借る、そしてまた一方で、やはりこの合併特例債として庁舎建設の分も借りるということでもありますし、そしてまた別途あと一般の基金として2億円ですか、そういうことを考えながら、将来の公債費比率がどんな推移になっていくかということをお考え合わせて、いわゆるその財政シミュレーションをした上で、いわゆるこの18%を超えることはもう絶対ないようにせんにやいかんということで、先ほどありましたとおり、そういう試算もずっとしながら、

33年度に11.9ですから、22年度決算が16.6まできていますから、さらに、いわゆる基金を別途2億円、それから庁舎建設を7億5,000万円、それから町道関係等2億円とか、そういうことを考えて12億円。

21億円ぐらいになりますか、それぐらい借っても11.9%になりますので、そこまでしてありますので、17億円借りれないことはないと思うんです。ただ、ほかのまた特別ないろんな大規模改造の学校の問題が出たり、あるいは将来的に防災無線、これも恐らくデジタル化にせんにゃいかんとかいろんなものが予測されますので、やっぱり必要最小限のところにとどめておかないと、また上がってしまうといろいろな支障があるというようなことで、現段階では一応12億円ぐらいを考えております。

○**麥田 博稔議員**

今回、1億9,000万円ですか、借入れをされていますけれども、やはり15億円は守られているわけですね。23年度中の起債見込み、それが14億4,457万1,000円ですから、だからその辺を考えると、そのうちのしかも5億5,000万円は臨時財政対策債ということで100%今後も見るということで、先ほどありましたように11.1ぐらいまで落ちていくということは、財政の状況は、ある程度ここで無茶なことをせんかぎり健全になっていっていると理解をするわけです。

ですから、その辺は財政当局で十分試算をしながら、できるだけ、私は個人としては積み立ててもらおうように要望しておきたいというふうに思います。

○**議長 (中尾 正男議員)**

ほかにありませんか。

○**川口 憲男議員**

町長、当初で桑園議員から出たように、やっぱり今、先ほどの説明を聞いてとっても、将来的に財源的なところも、知事なんかも必要性があるんだよと、だから早いうちにこういうふうな積み立てをせえということであれば、きょうの提出じゃなくしてやっぱり当初でして、もうちょっと審議を尽くすべきと考えるんですが、どうですか。

○**町長 (日高 政勝君)**

確かに、先ほどもありましたとおり、提案の時期というのがあったかと思っております。

ただ、こういった財政の指数をにらみ合わせながらやっぱりやっていくちゅうことが必要ですので、やっぱりこれは決算の時期でないとその辺の大まかな指数というのが把握が難しいということがございます。その辺の財政運営の関係もありまして今の時期になったと思っておりますが、議員それぞれ御指摘にありますように、十分論議をしていただくような機会については、もうちょっと検討すべきであったかなと思っておるところでございます。

○**川口 憲男議員**

それと、やっぱり決算を見据えた考え方でという今お話がありましたけれども、やっぱり24年度の当初予算の流れ、あるいは3月で見た平成23年度の決算の流れでそんなところが出てくるんだろうと思うんですが。

やっぱりこういう振興基金、あるいは先ほど話がありましたように地域が盛り上がるため、いろんなための積み立てはしとかにゃいかんのだと、頑張っているところもあるんだと、そうおっしゃるところちゅうのは重々判るんですけども、果たして、ほんならそこあたりはどうしていくのか、資金運用収益から上げるという、いずれにしても、先ほど、将来を見て決算を見据えたことということが町長の言葉から出ましたけど、とすれば、やっぱりそういう運用益、あるいは収益がどれぐらいあるというのなんかも算出された上でのこの積み立てのあれじゃないかと思

ます。

先ほどおっしゃいましたように、私なんども、庁舎建設の積み立てをされてきている中で、この合併特例債を比較的使わない方向で行かれるということも重々判ります。だけど、先ほど話がありましたように、いずれにしろ借金ですから、運用といいますか、その30%の返済の中で借りていくのがいいんですよということも判っていく中で、もう少しそこあたりを説明が必要と私は考えるんですが、どうでしょう、町長。

○町長（日高 政勝君）

この起債の関係というのは、手続きが、その年度のいろんな起債事業、予算を確定いただいて申請をする時期というのが5月なんです。そして、事業執行をして、いわゆる決算、実績が出てくるわけですが、それに基づいてまた当初出した起債の変更をしなきゃならないと、そういうことで、それに基づいてまた借り入れもしなきゃならないということでもありますから、それは年度末にならざるを得んというのがあります。

それで、起債の変更というのは、過去、もう3月31日が過ぎてから、結局許可をもらって専決でいつもこうしていた時代がございますけれども、やっぱりそこにこういう一つの財政の流れとこのあるものですから、今の時期にならざるを得んというのがあります。

それで、いろんな財政指数というのを、先ほど申し上げましたとおり、公債費負担適正化計画に基づいて公債費比率がどんな推移になるのかなというのを見きわめるのは、今の時期しかないんです。それで、非常にやむを得ないんですけれども、御指摘にあるとおりもっと早くという御意見もあります。

そういう事情がありますことは御理解いただきたいと思えますし、この辺の充当のあり方については、先ほども申し上げましたとおり、とにかく一般財源で今、措置をしてあるもの、こういうものをうまく活用して、それらの財源をこちらに充てて、それでまたそれだけ一般財源が浮いてくるわけですから、その分はまたほかの分野に使えると、弾力的な運営ができるということで御理解いただきたいと思っております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第24号 さつま町まちづくり振興基金条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

次は、議案第25号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○**麥田 博稔議員**

今回新たに、さつま町の公共施設整備基金条例をつくられるわけですが、前に電源立地地域対策交付金事業基金条例というのがあって、それで、今回のやつと、この前の制定したときのやつを見ますと、学校関係施設、社会教育文化施設、体育レクリエーション、消防、防災、農林業、保健福祉、環境衛生施設、もうほぼすべてその電源立地のほうでもカバーができるんですけども。

新たに今、こちらをされるというのは、電源立地はその資金管理のほうで10%とか、計画を変更したら県知事に届けるとか、使い勝手が非常に悪いというようなふうになっていますけれども、その辺の住み分けはどのようにされるつもりなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○**町長(日高 政勝君)**

似たような基金がたくさんありまして、理解しがたいところもあるかと思えますけれども、この電源立地地域対策交付金事業基金につきましては、この財源というのが電源立地地域対策交付金というものになっておりますので、これについてもいろいろ使い勝手がいいようにということで今までも要望をして、若干ずつは緩和はされてきておるんですけども、対象としている施設というのが、教育施設あるいはレクリエーション施設の一部ということで、使い道が制約をされておるわけでありまして。

そういうことで、今回設置をいたします基金については、この対象要件から漏れたようなその他のすべての施設の維持補修、営繕の關係に充当ができるようにしていきたいということで、新たにこの基金を設置をするということにいたしておるわけでありまして。

非常に、公共施設が多種多様にわたっておりまして、これの管理のあり方というのはこれまでも御報告を申し上げましたとおり部内で今検討中ではありますが、とにかく、その辺も整理をしながら、より効率的な財政運営をしていきたいと思っておりますし、そのためにはやっぱり必要なものについては、必要な時期に適切な補修をしながら長寿命化を図っていくことも大事かと思っておりますので、そういったことに対しての準備のための基金ということでございます。

○**麥田 博稔議員**

さっきの説明で、し尿、ごみ処理施設等もこれに入ってくるということですが、1億円積み立てられるわけですが、向こうのほうは、今まで、合併後2億円ぐらいあった基金も使いとって、そして経済対策のやつでも何千万円も使っています。

あそこまで含めてされて、一般廃棄物処理施設維持補修基金は廃止になるんだろうと思えますけれども、やはり1億円では、将来的に非常に不安だと思うんです。ですから、東北地方の瓦れきの処理なんかはこの前の委員会のときに話をしましたら、やはり窯なんかの調子が悪いので協力はできない、まことに心苦しいとのことで、きょうの新聞等にもちょっと書いてあった事情もあるようですけれども。

やはり、もうちょっと思い切ってというか、積んでいかないと、あとが大変になると思うんですけど、財政の余裕がないと積めないわけですが、目標としては、何億円ぐらいまでは積んどかんとまずいなというような考えがあるのか、とりあえず1億円ということなのか、お伺いしておきたいと思えます。

○**町長(日高 政勝君)**

確かに、今回1億円ということで新しく基金を積み立てることにはいたしておりますけれども、

この一般廃棄物処理施設維持補修基金、これについては、もう合併によりまして現在は薩摩川内市から委託を受けております。そういうことで、その剰余金等については基金を設置をしながら維持補修があったときには充当してきております。

その基金も昨年、し尿関係については24年からもうスタートをするので、その前にやっぱりこの基金を活用して必要なものは修理をしたほうがいいんじゃないかということでそれも充当をいたしました。そういうことで、残額としましては7万6,000円ぐらいしかもう残っておりませんので、これについては、ごみの関係が24年度限りということでありますから、もうそれを全部使いとって、もう基金を廃止をしたいと思っております。

そしてまた、先ほど申し上げました新たな基金の中で、全般的な、し尿の関係、ごみも含めた営繕の関係も使えるように、一本化したいということで考えております。電源立地のほうは別ですけれども、そのようなことで考えておるところでございます。

それで、どの程度積み立てる算段かということでございますが、今のところ、毎年の維持補修の経費というのは毎年1億円を超えておりますので、それを全部充てるとなるともう1年分ぐらいいしかないんですけれども、ただ大規模にわたるような修繕のために基金をつくるわけでありますので、今後、財政状況を見ながら、できるだけそういった不測の事態が発生した場合に緊急に対応できるようなやっぱり基金というのが必要かと思っておりますので、今、幾らまでというところまでは、はっきり申し上げられないところでありますが、とにかく数億円はやっぱり必要かなと思っております。

ただ、この辺は財政状況いかにありますので、今後、役場庁舎建設基金も終わってまいりますので、あとはこっちのほう为重点になるのかなと思っております。

○麥田 博稔議員

やはり、公共施設の整備、補修については、総合体育館なんかも経済対策があつて、それを利用してよかったんですけれども、やっぱり4,000万円、5,000万円という大きなのが出てきていますので、やはり十分配慮をして積み立てていかなければいけない。

というのが、私も財政調整基金のほうがたまってくれば、やっぱり余裕があるから何とか使ってください話になりますけれど、やっぱりこういう目的基金の場合は簡単に手が出ないというか、やはりそういう目的で積んでいくわけですから。

先ほど町長のほうから話がありましたように、やっぱり財政状況を見ながらできるだけやっぱりこういうのを積んでいかないと、施設はつくったときがピークで、あとどんどん古くなっていくわけですから、国の施策で経済対策とかいろんなものがあつたときには、たまたまよくなりますけれども、やっぱり慎重な配慮をしながら積み立てをしていただくように要望をしておきたいというふうに思います。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よつて、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第25号 さつま町公共施設整備基金条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

次は、議案第26号について質疑を行います。質疑はありませんか。

○麥田 博稔議員

先ほどの説明で、A3をA4にすると手数料の結局、増が生ずる方がおられると、恐れがあるというような説明があったんですが、何件ぐらいが今までこういうのにひっかかっていたのか、結局、大きな紙が小さくなって、外れて下が出てくるということになると思うんですけども、今までの経緯としてはどれぐらいあったものかをちょっとお伺いしておきたいと思います。

○税務課長（萩原 康正君）

課税台帳の発行件数は本庁が一番多いわけですが、本庁で当たったときに、23年度でいえば2月末で758件、課税台帳を発行しております。そのうち2枚以上のものが154件ありまして、2枚目以降の手数料で換算しますと2万1,000円程度ということになります。これが減収になるということです。

ただ、基幹系システムから今回出せるということで、従来、23年度までデータを変換する費用というのが35万円ほど必要でありましたので、この部分が不要ということになりますので、経費的にはその減収とそれを比較しますと、軽減につながるのかなと考えております。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第26号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第26号 さつま町手数料徴収条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

△日程第24「議案第27号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」、日程第25「議案第28号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第26「議案第29号 平成23年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、日程第27「議案第30号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」、日程第28「議案第31号 平成23年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」、日程第29「議案第32号 平成23年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第24「議案第27号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」から日程第29「議案第32号 平成23年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案6件を一括して議題とします。

各議案について提案理由の説明を求めます。

[町長 日高 政勝君登壇]

○町長（日高 政勝君）

議案第27号から議案第32号まで一括して提案理由を申し上げます。

まず、「議案第27号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」についてであります。今回の補正は、庁舎管理費に要する経費及び財産管理費、財政調整基金、公債費並びにその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,350万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億5億1,988万6,000円とするものであります。

次に、「議案第28号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。今回の補正は、保険給付費及び諸支出金並びにその他の所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3,509万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,223万3,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第29号 平成23年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」についてであります。今回の補正は、保健事業費等に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ655万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,447万9,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第30号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」についてであります。今回の補正は、保険給付費に要する経費及びその他所要の経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ90万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,479万5,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第31号 平成23年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」についてであります。今回の補正は、一般管理費に要する経費を補正しようとするもの

であります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ179万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,288万3,000円にしようとするものであります。

次に、「議案第32号 平成23年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてであります。今回の補正は、農業集落排水事業施設管理費に要する経費を補正しようとするものであります。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ480万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,790万1,000円にしようとするものであります。

内容につきましては、それぞれ所管の課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○財政課長（下市 真義君）

それでは、「議案第27号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」について御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

ここでしばらく休憩します。再開はおおむね13時5分とします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時04分

○議長（中尾 正男議員）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案の説明を続けます。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

それでは、「議案第28号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

〔以下議案説明により省略〕

続きまして、「議案第29号 平成23年度さつま町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」について御説明を申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○介護保険課長（中村 慎一君）

続きまして、「議案第30号 平成23年度さつま町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

次に、「議案第31号 平成23年度さつま町介護サービス事業特別会計補正予算（第2号）」でございます。

〔以下議案説明により省略〕

○環境課長（貴島 晃人君）

それでは、「議案第32号 平成23年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」について説明をいたします。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから、ただいまの議案6件について一括して質疑を行います。質疑はありませんか。

○平田 昇議員

補正予算の1億7,000万円は条例には関係しないものだから予算に言及するな、触れるなという指摘を受けたので、質疑をここで繰り返します。

執行部は、次年度予算を定める3月定例議会の最終日である本日に、1億7,000万円を超える補正予算を提出されています。委員会への付託は省略して直ちに採決してくれ、なぜこんな予算提出の形になったのか。執行部に何か手落ちがあったための本日の提出なのか、または特別な緊急性が生じたのか、これをどう解釈すればよいのか。議会運営委員会も認めていると言われれば一言もないのですが、議会軽視としか受け取れないわけです、私は。これが私の思いです。

改めて町長の見解を伺っておきます。

○町長(日高 政勝君)

先ほどもこの提案時期について、いろいろ御意見をいただいたところでございます。そしてまた、それについてもお答えをしたとおりでございますが、とにかく、会計年度というのが決まっております、4月から3月まで。これは国の会計も一緒でありますし、やはりその事業の会計年度において事業を執行してみないと、先ほども相当な減額が出てきておりますが、こういった実績を見た上でやっぱり基金積み立てというのが生じてくるわけでありまして。

今の時期でないとはっきりしないわけです、その辺のところ。やっぱり、この3月いっぱい一つの事業年度になっておりますので、会計年度として、その期間に執行見込みを立てて、その期間内に終わるのが通常でございますが、どうしても終わらないものは、先ほど提案をしたとおりで繰り返しの手続も議決をいただくことになっております。

したがって、こういった執行状況を見てみないと、どれだけの不用額とかそういうものが出るかははっきり判らないということがありますので、今の時期にならざるを得ないと思っております。2月の段階でも臨時会をしてそれなりに必要なもの、判ったものについては提案をいたしましたけれども、今の最終の見込みで、最終の減額をして調整をして、その分については、やはり財政調整基金なり、先ほど申し上げましたような維持補修基金とか、そういうものに積み立てをしたということでございます。

この基金の積み立てについては、こういった財政の運営をやってみないと判らないというようなことがありますので、そういった財源の補足をするために基金を今の時期にお願いをしていると、この財政調整基金の積み立てについては、従来も今の時期にやっておると思っております。

○議長(中尾 正男議員)

ほかにありませんか。

○麥田 博稔議員

一般会計の29ページ、役場庁舎建設基金の積み立てについて、あと4~5点お伺いしたいんですが、これは、今度3億5,000万円ですか、積み立てるようになっておりますけれども、基金が今年度3,400万円取り崩しても1月末現在では8億6,000万円ぐらいあって、合わせると12億幾らになるわけです。

私たちは、その前に庁舎建設について説明を受けて、議会で報告会をして回りました。そのときは20億円ぐらいという予算で、合併特例交付金を1億9,000万円ですか、そして合併特例債を7億5,000万円ぐらいと、それで基金は10億6,000万円ぐらい積んで、20億円という予算でと、説明して回ったんですけど。

12億円となりますと、結局1億5,000万円ぐらい役場庁舎建設基金が超過になってくる

わけですが、それだけすると今度は借りるほうが少なくて済むという計算もありますけれども、その辺をどのようにお考えなのか、1点お伺いしておきたいと思います。

それから、32ページですか、財政調整基金が7,900万円あるんですが、現在28億円ぐらいあってもう30億円に迫ろうかと。さきの説明で2億2,000万円ぐらいだったのを1億円ぐらいに抑えるというような取り崩しになったんですけれども、非常に多額になってくるわけですが、どれぐらいまでがめどか。

インターネットなんかでも、やっぱり各市町村によって標準財政規模の何%ぐらい目標にするとか、財政のあれをいろいろつくってあるようですけれども、我が町ではどの辺までを考えられるのか。国の今の状態でいきますと、やはりできるだけ多く積んでいたほうが、長期で見るといいという感じがするんですけど、町長としてどのようにお考えなのか、お伺いします。

それから、48ページの4款2項3目の衛生費のごみ処理費に関連してお伺いしますが、委員会で大震災の瓦れき処理について、質問をしました。そのときに、課長の答弁では、本町の、あそこの処理施設が、今もう自分の町のやつを焼くのでいっぱいだと、調子もちょっと悪かったりしてというような話もちょっと聞いたりしていたんですけれども。

きょうの南日本新聞によりますと、埋め立てのほうが結局、地元とのいろんな関連があるということですので、これは担当課長に聞かんと判らんのかもかもしれませんけれども、細かいところは。ですから、委員会のときの答弁と新聞報道等がちょっと食い違っているという感じもするんですけど、その辺がどうなのかということですが。

それから、86ページ、11款1項1目、農地・農業用施設災害復旧費、先ほどの説明でも採択がされなかったということですが、減額が1億3,000万円強ということで非常に多いので、できるだけ農家の方のために予算をとってという気持ちがあったと思うんですが、担当課長で結構ですが、中身について説明を。

それから87ページ、これも同じく、道路橋りょう河川災害復旧費ですが、やはり8,700万円ということですので金額が非常に大きいですから、お願いします。

それと、57ページ、ちょっと返りますけど、6款2項2目、森林整備地域活動支援事業費が1,100万円の減になっているんです。これは県の補助事業で、八百何十万円も返すようになっていきますけれども、県の補助をせっかく採択してもらってされたやつ、そして集約化とか作業路等の改良の問題とかあるんですが、新聞報道等にもありました森林組合等との関係で事業ができなかったのではないかなと思ったりするんですけど、その辺の事情についてちょっとお知らせをお願いいたします。

○町長（日高 政勝君）

私のほうで幾つかお答えして、あとは課長のほうで対応させていただきます。

まず、1点目の役場庁舎建設基金の関係であります。今回、3億5,000万円余り積み立てをするということで、累計で12億1,200万円ぐらいになるようでございますが、合併特例交付金が1億9,000万円、それから今の計画では7億5,000万円程度の合併特例債を借りたいという計画でありますので、もう既に事業規模の財源は確保したということをおもいます。

したがって、今後は財政調整基金については、物価の変動がどうなるのか判りませんが、日銀も1%インフレの目標を立てておりますし、東日本大震災の本格的な工事等が始まりますと、恐らくその辺の物価の上昇も見込まれるのかなと思っております。そういうことで今、21億5,000万円ぐらいになりますけれども、その辺も考慮する必要があるのかなと思っております。しかし、基金としてはこの辺が一つのめどかなと思っておりますのでございます。

それから、財政調整基金のほうの関係でございます。今度の積み立てによりまして、28億8,000万円余りでございますが、当初に、決算でまた半分以上は地財法に基づいて積み立てをとっておりますけれども、もうそうしても当初で3億5,000万円取り崩しの予定を予算に計上しておりますから、それはもうプラス・マイナス・ゼロになるのかなと思っております。

したがって、今のところ大きな変動がない限りについては、この28億8,000万円が24年度末にそのままなるのかなと思っておりますのでございまして、一応のめどとしましてはいろんな見方がございますけれども、私どもの町の財政規模というのが決算によると、やっぱり150億円になるんですね。そうしますと、やはりその2割と申しますと30億円になりますから、その程度やっぱりあればいいんじゃないかと私は思っているところであります。

○環境課長（貴島 晃人君）

東日本大震災の瓦れきの受け入れについてでございますが、記者の方からそういう質問がございましたので、こちらとしては焼却炉の調子が悪いということで、町内と申しますか、自分のところのごみで手いっぱいであるということでお答えしたところでございます。

また、記者の方からそういう最終処分場については取り決めがあるのかということが質問でありましたので、覚書についてそういうのがございますと申し上げたところでございます。

○耕地林業課長（山口 良一君）

まず、森林整備地域活動支援事業の減額についてでございますけれども、これは、この事業の支援内容が23年度から見直しをされたということで、この中で大きな違いは交付単価が定額助成から実行経費による精算払い方式になったということでございます。

当初予算を計上する時点ではこの点がまだ示されていなかったということで、事業主体である森林組合と森林整備公社から22年度並みの予算で実施要望が出されたところでありますけれども、その後23年度途中になりまして、このことを交えて改正の詳細が示されたということで、二つの事業主体とも計画の見直しをされたということで、この減額になったということでございます。非常に、内容的に少し厳しくなったということから、ちょっと慎重に対応されたということでございます。

それから、86ページの災害復旧事業の関係の減額分でございますが、23年度の耕地災害であります。昨年の6月と7月の豪雨の2回の災害でございまして、請負工事費の現有予算の3億6,500万円は6月の定例議会及び7月の臨時議会で、本人からの申請のあった合計の357件分を予算計上させていただいたということでございました。

その後、県との協議や査定の結果で、最終的には公共災害の対象になったものが278件となりまして、またそのうち1件は過年災ということになったことから、23年度予算としては最終的に277件分となりました。申請件数からすると80件の減ということになったところでございまして、これが減額の大きな理由ということでございます。

また、そのほかの理由として、査定率が今回82.64%であったということ、それから、もう一つは入札残があったということも減額の理由の一つでございます。

○建設課長（三浦 広幸君）

11款2項1目、道路橋りょう河川災害復旧費の減額でございますけれども、8,773万6,000円、28%の減となっております。

先ほど、耕地林業課長のほうからもありましたとおり、こちらのほうにつきましても異常気象による公共土木施設の災害発生後1週間以内に現地調査を行い、被害額を積算して関係機関に報告します。これをもとに災害復旧事業として申請する箇所の予算計上を行いますけれども、この時点では時間的に詳細調査ができないため、被災箇所を概算で多めに計上します。

ことしの例で申し上げますと、複数回の梅雨前線による豪雨、あるいは台風により、結果的に77件の災害が発生しております。それぞれの定例、臨時議会に提案し、予算の確定後、被災箇所の伐採から調査設計を経て災害の申請を行っております。この申請時点で、申請率でございますけれども、採択要件に合致する箇所が被害報告額の約87%になります。

続きまして、国の災害査定で国土交通省の査定官並びに財務省の立会官の現地検査がありますが、それらがありまして公共土木施設災害として決定するわけでございますが、ここでのいわゆる災害の査定率、これが92%。さらに、これはあくまでも決定工事でございますので、実勢単価に合わせた実施単価による構成、あるいは入札による落札率により90%になり、最終的にこの加重平均で28%の減となっております。

○麥田 博稔議員

役場庁舎建設基金のほうについてお伺いしますが、今、町長からありましたように、東日本大震災等の関係で、セメントとか鋼材とかいろんなそういう資材は上がるんじゃないかというのは、もうこれは新聞等でも書かれていますし、いろんな報道等でもありますので、理解はできるんですけれども。

私たちが5月に町政報告会を議会でするので、やはりいろんなことで変わってきたら、そこをまた議会のほうにも報告してもらって、それでやはり問題、課題を共有して町民の方に説明に回りたいと思いますので、その辺のまた資料ができれば開示をお願いしておきます。

それから、東日本大震災のことに関連しまして、4款2項3目についてお伺いしますが、これは、県議会でもこの前審議されまして、もう決まると、きょうの新聞報道でありますし、阿久根もしたと、阿久根なんか一部事務組合なのに一つのまちで決めていいのかわち、よそのことですけれども、思ったりするんですが。

やはり、これからそういう相談とかというのは、県とか、やっぱり国からもあるんじゃないかと思うんです。それで、そのときにやはり自分たちの町の結局そういう対応については、やはり議会のほうにもこういうことがあってということで報告をしてもらわないと、町民の方から新聞等を見て聞かれたときに、いや、そういう話はしたんどとか、ちゅうことになりかねませんので、委員会のときの答弁と新聞報道とがちょっと違うなという感じがしたもんですから。

その辺の覚書がある、それは私も地元ですから覚書があるというのは知っています。やはり、あそこに町外から持ち込んだりするときには、地元で相談をすると、ですから、その辺はやはり議会のほうにも報告してもらって。

また、窯の調子が悪いんだったら、やはりその辺もしっかりしていないと、やはり、ごみというのは、ああいう大震災でよそでもせえちなっていますけれども、法律的にはその市町村のやつは市町村で、自分たちのまちで出たやつは自分たちのまちで処理をなさいとなっているわけですから、また、今後のメンテナンスについても十分な配慮を要望しておきたいというふうに思います。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○新改 幸一議員

54ページなんですけれども、農林水産業費の担い手育成費の中の負担金補助なんですけど、さつま地域農業管理センター120万円、当初予算そっくり減額してあるようでございますけれども、過去に、農業管理センターにはそれぞれ行政のほうからこういう助成金をやってきたと思うんですけれども、何か当初予算をそっくり減額してあるようなふうになっているようでございますが、この管理センターの運営方法が何か変わったのか、当初の予算を全然、こうして補助金は

もう出さなくていいようになったのか、そこあたりの中身を教えていただきたいと思います。

○財政課長（下市 真義君）

これにつきましては、その運営自体はそのままということで、いわゆる財源の区分変更ということでございます。当初がこの負担金補助で支出、いわゆる人件費の部分を耕作放棄地の関係で、確か補正予算で計上をしたかと思えますけれども、いわゆる県の補助事業の関係です。そちらのほうで支出した関係で、こちらの分が不用になったということでございます。

○新改 幸一議員

補正の関係の中身は判ったところでございますが、運営方針もあんまり変わらんということでございますれば、24年度のこの予算を見ますと、今度はまた162万円、42万円の増額でまた、さつま地域農業管理センターということで24年度も組んであるわけです。

今、管理センターの仕事というのは、農業者の高齢化が進んでいきまして、確かにこの受託作業を大変喜んでもらっているところなんですけど、新年度でまた増額になったというところがあれば教えていただきたいと思います。

○議長（中尾 正男議員）

新改議員、これは補正の分でありますから、新年度の予算は、あとでまたちょっと聞いてみてください。

ほかにありませんか。

○市来 修議員

46ページ、4款1項4目の予防費、説明のところ業務委託料が1,800万円から減になっておるんですけど、この理由について伺います。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

4款1項4目の予防費でございますが、これにつきましてはポリオ等の定期予防接種が委託料として組まれているわけですが、接種者の減等ございまして、委託料の減を計上したところでございます。以上でございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

○平八重光輝議員

今、市来議員のところと若干重複しますが、積立金以外が減額予算で、皆さんの行政努力で減額になったと納得するところもありますが、ちょっと疑問というか、お尋ねするところは、ただいまの予防費につきましても、2,500万円減額で、具体的には当初計画したより受ける人が少なかったのか、どれぐらいの予定に対する予防接種率なのか。低かったのであれば、増やすためのどのような努力をされたか、ちょっとお尋ねいたします。

それと、もう一つは、似たような問題、議案第28号の20ページの特定健診であります。これも24年度から65%がもう義務づけられたといいますか、ちょっと厳しい条件になっておりますが、これが概算、23年度でどれぐらいになるのか。

減額になったということは、受診された方が少なかったということなんだろうけれども、これについても啓発といいますか、全員受けてもらうようにどのような施策をされたのか、お尋ねします。

もう一つは、やっぱり同じようなもので、議案第29号の9ページの間人ドック事業費であります。これも268万円減額になっておりますけれども、この辺も同じようなことで、少なかったから減額でしょうけれども、これも啓発についてどのような施策をされたのか、お尋ねいたします。

○健康増進課長（村山 茂樹君）

それでは、ただいま御質問にございました4款1項4目の予防費の予防接種の実績等につきまして、まだこれが現在も3月の末まで接種可能でございますので、現在判っている範囲だけで回答させていただきます。

接種率につきましては、現在の接種者が移動がございますので、人数だけお答えさせていただきます。定期予防接種でございますポリオにつきましては356人、2種混合につきましては163人、3種混合につきましては685人、風疹、麻疹ワクチンにつきましては666人、日本脳炎につきましては1,028人、インフルエンザにつきましては5,466人の一応接種をいただいたところでございます。

この定期接種につきましては、私どものほうから該当者の方に、接種1カ月程度の前に予診票を発行しまして、保護者の方々が各病院等に予約をしていただいて接種をいただいているところでございます。そのほか、4歳児健診、そういう健診のところにおきましても、保護者の方々に予防接種を受けていただくように勧奨を行っているところでございます。

続きまして、国民健康保険の健診の受診率でございますが、最終的な受診率につきましては、10月ごろに決定になるかと思えますけれども、現在の概算ではございますけれども、52～53%程度になるのではないのかなというふうに思っています。その確定につきましては、年間を通して国保にいた方が一応分母に入りますし、途中で国保に入られた方、途中から国保から出られた方については、分母、分子から外れますので、最終的には、一応10月ごろにならないと受診率が決定しないところでございます。

続きまして、議案第29号におきます人間ドックの状況でございますが、9ページでございます。PETドックが3名、一般のドックが3名、一応6名の方が受診されているようでございます。これにつきましても、広報等を通じまして受診の勧奨と申しますか推進を図っているところでございますけれども、やはり、後期高齢の方々については少ない状況になっているようでございます。以上でございます。

○議長（中尾 正男議員）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案6件は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、ただいまの議案6件は委員会付託を省略することに決定しました。

これから、ただいまの議案6件について順次討論、採決を行います。

まず、議案第27号について討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第27号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第27号 平成23年度さつま町一般会計補正予算（第11号）」は原案のとおり可決されました。

次は、議案第28号から議案第32号までの議案5件について一括して討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、ただいまの議案5件を一括して採決します。

お諮りします。ただいまの議案5件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第28号 平成23年度さつま町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）」から「議案第32号 平成23年度さつま町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」までの議案5件は原案のとおり可決されました。

△日程第30「議案第33号 さつま町教育委員会委員の
任命について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第30「議案第33号 さつま町教育委員会委員の任命について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。

〔町長 日高 政勝君登壇〕

○町長（日高 政勝君）

「議案第33号 さつま町教育委員会委員の任命について」であります。

さつま町教育委員会委員のうち大園勝氏が、平成24年5月9日付をもって任期満了となることに伴い、新たに坂口正浩氏を任命しようとするものであります。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

内容につきましては総務課長に説明させますので、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

〔町長 日高 政勝君降壇〕

○総務課長（紺屋 一幸君）

それでは、「議案第33号 さつま町教育委員会委員の任命について」御説明申し上げます。

〔以下議案説明により省略〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。

お諮りします。本案はこれを同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「議案第33号 さつま町教育委員会委員の任命について」は同意することに決定しました。

△日程第31「陳情第2号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める陳情書」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第31「陳情第2号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める陳情書」を議題とします。

総務常任委員長の審査報告を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務常任委員長（岩元 涼一議員）

当委員会に付託されました「陳情第2号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める陳情書」について、審査の経過と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町久富木222番地、宇都薫氏から平成24年2月23日に提出されたものであります。陳情の趣旨であります、東日本大震災の災害復旧に向けた取り組みが進められているが、国や地方自治体の職員が震災発生直後から懸命の救援活動に当たり被災者の生活を支えているが、今回の震災で改めて国の果たすべき役割や公務・公共サービスの重要性が明らかになった。

本県においても平成18年の水害など大災害が発生しており、近年の気象変動により災害の発生するリスクも高くなっている。国に求められることは、地方自治体と一体となって国民・住民の生命を守り、安全・安心を確保する責任と役割を果たすことである。

しかし、民主党政権は地域主権改革を主張し続け、①国の枠づけ等の見直しと基礎自治体への権限移譲、②地方交付金の一括化、③国の出先機関の原則廃止などを柱とする地域主権戦略大綱を閣議決定した。この地域主権改革は国の出先機関を廃止し、国が直接責任を持つことを放棄して、地方自治体に国の責任を押しつけるもので、地域住民への行政サービスを切り捨てるものである。

以上のようなことから、地方に犠牲を強いる国の出先機関の原則廃止については慎重に検討すること、震災などの災害復旧はすべて国の責任において実施することを要請するものであります。当委員会では、総務課の出席を求め説明を受けたところであります。

国の出先機関については、国のほうでは廃止の方向で検討していくという方向づけがなされている。これを受け、鹿児島県町村会では、この提案に対してどのような取り組みをしていくかということで協議がなされた結果、地方にとって地方整備局や河川事務所といった機関が廃止にな

るということは、大規模災害等が起こった場合に、実際どこが対応するのか、被害を受けた自治体のみで対応ができるのか、そういう現実的な事案を想定しながら県の町村会としては即廃止という考え方はぜひやめていただきたいということで、国には1月27日付で町村会長名で陳情が行われている。陳情先については国土交通大臣、副大臣、大臣政務官といった方々とのことであります。また、鹿児島県選出の国会議員すべての議員に要望したとのことであります。

現在も小規模の災害であれば町村で対応できても、町や県を越えるような大規模災害については、やはり国が指導して対策を講じていただかなければ、なかなか素早い対応が図れないという心配もあるということで、それらを踏まえると一概に国が今求めている方向をそのまま推進されることは地方にとって非常に問題が大きいという考えのもと、関係団体の働きかけがなされているとのことであります。

以上のような説明を受け審査いたしました。その中で、さつま町は18年の豪雨災害についても河川事務所、出張所があつてこそ住民の皆さんの声が届き、激特事業についてもこれまで進められてきたと思う。大規模な災害等については国の責任で行うべきであるとの意見が多数でありました。

採決の結果、「陳情第2号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める陳情書」については、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。以上で報告を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。ただいまの総務常任委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第2号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第2号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める陳情書」は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

△日程第32「陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第32「陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書」を議題とします。

建設経済常任委員長の審査報告を求めます。

〔川口 憲男議員登壇〕

○建設経済常任委員長（川口 憲男議員）

当委員会に付託されました「陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書」について、審査の経過と結果について報告いたします。

本陳情は、さつま町宮之城屋地808番の1小島喜代氏から平成24年2月6日に提出されたものであります。陳情の趣旨は、協同労働の協同組合は、組合に参加する人すべてが協同で出資し、協同で経営するという協同で働く形をとっており、働くことを通じて人と人とのつながりを取り戻しコミュニティの再生を目指す活動を続けている。

国内ではワーカーズコープ、農村女性ワーカーズ、障害者団体など10万人以上がこの協同労働という働き方で20年、30年という長い歴史の中で働いてきたが、自分たちの働き方に見合った法人格や労働者として法的保護を受けられるような社会的認知の必要性から法律の整備を求めて活動を続けてきた。

その結果、この働き方や法人を認めるための協同労働の協同組合の法制度を求める取り組みが全国に広がり、国会で220名を超える超党派の議員連盟が立ち上がるなど法制化の具体的な検討が始まっている。協同労働の協同組合は、企業で正規に雇用されない若者や退職した高齢者が集まり、働きやすい職場を自分たちでつくる新しい働き方としての期待や地域のさまざまな課題に住民自身が取り組むための組織として期待されている。

このような中、この法制化の流れを推し進めるため、国会でのしっかりとした議論と速やかな制定を強く要望するとともに、だれもが仕事を通じて、安心と豊かさを実感できるコミュニティをつくる、こうした働き方は市民事業による市民全体のまちづくりを創造するものであり、働くこと、生きることに困難を抱える人々自身が社会に参加する道を開くものであることから、政府及び関係行政官庁に「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書の提出を求めるという内容であります。

当委員会では、ワーカーズコープ連合会に県内における協同労働による事業所の設置状況、法制化が図られることのメリット等について文書による照会を行い、その回答内容などを参考に審査を行ったところであります。

県内における事業所の設置状況は、始良市や出水市など5市に8事業所が設置されており、そのほとんどが子育て支援、障害者支援、高齢者介護支援などの教育、福祉関連事業所となっています。また、メリットとしては、協同労働による活動を法人という形で認めてもらうことにより社会的な信用が得られ、理念に沿った活動方針のもと、さまざまな人々が仕事として事業を起こし、それが地域に根差した福祉や環境、教育等の分野での活躍が期待できるというものであります。

審査の過程で、いろいろな働き方の中で会社などに勤められない方々が協同組合をつくり法人格を取得し、新しい職場をつくりながら地域の皆さんに貢献しようという趣旨であり、働きたいと願う方の仕事をつくり出し雇用の機会の拡充も図られるのではないかと意見が出され、採決の結果、本陳情については、陳情の趣旨を了とし、全会一致で採択すべきものと決定した次第であります。以上で、報告を終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから委員長報告に対する質疑を行います。ただいまの建設経済常任委員長の報告について質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。

お諮りします。本件に対する委員長の報告は採択です。委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書」は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

△日程第33「発議第1号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書（案）の提出について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第33「発議第1号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔岩元 涼一議員登壇〕

○総務常任委員長（岩元 涼一議員）

ただいま議題となりました「発議第1号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書（案）の提出について」趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、先に採択されました「陳情第2号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める陳情書」についてと同趣旨であります。お手元に配付してある意見書（案）のとおり、内閣総理大臣ほか関係大臣、並びに鹿児島県知事に対し意見書を提出しようとするものであります。以上で、趣旨説明を終わります。

〔岩元 涼一議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「発議第1号 国民の権利を支える行政サービスの拡充を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

△日程第34「発議第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）の提出について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第34「発議第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）の提出について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔川口 憲男議員登壇〕

○建設経済常任委員長（川口 憲男議員）

ただいま議題となりました「発議第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）の提出について」趣旨の説明を申し上げます。

意見書の内容につきましては、さきに採択されました「陳情第1号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書に関する陳情書」と同趣旨であり、お手元に配付しております意見書（案）のとおり「協同労働の協同組合法（仮称）」の制定を要請するため、衆参両院並びに内閣総理大臣ほか関係大臣に対し意見書を提出しようとするものであります。議員各位の御賛同と御理解をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上で、趣旨説明を終わります。

〔川口 憲男議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「発議第2号 「協同労働の協同組合法（仮称）」の速やかな制定を求める意見書（案）の提出について」は原案のとおり可決されました。

△日程第35「発議第3号 さつま町議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第35「発議第3号 さつま町議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

[平八重光輝議員登壇]

○行財政改革対策調査特別委員長（平八重光輝議員）

ただいま議題となりました「発議第3号 さつま町議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定について」提案の趣旨説明を申し上げます。

厳しい雇用、経済情勢、また本町の行財政改革の推進にかんがみ、本年度に引き続き平成24年4月から平成25年3月までの1年間の報酬について、議長の報酬月額から5%、副議長、常任委員長、議会運営委員長及び議員の報酬月額から3%をそれぞれ減額するものであります。本条例施行による減額の総額を183万円と見込んでおります。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

[平八重光輝議員降壇]

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、「発議第3号 さつま町議会議長等の議員報酬の特例に関する条例の制定について」は原案のとおり可決されました。

△日程第36「発議第4号 さつま町議会議員定数条例の

一部改正について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第36「発議第4号 さつま町議会議員定数条例の一部改正について」を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

〔平八重光輝議員登壇〕

○行財政改革対策調査特別委員長（平八重光輝議員）

ただいま議題となりました「発議第4号 さつま町議会議員定数条例の一部改正について」提案の趣旨説明を申し上げます。

去る3月2日に開催された本定例会の開会日において、行財政改革対策調査特別委員会の中間報告を行いました。この報告の中で、次期選挙の議員定数については16人が適当であるとの結論に至ったことについては、調査及び審査の経過を御報告申し上げたところであります。

この条例の提案理由は、行財政改革の一環として議員の数を減じるため地方自治法第91条第1項の規定により提案するもので、改正の内容は、さつま町議会の議員の定数20人を16人に改めるものであります。附則で、施行期日をこの条例は交付の日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用するとするものであります。

以上で、提案の趣旨説明を終わります。

〔平八重光輝議員降壇〕

○議長（中尾 正男議員）

これから本案に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は会議規則第39条第2項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中尾 正男議員）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第4号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（中尾 正男議員）

起立多数です。よって、「発議第4号 さつま町議会議員定数条例の一部改正について」は原案のとおり可決されました。

△日程第37「報告第2号 平成24年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」

○議長（中尾 正男議員）

次は、日程第37「報告第2号 平成24年度さつま町土地開発公社事業計画及び事業会計予算について」を議題とします。報告の内容については説明済みであります。

何かお聞きしたいことはありませんか。

○**麥田 博稔議員**

1点だけお伺いしておきます。さつま町の土地開発公社の資金計画を見ますと、1億4,600万円借り入れて、利息等も出ているわけですが、きょう議決されましたけれども、3億円一応貸し付けてあります。それで利息が百何十万円出てきているわけですが、今、町の財政を見ますと、町長は厳しいと言われますが、私はある程度余裕が出てきたと思っているところがあります。

それで、基金については、有効かつ有利な方法で管理せえとありますけれども、やはり預金をしていてもなかなか利息が増えないと、それで、借るほうはやはり百何十万円あるわけですね。それで1億4,600万円ですけれども、最終で5億円ぐらい貸し付ければ、土地開発公社の基金の運用というか貸付金の利息の出し方が少なくなって、結局、土地開発公社は別組織だという話ですけれども、完全に町が100%出していますから利息が膨らんでいくと町民の負担になるわけですね。

ですから、3億円入れるときにもいろいろ議会のほうでも問題があつて、私は今から言うような考えなんですけれども、いろんな考え方あると思うんですが、ここでやっぱり議会の理解を得ながら、あと1億円か2億円ぐらい、私はできれば2億円ぐらいして5億円ぐらいと思っているんですが、町の一般会計から借りて、そして金利の負担を軽くすればどうかなと思うんです。

やっぱり財政調整基金に積んでいても今のところそういう目的がないわけですから、そしてまた積んでも2億円の利息といいますと0.03となると6万円ぐらいですか、そういう感じになりますよね。そうすると、借りればやっぱりこの計画では1%以内となっていますので、200万円とかという感じになるわけですけど、その辺を町長はどのように今後お考えなのか、ちょっとお伺いしておきたいというふうに思います。

○**町長（日高 政勝君）**

今の地方自治体の財政を考えたときに、単に一般会計のみならず特別会計、そしてまた100%出資をしております地方の公社、いわゆる公有地拡大推進法に基づく土地開発公社についても一体的に考えて財政運営をするというのが、もう今は国から言われておるとおりでございます。これについては、毎年決算の状況で合わせた形で報告をさせていただいておりますが。

とにかく、公社についてはすべて借入金で運営をしているというようなものでございますので、必然的に借り入れの利率が上がりますと運営に支障が来るといようなことでございます。現在のところ、低率で借り入れができておるところでございます。来年度が1億4,600万円の長期借り入れ、これは実質的にはもう1年のあれという形でやっておりますけども。

それでも大きな金額でございますし、年間の利子にいたしましても百数十万円というようなことでございますので、できたら、公社の円滑な運営のためには、そういった利子が少なく済むというのがいいかと思っております。現在、一般会計のほうから3億円ですか、基金運用の形で貸し付けを行っておりますけれども。

一般会計のほうで、確かに財政調整基金に積んで、この間、利率そのものがあんまり運用しても大きな額にならないということでもありますので、お互いの身内の一つのやりくりということをお考えますと、低利で貸し付けて公社のほうもいいということも確かにあるかと思っておりますので、一般会計の財政の資金の運用、ここに余裕があるとすれば、年間の見通しを立てて、できればプラスのほうが出てくるようであれば、また検討もしていきたいと思っております。

この辺については、年間の財政運営と申しますか、資金運営というのをやっぱり考えた上でやっていきたいと思っておるところであります。

○**麥田 博稔議員**

ぜひ、理事会等で検討されて、そして内容をまた議会のほうにもお知らせを願って、そして議員の理解も得ながら、私はそういうふうにしたほうが、プラス・マイナスですと町のためにはなるのではないかと思っているんですけども、ぜひ、検討を要望しておきたいと思います。

○**議長（中尾 正男議員）**

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中尾 正男議員）**

質疑なしと認めます。これで報告第2号を終わります。

△日程第38「議員派遣の件」

○**議長（中尾 正男議員）**

次は、日程第38「議員派遣の件」を議題とします。

お諮りします。会議規則第122条の規定によって、別紙のとおり次期定例会までの期間に開催される研修会について議員を派遣したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中尾 正男議員）**

異議なしと認めます。よって、別紙のとおり議員を派遣することに決定しました。

△日程第39「閉会中の継続審査・調査について」

○**議長（中尾 正男議員）**

次は、日程第39「閉会中の継続審査・調査について」を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会並びに各特別委員会委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました各事項について閉会中の継続審査・調査の申し入れがあります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（中尾 正男議員）**

異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

△閉 会

○**議長（中尾 正男議員）**

以上で、本日の日程は全部終了しました。

よって、会議を閉じ、これをもって平成24年第2回さつま町議会定例会を閉会します。

閉会時刻 午後2時22分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

さつま町議会議長 中 尾 正 男

さつま町議会議員 内之倉 成 功

さつま町議会議員 柏 木 幸 平